

令和４年度 内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業



主要国・地域における貿易措置等の
国際ルール整合性に関する調査報告書

令和５年２月２２日

TMI 総合法律事務所

目次

1. 中国	2
2. ASEAN 諸国（タイ、ベトナム、インドネシア、マレーシア、フィリピン）	47
2-1. タイ	47
2-2. ベトナム	54
2-3. インドネシア	62
2-4. マレーシア	75
2-5. フィリピン	77
3. 米国	78
4. EU・英国	96
5. 韓国	103
6. 台湾	105
7. 豪州	107
8. カナダ	109
9. ロシア	111
10. インド	112
11. ブラジル	130

1. 中国

透明性、統一的行政、司法審査

（１）中国の透明性、統一的行政、司法審査に関する分野について、現在報告書で記載されている関連規制に変更があれば、その内容を調査・報告ください。また、可能な範囲で、上記の分野における特筆すべき新たな動向などあれば、調査・報告ください。

1. 情報公開

(1) 2022 年度政務公開業務要点に関する通知¹

2022年4月11日に、国務院弁公庁は、「2022年度政務公開業務要点に関する通知」を公表した。「政府情報公開条例」の執行による政務情報の公開の強化等について、以下の方針を述べている。

- ・ 公開を通じた経済の安定的かつ健全な発展の促進
具体的には、市場主体、税の減免や投資拡大に関する情報公開を推進することにより、新型コロナウイルスの影響を受けた業界に対する支援を増やし、雇用の安定と消費の回復等を促進し、経済の安定的な発展を図る。
- ・ 公開を通じた社会の調和と安定維持
新型コロナの防疫対策、雇用維持や公共企業等に関する情報公開を推進し、不安や虚偽宣伝を防ぐために、タイムリーかつ適切な方法で社会の懸念に対応することや、市場経済の秩序と国民の重大な利益の保護等を図る。
- ・ 政策開示の質の向上
行政法規、規章や行政規範性文書の集中公開を推進し、政策集中公開の成果の運用を強化し、政策問合せサービスの最適化を進める。「中国政府法制情報ネット行政法規庫²」を改善し、2022 年末までに現行行政法規の過去文書の収録を完成させることや、国務院部門や省級政府及びその部門が率先して現行行政規範性文書の政府ホームページ情報公開コラムにおける集中公開及び動的更新を完成させることが目標とされている。
- ・ 開示業務の基盤構築
政府の情報開示制度の実行を規律すること、科学的かつ合理的に開示方法を決定すること、公開プラットフォーム構築の強化や基層政務の透明性を着実に推進することが挙げられる。具体的には、情報公開を実行する際に、国家機密、個人情報や商業秘密等の漏洩等を防止しなければならない。また、2022 年末までに、国務院部門主管の政府ホームページ及び省級政府部門ホームページは、IPv6 に対応させ、県級政府は、農業関連補助金の申告に関する情報を適時に公開し、村を単位として補助金の分配実績を公開するなど、具体的な内容が定められている。
- ・ 業務指導・監督の強化
主体責任を貫き、重大政策を発表する際に、解説や説明を積極的に行い、誤読を避ける。また、業務スタイルを改善し、下級部門は上級部門の第三者評価機構と業務連携してはならない。さらに、真剣に業務を遂行し、前年度の業務要点の実施を振り返り、本年度の業務要点の実施を公開し、社会から監督を受ける。

(2) 司法公開

中国最高人民法院の関連サイトの情報によれば、2023年1月までに、「中国裁判文書ネット³」（1億3871万件を掲載）、「中国法廷審理公開ネット⁴」（法定審理のライブ中継映像約2091万件を公開）、

¹ 中国語：国务院办公厅关于印发 2022 年政务公开工作要点的通知

国務院弁公庁「2022 年度政務公開業務要点に関する通知」（http://www.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/caizhengxinwen/202204/t20220424_3805058.htm）

² 中国語：中国政府法制信息网行政法規庫

中国政府法制情報ネット「行政法規庫」（<http://www.gov.cn/zhengce/xzfgk/index.htm>）

³ 中国語：中国裁判文书网

最高人民法院「中国裁判文書ネット」（<https://wenshu.court.gov.cn/>）（2023 年 1 月 26 日確認）

⁴ 中国語：中国庭审公开网

「中国審判フロー情報公開ネット⁵」（開廷公告記録473万件を公開）、「中国執行情報公開ネット⁶」（失信被執行人約798万人を公表）、「全国企業破産再生案件情報ネット⁷」（破産、強制清算案件の案件公告約27万件を公表）等のウェブサイトを通じて司法に関する情報を公開している。

(3) 政務データ公開

2022年10月28日に、国務院弁公庁は、「全国一体化政務ビッグデータシステム構築ガイドライン⁸」を公表した。同ガイドラインは、政務データに関する現状や問題点を説明し（一、建設背景）、全国一体化政務ビッグデータシステムの構築に関して、クラウド、ブロックチェーンや人工知能等の技術を活用したうえで、2023年末や2025年までの構築目標をそれぞれ掲げている（二、全体要求）。

全国一体化政務ビッグデータシステムには、「1+32+N」、すなわち、1つの国家政務ビッグデータプラットフォーム、32の省及び新疆生産建設兵団、国務院関連部署のNからなる3種類のプラットフォーム及び管理体制、標準規範、安全保障の3種類のサポートが含まれる（三、全体構造）。また、同ガイドラインにおいては、同プラットフォームが国務院各部門、地方各部門、関連システム等の関係について、図表を示しながら詳細に説明していた。国務院各部門や各地方政府のプラットフォーム、その他関連システム等は、全国一体化政務ビッグデータシステムに接続され、データの同期や共有等の機能を備えなければならない。

2. 統一の行政、司法審査

(1) 行政処罰法関連規定

2021年7月15日より、「行政処罰法⁹」の改正法が施行されている。同法の施行に関連して、2022年8月17日に、国務院弁公庁は、「行政裁量基準の制定及び管理のさらなる規範化に関する意見¹⁰」を公表した。同意見の制定を受け、2022年10月8日に、国家市場監督管理総局は、「市場監督管理における行政処罰の裁量権の規範化に関する指導的意見¹¹」を公表した。さらに、2022年において、「漁業行政処罰規定¹²」、「労働行政処罰聴聞手続規定¹³」、「財政行政処罰聴聞手続実施弁法¹⁴」、「商務部行政処罰

最高人民法院「中国法廷審理公開ネット」 (<https://tingshen.court.gov.cn/>) (2023年1月26日確認)

⁵ 中国語：中国审判流程信息公开网

最高人民法院「中国審判フロー情報公開ネット」 (<https://splcgk.court.gov.cn/gzfwwww/>) (2023年1月26日確認)

⁶ 中国語：中国执行信息公开网

最高人民法院「中国執行情報公開ネット」 (<http://zxgk.court.gov.cn/>) (2023年1月26日確認)

⁷ 中国語：全国企业破产重整案件信息网

最高人民法院「全国企業破産再生案件情報ネット」 (<https://pccz.court.gov.cn/pcajxxw/index/xxwsy>) (2023年1月26日確認)

⁸ 中国語：全国一体化政务大数据体系建设指南

国務院弁公庁「全国一体化政務ビッグデータシステム構築ガイドライン」 (http://www.gov.cn/zhengce/content/2022-10/28/content_5722322.htm)

⁹ 中国語：行政処罰法

全国人民代表大会「行政処罰法」 (<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202101/49b50d96743946bda545ef0c333830b4.shtml>)

¹⁰ 中国語：关于进一步规范行政裁量权基准制定和管理工作的意见

国務院弁公庁「行政裁量基準の制定及び管理のさらなる規範化に関する意見」 (http://www.gov.cn/xinwen/2022-08/17/content_5705745.htm)

¹¹ 中国語：关于规范市场监督管理行政处罚裁量权的指导意见

市場監督管理総局「市場監督管理における行政処罰の裁量権の規範化に関する指導的意見」 (http://www.gov.cn/xinwen/2022-10/12/content_5717767.htm)

¹² 中国語：漁業行政処罰規定

農業農村部ウェブサイト「漁業行政処罰規定」 (http://www.gov.cn/zhengce/2022-01/07/content_5721387.htm)

¹³ 中国語：劳动行政処罰聴證程序規定

人力資源社会保障部ウェブサイト「労働行政処罰聴聞手続規定」 (http://www.gov.cn/zhengce/2022-11/24/content_5711265.htm)

¹⁴ 中国語：財政行政処罰聴證實施办法

新華社「財政行政処罰聴聞手続實施弁法」 (http://www.gov.cn/xinwen/2022-01/24/content_5670245.htm)

実施弁法¹⁵」、「国家外貨管理局行政処罰弁法¹⁶」「市場監督管理行政処罰手続規定¹⁷」等、行政処罰に関する規定が複数改正された。

市場監督管理に関しては、2022 年において、「市場監督管理における行政処罰の裁量権の規範化に関する指導的意見」と「市場監督管理行政処罰手続規定」に加え、国務院弁公庁は、「市場監督管理総局総合行政執行に関する事項の通知¹⁸」、「市場監督管理総合行政執行事項指導的目録（2022 年版）¹⁹」を公表し、市場監督管理総局による各種行政執行に関して、執行対象となる事項、責任主体等を 2021 年時点の最新法令に適合するように修正した。

上述の市場監督管理に関する規定等に基づく最新の行政処罰事例として、2022 年 12 月 26 日、「知網」による優越的地位の濫用に対して、2021 年における中国国内売上上の 5%である 8760 万人民币元の罰金が課された事例が挙げられる²⁰。

改正後の「市場監督管理における行政処罰の裁量権の規範化に関する指導的意見」は、改正前の 2019 年版意見を基礎として、主に以下の内容を変更した。

- ① 行政処罰における裁量権行使の基本原則として、公平公正の原則を追加。
- ② 個別事案において、裁量権基準を適用すると著しく公平に害する場合、一定の手続を経て適用規範を調整することができることとした。
- ③ 法定処罰種類や範囲以下で処罰を軽減する場合、厳格な評価を経ることで裁量権の濫用を避ける。
- ④ 行政処罰裁量権基準がある場合、行政執行決定書において、基準の適用状況を明らかにする。また、行政処罰法に適合しない内容について、主に以下の修正をした。
- ⑤ 法に基づき処罰すべきではない場合、軽い処罰又は処罰を軽減すべき場合、軽い処罰又は処罰を軽減できる場合を増設し、処罰を加重できる場合を削減。
- ⑥ 法に基づき、初犯、主観的過失がないことを証明できる証拠があるなど、法に基づき処罰しないことができる場合を追加。
- ⑦ 処罰を加重すべき場合を追加。

3. 外国投資家の投資の透明性

(1) 海南自由貿易港市場参入承諾即入制実施管理規定²¹

2020年6月10日より、「海南自由貿易港法²²」が施行されており、海南自由貿易港は外商投資に対し、参入前の国民待遇とネガティブリストによる管理制度を行うと規定している（第19条）。

そして、2022年11月30日より、「海南自由貿易港市場参入承諾即入制実施管理規定」が公表されており、国家安全等国が参入管理している領域以外に、強制性標準のある領域については、許可や審査制度を撤廃し、関連要件の充足を書面にて約束することで、資料の提出及び届出により、直ちに投資経営活動を展開することができる（第2条）。

¹⁵ 中国語：商務部行政処罰実施弁法

商務部「商務部行政処罰実施弁法」（http://www.gov.cn/zhengce/2022-02/11/content_5712349.htm）

¹⁶ 中国語：国家外匯管理局行政処罰弁法

国家外貨管理局「国家外貨管理局行政処罰弁法」（http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2022-05/20/content_5691466.htm）

¹⁷ 中国語：市場監督管理行政処罰手続規定

市場監督管理総局「市場監督管理行政処罰手続規定」（http://www.gov.cn/zhengce/2022-10/08/content_5723507.htm）

¹⁸ 中国語：国务院办公厅关于市場監督管理綜合行政執法有關事項的通知

国務院弁公庁「市場監督管理総局総合行政執行に関する事項の通知」（http://www.gov.cn/zhengce/content/2022-11/16/content_5727228.htm）

¹⁹ 中国語：市場監督管理綜合行政執法事項指導目録（2022 年版）

市場監督管理総局「市場監督管理綜合行政執行事項指導的目録（2022 年版）」（http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2022-11/18/content_5727702.htm）

²⁰ 中国語：市場監督管理总局发布知網濫用市場支配地位案行政処罰決定書

市場監督管理総局「知網市場支配的地位濫用案行政処罰決定書」（https://www.samr.gov.cn/fldys/tzgg/xzcf/202212/t20221226_352400.html）

²¹ 中国語：海南自由貿易港實施市場准入承諾即入制管理規定

海南省人民政府「海南自由貿易港市場参入承諾即入制實施管理規定」（http://www.gov.cn/zhengce/2022-12/02/content_5730167.htm）

²² 中国語：海南自由貿易港法

新華社「海南自由貿易港法」（http://www.gov.cn/xinwen/2021-06/11/content_5616929.htm）

(2) 中国（北京）自由貿易試験区条例²³

中国（北京）自由貿易試験区は、2020年9月に成立し、2022年3月31日に、「中国（北京）自由貿易試験区条例」が公表され、5月1日から施行となった。

具体的には、自由貿易試験区の範囲及び機能を定めたうえ、投資貿易の自由化便利化、金融分野の開放及び革新、イノベーション主導の開発促進、デジタル経済開発環境の革新、優良産業の質の高い育成、北京、天津、河北の協調発展の新たな道の模索、行政機能の変革の加速などの目標が掲げられている。

輸出制限措置

（１）①輸出管理法、②信頼できないエンティティ・リストについて、新たな動向等があれば調査・報告ください。

1. 概説

輸出制限措置に関する調査は、主に商務部のウェブサイト²⁴、中国輸出管理情報ネット²⁵、中国の検索エンジン百度でのネット検索で行った。2022年は、輸出管理法や信頼できないエンティティ・リストに関する新たな動向は比較的少なかった。

2022年4月22日に、商務部より、輸出管理法の下位法令として「両用品目輸出管理条例（意見募集稿）」²⁶が公表されたが、正式な立法化には至っていない。

2. 両用品目輸出管理条例（意見募集稿）

(1) 概説

2022年4月22日、商務部より「両用品目輸出管理条例（意見募集稿）（以下「管理条例案」という。）」が公表され、5月22日まで意見募集手続に付された。管理条例案は、2020年12月1日に施行された輸出管理法の下位法令である。輸出管理法は、両用品目、軍需品、核並びにその他国家の安全及び利益の擁護、拡散防止等の国際的義務の履行に関わる貨物、技術、サービス等の品目の輸出管理に関する法令である（輸出管理法第2条第1項）が、管理条例案は、このうち軍事用又は民生用のいずれにも利用できる「両用品目」の輸出管理を対象としている。

輸出管理は、核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル等の大量破壊兵器関連の規制とそれ以外の通常兵器関連の規制に大きく分かれるが、従来、中国の輸出管理制度は、核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル等の品目ごとに異なる法令及びリストで規制されており複雑化している問題があった。管理条例案では、従来は分散していた大量破壊兵器関連の両用品目の規制（核両用品及び関連技術輸出管理条例²⁷、ミサイル及び関連品目・技術輸出管理条例²⁸、生物両用品及び関連設備・技術輸出管理条例²⁹、関連化学品及び設備・技術輸出管理弁法³⁰）を統合（管理条例案第60条）し、通常兵器関連の両用品目も包括して統一的な規則を定めている。なお、管理条例案は両用品目の規定であるため、軍需品や核専用品は対象外となっており、また化学兵器に使用される「監督規制化学品管理条例³¹」も対象外となっている（管理条例案第59条第1項）。

²³ 中国語：中国（北京）自由貿易試験区条例

新華社「中国（北京）自由貿易試験区条例」（http://www.gov.cn/xinwen/2022-03/31/content_5682783.htm）

²⁴ 商務部ウェブサイト（<http://search.mofcom.gov.cn/allSearch/?siteId=0&keyWordType=title&acSuggest=%E4%B8%8D%E5%8F%AF%E9%9D%A0%E5%AE%9E%E4%BD%93%E6%B8%85%E5%8D%95%E8%A7%84%E5%AE%9A>）

²⁵ 中国語：中国出口管制信息网

商務部「中国輸出管理情報ネット」（<http://exportcontrol.mofcom.gov.cn/>）

²⁶ 中国語：両用品目出口管制条例（征求意见稿）

商務部条約法律司「両用品目輸出管理条例（意見募集稿）」（<http://exportcontrol.mofcom.gov.cn/article/gndt/202204/626.html>）

²⁷ 中国語：中华人民共和国核两用品及相关技术出口管制条例

²⁸ 中国語：中华人民共和国导弹及相关物项和技术出口管制条例

²⁹ 中国語：中华人民共和国生物两用品及相关设备和技术出口管制条例

³⁰ 中国語：有关化学品及相关设备和技术出口管制办法

³¹ 中国語：中华人民共和国监控化学品管理条例

(2) リスト規制

ア 輸出管理リスト

輸出管理リストに記載された管理品目又は臨時管理品目の輸出について、輸出者は国家輸出管理部門に許可を申請しなければならない（輸出管理法第12条第1項、第2項）。

現在の輸出管理リストである「両用品目及び技術輸出入許可証管理リスト³²」は、大量破壊兵器や暗号製品等の両用品目リストとなっており、影響が大きい通常兵器の両用品目も含めた統合的な輸出管理リストは制定されていない状況である。2023年1月1日より、新しい「両用品目及び技術輸出入許可証管理リスト」が施行されている（以下「4. 両用品目及び技術輸出入許可証管理リスト」にて説明）。

管理条例案では、両用品目の輸出管理リストを策定及び調整する際には、適切な方法で意見を募集し、かつ①国家の安全と利益に対する影響、②拡散防止等の国際義務の履行に対する影響の要素を考慮して必要な産業調査及び評価を実施しなければならないとしている（管理条例案第13条第2項）。このため、統合的な輸出管理リストが公表される前に、意見募集手続に付されることが予想され、正式な施行にはまだ時間を要すると予想される。

イ 臨時管理リスト

輸出管理法では、輸出管理リスト以外の貨物、技術、サービスに対して2年を超えない範囲で臨時管理リストを作成できると規定している（輸出管理法第9条第2項）。管理条例案では、臨時管理リストの実施期間が満了する前に、国务院の商務主管部門は速やかに評価を行い、評価結果に基づいて以下のように処理しなければならない（管理条例案第14条第2項）とし、この臨時管理リストの期間満了後の対応を明確にしている。

- ・ 管理を行う理由がすでにない場合は、臨時管理措置を取り消す公告を公布しなければならない。
- ・ 管理を行う理由が依然として備わっているが、まだ両用品目輸出管理リストに加えるのに適さない場合は、臨時管理措置を延長する公告を公布しなければならない、延長の期限は2年を超えてはならない。
- ・ 両用品目輸出管理リストに加えるのに適している場合は、臨時管理品目を両用品目輸出管理リストに加えなければならない。

(3) キャッチオール規制

リスト規制の対象とならない場合であっても、貨物、技術、サービスが①国家の安全及び利益に危害を及ぼすもの、②大量破壊兵器及びその運搬機器の設計、開発、生産又は使用に用いられるもの、③テロ目的に用いられるものにあたるような可能性を知り若しくは知るべき場合、又は国家輸出管理機関からそのような通知を受けた場合には許可が必要となる（輸出管理法第12条第3項）。

管理条例案では、輸出者が輸出完了後3年以内にキャッチオール規制に該当するリスクに気が付いた場合に、商務主管部門への報告義務を規定し、これを怠った場合の行政処罰を定めている（管理条例案第27条第2項、第50条第1項）。

また、商務主管部門が輸出活動についてキャッチオール規制に該当するリスクを発見した場合は、許可証が取り消される可能性がある（管理条例案第22条）。

(4) 許可制度

ア 許可手続

リスト規制、キャッチオール規制に該当する場合には国家輸出管理部門に許可を申請しなければならない（輸出管理法第12条第1項、第2項）が、管理条例案は、その審査期間、有効期間、申請資料、許可証の変更・取消し等について規定している。審査期間は原則45営業日となっており、日本の原則90日と比べると短いものとなっている（管理条例案第18条第1項）。しかし、個別許可の有効期間は通常は1年を超えず、包括許可の有効期間は2年を超えない（管理条例案第19条）とされており、比較的短期となっている。

イ 優遇措置

³² 中国語：両用物項和技术进出口许可证管理目录

商務部、税関総署「両用品目及び技術輸出入許可証管理リスト」 (<http://www.mofcom.gov.cn/article/zcfb/zcblgg/202212/20221203376668.shtml>)

管理条例案では、許可の優遇措置として、日本の外為法と同様に包括許可や許可申請の免除を規定している。包括許可とは、輸出者が許可証に明記される範囲と有効期間内において複数の最終需要者に対して、複数種類の両用品目を複数回輸出することを許可する輸出管理を効率的に行うために重要な制度である。

しかし、管理条例案の包括許可は、内部コンプライアンスの整備のみならず、両用品目の輸出に2年以上従事しかつ輸出許可を複数回取得していることや、比較的固定化された販路・最終需要者がいることを要求している（管理条例案第23条）など申請のハードルが高く、包括許可の取得後も定期的に許可証の使用状況を報告して検査を受けなければならない（管理条例案第24条）と規定しており規制が厳しい。

また、許可申請の免除規定について、日本法では許可申請の免除事由として、特許等の公知技術や基礎科学分野の研究活動にあたることなど認められやすいものが列挙されているが、管理条例案が列挙する免除規定は、①入国して点検修理、テスト又は検査後、適切な期限内に元の輸出地に返送する、②中国国内で開催される展覧会に参加し、展覧会の終了後、直ちにそのまま元の輸出地に返送する、③民生用飛行機部品の出国メンテナンス、④国务院の商務主管部門が規定するその他の状況とその適用範囲が限定されており、かつ輸出前に国务院の商務主管部門に登録しなければならないため活用できる場面が限られている（管理条例案第25条）。

また、以下の状況の場合は包括許可又は許可申請の免除が適用されない（管理条例案第26条）。

- ・ 輸出者が5年以内に輸出管理違法行為により刑事罰又は行政処罰を受けた場合
- ・ 輸出者が1年以内の関連活動又は行為において両用品目の輸出管理違法リスクが存在することにより、国务院の商務主管部門が行う監督管理の勧告又は警告状を受けたことがある場合
- ・ 国务院の商務主管部門が規定するその他の状況

(5) 最終需要者、最終用途管理

ア 証明文書の提出

安全保障の観点から輸出する規制品目の最終需要者や最終用途を確認することが求められており、輸出許可の申請資料として証明文書を提出する必要がある。輸出管理法においては、「輸出事業者は、国家輸出管制管理機関に規制品目の最終需要者及び最終用途の証明文書を提出しなければならない。関連する証明文書は、最終需要者又は最終需要者の所在国及び地域の政府機関が発行したものとする」とされている（輸出管理法第15条）。

しかし、管理条例案では、「輸出者は輸出許可の申請時に、最終需要者が発行した最終需要者と最終用途の証明書を提出しなければならない。国务院の商務主管部門は必要に応じて、最終需要者の所在する国や地域の政府機関が発行した最終需要者と最終用途の証明書を同時に提出することを輸出者に要求することができる」とされており（管理条例案第28条第1項）、必ずしも公的機関による証明書発行が求められていない点で緩和されている。

イ 最終需要者、最終用途の変更

輸出した両用品目に最終需要者又は最終用途を変更する確かな必要性がある場合は、国务院の商務主管部門の承認を得なければならない、その後、許可範囲内で変更を行うことができ、最終需要者・輸入業者は中国国内の輸出者に委託して国务院の商務主管部門に申請を提出することができる（管理条例案第30条第1項）。

輸出者、輸入業者は関連する両用品目の最終需要者又は最終用途が変更された、又は変更される可能性のあることに気づいた場合は、速やかに国务院の商務主管部門に報告しなければならない。まだ輸出されていないか、まだ一部が輸出されていない場合は、速やかに輸出を中止しなければならない（管理条例案第30条第2項）。

(6) ブラックリスト

国家輸出管理部門が、①最終需要者又は最終用途の管理の要求事項に違反したもの、②国家安全に危害を及ぼすおそれのあるもの、③規制品目をテロリズムの目的に用いたもののいずれかに該当すると判断した輸入業者・最終需要者は、ブラックリスト³³に掲載される可能性がある（輸出管理法第18条第1項）。

³³ 中国語：管控名单

管理条例案では、ブラックリストに記載された場合の効果がより詳細にされている。国务院の商務主管部門はブラックリスト内の輸入業者・最終需要者の両用品目の輸出について以下の措置を採ることができる（管理条例案第31条第2項）。

- ・ 輸出の全て又は一部禁止
- ・ 関係する許可申請の不許可
- ・ 既に発行した関係する許可証の取消
- ・ 完了していない関係する輸出の中止命令
- ・ その他の必要な措置

また、ブラックリスト内の輸入業者と最終需要者に関連する輸出に対しては、包括許可、許可申請免除等の許可に関する優遇措置は適用されない（管理条例案第32条第2項）。

(7) 今後の注目点

以上のとおり、管理条例案では、輸出管理手続について明確化されているが、輸出管理法において不明確であり下位法令による明確化が待たれていた部分について、いまだ不明確な点が多く存在している。特に以下の3つの規制は実務上の影響が極めて大きく、引き続き規制動向に注視する必要がある。

ア 再輸出規制

輸出管理法は、再輸出が規制対象であることを規定している（輸出管理法第45条）が、再輸出の定義や基準、手続について定められておらず、再輸出規制の規制対象や例外事由（例えば、米国のデミニミス・ルール）等の明確化が待たれる。

イ みなし輸出規制

輸出管理法は、「中国の公民、法人及び非法人組織による外国の組織及び個人への規制品目の提供」を規制（輸出管理法第2条第3項）しており、日本の「みなし輸出」規制に相当する規制と考えられている。中国のみなし輸出規定は、居住者か非居住者かで区別する日本法とは異なり「国籍」を基準とし、外国籍者への規制技術の提供を規制しているが、「外国の組織及び個人への規制品目の提供」の範囲が明らかにされておらず、技術の提供のみならず貨物の提供も含まれる可能性や、中国子会社の外国籍社員への技術提供の際に逐次許可が必要となり、中国子会社の駐在員との情報共有に障害が生じる可能性がある。

ウ データ移転規制

輸出管理法は、輸出管理の意義について「中国国内から国外への規制品目の移転」に対する禁止又は制限措置と規定しており、規制品目には品目に関連する「技術資料等のデータ」が含まれる（輸出管理法第2条第2項）ため、規制品目に関連する技術データを海外に移転するには、許可を要することになる。データセキュリティ法第25条では、「国は、国家の安全と利益の維持、国際的な義務履行に関する規制品目に属するデータに対して、法令に従い輸出管理を実施する」と規定されている。しかし、輸出管理法や管理条例案ではデータ移転規制について、詳細な規定は定められていない。

後述の「サービス貿易」において報告するのとおり、中国のサイバー・データ関連規制においても、「重要データ」の越境移転規制を定めているが、これらの規定も相まってデータの自由な移転が害され、中国で行った研究開発のデータや、共同研究の成果等を日本へ移転することに大きな障害が生じる懸念がある。

3. 高圧放水砲に対する輸出管理

2022年11月1日、商務部、税関総署、国家国防科学技術工業局は、輸出管理法、対外貿易法、税関法等の関連規定に基づき、「商務部 税関総署 国家国防科学技術工業局公告2022年第31号 高圧放水砲製品の輸出管理の実施に関する公告³⁴」を公表しており、2022年12月1日から、高圧放水砲について輸出管理が行われている。

高圧放水砲（通関商品番号：8424899920）で、次の全ての特性に適合するもの、及びこの目的のために特別に設計された主要構成部品及び補助装置は、許可なく輸出してはならない。

³⁴ 中国語：商務部 海关总署 国家国防科技工业局公告 2022 年第 31 号 关于对高压水炮类产品实施出口管制的公告
商務部、税関総署「国家国防科学技術工業局公告 2022 年第 31 号 高圧放水砲製品の輸出管理の実施に関する公告」 (<http://exportcontrol.mofcom.gov.cn/article/gndt/202211/730.html>)

- ・ 最大射程が 100 メートル以上
- ・ 定格流量が毎時 540 立方メートル以上
- ・ 定格圧力が 1.2MPa 以上

高圧放水砲は、高圧ウォーターポンプを使用して液体に作用し、空気中で遠距離に噴射する高速な流体を形成することができる設備である。高圧放水砲の主な構成部品と補助装置には、放水砲本体（通関商品番号：8424909010）、高圧水ポンプ（通関商品番号：8413603120、8413603902）、制御システム（通関品番号：8537109040）、9032899092)等を含む。

4. 両用品目及び技術輸出入許可証管理リスト

「両用品及び技術輸出入許可証管理リスト」に掲載されている貨物を輸出する際には、「両用品目及び技術輸出入許可証管理規則」に従って商務部に許可申請し、「両用品技術輸出入許可証」を取得する必要がある。

2023 年1月1日より、新しい「両用品目及び技術輸出入許可証管理リスト³⁵」が施行された。

新規の追加としては、上述の高圧放水砲関連品目や過塩素酸等が規制対象として追加されている。核規制品目の核グラフィット、照射済み核燃料同物資の脱被覆装置と切断機、溶解器の要件が詳細化された他、いくつかの核両用品特殊材料や監督規制化学品の税関商品コードが明記された。

5. 信頼できないエンティティ・リスト

信頼できないエンティティ・リストの管轄機関である商務部のウェブサイトにて、掲載事例を調査したが確認できなかった。

³⁵ 中国語：两用物项和技术进出口许可证管理目录

商務部、税関総署「両用品目及び技術輸出入許可証管理リスト」

(<http://www.mofcom.gov.cn/article/zcfb/zcdwmy/202212/20221203376668.shtml>)

（１）2022年度版不公正貿易報告書 P.26, 27 の「関税構造」＜措置の概要＞、＜懸念点＞に記載のある関税率や、＜最近の動き＞の内容 （新型コロナウイルスの影響による関税措置や、露のウクライナ侵攻による関税に係る制裁措置などの具体的な内容（目的、品目、関税率、実施期間、根拠法）を含む）に変更・アップデート情報があれば報告ください。また、他に高関税の品目があれば、その品目名及び実行関税率、譲許税率を報告ください。

1. 譲許品目の割合、懸念点

＜措置の概要＞、＜懸念点＞に記載されている関税率について、変更やアップデートは見られなかった。

2023年1月現在、WTOによれば中国の譲許品目の割合は全品目にわたり100%である。また、非農産品の平均譲許税率は9.1%、平均税率は10%であった³⁶。

2023年1月現在において、下の品目の最恵国税率は、以下のとおりである³⁷。

- ・ 写真用又は映画用材料（HSコード：37類）最高 35%
- ・ 自動車（HSコード：8703）15%
- ・ TV（HSコード：852872）最高 15%
- ・ カラーモニター（HSコード：85285910）20%
- ・ オートバイ（HSコード：8711）最高 45%
- ・ プロジェクター（HSコード：900850）最高 12%

2. 最近の動き

2022年に新型コロナウイルスの影響による関税措置は特に採られていない。また、露のウクライナ侵攻に関しては、ロシア及びベラルーシのみに対する関税措置はない。

2022年4月26日に、国務院関税税則委員会は、税関法や輸出入関税条例第9条に基づき、2022年5月1日から2023年3月31日までの間、対象国を限定せずに石炭に関する輸入関税の一時的免除を公表した³⁸。石炭の原産国であるロシアからの輸入について戦争の影響を受けることが予想されることから、安定供給を図るための措置だと思われる。

3. 他の高関税の品目

2022年12月28日、国務院関税税則委員会は、「国務院関税税則委員会 2023年関税調整方案に関する公告³⁹」を公表している。1020項目の商品（関税割当額は含まない）について輸入暫定税率を実施している。2023年4月1日から、7項目の石炭製品の輸入暫定税率が取り消される。2023年7月1日から、1項目の情報技術協定製品の輸入暫定税率が取り消される。また、2023年7月1日から、一部情報技術協定製品の最恵国税率は引き下げ又は撤廃される。

2022年12月31日に、「中華人民共和国輸出入税則（2023）の公告⁴⁰」が公表された。2023年度、最恵国税率が25%を超える品目及びその税率は以下のとおりである⁴¹。

³⁶ WTO ITC UNCTAD "World Tariff Profiles 2022" (https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/world_tariff_profiles22_e.pdf) 72 頁

³⁷ 中華人民共和国輸出入税則（2023） (<http://gss.mof.gov.cn/gzdt/zhengcefabu/202212/P020230102189469112372.pdf>)

³⁸ 中国語：国务院关税税则委员会关于调整煤炭进口关税的公告
国務院関税税則委員会「石炭輸入関税の調整に関する公告」 (http://gss.mof.gov.cn/gzdt/zhengcefabu/202204/t20220428_3807196.htm)

³⁹ 中国語：国务院关税税则委员会关于 2023 年关税调整方案的公告
国務院関税税則委員会「2023 年関税調整方案に関する公告」 (http://gss.mof.gov.cn/gzdt/zhengcefabu/202212/t20221229_3861039.htm)

⁴⁰ 中国語：《中华人民共和国进出口税则（2023）》的公告
国務院関税税則委員会「中華人民共和国輸出入税則（2023）の公告」 (http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2023-01/02/content_5734605.htm)

⁴¹ 中華人民共和国輸出入税則（2023） (<http://gss.mof.gov.cn/gzdt/zhengcefabu/202212/P020230102189469112372.pdf>)

税則税目	商品名 ⁴²	最恵国税率 (%)	2023 暫定 税率 (%) ⁴³
02021000	牛の枝肉及び半丸枝肉（冷凍したものに限る。）	25	
0210	肉及び食用のくず肉（塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製 たものに限る。）並びに肉又はくず肉の食用の粉及びミール	25	
04109010	あなつばめの巣	25	
08023100	生鮮のもの及び乾燥した殻付きくるみ	25	
08024	くり	25	
08029200	生鮮或いは乾燥した殻抜き松の実	25	10
08029910	生鮮或いは乾燥した銀杏	25	20
08042000	生鮮或いは乾燥したいちじく	30	
08044000	生鮮或いは乾燥したアボカド	25	7
08059000	その他生鮮或いは乾燥したかんきつ系の果物	30	
08071100	生鮮すいか	25	
08072000	生鮮パパイヤ	25	
08091000	生鮮あんず	25	
08102000	生鮮ベリー、ブラックベリー、桑の実及びローガンベリー	25	
08103000	ブラックカーラ ント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー	25	
08104000	生鮮クランベリー、ビルベリー	30	15
08109010	生鮮ライチ	30	
0811	冷凍果実及び冷凍ナット（調理していないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）	30	
08119090	冷凍アボカド	30	7
0812	一時的な保存に適する処理をした果実及びナット（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）	最高 30	
0813	乾燥果実（第 08.01 項から第 08.06 項までのものを除く。）及びこの類のナット又は乾燥果実を混合したもの	最高 25	注 ⁴⁴
08140000	かんきつ系の果物及びメロンの皮	25	
09019020	コーヒーを含有するコーヒー代用物	30	
1001	小麦及びメスリン	65	
10059000	種用以外のとうもろこし	65	
1006	米	最高 65	
11010000	小麦粉及びメスリン粉	65	
11022000	とうもろこし粉	40	
11029021	長粒種の米粉	40	
11029029	その他の米粉	40	
11031100	小麦のミール及びペレット	65	
11031300	とうもろこしのミール及びペレット	65	

⁴² 商品名称の日本語訳は、平成 29 年度報告の表記を援用している。

⁴³ 輸入商品暫定税率表（2023）（<http://gss.mof.gov.cn/gzdt/zhengcefabu/202212/P020221229360730043289.pdf>）（2023 年 1 月 2 4 日確認）

⁴⁴ 乾燥クランベリー（08134090）には暫定税率 15%が適用される。

税則税目	商品名 ⁴²	最恵国税率 (%)	2023 暫定 税率 (%) ⁴³
11032010	小麦ペレット	65	
11042300	その他加工したとうもろこし	65	
11042910	その他加工した大麦	65	
12077099	その他メロンの種	30	
12129996	ステビア葉	30	
12129999	生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したその他食用に供 する他関税品目番号にされていない果実の核及び仁その他の 植物性生産品	30	
15162000	インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化し 植物性油脂及びその分別物（精製してあるかないかを問わ ず、更に調製したものを除く）	25	
1517	マーガリン並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又 はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用の ものに限るものとし、第 15.16 項の食用の油脂及びその分別物 を除く。）	最高 30	
1701	甘しや糖、てん菜糖及び化学的に純粋なしよ糖（固体のもの に限る。）	50	
1702	その他の糖類（化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び 果糖を含むものとし、固体のものに限る。）、糖水（香料又 は着色料を加えてないものに限る。）、人造はちみつ（天然は ちみつを混合してあるかないかを問わない。）及びカラメル	最高 30	注 ⁴⁵
20091200	冷凍していないオレンジジュース（ブリックス値が 20 以下の ものに限る。）	30	注 ⁴⁶
20091900	冷凍していないオレンジジュース（ブリックス値が 20 以上の ものに限る。）	30	注 ⁴⁷
2102	酵母（活性のものであるかないかを問わない。）及びその他の 単細胞微生物（生きていないものに限るものとし、第 30.02 項 のワクチンを除く。）並びに調製したベーキングパウダー	25	
22043000	その他のぶどう搾汁	30	
22051000	ベルモットその他のぶどう酒（生鮮のぶどうから製造したもの で、植物又は芳香性物質により香味を付けた 2 リットル以 下の容器のものに限る。）	65	14
2206	その他の発酵酒（例えば、りんご酒、梨酒、ミード及び清 酒）並びに発酵酒とアルコールを含有 ない飲料との混合物 及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。）	40	
2207	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が 80%以上のものに限る。）及び変性アルコール（アルコール分 のいかんを問わない。）	最高 40	
2402	葉巻たばこ、シェルト、シガリロ及び紙巻たばこ（たばこ 又はたばこ代用物から成るものに限る。）	25	
2403	その他の製造たばこ及び製造たばこ代用品、シートたばこ並 びにたばこのエキス及びエッセンス	57	
31021000	尿素（水溶液にしてあるかないかを問わない。）	50	
31052000	鉬毒性肥料及び化学肥料（窒素、りん及びカリウムを含有す るものに限る。）	50	

⁴⁵ 乾燥無水乳糖を重量の 99%以上に含む乳糖（17021100）には暫定税率 5%が適用される。

⁴⁶ 独立したパッケージの最小正味重量は 180 kg 以上のものに限り、暫定税率 20%が適用される。

⁴⁷ 独立したパッケージの最小正味重量は 180 kg 以上のものに限り、暫定税率 20%が適用される。

税則税目	商品名 ⁴²	最恵国税率 (%)	2023 暫定 税率 (%) ⁴³
31053000	オルトリン酸水素二アンモニウム（りん酸二アンモニウム）	50	
37032010	感光性の写真用の紙、板紙でロール状でない又は幅 610 ミリメートル以下のもの（露光 していないものに限る。カラー写真用のもの（ポリクローム）に限る。）	35	
37039010	感光性の写真用の紙、板紙ロール状でない又は幅 610 ミリメートル以下のもの（露光していないものに限る。カラー写真用のもの（ポリクローム）を除く。）	35	
40117090	農業用又は林業用の車両及び機械に使用するゴム製の空気タイヤ（新品のものに限る。ヘリンボーントレッドパターンを除く）	25	
40118091	建設用、鉱業用又は産業用の車両及び機械に使用するヘリンボーントレッドパターンを除くゴム製の空気タイヤ又は類似トレッドパターンのゴム製の空気タイヤ（新品のものに限る。リム径が 61 センチメートル以下。）	25	
40118092	リム径が 24 インチ（60.96 センチメートル）とそれ以上のゴム製の空気タイヤ	25	
40119090	リム径が 30 インチ（76.2 センチメートル）とそれ以上のゴム製の空気タイヤ	25	
40122010	自動車用ゴム製の空気タイヤ（更生したもの及び中古のものに限る。）	25	
40122090	その他用途のゴム製の空気タイヤ（更生したもの及び中古のものに限る。）	25	
5101	羊毛（カードし又はコームしたものを除く。）	38	
51031010	羊毛のノイル	38	
5105	羊毛、織獣毛及び粗獣毛（カードし又はコームしたもの（小塊状のコームした羊毛を含む）に限る。）	最高 38	
52010000	未梳綿花	40	
52030000	綿（カードし又はコームしたものに限る。）	40	
84082090	定格出力が 50kW 以上の乗用車ディーゼルエンジン	25	20
8711	モーターサイクル（モペットを含むものとし、サイドカー付きであるかないかを問わない。）、補助原動機付きの自転車（サイドカー付きであるかないかを問わない。）及びサイドカー	最高 45	

補助金

（１）輸出増値税還付率変動

2022年度版不正貿易報告書P.30の「輸出増値税還付率変動」の記載に変更・アップデート情報があれば報告ください。

1. 最近の還付率変動

2020年3月17日の財政部税務総局公告により、2020年3月20日から、磁器衛生器具等の1084項目の商品の輸出還付率が13%に引き上げられ、植物成長調節剤等の380項目の商品の輸出還付率が9%に引き上げられた⁴⁸。

⁴⁸ 中国語：財政部 税务总局关于提高部分产品出口退税率的公告

財政部 税務総局「一部商品の輸出還付率引き上げに関する公告」 (http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n377/c5146344/content.html?ivk_sa=1024320u)

2021年4月26日の財政部税務総局公告により、2021年5月1日から、一部鉄鋼製品の輸出増値税還付が取り消された⁴⁹。また、2021年7月28日の財政部税務総局公告により、2021年8月1日から、さらなる鉄鋼製品の輸出増値税還付が取り消された⁵⁰。

2022年は、輸出増値税の還付率の変動は確認できなかった。

⁴⁹ 中国語：关于取消部分钢铁产品出口退税的公告

財政部 税務総局「一部鉄鋼産品輸出還付取消に関する公告」 (http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202104/t20210428_3694213.htm)

⁵⁰ 中国語：关于取消钢铁产品出口退税的公告

財政部 税務総局「鉄鋼産品輸出還付取消に関する公告」 (http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202107/t20210728_3741154.htm)

(1) 2022年版不正貿易報告書 P.37 の「(1) 暗号法・商用暗号管理条例」について、新たな動向等があれば調査・報告ください。

1. 総論

暗号法・商標暗号管理条例については、主に主管部門である「国家暗号管理局」のウェブサイト⁵¹にて調査した。

2. 商用暗号管理条例

2022年7月5日、國務院事務局より、「國務院2022年度の立法作業計画⁵²」が公表され、改正予定の行政法規として「商用暗号管理条例」が列挙されたが、2023年1月現在、改正法令は施行されていない。

3. 商用暗号製品認証リスト

2019年12月30日、国家暗号管理局と市場監督管理総局より、「商用暗号製品管理方式の調整に関する公告⁵³」が公表され、暗号法に基づいて商用暗号製品品種・型式審査が廃止され、市場監督管理総局と国家暗号局が共同して国家統一の商用暗号認証制度が構築された。同公告では、市場監督管理総局と国家暗号管理局とは別に国が暗号製品の認証を推進する製品リスト、認証規則、関連実施要求を制定すると規定されている。

2020年3月26日、国家市場監督管理総局、国家暗号管理局より、「商用暗号検査認証業務の展開に関する実施意見⁵⁴」が公表され、業務原則と機構、認証実施、監督管理について意見がなされた。

これらを受けて、2020年5月9日、国家市場監督管理総局、国家暗号管理局より、「商用暗号製品認証リスト（第1号）」と「商用暗号製品認証規則」が公表され、22の認証製品が列挙された⁵⁵。

2022年7月10日、国家市場監督管理総局、国家暗号管理局より、「商用暗号製品認証リスト（第2号）⁵⁶」が公表され、6つの認証製品が追加された。追加された製品の種類、製品の説明、認証の根拠は以下のとおりである。

番号	製品の種類	製品の説明	認証根拠
1	TCM	トラステッドコンピューティング暗号サポートプラットフォームのハードウェアモジュールであり、トラステッドコンピューティングプラットフォームのために暗号演算機能を提供し、保護されるメモリ空間を有する。	GM/T 0012「トラステッドコンピューティング TCM インターフェース規範」 GM/T 0028「暗号モジュールセキュリティ技術要求」
2	スマート IC カード暗号鍵管理システム	スマート IC カードの利用に必要な秘密鍵のライフサイクルの統一管理システムであり、秘密鍵を使用するスマート IC カードの関連業務	・ GM/T 0107「スマート IC カード秘密鍵管理システム基本技術要求」

⁵¹ 中国語：国家密碼管理局

国家暗号管理局ウェブサイト (<http://www.nca.gov.cn/sca/index.shtml>)

⁵² 中国語：國務院 2022 年度立法工作计划

國務院事務局「國務院 2022 年度の立法作業計画」 (http://www.gov.cn/zhengce/content/2022-07/14/content_5700974.htm)

⁵³ 中国語：国家密碼管理局市場監管总局关于調整商用密碼产品管理方式的公告

国家暗号管理局「商用暗号製品管理方式の調整に関する公告」 (http://www.sca.gov.cn/sca/xwdt/2019-12/30/content_1057372.shtml)

⁵⁴ 中国語：关于开展商用密碼检测认证工作的实施意见

市場監督管理総局、国家暗号管理局「商用暗号検査認証業務の展開に関する実施意見」 (http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-04/01/content_5497919.htm)

⁵⁵ 中国語：商用密碼产品认证目录（第一批）、商用密碼产品认证規則

市場監督管理総局、国家暗号管理局「商用暗号製品認証リスト（第1号）」「商用暗号製品認証規則」 (http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-05/11/content_5510753.htm)

⁵⁶ 中国語：商用密碼产品认证目录（第二批）

市場監督管理総局、国家暗号管理局「商用暗号製品認証リスト（第2号）」 (http://www.nca.gov.cn/sca/xwdt/2022-07/14/content_1060931.shtml)

番号	製品の種類	製品の説明	認証根拠
		システムのために秘密鍵サービス機能を提供する。	
3	クラウドサーバ暗号化装置	クラウドコンピューティング環境下で、仮想化技術を採用し、ネットワーク形式により、マルチテナントのアプリケーションシステムのために、暗号サービスを提供するサーバ暗号化装置である。	・ GM/T 0104 「クラウドサーバ暗号化装置技術規範」 ・ GM/T 0028 「暗号モジュールセキュリティ技術要求」
4	乱数生成器	ソフトウェア乱数生成器：ランダム 2 進シーケンスを生成するプログラムである。 ハードウェア乱数生成器：ランダム 2 進シーケンスを生成するデバイスである。	ソフトウェア乱数生成器： ・ GM/T 0103 「乱数生成器全体的枠組み」 ・ GM/T 0105 「ソフトウェア乱数生成器設計ガイドライン」 ・ GM/T 0028 「暗号モジュールセキュリティ技術要求」 ハードウェア乱数生成器： ・ GM/T 0078 「暗号乱数生成モジュール設計ガイドライン」 ・ GM/T 0103 「乱数生成器全体的枠組み」 ・ GM/T 0028 「暗号モジュールセキュリティ技術要求」
5	ブロックチェーン暗号モジュール	ブロックチェーン技術をコアと、ユーザーのセキュリティ、コンセンサスセキュリティ、台帳の保護、Peer-to-peer ネットワークのセキュリティ、コンピュータとストレージのセキュリティ、プライバシー保護、本人認証と管理等に用いられる暗号モジュールである。	・ GM/T 0111 「ブロックチェーン暗号アプリケーション技術要求」 ・ GM/T 0028 「暗号モジュールセキュリティ技術要求」
6	セキュリティブラウザ暗号モジュール	ブラウザカーネル、ブラウザインターフェース、暗号アルゴリズム／トランスポート層暗号化プロトコルを有する論理演算モジュール等によって構成されるブラウザ暗号モジュールである。	・ GM/T 0087 「ブラウザ暗号アプリケーションインターフェース規範」 ・ GM/T 0028 「暗号モジュールセキュリティ技術要求」 ・ GB/T 38636 「情報セキュリティ技術トランスポート層暗号化プロトコル (TLCP)」

4. 暗号産業標準の実施

2022年11月20日、国家暗号管理局より、暗号産業の9つの標準が公表された⁵⁷。2023年6月1日より施行される。

標準の具体的な番号、名称は以下のとおりである。

GM/T 0117-2022 ネットワークIDサービス暗号アプリケーション技術要求
GM/T 0118-2022 ブラウザデジタル証明書アプリケーションインターフェース規範
GM/T 0119-2022 PLC制御システム及びPLC制御装置暗号アプリケーション技術規範
GM/T 0120-2022 クラウドコンピューティングに基づく電子署名サービス技術実施ガイドライン
GM/T 0121-2022 暗号カード検査規範
GM/T 0122-2022 ブロックチェーン暗号検査規範
GM/T 0123-2022 タイムスタンプサーバ暗号検査規範
GM/T 0124-2022 セキュリティ分離及び情報交換製品暗号検査規範
GM/T 0125.1-2022 JSON Web 暗号アプリケーション構文規範 第1部分：アルゴリズムID

⁵⁷ 中国語：国家密码管理局公告（第 44 号）

国家暗号管理局公告（第 44 号）（http://www.sca.gov.cn/sca/xwdt/2022-11/20/content_1060961.shtml）

5. サイバーセキュリティ法、データセキュリティ法、個人情報保護法等

中国のサイバーセキュリティ法、データセキュリティ法、個人情報保護法等については、「サービス貿易」の報告事項を参照。

サービス貿易

(1) 【流通】2022年版不公正貿易報告書 P.44の「(5) 中国サイバー・データ関連規制」について、新たな動向があれば調査・報告ください。

1. 総論

中国では、2017年6月1日から施行されているサイバーセキュリティ法⁵⁸に加え、2021年9月1日にはデータセキュリティ法⁵⁹が、同年11月1日には個人情報保護法⁶⁰が施行され、データ保護に関する法体系が確立された（以下、三法を総称して「データ三法」という。）。2022年は、これらデータ三法の下位規則の施行、意見募集がさらに進められている。

2022年4月22日、米中ビジネス協議会は、「中国のデジタル法規制への米国企業の対応方法に関する報告書⁶¹」を公表した。同報告書は、中国で活動する米国企業にとって中国で重要となる課題として、データローカライゼーション規制、サイバーセキュリティ規制、データの越境移転規制を挙げ、中国はデータとサイバーセキュリティのガバナンスで最も規制の厳しい国の1つと指摘した。また、重要な用語の定義や管轄機関が不明瞭なほか、法令の遵守が義務なのか任意なのかが曖昧で、法執行にも一貫性がない点が問題視されている。

以下では、サイバーやデータ関連規制について管轄する「中国インターネット情報弁公室⁶²」により公表された法令を中心に、米国の報告書で問題視された観点を参考に、貿易の公平性との関係で懸念が生じ得るものを報告する。

2. データ越境移転安全評価弁法

(1) 概説

サイバーセキュリティ法は、重要情報インフラ運営者が、中国域内の運営において収集、生成した個人情報及び重要データについて、中国域外へ提供する場合には安全評価を行わなければならないと規定している（サイバーセキュリティ法第37条）。

データセキュリティ法は、重要情報インフラ運営者が、中国域内の運営において収集、生成した重要データの越境移転の安全管理についてはサイバーセキュリティ法を適用するとし、その他のデータ処理者が中国域内の運営において収集、生成した重要データの越境移転の安全管理方法は、国家インターネット情報部門と國務院関連部門が共同で制定すると規定している（データセキュリティ法第31条）。

⁵⁸ 中国語：网络安全法

全国人民代表大会「サイバーセキュリティ法」 (<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/201611/270b43e8b35e4f7ea98502b6f0e26f8a.shtml>)

⁵⁹ 中国語：数据安全法

全国人民代表大会「データセキュリティ法」 (<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202106/7c9af12f51334a73b56d7938f99a788a.shtml>)

⁶⁰ 中国語：个人信息保护法

全国人民代表大会「個人情報保護法」 (<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202108/a8c4e3672c74491a80b53a172bb753fe.shtml>)

⁶¹ THE US-CHINA BUSINESS COUNCIL "How American Companies are Approaching China's Data, Privacy, and Cybersecurity Regimes" (<https://www.uschina.org/reports/how-american-companies-are-approaching-china%E2%80%99s-data-privacy-and-cybersecurity-regimes>)

⁶² 中国語：中共中央网络安全和信息化委员会办公室

国家インターネット情報弁公室ウェブサイト (<http://www.cac.gov.cn/qwfb/bgsfb/More.htm>)

個人情報保護法は、中国域内の個人情報処理者が、中国域外へ個人情報を提供する場合の適法性要件の一つとして、「国家インターネット情報部門が定める安全評価を経たこと」を規定している（個人情報保護法第38条第1項第1号）。

以上のようにデータ三法では、一定のデータの越境移転について安全評価を義務付けているところ、安全評価の具体的な内容について、2022年7月7日、国家インターネット情報弁公室が、「データ越境移転安全評価弁法⁶³（以下、「評価弁法」という。）」を公表し、同年9月1日から施行している。同年8月31日には、ガイドラインである「データ越境移転安全評価申告指南（第一版）⁶⁴（以下、「申告指南」という。）」が公表されている。

(2) 適用対象

データ処理者が中国域外へ提供するデータが以下のいずれかの状況に該当するものである場合は、所在地の省級インターネット情報部門を通じて、国家インターネット情報部門に、データ越境移転安全評価を申告しなければならない（評価弁法第4条）。

- ・ データ処理者が重要データを域外に提供する場合
- ・ 重要情報インフラ運営者及び100万人以上の個人情報を取扱うデータ処理者が個人情報を中国域外に提供する場合
- ・ 前年1月1日から累計10万人以上の個人情報を域外提供する又は累計1万人以上のセンシティブ個人情報を域外提供するデータ処理者が、個人情報を中国域外に提供する場合
- ・ 国家インターネット情報部門が安全評価を必要と定めるその他の場合

本弁法において、「重要データ」とは、ひとたび改竄、破壊、漏洩又は違法取得、違法利用等がされると、国家の安全、経済の運営、社会の安定、公共の健康と安全等に危害が及ぶ可能性のあるデータと定義されている（評価弁法第19条）。

なお、データの越境移転については、以下の行為が該当する（申告指南第1条）。

- ・ データ処理者が中国域内での運営において収集、生成したデータの伝送、域外での保存
- ・ データ処理者が収集、生成したデータを中国域内に保存し、中国域外の機構、組織又は個人がクエリ、調査、ダウンロード、エクスポートできる場合
- ・ 国家インターネット情報弁公室が規定するその他のデータ越境移転行為

このように、中国域外からのアクセスも越境移転に該当するため、日本企業の親会社から中国子会社の有するデータへのアクセスも越境移転規制により制限されうる。

(3) 安全評価の流れ

安全評価の流れは概ね以下のとおりである。

- ① リスクの自己評価：データ処理者自身によるデータの越境移転に係るリスク自己評価と評価報告の作成
- ② 安全評価の申請：データ処理者が、省級インターネット情報部門へ申請し、同情報部門による形式審査（5営業日）が行われる（評価弁法第7条第1項）。書類に不備がなければ、国家インターネット情報部門による受理審査（7営業日）及び安全評価が実施される（評価弁法第7条第2項）。
- ③ 安全評価結果の通知：原則として、国家インターネット情報部門が、データ処理者に受理通知を発してから45営業日以内に結果を通知する。但し、事案が複雑又は資料の補充、修正が必要な場合には、適当な期間が延長される（評価弁法第12条第1項）。安全評価の有効期間は、評価結果が発行された日から2年間となる（評価弁法第14条）。
- ④ 再審査：安全評価の結果に異議がある場合には、結果を受領した日から15営業日以内に、国家インターネット情報部門に対して再審査の申し立てをすることが可能で、再審査の結果をもって最終決定とされる（評価弁法第13条）。

⁶³ 中国語：数据出境安全评估办法

国家インターネット情報弁公室「データ越境移転安全評価弁法」 (http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2022-07/08/content_5699851.htm)

⁶⁴ 中国語：数据出境安全评估申报指南（第一版）

国家インターネット情報弁公室「データ越境移転安全評価申告指南（第一版）」 (http://www.cac.gov.cn/2022-08/31/c_1663568169996202.htm)

(4) リスクの自己評価

安全評価の申請をする前提として、データ処理者において、自身でデータ越境移転リスクの自己評価を行い、自己評価に係る報告書を作成して安全評価の申告の際に提出することが求められている（評価弁法第6条第2号）。自己評価において重点的に評価すべきとされている事項は以下のとおりである（評価弁法第5条）。

- データの越境移転及びデータ受領者におけるデータ処理の目的、範囲、方法等の適法等
- 越境移転するデータの規模、範囲、種類、機微度、データの越境移転による国家の安全、公共の利益、個人又は組織の権益に与えるリスク
- データ受領者が承諾する責任義務、責任義務の履行に係る管理、技術措置、能力等がデータ越境移転に係るセキュリティを保障できるか否か
- データの越境移転中及び移転後における改竄、破壊、漏洩、紛失、移転又は違法取得、違法利用等のリスク、個人情報権益を維持するためのルートの円滑さなど
- データ受領者と締結する予定のデータ越境移転に関する契約又はその他の法律文書においてデータセキュリティ保護責任義務が十分合意されているか否か
- その他データ越境移転のセキュリティに影響を与える可能性のある事項

(5) 安全評価

国家インターネット情報部門における安全評価に際しては、以下を重点的に評価すべきとされている（評価弁法第8条）。

- データの越境移転の目的、範囲、方法等の適法性、正当性、必要性
- データ受領者の所在国又は地区におけるデータセキュリティ保護政策法規及びサイバーセキュリティ環境の、越境移転したデータセキュリティに対する影響、データ受領者のデータ保護水準が中国の法令及び強制的国家基準の定める要求に達しているか否か
- 越境移転するデータの規模、範囲、種類、機微度、データの越境移転中及び移転後に改竄、破壊、漏洩、紛失、移転又は違法取得、違法利用等が生じるリスク
- データセキュリティ及び個人情報権益保護への十分かつ有効な保障の有無
- データ受領者と締結する予定の、データ越境移転に関する契約又はその他の法律文書においてデータセキュリティ保護責任義務が十分合意されているか否か
- 中国の関係法令の遵守状況等
- 国家インターネット情報部門が評価すべきと認めるその他の事項

(6) 有効期間

安全評価の有効期間は、評価結果が発行された日から起算して2年間であり、有効期間経過後も引き続きデータの越境移転をする必要がある場合には、有効期間が到来する60営業日前までに改めて安全評価の申請をする必要がある（評価弁法第14条第1項、第2項）。また、データの越境移転に係る目的、方法、範囲、種類、データ受領者における用途、方法等に変化が生じた場合等、越境したデータのセキュリティに影響を及ぼす事由がある場合には、有効期間内であっても改めて安全評価を申請しなければならない（評価弁法第14条第1項）。

3. 個人情報保護認証実施規則

(1) 概説

個人情報保護法は、中国域内の個人情報処理者が、中国域外へ個人情報を提供する場合の適法性要件の一つとして、「国家インターネット情報部門の規定に従って専門機構による個人情報保護認証を行ったこと」を定めている（個人情報保護法第38条第1項第2号）。個人情報保護認証の具体的な内容について、2022年11月4日、国家市場監督管理総局と国家インターネット情報弁公室より「個人情報保護認証実施規則⁶⁵（以下、「実施規則」という。）」が公表された。

⁶⁵ 中国語：个人信息保护认证实施规则

国家インターネット情報弁公室「個人情報保護認証実施規則」 (http://www.cac.gov.cn/2022-11/18/c_1670399936983876.htm)

(2) 適用範囲と認定根拠

実施規則は、個人情報処理者が行う個人情報の収集、保存、使用、加工、伝送、提供、公開、削除及び越境移転等取扱活動に対する認証に適用される（実施規則第1条）。

一般的な個人情報処理者については、GB/T35273「個人情報安全規範⁶⁶」が認証根拠となる。また、越境取扱活動を行う個人情報処理者については、2022年6月24日に公表されたTC260-PG-20222A「個人情報越境取扱活動安全認証規範⁶⁷」も合わせて適用される。同認証規範については、2022年12月16日に改正版である「個人情報越境取扱活動安全認証規範V2.0⁶⁸」が施行されている。

(3) 認証実施手順

認証の実施に関する具体的な手順は、以下のとおりである（実施規則第3条、第4条）。

ア 認証の委託

認証機関は、認証委託者の基本資料、認証委任状、関連する補足資料等の認証委託に必要な資料を規定し、また、認証委託資料に基づき、個人情報の種類と量、取り扱う個人情報取扱活動の範囲、技術検証機関等を含める認証枠組みを決定し、認証委託者に通知するものとする（実施規則第4条第1項）。

イ 技術検証

技術検証機関は、認証枠組みに従って技術検証を実施し、認証機関及び認証委託者に対して技術検証報告を発行する（実施規則第4条第2項）。

ウ オンサイト監査

認証機関は、オンサイト監査を実施し、認証委託者に対してオンサイト監査報告を発行する（実施規則第4条第3項）。

エ 認証結果の評価と承認

認証機関は、認証委託資料、技術検証報告、オンサイト監査報告及びその他の関連資料に基づいて総合的な評価及び認証の決定を行う。認証要求に適合している場合は、認証証明書を発行し、不適合の場合は、認証委託者に期限を定めて改善を要求することができ、改善後になお不適合である場合には、書面により認証委託者に認証の終了を通知する（実施規則第4条第4項）。

オ 認証取得後の監督

認証機関は、認証の有効期間中に、認証された個人情報処理者に対する継続的な監督を行い、監督の頻度を合理的に決定するものとする。認証機関は、認証された個人情報処理者が認証の要件を継続して満たしていることを確認するために、認証後の監督を実施する適切な措置を講じる必要がある。認証機関は、認証取得後の監督結果とその他の関連資料に対して総合評価を行い、合格する場合は、認証証明書を引き続き保持することができ、合格できない場合、認証機関は状況に基づいて認証証明書を一時停止又は撤回しなければならない（実施規則第4条第5項）。

(4) 認証証明書と認証マーク

認証証明書の有効期限は3年である。認証委託者は、延長を希望する場合は、期限の6か月前までに認証委託を提出する必要がある。認証機関は認証取得後の監督と同様の方法を採用し、認証要求に適合する場合は新しい証明書に換えなければならない（実施規則第5条第1項）。

⁶⁶ 中国語：信息安全技术 个人信息安全规范

国家市场监督管理总局、国家标准化管理委员会「個人情報安全規範」 (<https://www.tc260.org.cn/piss/files/zwz.pdf>)

⁶⁷ 中国語：网络安全标准实践指南—个人信息跨境处理活动安全认证规范

全国情報セキュリティ標準化技術委員会「個人情報越境取扱活動安全認証規範」 (<https://www.tc260.org.cn/upload/2022-06-24/1656064151109035148.pdf>)

⁶⁸ 中国語：网络安全标准实践指南—个人信息跨境处理活动安全认证规范 V2.0

全国情報セキュリティ標準化技術委員会「個人情報越境取扱活動安全認証規範 V2.0」 (<https://www.tc260.org.cn/front/postDetail.html?id=20221216161852>)

4. 個人情報越境移転標準契約規定（意見募集稿）

(1) 概説

個人情報保護法は、中国域内の個人情報処理者が、中国域外へ個人情報を提供する場合の適法性要件の一つとして、「国家インターネット情報部門が作成した標準契約に従い、提供先と契約を締結し、双方の権利義務を約定していること」を定めている（個人情報保護法第38条第1項第3号）。2022年6月30日、国家インターネット情報弁公室により、「個人情報越境移転標準契約規定⁶⁹（以下「標準契約規定案」という。）」及びその付属として、「個人情報越境移転標準契約（以下「標準契約案」という。）」の雛形が公表され、パブリックコメントが募集された。主な内容は以下のとおりである。

(2) 適用対象

以下の条件を全て満たす個人情報処理者は、標準契約を締結する方法により、中国域外に向けて越境提供を行うことができる（標準契約規定案第4条）。これらの条件に該当しない場合は、標準契約ではなく、上述2.のデータ越境移転安全評価弁法による安全評価を経ることが必要となる。

- ・ 重要情報インフラ運営者ではない
- ・ 個人情報の処理量が100万人未満である
- ・ 前年の1月1日から現在までの個人情報の越境提供が累計10万人未満である
- ・ 前年1月1日から現在までのセンシティブ個人情報の越境提供が1万人未満である

(3) 影響評価

適用対象となる個人情報処理者は、中国域外に向けて越境提供を行う前に、事前に個人情報保護影響評価（以下「影響評価」という。）を行う必要があり、主として以下の内容を評価する（標準契約規定案第5条）。個人情報保護法においても影響評価を行うべき項目が定められているが、標準契約規定案は個人情報の越境提供における影響評価をさらに詳細にしている。

- ・ 個人情報処理者及び域外の提供先による個人情報処理の目的、範囲、方法等の適法性、正当性及び必要性
- ・ 越境提供される個人情報の数量、範囲、種類、機微度、個人情報の越境提供による個人情報の権益が生じるリスク
- ・ 域外の提供先が誓約した責任・義務、及びその責任・義務を履行するための管理及び技術措置、能力等により、越境提供された個人情報のセキュリティを保障できるか否か
- ・ 個人情報が越境提供された後の漏洩、毀損、改竄、濫用等のリスク、個人情報の本人がその個人情報の権益を保護するルートが円滑であるか否か
- ・ 域外の提供先の所在国又は地域の個人情報保護政策・法規が標準契約の履行に与える影響
- ・ 個人情報の越境提供のセキュリティに影響を及ぼす可能性のあるその他の事項

(4) 標準契約の主要な内容

標準契約には以下の内容が含まれると規定している（標準契約規定案第6条）。

- ・ 個人情報処理者と域外の提供先の基本情報（名称、住所、連絡担当者の氏名、連絡方法等を含むがこれに限られない）
- ・ 個人情報の越境移転の目的、範囲、種類、機微度、数量、方法、保存期間、保存場所等
- ・ 個人情報処理者と域外の提供先が個人情報を保護する責任と義務及び個人情報の越境移転がもたらす可能性があるセキュリティリスクを防止するために採る技術・管理措置等
- ・ 域外の提供先が所在する国又は地域の個人情報保護政策法規の本契約条項の遵守に対する影響
- ・ 個人情報主体の権利及び個人情報主体の権利を保障するルートと方法
- ・ 救済、契約解除、違約責任、紛争解決等

別紙の標準契約案は、以下の9つの条項と2つの付属文書で構成されている。条文の項目や注意を要する規定等は以下のとおりである。

⁶⁹ 中国語：个人信息出境标准合同规定（征求意见稿）

国家インターネット情報弁公室「個人情報越境移転標準契約規定（意見募集稿）」（http://www.cac.gov.cn/2022-06/30/c_1658205969531631.htm）

条文等	項目	注意を要する規定等
第1条	定義	
第2条	個人情報処理者の義務	・個人情報の本人に、標準契約の第三受益者になることを告知する（第3項）。 ・個人情報の種類、数量、範囲、機微度、伝送する数量と頻度、保存期間、個人情報の処理目的等による個人情報が生じうるセキュリティリスクを総合的に考慮して、域外の提供先の採るべき安全管理措置を定める（第4項）。 ・域外の提供先の要求に応じ、関連法律の規定や技術基準の写しを提供する（第5項）。 ・域外の提供先の個人情報処理活動に関して監督機関からの問い合わせへ回答する（第6項）。 ・標準契約の義務が履行されたことを証明する立証責任がある（第9項）。 ・関連法令に基づき、監督機関に対して、標準契約第3条第10項の定める情報を提供する（第10項）。
第3条	域外の提供先の義務	・標準契約第2条第4項が定める安全管理措置を講じ、定期的に検査する。個人情報のアクセス制限を行う（第5項）。 ・第三者への再提供について、個人情報の本人の個別同意、第三者の個人情報の保護レベルの保障と連帯責任を負うことを要する（第7項）。 ・第三者への再委託について、個人情報処理者の同意や第三者への監督を要する（第8項）。 ・標準契約の義務履行を証明するため、個人情報処理者へ必要な情報を提供する義務、個人情報処理者の文書閲覧や監査に応じる（第10項）。 ・個人情報の処理活動を記録し3年間保存する（第11項）。 ・監督機関による監督管理を受けることへの同意。これには監督機関からの問い合わせへの回答、検査への協力、監督機関の講じた措置又は決定の遵守、必要な措置がすでに採られたことの証明提出が含まれる（第12項）。
第4条	現地の個人情報保護政策・法規が契約条項に与える影響	・域外の提供先は、域外の提供先の個人情報保護法令（公的機関からの個人情報の提供要求、アクセス権限を付与する規定を含む）を把握する義務、標準契約が履行できない法令の変更が生じた場合に個人情報処理者に対して通知する義務がある（第5項）。
第5条	個人情報当事者の権利	個人情報の本人は、権利行使（閲覧権、複製権、訂正権、削除権等）について、個人情報処理者と域外の提供先のいずれにも請求し得る（第2項）。
第6条	救済	・域外の提供先は、担当者を設置し、連絡先を告知して、個人情報の本人からの問合せや苦情に対応しなければならない（第1項）。 ・域外の提供先は、個人情報の本人が中国の関連法令を標準契約の紛争解決の根拠とすることに同意しなければならない（第4項）。
第7条	契約解除	・解除後、域外の提供先には標準契約に基づき受信した個人情報を適時に返還、処分又は匿名化処理を行う義務（第5項）。
第8条	違約責任	
第9条	その他	・標準契約の準拠法を中国法とすることが強制されている（第2項）。 ・通知を受領したとみなされる期間を設定できる（第3項）。 ・紛争解決方法は仲裁か、中国での裁判を選択することができる（第5項）。

条文等	項目	注意を要する規定等
附属文書 一	個人情報越境提供の説明	(1)対象となる個人情報当事者の属性、(2)提供目的、(3)数量、(4)個人情報の種類、(5)センシティブ情報の種類、(6)提供先、(7)提供方法、(8)保存期間、(9)保存場所、(10)その他の事項について記載する。
附属文書 二	両当事者が定めるその他の事項	必要に応じて約定する。

(5) 届出手続

個人情報処理者は標準契約の発効日から 10 営業日以内に、所在地の省レベル以上の情報部門に対して、届出を行わなければならない。届出に際しては、①標準契約、②個人情報保護影響評価報告書を提出する必要がある（標準契約規定案第7条第1項）。個人情報処理者は、届出の受理を待たずに、標準契約発効後、直ちに越境提供を行うことができる（標準契約規定案第7条第2項）。

また、海外での個人情報の処理に関する具体的な状況（処理の目的、方法、範囲、場所、用途、期間、海外の法規・政策等）に変化が生じた場合、個人情報処理者は改めて標準契約を締結し、届出を行う必要がある（標準契約規定案第8条）。しかし、届出手続の具体的な方法は標準契約規定では定められていない。

5. 工業・情報化領域データセキュリティ管理弁法（試行）

(1) 概説

2022年12月8日、工業・情報化部より、「工業・情報化領域データセキュリティ管理弁法（試行）⁷⁰（以下「管理弁法」という。）」が公表され、2023年1月1日より施行されている。

工業・情報化領域データという幅広い会社が処理することが考えられるデータについて規制しており、分級ごとの管理方法や、データのライフサイクルごとの管理方法について詳細に定められている。

主な規制内容は以下のとおりである。

(2) 規制対象

ア 適用範囲

中国域内で行われる工業・情報化領域のデータ処理活動及びセキュリティの監督管理は、関連する法律、行政法規、管理弁法の要求を遵守しなければならない（管理弁法第2条）。軍事、国家秘密情報等のデータ処理活動には、別の関連規定が適用される（管理弁法第39条）。

イ データの定義

「工業・情報化領域データ」には、工業データ、電気通信データ、無線通信データ等が含まれる（管理弁法第3条第1項、第2項、第3項）。

「工業データ」は、工業各産業各領域の研究開発設計、生産製造、経営管理、運営維持、プラットフォーム運営等の過程において生成・収集されるデータをいう。

「電信データ」とは、電気通信業務の経営活動において生成・収集されるデータをいう。

「無線通信データ」とは、無線通信業務活動において生成・収集される無線の周波数、放送局（施設）等の電波指標データをいう。

ウ 工業・情報化領域データ処理者

「工業・情報化領域データ処理者」とは、データ処理活動において処理目的、処理方法を自主的に決定する工業企業、ソフトウェア・情報技術サービス企業、電気通信業務経営許可証を取得した電気通信業務の経営者、無線通信の周波数、放送局（施設）使用単位等の工業・情報化領域の各種主体をいう（管理弁法第3条第4項）。工業・情報化領域データ処理者は、属する産業領域によって工業データ処理者、電気通信データ処理者、無線通信データ処理者等に分けられる。データ処理活動には、データの収集、保存、使用、加工、伝送、提供、公開等の活動が含まれる。

⁷⁰ 中国語：工业和信息化部数据安全管理办法（试行）

工業・情報化部「工業・情報化領域データセキュリティ管理弁法（試行）」（http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2022-12/14/content_5731918.htm）

(3) 分級分類管理

工業・情報化部は、工業・情報化領域データの分類分級、重要データ・核心データの識別認定、データの分級保護等の標準規範を制定する（管理弁法第7条第1項）。工業・情報化領域データ処理者は、定期的にデータを整理し、関連する標準規範に基づいて、重要データと核心データを識別して具体的なリストを作成しなければならない（管理弁法第7条第3項）。

工業・情報化領域のデータは、産業の要求、特徴、業務需要、取得源、用途等の要素に基づいて、研究開発データ、生産運営データ、管理データ、維持管理データ、業務サービスデータ等に分類される（管理弁法第8条第1項）。

工業・情報化領域のデータは、データがひとたび改竄、破壊、漏洩又は違法取得、違法利用等がされると、国家の安全、経済の運営、社会の安定、公共の健康と安全等に危害が及ぶ程度を考慮して、一般データ、重要データ、核心データの3つの分級に分かれる（管理弁法第8条第2項）。

工業・情報化領域データ処理者は、重要データと核心データのリストを現地の産業監督管理部門に届け出なければならない。届出の内容には、データの取得源、種類、級別、規模、媒体、取扱目的・方法、使用範囲、責任主体、對外共有、越境移転、安全保護措置等の基本状況が含まれるが、データの内容自体は含まれない（管理弁法第12条第1項）。届出内容に重大な変化が生じた場合、工業・情報化領域データ処理者は、変化が発生してから3か月以内に届出変更手続を行わなければならない。重大な変化とは、重要データと核心データの規模（データの条目数量又は保存総量等）が30%以上変化した場合、又はその他届出内容が変化した場合をいう（管理弁法第12条第3項）。

(4) データ全ライフサイクルのセキュリティ管理

データの収集、保存、使用、加工、伝送、提供、公開、廃棄、越境移転、移転、委託のデータの各ライフサイクルについて、一般データ、重要データ、核心データごとのセキュリティ要求を明確にしている（管理弁法第13条～第25条）。特に注意を要する内容は以下のとおりである。

工業・情報化領域データ処理者は、中国域内で収集、生成された重要データと核心データについて、法律・行政法規に域内で保存する要求がある場合は、中国域内に保存しなければならない。また、確かに域外へ提供する必要がある場合は、法律・行政法規に基づいてデータ越境移転の安全評価を行わなければならない（管理弁法第21条第1項）。

工業・情報化部は、関連する法律、中国が締結又は参加している国際条約・協定や平等互惠原則に基づき、外国の工業、電気通信、無線通信の執行機関による工業・情報化領域データの提供請求について処理する。工業・情報化部の承認がなければ、工業・情報化領域データ処理者は外国の工業、電気通信、無線通信の執行機関に対して中国域内に保存した工業・情報化領域のデータを提供することができない（管理弁法第21条第2項）。

核心データの越境提供、移転、委託処理をする場合、工業・情報化領域データ処理者は、セキュリティリスクを評価し、必要な安全保護措置を採り、現地の産業監督部門による審査後に工業・情報化部に報告しなければならない。工業・情報化部は関連規定により審査する（管理弁法第24条）。

工業・情報化領域のデータ処理者は、データの全ライフサイクルの処理過程において、データ処理、権限管理、人員の操作等のログを、最低6か月は保存しなければならない（管理弁法第25条）。

(5) モニタリング警告、緊急対応管理、検査、認証、評価管理

工業・情報化部は、データセキュリティリスクのモニタリングメカニズムを構築（管理弁法第26条第1項）し、工業・情報化領域データセキュリティインシデントの緊急対応策を制定する（管理弁法第28条第1項）。

工業・情報化領域処理者は、データセキュリティインシデントが発生した後、緊急対応策に従い、直ちに緊急処置を行い、重要データと核心データのセキュリティインシデントに関して、即座に現地の産業監督管理部門へ報告しなければならない。処置の完了後に、規定の期限内に報告をまとめ、毎年現地の産業監督管理部門に、データセキュリティインシデントの処置状況を報告しなければならない（管理弁法第28条第3項）。

工業・情報化部は、関連する標準に基づき産業のデータセキュリティの検査と認証業務（管理弁法第30条）を行い、産業のデータセキュリティの評価管理制度を制定して評価機構の管理業務を行う（管理弁法第31条）。

(6) 監督検査、法律責任

工業・情報化処理者には、産業の監督管理部門の監督検査への協力義務がある（管理弁法第32条第2項）。

産業の監督管理部門は、データ処理活動に比較的大きなセキュリティリスクが発見された場合は、権限と手続の規定に従い、工業・情報化領域データ処理者に対して事情聴取を行い、改善やリスクを取り除く措置を採ることを要求することができる（管理弁法第35条）。

管理弁法の規定に違反する行為がある場合、産業の監督管理部門は、関連法律法規により、情状の重大さの程度に基づいて、違法所得の没収、過料、暫定的な業務停止、業務停止、業務許可証の取消しなどの行政処罰を行う。犯罪を構成する場合は、法律に従い刑事責任が追及される（管理弁法第36条）。

6. サイバーセキュリティ法の改正に関する決定（意見募集稿）

(1) 概説

2022年9月14日、サイバーセキュリティ法の改正に関する決定の意見募集稿⁷¹（以下「決定案」という。）が公表され、パブリックコメントが募集された。2021年は7月15日に行政処罰法が、9月1日にデータセキュリティ法が、11月1日に個人情報保護法が施行されたが、2017年6月1日に施行されたサイバーセキュリティ法にも類似の規定があり、その適用関係が不明確となっていた。これらの規定との調整を行うため、決定案では2017年6月1日に施行されたサイバーセキュリティ法について以下のような改正案を定めている。法律の適用関係が明確化される一方で、厳罰化されている。

(2) 法的責任の厳格化

従来は個別に法的責任を定めていたサイバーセキュリティ法第59条、第60条、第61条、第62条を統合した上で、以下のとおり責任を厳格化している（決定案第1条第1項）。

サイバーセキュリティの等級に応じたセキュリティ保護義務（サイバーセキュリティ法第21条）、ネットワーク製品・サービスの国家標準の強制要求への準拠、セキュリティ上の欠陥・脆弱性等のリスクへの対応義務（サイバーセキュリティ法第22条第1項）及びネットワーク製品・サービスの保守継続提供義務（サイバーセキュリティ法第22条第2項）、ネットワーク基幹製品、サイバーセキュリティ専用製品の国家標準の強制要求への準拠義務（サイバーセキュリティ法第23条）、ネットワーク運営者に対するユーザーの真実の身分情報取得義務（サイバーセキュリティ法第24条第1項）、緊急対応策の制定、実行（サイバーセキュリティ法第25条）、サイバーセキュリティ情報の公表規制（サイバーセキュリティ法第26条）、ネットワーク運営者の国家の安全維持保護、犯罪捜査への協力義務（サイバーセキュリティ法第28条）の規定に違反し、又はネットワーク運用の安全性に危害を与える等の結果を生じさせた場合は、関連主管部門により改善が命じられ、警告が与えられ、通告が行われる。是正を拒否し又は情状が重大である場合は、100万元以下の過料に処する他、暫定的な業務停止命令、業務停止及び改善命令、ウェブサイトの閉鎖、関連業務の許可証の取消し、営業許可証の取消しを行うことができる。また、直接責任を負う担当者との直接責任者に対して1万元以上10万元以下の過料に処することができる。

変更点としては、過料の金額が増額された他、「暫定的な業務停止命令、業務停止及び改善命令、ウェブサイトの閉鎖、関連業務の許可証の取消し、営業許可証の取消し」という行政処罰が追加される。また、現行法上は、違反に対する罰則が特に定められていなかったネットワーク基幹製品、サイバーセキュリティ専用製品の国家標準の強制要求への遵守義務（サイバーセキュリティ法第23条）、ネットワーク運営者の国家の安全維持保護、犯罪捜査への協力義務（サイバーセキュリティ法第28条）も罰則の対象に含まれており、刑罰の範囲が拡大している。

また、個人情報保護法第66条第2項では、特に重大な違反行為に対する加重処罰を規定しているが、決定案においても重大な違反行為に対する加重処罰が規定されている。具体的には、違反行為が特に重大である場合、100万元以上5000万元以下又は前年度売上高の5%に相当する過料が課される。直接責任を負う担当者・他の直接責任者に対し、10万元以上100万元以下の過料が課され、また、主管部門

⁷¹ 中国語：关于公开征求《关于修改〈中华人民共和国网络安全法〉的决定（征求意见稿）》意见的通知
国家インターネット情報弁公室「サイバーセキュリティ法の改正に関する決定（意見募集稿）意見の通知」 (http://www.gov.cn/xinwen/2022-09/14/content_5709805.htm)

の決定により、一定の期限内において関連企業の董事、監事、高級管理職に従事すること、又はサイバーセキュリティ管理とネットワーク運営に関する重要な職務を担当することが禁止される。

(3) 重要情報インフラ運営者に関する法的責任の厳格化

サイバーセキュリティ法は、重要情報インフラ運営者に対して、一般的なネットワーク運営者への規制に加えて、重要情報インフラ構築におけるセキュリティ要求（サイバーセキュリティ法第33条）、加重されたセキュリティ保護義務（サイバーセキュリティ法第34条）、ネットワーク製品・サービスの調達においてベンダーとの間でセキュリティ・秘密保持責任を明確化する義務（サイバーセキュリティ法第36条）、定期的なセキュリティリスクの検査評価・報告義務（サイバーセキュリティ法第38条）を規定している。これらの義務に違反した場合の法的責任について、上述（2）と同様の刑罰が規定されている（決定案第1条第1項、第2項）。

また、サイバーセキュリティ法では、重要情報インフラ運営者によるネットワーク製品・サービスの調達が国家の安全に影響を与えるおそれがある場合に当局の安全審査に合格することを要求している（サイバーセキュリティ法第35条）ところ、この違反の罰則に、一年度の売上高の5%以下の罰金が追加されている（決定案第4条第1項）。

この他、サイバーセキュリティ法は、重要情報インフラ運営者に対し、中国域内で収集、生成した個人情報及び重要データについて、中国域内で保存する義務、越境移転の際に安全評価を行う義務（サイバーセキュリティ法第37条）を課しているが、この違反の罰則（サイバーセキュリティ法第66条）については、データセキュリティ法第46条、個人情報保護法第66条等にも類似の規定があるため、「関連する法律、行政法規により処罰する（決定案第4条第2項）」と規定されている。

(4) 個人情報保護に関する法的責任の改正

サイバーセキュリティ法第22条第3項、第41条～第44条において、ネットワーク運営者の個人情報保護義務（適法・正当・必要原則の遵守、必要な措置を講じることにより個人情報のセキュリティを確保すること、個人の要求に応じて個人情報を削除・修正すること等）が規定されているが、これらの義務に対する責任は個人情報保護法にも規定されているため、個人情報保護法における関連規定に従うと規定されている（決定案第3条）。

7. インターネット情報部門による行政執行手続規定（意見募集稿）⁷²

(1) 概説

2022年7月21日に、国家インターネット情報弁公室は、タクシーの配車アプリケーションサービスを展開するDiDiグローバル社に対して、サイバーセキュリティ法、データセキュリティ法、個人情報保護法の違反を理由として、80億2600元の罰金、同社の董事長兼CEOと総裁に対して100万円の罰金を科した⁷³。上述のとおり、サイバーセキュリティ法は、個人情報保護法に平仄を合わせる形で厳罰化がなされる見通しであり、このような高額な刑罰が科される事案も出てきている中で、データ三法の行政執行の透明性がより一層重要になっている。

2022年9月8日、インターネット情報部門による行政執行手続について、国民、法人及びその他の組織の合法的な権益を保護し、国家の安全と公共の利益を守るために、「行政処罰法」、「サイバーセキュリティ法」、「データセキュリティ法」、「個人情報保護法」に基づき、「インターネット情報部門による行政執行手続規定（意見募集稿）（以下「手続規定案」という。）」が公表され、同年10月8日までパブリックコメントが募集された。

従来は、2017年6月1日より施行されている「インターネット情報コンテンツ管理行政執行手続規定⁷⁴（以下「原規定」という。）」が、インターネット情報コンテンツの行政処罰案件を管轄していた

⁷² 中国語：网信部门行政执法程序规定（征求意见稿）

国家インターネット情報弁公室「インターネット情報部門による行政執行手続規定（意見募集稿）」（http://www.cac.gov.cn/2022-09/08/c_1664174174624227.htm）

⁷³ 国家インターネット情報弁公室「DiDi グローバル株式有限会社に対する法に基づくサイバーセキュリティ審査に関する行政処罰の決定」（http://www.cac.gov.cn/2022-07/21/c_1660021534306352.htm）

⁷⁴ 中国語：互联网信息服务内容管理行政执法程序规定

国家インターネット情報弁公室「インターネット情報コンテンツ管理行政執行手続規定」（http://www.cac.gov.cn/2017-05/02/c_1120902931.htm）

（原規定第7条）が、2017年6月1日にはサイバーセキュリティ法、2021年9月1日にはデータセキュリティ法、2021年11月1日には個人情報保護法と、サイバー・データ関連法令が次々に施行され、行政執行が強化される中で、原規定を改正する必要があるが出てきている。

手続規定案はこのような原規定施行後の立法動向、実務動向を踏まえ、行政手続について明確化し、当事者の合法的な権益を保障し、企業において行政処罰リスクを適切に評価するためのものとして、将来的には原規定に代わって実務上参照される法令となるものと見込まれる。主な内容は以下のとおりである。

(2) 適用範囲と管轄

手続規定案は、インターネット情報部門（国家インターネット情報弁公室と地方インターネット情報弁公室を含む）が法に基づき実施する行政執行、違法行為に対して実施する行政処罰に適用される（手続規定案第2条）。

原規定において管理権限とされていたインターネット情報コンテンツに加えて、サイバーセキュリティ、データセキュリティ及び個人情報保護等の行政処罰案件が管轄権限に追加されており、インターネット情報部門の管轄権限が拡大されている（手続規定案第9条）。

(3) 合法的な権益の保障

執行部隊と執行能力の強化（執行人員に対する研修、試験・考査、資格管理及び資格取得制度）が要求される他（手続規定案第5条第1項）、原規定と比べて、行政執行手続の全過程において、新たな手続保障が追加されている。具体的には、以下のとおりである。

条項	内容
二重処罰の禁止（手続規定案第 16 条）	当事者の同一の違法行為に対して、2 回以上の過料の行政刑罰を与えてはならない。また同一の違法行為が複数の法令に違反し、過料を科すべき場合には、一番高い金額で過料を科する。
違法証拠排除原則（手続規定案第 22 条第 3 項）	違法な手段で取得した証拠は、案件の事実を認定する証拠とすることができない。
聴聞要求の権利（手続規定案第 35 条）	インターネット情報部門は以下の行政処罰を決定する前に、当事者に聴聞を要求する権利があることを告知しなければならない。当事者が聴聞を要求する場合、告知されてから 5 営業日以内に提出しなければならない。インターネット情報部門は聴聞を組織しなければならない。 ・ 金額が比較的に高い過料 ・ 金額が比較的に高い違法所得又は価値が比較的大きな違法財物を没収すること ・ 資格等級の格下げ、又は許可証の取消し ・ 生産停止・休業、閉鎖、事業制限を命じること ・ その他の比較的に深刻な行政処罰 ・ 法律、法規、部門規章が規定するその他の状況
聴聞手続の適正確保（手続規定案第 36 条第 2、3、4 項）	聴聞は書面による記録を作成しなければならない。 国家秘密、営業秘密又はプライバシーにわたり秘密を保持する場合を除き、聴聞は公開で行われるものとする。 インターネット情報部門は聴聞記録により、手続規定案第 41 条の規定に基づき、処罰決定を行う。
陳述・弁明の権利（手続規定案第 39 条）	当事者は陳述と弁明を行う権利を有する。インターネット情報部門は当事者の意見を十分に聴取し、当事者が提出した事実、理由と証拠について再審査を行わなければならない。 インターネット情報部門は当事者の陳述・弁明によりさらに重い処罰を与えてはならない。 インターネット情報部門及びその執行者は、行政処罰を決定する前に、手続規定案に基づき当事者に行おうとする行政処罰の内容及び事実、理由、根拠を告知しない場合、又は当事者の陳述、弁明の聴取を拒否した場合、行政処罰の決定を下してはならない。
法制審査（手続規定案第 40 条）	次のいずれかに該当する場合、インターネット情報部門の責任者が行政処罰を決定する前に、行政処罰決定の法制審査に従事する者により法制審査を行

条項	内容
	わなければならない。法制審査を経ない場合、又は審査に合格しない場合、決定を下してはならない。 ・ 重大な公共の利益に係る場合 ・ 当事者又は第三者の重大な利益に直接に関連し、聴聞手続を経る場合 ・ 情状が複雑であり、多数の法律関係に係る場合 ・ 法律法規が規定する法制審査を受けるべきその他の状況 法制審査は、インターネット情報部門が明確にされる法制審査担当機構が実施する。インターネット情報部門において初めて行政処罰決定の法制審査に従事する者は、国家統一法律職業資格を取得しなければならない。
合議制（手続規定案第 42 条）	情状が複雑である又は重大な違法行為に対して行政処罰を与える場合、インターネット情報部門の責任者は合議で決定 なければならない。合議の過程は書面により記録しなければならない。
処理期間（手続規定案第 44 条第 1 項）	インターネット情報部門が通常手続を適用する場合には、立件の日から 90 日以内に行政処罰の決定を下さなければならない。事件の複雑さ又はその他の原因により、規定の期限内に決定を下すことができない場合、インターネット情報部門の責任者の承認を経て、60 日延長することができる。事件が特に複雑である場合又はその他の特別な状況が生じる場合、インターネット情報部門の責任者は合議で延期するかどうか、及び合理的な期間を決定する。
記録保存（手続規定案第 51 条）	インターネット情報部門は、法に基づき文字、音声映像等の形式により、行政処罰の開始、調査・証拠収集、審査、決定、送達、執行等の全過程を記録し、保存しなければならない。
苦情申立、告発（手続規定案第 52 条）	当事者はインターネット情報部門による行政処罰を実施する行為について、苦情申し立て又は告発する権利を有する。

(4) 不処罰について

以下のように、軽微な違法行為に対して行政処罰を科さない場合についての手続を規定している。

調査終了後、担当者は案件処理意見報告を作成し、違法事実が成立し行政処罰を科すべきと考える場合は、行政処罰提案書を起草しなければならず、以下の状況の一つに該当する場合は、報告書において行おうとする処理の理由を説明し、インターネット情報部門の責任者の承認を経てから処理する（手続規制案第33条）。

- ・ 違法事実が成立せず行政処罰をすべきではない場合
- ・ 違法行為が軽微であり、かつ直ちに是正されて、危害結果をもたらさないため、行政処罰をすべきではない場合
- ・ 初めて違法行為が行われ、危害結果が軽微であり、かつ直ちに是正されるため、行政処罰をしないことができる場合
- ・ 当事者に主観的な過失がないことを証明するに足る証拠を有し、行政処罰をすべきでない場合（法律、行政法規に別段の規定がある場合、その規定に従う。）

行おうとする行政処罰決定は、インターネット情報部門の責任者に報告し、審査を受けなければならない。責任者は状況に基づいて、以下のとおり決定する（手続規定案第41条第2号、第3号）。

- ・ 違法行為が軽微であり、法により行政処罰をしないことができる場合は不処罰
- 違法事実が成立しないと判断する場合は不処罰

（１）2022 年版不正貿易報告書P.50-51 の「（１）模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題」について、2021 年以降の最新情報を調査ください。具体的には、TRIPS 協定第 41 条第 1 項（効果的な権利行使実現）の履行状況を評価する視点から、産業財産権に関する制度の創設・整備状況、産業財産権登録のための審査期間や、推定被害総額（可能であれば日系企業・日本製品の被害額）、取締り件数や不正商品の押収額（機関別（税関や警察、市場管理機関などの別）の件数、金額）の推移（過去 5 年程度）、民事・刑事・行政手続の整備や救済の内容及び科料の推移などを調査ください。

1. 専利行政執法

（1）国家知識産権局の知的財産権統計年表

国家知識産権局が毎年公表する知的財産権統計年表⁷⁵における「専利⁷⁶行政執法状況」のデータによれば、2014 年～2018 年にかけて、全国における専利権侵害紛争及び専利権の模倣に対する取締事件の件数の推移は以下のとおりである⁷⁷。なお、2019 年版以降の統計年表では、2018 年までとは異なり、「専利行政執法状況」が公表項目から除外されており、統計年表上での情報公開が行われていない⁷⁸。

全国における専利権侵害紛争及び専利権の模倣に対する取締事件の件数

年度			2018	2017	2016	2015	2014
専利権侵害紛争 ⁷⁹ の件数	立件	年度累計件数	33,976	27,305	20,351	14,202	7,671
		専利権者が日本人 ⁸⁰	161	177	95	129	58
	終結	年度累計件数	33,256	26,987	19,682	14,040	7,640
		専利権者が日本人	146	179	81	125	77
専利権の模倣に対する取締事件（終結件数）	年度累計件数		42,679	38,492	28,057	21,237	16,259
	被調査者が外国関連であるもの	外商独資	258	721	786	592	406
		香港等出資企業 ⁸¹	1,166	939	558	545	213
		合弁企業	315	294	428	393	424
		外国法人等	4	8	16	0	7

（2）専利執法統計

前述のとおり、知的財産権統計年表では 2018 年版以前と 2019 年版以降で記載項目に変更が生じており、専利権侵害紛争等に関する同一の観点での継続的な情報公開は行われていない。他方で、国家知識産権局のウェブサイトでは、各省ごとの専利権侵害紛争等に関する月次の統計が公表されている⁸²。2019 年から 2021 年について、かかる月次の数値を集計した結果は以下のとおりである。

⁷⁵ 中国語：知識産権統計年報

⁷⁶ 「専利」とは、發明特許、實用新案及び意匠の總稱を指す。以下同じ。

⁷⁷ 調査する限り、日系企業・日本製品の被害額について公開された情報は見当たらなかった。

⁷⁸ 国家知識産権局「2021 年知的財産権統計年表」

(<https://www.cnipa.gov.cn/tjxx/jianbao/year2021/indexy.html>) (2022 年 11 月 21 日確認)

国家知識産権局「2020 年知的財産権統計年表」

(<https://www.cnipa.gov.cn/tjxx/jianbao/year2020/indexy.html>) (2022 年 11 月 21 日確認)

国家知識産権局「2019 年知的財産権統計年表」

(<https://www.cnipa.gov.cn/tjxx/jianbao/year2019/indexy.html>) (2022 年 11 月 21 日確認)

⁷⁹ 發明だけでなく、實用新案及び意匠に関する紛争を含む。

⁸⁰ 法人を含む。以下本表において同じ。

⁸¹ 香港、マカオ及び台湾からの出資が行われている企業を指す。

⁸² 国家知識産権局「専利執法統計」

内容 ⁸³	2021 年 ⁸⁴	2020 年 ⁸⁵	2019 年
専利権侵害紛争の行政裁決件数	49,480	41,600	-
権利侵害件数	-	821	38,599
その他紛争件数	-	10	267
模倣案件数	-	150	12,811
案件総数（前三項の合計）	-	981	51,677

2. 2021年中国知的財産権保護状況等

国家知識産権局が2022年4月25日に公表した「2021年中国知的財産権保護状況」⁸⁶及びその他公式資料では、以下のデータが紹介されている。

(1) 2021年における知的財産権の審査期間

ア 専利

専利権に関して、公表された平均処理期間は以下のとおりである。

内容	平均処理期間
専利登録審査	記載なし
高付加価値発明専利の審査	記載なし
拒絶査定不服審判	16.4 か月
専利無効宣告請求	5.8 か月

イ 商標

商標権に関して、公表された平均処理期間は以下のとおりである⁸⁷。

内容	平均処理期間
商標登録審査	4 か月
外国申請者が中国を指定したマ ドリード商標国際登録出願	4 か月
拒絶査定不服審判	記載なし ⁸⁸
無効宣告	記載なし ⁸⁹

(<https://www.cnipa.gov.cn/col/col89/index.html>) (2022年11月22日確認)

⁸³ 統計項目が2020年3月及び5月の2度にわたって変更されており、2020年については各項目相互の関係性及び統計の継続性が明確でない。

⁸⁴ 「専利権侵害紛争の行政裁決件数」は、6月以降、「受理した件数」と「終了した件数」に区別して記載されていることから、「終了した件数」を採用して合算している。他の項目については、2021年のデータが公表されていない。

⁸⁵ 「専利権侵害紛争の行政裁決件数」は5月から12月の8か月分、「権利侵害件数」及び「その他紛争件数」は1月から4月の4か月分、「模倣案件数」は1月及び2月の2か月分の統計しか公表されていない。

⁸⁶ 中国語：2021年中国知识产权保护状况

国家知識産権局「2021年中国知識産権保護状況」(<https://www.cnipa.gov.cn/module/download/downloadfile.jsp?classid=0&showname=%E4%BA%8C%E3%80%87%E4%BA%8C%E4%B8%80%E5%B9%B4%E4%B8%AD%E5%9B%BD%E7%9F%A5%E8%AF%86%E4%BA%A7%E6%9D%83%E4%BF%9D%E6%8A%A4%E7%8A%B6%E5%86%B5%E7%99%BD%E7%9A%AE%E4%B9%A6.pdf&filename=c8d9993ab34b402392de0b8eab900078.pdf>) (2022年11月22日確認)

⁸⁷ 国家知識産権局「商標局 中国商標ネット」

(https://sbj.cnipa.gov.cn/sbj/ssbj_gzdt/202203/t20220324_21821.html)、

(https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/1/19/art_53_172827.html) (2022年12月20日確認) なお、2021年中国知的財産権保護状況では、前年までと異なりいずれの平均処理期間も記載されていない。

⁸⁸ 国家知識産権局が2021年5月11日に公表した「知的財産権領域の『放管服』改革の深化によるイノベーション環境及びビジネス環境の最適化に関する通知」(中国語：关于深化知识产权领域“放管服”改革优化营商环境和营商环境的通知)

(http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2021-05/12/content_5605973.htm) では、2021年12月末時点での目標として、平均処理期間を5.5か月とする旨が記載されているが、実現の有無について公的な機関が公表した情報は見当たらない。

⁸⁹ 「知的財産権領域の『放管服』改革の深化によるイノベーション環境及びビジネス環境の最適化に関する通知」では、2021年12月末時点での目標として、平均処理期間を9か月とする旨が記載されているが、実現の有無について公的な機関が

内容	平均処理期間
商標取消しに対する不服申立て	記載なし
異議申立てによる登録拒絶に対する不服審判	記載なし

(2) 司法による知的財産権の保護（2021年）

ア 民事訴訟

知的財産権に関する民事訴訟について、各審級の裁判所において新たに受理した件数及び終結した件数は以下のとおりである。

審級	新規受理件数 (前年比)	終結件数 (前年比)
地方人民法院（第一審）	550,263 件 (+24.12%)	515,861 件 (+16.52%)
地方人民法院（第二審）	49,084 件 (+14.22%)	45,468 件 (+4.50%)
最高人民法院	4,243 件 (+22.28%)	3,557 件 (+9.11%)

また、これらのうち、第一審の紛争内容の内訳は以下のとおりである。

項目	新規受理件数	前年比
専利案件	31,618 件	+10.83%
商標案件	124,716 件	+59.57%
著作権案件	360,489 件	+14.99%
技術ライセンス案件	4,015 件	+22.52%
競争案件	8,419 件	+78.26%
その他知財紛争	21,006 件	+38.71%

イ 行政訴訟

知的財産権に関する行政訴訟について、各審級の裁判所において新たに受理した件数及び終結した件数は以下のとおりである。

審級	新規受理件数 (前年比)	終結件数 (前年比)
地方人民法院（第一審）	20,563 件 (+11.37%)	19,342 件 (+7.80%)
地方人民法院（第二審）	8,215 件 (+34.85%)	7,418 件 (+19.97%)
最高人民法院	2,852 件 (+49.40%)	2,487 件 (+43.34%)

また、これらの紛争内容の内訳は以下のとおりである。

項目	新規受理件数	前年比
専利案件	1,810 件	+27.73%
商標案件	18,734 件	+9.97%
著作権案件	19 件	+58.33%

ウ 刑事訴訟

知的財産権に関する刑事訴訟について、各審級の裁判所⁹⁰において新たに受理した件数及び終結した件数は以下のとおりである。

審級	新規受理件数 (前年比)	終結件数 (前年比)
地方人民法院（第一審）	6,276 件 (+13.20%)	6,046 件 (+9.53%)

これらのうち、第一審が終結した事件の内訳は以下のとおりである。

項目	件数	前年比
冒認商標登録罪	2,558 件	+13.19%
偽造商標商品の販売罪	2,623 件	+3.76%
登録商標に係る標章の違法製造・販売罪	476 件	+20.51%
専利冒認罪	0 件 ⁹¹	-100.00%
著作権侵害罪	313 件	-11.76%
コピー商品販売罪	15 件	+35.56%
営業秘密侵害罪	61 件	+13.19%

(3) 行政取締り

ア 専利

2021 年に摘発した専利侵害の行政処分事件は全部で 4.98 万件（前年比+18.6%）であり、そのうち専利権の模倣に対する取締事件は 0.48 万件である。

イ 商標

2021 年に摘発した商標侵害の行政処分事件は全部で 3.95 万件（前年比+26.2%）であり、過料額は 6.86 億元（前年比-2%）である。また、1,011 件については刑事被疑事件として司法機関に移送している。

ウ 著作権

「剣冏行動 2021」プロジェクトを展開し、プロジェクト期間中に延べ 36.17 万の団体を調査し、海賊版サイトへのリンク 119.7 万件を削除し、海賊版ウェブサイト（アプリ）1,066 件を閉鎖した。

エ 不正競争行為

反不正競争プロジェクト活動を行い、活動期間中に 8,563 件を処理し、過料額は 5.73 億元である。

(4) 刑事事件

全国の公安機関が2021年に知的財産権関連事件で逮捕を許可したのは7,835人（事件数は4,590件）であり、起訴したのは14,020人（事件数は6,565件）である。

また、最高人民法院及び最高検察院は、2023年1月18日付けで「知的財産権侵害刑事事件の審理における法律適用に関する若干問題の解釈（意見募集稿）」⁹²を公表し、パブリックコメントを募集した⁹³。主な内容は以下のとおりである。

① 罰金額の基準（第23条）

⁹⁰ 2021 年については、2020 年までと異なり、第二審として受理又は終結した件数が公表されていない。

⁹¹ 「中国知的財産保護状況」において、2020 年は 2 件と記載されているのに対し、2021 年は項目自体が存在しないことから、0 件と記載している。

⁹² 中国語：「关于办理侵犯知识产权刑事案件适用法律若干问题的解释（征求意见稿）」

⁹³ 最高人民法院 最高人民検察院「知的財産権侵害刑事事件の審理における法律適用に関する若干問題の解釈（意見募集稿）」について、社会に向けた公開意見募集（https://www.spp.gov.cn/tzgg1/202301/t20230118_598824.shtml）

知的財産権侵害の犯罪については、違法所得、違法経営額⁹⁴、権利者に与えた損害額、侵害模倣した物品の数及び社会への害悪等の事情を総合考慮して、罰金額を決定する。罰金額は一般的に違法所得の1倍以上5倍以下で確定する。違法所得及び違法経営額がいずれも究明できない場合には、3年以下の有期徒刑、禁固又は罰金刑のみに処するときには一般的に3万元以上100万元以下、3年以上の有期徒刑に処するときには一般的に15万元以上500万元以下とする。

② 既存の司法解釈の廃止（第31条第2項）

本司法解釈の施行後は、次の3つの既存の司法解釈が廃止される。

- 知的財産権侵害刑事事件の具体的な法律適用に関する若干問題の解釈⁹⁵
- 知的財産権侵害刑事事件の具体的な法律適用に関する若干問題の解釈（二）⁹⁶
- 知的財産権侵害刑事事件の具体的な法律適用に関する若干問題の解釈（三）⁹⁷

(5) 税関における知的財産権保護データ（2017年～2021年）

年度		2021 年 ⁹⁸	2020 年 ⁹⁹	2019 年 ¹⁰⁰	2018 年 ¹⁰¹	2017 年 ¹⁰²
知的財産権侵害被疑輸出入貨物	ロット数	7.92 万	6.19 万	5.16 万	4.72 万	1.91 万
	関連貨物数	7,180.28 万点	5,618.19 万点	4,678.94 万点	2,480.02 万点	4,094 万点
内訳 ¹⁰³	商標権関連	6,804.63 万件	5,582.85 万件	4,391 万件	2,398.19 万件	4,031.94 万件
	専利権関連	293.33 万件	8.9 万件	20.94 万件	61.98 万件	32.67 万件
	著作権関連	81.47 万件	26.06 万件	8.37 万件		29.66 万件

⁹⁴ 中国語では、「非法经营数额」といい、行為者が知的財産権侵害行為を行う過程で、製造、保存、運送、販売した知的財産権侵害品の価値をいう（第25条第1項）。

⁹⁵ 中国語：「关于办理侵犯知识产权刑事案件具体应用法律若干问题的解释（法释〔2004〕19号）」

⁹⁶ 中国語：「关于办理侵犯知识产权刑事案件具体应用法律若干问题的解释（二）（法释〔2007〕6号）」

⁹⁷ 中国語：「关于办理侵犯知识产权刑事案件具体应用法律若干问题的解释（三）（法释〔2020〕10号）」

⁹⁸ 国家知識産権局「2021 年中国知識産権保護状況」

(<https://www.cnipa.gov.cn/module/download/downfile.jsp?classid=0&showname=%E4%BA%8C%E3%80%87%E4%BA%8C%E4%B8%80%E5%B9%B4%E4%B8%AD%E5%9B%BD%E7%9F%A5%E8%AF%86%E4%BA%A7%E6%9D%83%E4%BF%9D%E6%8A%A4%E7%8A%B6%E5%86%B5%E7%99%BD%E7%9A%AE%E4%B9%A6.pdf&filename=c8d9993ab34b402392de0b8eab900078.pdf>)

（2022 年 11 月 22 日確認）

⁹⁹ 国家知識産権局「2020 年中国知識産権保護状況」

(<http://www.cnipa.gov.cn/module/download/downfile.jsp?classid=0&showname=%E4%BA%8C%E2%97%8B%E4%BA%8C%E2%97%8B%E5%B9%B4%E4%B8%AD%E5%9B%BD%E7%9F%A5%E8%AF%86%E4%BA%A7%E6%9D%83%E4%BF%9D%E6%8A%A4%E7%8A%B6%E5%86%B5%E7%BB%88%E7%89%88%E7%BC%89.pdf&filename=1bbc55548e3d4f298f666465c3359aaa.pdf>)（2022 年 12 月 26 日確認）

¹⁰⁰ 国家知識産権局「2019 年中国知識産権保護状況」

(<https://www.cnipa.gov.cn/module/download/downfile.jsp?classid=0&showname=%E4%BA%8C%E3%80%87%E4%B8%80%E4%B9%9D%E5%B9%B4%E4%B8%AD%E5%9B%BD%E7%9F%A5%E8%AF%86%E4%BA%A7%E6%9D%83%E4%BF%9D%E6%8A%A4%E7%8A%B6%E5%86%B5.pdf&filename=efb894b2c1264163bbff2dd53888d904.pdf>)（2022 年 12 月 26 日確認）

¹⁰¹ 税関総署「2018 年中国海関知識産権保護状況及び典型事例」(<http://fangtan.customs.gov.cn/tabid/624/Default.aspx>)（2022 年 12 月 26 日確認）

¹⁰² 税関総署「2017 年中国海関知識産権保護状況の公表」

(<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/mtjj35/1803852/index.html>)（2022 年 12 月 26 日確認）

JETRO「2017 年中国海関知識産権保護状況」(https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/gov/20180424_cn.pdf)（2022 年 12 月 26 日確認）

¹⁰³ 全ての内訳が明記されているわけではないことから、合計値は「関連貨物数」と一致しない。

（２）2021年版不公正貿易報告書 P.51-52 の「（２）冒認出願問題」「②外国でなされた発明等の冒認出願・無審査制度の乱用」＜措置の概要と懸念点＞＜最近の動き＞に記載の中国の措置について、関連する法令（専利法や商標法、およびそれらの下位法令等）を中心に、改正の動きの有無・状況を含めて 2021年以降の最新情報を調査ください。

1. 関連政府方針

国務院が2021年10月9日に公表した「十四五」国家知的財産権保護及び運用計画¹⁰⁴では、中国の今後5年間の知的財産権の保護及び運用に関する国家の計画が示されている。知的財産権保護法制との関係では主に以下の点に関して大局的な方針が示されている。

- ① 知的財産権に関する法律政策体系の改善
- ② 司法による保護の強化
- ③ 行政による保護の強化
- ④ 多元的な紛争解決方法の整備による保護の強化
- ⑤ 知的財産権の発生源の保護強化

2. 関連法令

(1) 専利法関連

ア 専利法

全国人民代表大会常務委員会の決定により、2020年10月17日に改正専利法が公布され、2021年6月1日から施行された¹⁰⁵。専利法の改正内容のうち、知的財産権保護との関係で重要な内容は以下のとおりである。

① 出願等に係る信義誠実原則の明文化（第20条第1項）

専利出願又は専利権の行使は、信義誠実の原則に従わなければならないとされた。第20条第1項は、2020年11月27日に公表された特許法実施細則の改正提案（意見募集稿）¹⁰⁶において、拒絶事由（改正提案第53条第2号）、無効事由（改正提案第65条第2項）として列挙されている。

② 実用新案等評価報告（第66条第2項）

実用新案及び意匠特許の有効性に関する見解を知識産権局が示す特許権評価報告書について、中国法では警告時又は訴訟提起時に提示することが義務付けられていないが、民事訴訟においては特許の有効性について判断されないため、無審査で登録される実用新案及び意匠特許については特許の有効性について、知識産権局の権利の有効性に関する評価を得ておいた方が訴訟経済に資することになる。そのため、特許権侵害紛争が実用新案及び意匠特許に関連する場合、人民法院は、特許権者又は利害関係者に対し、特許権評価報告書の提出を要求することができる。今回の改正によって、さらに「特許権者、利害関係者又は被疑侵害者も、特許権評価報告書を自発的に提出することができる」ことが追記された。

また、2021年6月1日から「改正施行後の特許法の関連審査業務処理に関する暫定弁法¹⁰⁷」の改正が施行されており、被疑侵害者自身も、書面形式により、国家知識産権局に対して、特許権評価報告の発行を請求できるようになった（同弁法第8条）。2023年1月11日から同弁法の改正¹⁰⁸が施行されており、書面形式のみならず、電子形式での請求が可能となった（同弁法改正第8

¹⁰⁴ 中国語：「十四五」国家知识产权保护和运用规划

国務院「「十四五」国家知的財産権保護及び運用計画の通知」（http://www.gov.cn/zhengce/content/2021-10/28/content_5647274.htm）

¹⁰⁵ 中国中央人民政府「全人代常務委員会による「中国専利法」の改正に関する決定」

（http://www.gov.cn/xinwen/2020-10/18/content_5552102.htm）

¹⁰⁶ 中国語：專利法實施細則修改建議（征求意见稿）

国家知識産権局「特許法實施細則の改正提案（意見募集稿）について、公開意見募集の通知」（https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/27/art_75_155294.html）

¹⁰⁷ 中国語：关于施行修改后专利法的相关审查业务处理暂行办法

国家知識産権局「改正施行後の特許法の関連審査業務処理に関する暫定弁法の公告」（https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/5/25/art_74_159631.html）

¹⁰⁸ 国家知識産権局「改正施行後の特許法の関連審査業務処理に関する暫定弁法の公告」（https://ipraction.samr.gov.cn/zcfg/cwj/art/2023/art_0366a84a0b80490c9c3b239feb87335d.html）

条)。

③ 過料上限額の引上げ (第68条)

専利を偽造、冒用した場合の行政罰としての過料の上限が、違法所得の 5 倍以下に引き上げられた¹⁰⁹。また、違法所得がない場合又は違法所得が 5 万元以下である場合、25 万元以下の過料に処するものとされた¹¹⁰。

④ 損害賠償額の算定方法変更及び懲罰的損害賠償制度の導入 (第71条)

専利権侵害による損害賠償額について、現行法では実際の損害額に基づいて算定することが原則とされていたが、改正専利法では実際の損害額又は侵害者が受けた利益の額に基づいて算定することが原則とされた¹¹¹。

また、懲罰的損害賠償制度が導入され、故意に専利権を侵害し、情状が重い場合、算定した損害額の 1 倍以上 5 倍以下で賠償額を算定することができるとされた。

さらに、損害額、利益の額及びライセンス料の算定がいずれも困難である場合に裁判所が専利権の性質等に応じて決定することができる賠償額が、現行法では 1 万元以上 100 万元以下であるのに対し、改正専利法では 3 万元以上 500 万元以下に引き上げられた。

さらに、権利者が立証を尽くしており、侵害行為に関する帳簿及び資料を侵害者が保有している場合、裁判所が侵害者に対して侵害行為に関連する帳簿及び資料の開示を命じることができ、開示を拒否した場合又は虚偽の帳簿若しくは資料を開示した場合には権利者の主張及び提出した証拠を参考にして賠償額を判断することができる旨の規定が導入された。

⑤ 訴訟時効の延長 (第74条)

現行法では専利権侵害の訴訟時効は 2 年とされていたが (現行専利法第 68 条)、改正専利法では訴訟時効が 3 年に延長された。

イ 専利審査指南¹¹²

国家知識産権局は、2022 年 10 月 31 日に専利審査指南の再意見募集稿を公表し、パブリックコメントを募集している¹¹³。

(2) 商標法関連

ア 商標審査審理指南

国家知識産権局は、2021 年 11 月 16 日、商標審査審理指南¹¹⁴を公表しており、2022 年 1 月 1 日から施行されている。2019 年に改正・施行となった商標法に対応するためのガイドラインで、方式審査に関連した基準が新たに追加されており、方式審査に関連した上編と実体審査・審理に関連した下編から構成されている。

下編の第二章では、改正商標法第 4 条で新たに規定された「使用を目的としない悪意の商標登録出願」の考慮要素、適用状況について、以下のように定めている。

① 考慮要素

使用を目的としない悪意の商標登録出願に該当するか否かを判断する場合、登録審査手続、異議、審判手続においては、以下の要素を総合的に考慮することができる。

出願人の基本状況

存続期間の長短、登録資本の払込状況、所属業種領域及び経営範囲の具体的状況、経営状況が正常であるか否か、取消、抹消、営業停止、清算等の非正常な事由が存在するか否かを含む。

出願人の商標登録出願状況全般

出願人の累計商標出願数及び指定商品又は役務の区分、出願人が行った商標登録出願のスパン、

¹⁰⁹ 改正前専利法では違法所得の 4 倍以下とされていた (改正前専利法第 63 条)。

¹¹⁰ 改正前専利法では違法所得がない場合に 20 万元以下の過料に処することとされていた (改正前専利法第 63 条)。

¹¹¹ 原則的算定方法による算定が困難である場合にライセンス料の倍数を参照して合理的に算定する点には変更がない。

¹¹² 専利審査の際のガイドラインに相当するものである。

¹¹³ 国家知識産権局「専利審査指南修正草案 (再意見募集稿) の公開及びパブリックコメント募集に関する通知」

(https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/10/31/art_75_180016.html)

¹¹⁴ 中国語：商標審査審理指南

国家知識産権局「商標審査審理指南の公告」 (https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/11/22/art_74_171575.html)

出願人が短期間内において新たに行った商標登録出願数及び指定商品又は役務の区分等を含む。

商標の具体的な構成状況

登録出願した商標が他人の一定の知名度を有し、又は顕著性が比較的高い商標と同一であるか、又は類似しているか否か、行政区画の名称、山・川の名称、観光地の名称、業界用語等の公共資源が含まれるか否か、著名人の氏名、企業の屋号、ECの名称、他人の著名で、かつ、既に識別性が生じているキャッチコピー、美術著作物、意匠等その他の商業的標識等が含まれるか否かを含む。

出願人の商標登録出願過程及び商標登録取得後の行為

出願人が商標登録出願過程において、及び商標登録取得後に、商標を第三者に売却し、又は譲渡し、かつ、その売却又は譲渡前に使用の意図を有していたことを有効に立証できず、又はその不使用行為につき合理的に説明できない場合、出願人が商標登録出願過程において、及び商標登録取得後に、不当な利益を図る目的により、商標を積極的に他人に売り込み、又は公に販売し、他人に強く迫り自らとビジネス提携を行わせ、又は他人に高額の譲渡費、使用許諾料、権利侵害賠償金、訴訟和解金等を請求する行為がある場合を含む。

異議、審判手続における関連証拠の状況

異議、審判手続において、出願人が商標登録出願時に真実の使用意思を欠き、又は商標登録取得後に、実際の使用行為がなく、かつ、使用行為の準備がなかったことを証明する証拠があり、出願人がその使用意思を有効に立証できず、又はその不使用行為につき合理的に説明できない場合、異議、審判手続において、係争商標の出願人が係争商標の専用権のみをもって他人に対して権利侵害に係る苦情申立て又は訴訟を提起することにより、不当な利益を図ったことを証明する証拠がある場合を含む。

その他の考慮要素

以下のものを含むが、これらに限られない。

- ・ 出願人の発効済みの行政決定又は裁定、司法判決によって過去に商標の悪意の登録行為、他人の登録商標専用権の侵害行為を行ったと認定された状況
 - ・ 出願人が悪意の商標登録出願又は商標に係る権利侵害行為により国家企業信用情報公示システムにおいて重大違法信用喪失リスト等に記載された状況
 - ・ 出願人との間に特定の関係が存在する自然人、法人その他の組織の累計商標出願数、審査中の商標登録出願数、指定商品又は役務の区分の状況
 - ・ 出願人との間に特定の関係が存在する自然人、法人その他の組織の商標の実際の取引、申込み、申込みの誘引の状況
- 一般に、上述要素は、異議、審判手続において考慮する。

② 適用状況

以下の状況は、商標法第4条にいう使用を目的としない悪意による商標登録申請行為に該当する。当事者が反論証拠を提供した場合を除く。

- ・ 商標登録の申請数が膨大で、通常の経営活動の需要を明らかに超えており、真実の使用意図を欠いており、商標登録秩序を乱している場合
- ・ すでに一定の知名度を有している又は比較的高い顕著性を有している商標を大量に複製、模倣、盗用し、商標登録秩序を乱している場合
- ・ 同一主体が、一定の知名度又は比較的高い顕著性を有している特定の商標に対して、繰り返して登録を申請し、商標登録秩序を乱している場合
- ・ 他人の企業の屋号、企業名称の略称、ECの名称、ドメイン、一定の影響力を有する商品の名称、包装、装飾、他人の有名で識別力のあるキャッチコピー、意匠等の商標標識と同一又は類似の標識を大量に登録申請する場合
- ・ 著名人の氏名、有名作品又はキャラクターの名称、他人の有名でかつ識別性が発生している美術作品等の公共文化資源と同一又は類似している標識を大量に登録申請する場合
- ・ 行政区画の名称、山・川の名称、観光地の名称、建築物の名称等と同一又は類似の標識を大量に登録申請する場合

- ・ 指定商品又は役務上の一般名称、業界用語、商品又はサービスの質の直接的な表示、主要原料、機能、用途、重さ、数等の顕著性が乏しい標識を大量に登録申請する場合
- ・ 大量に商標登録申請を提出し、さらに商標を大量に譲渡し、かつ譲受人が比較的分散しており、商標登録秩序を乱す場合
- ・ 申請者が、不当な利益をむさぼることを目的として、大量に販売、使用者又は他人に対して、ビジネス提携を強く迫り、高額の特許料、使用許諾料、権利侵害賠償金等の支払いを強く要求するなどの行為がある場合
- ・ 悪意による商標登録申請行為と認定される可能性のあるその他の状況

イ 商標代理監督管理規定¹¹⁵

国家市場監督管理総局の決定により、2022年10月27日付けで商標代理監督管理規定が公布され、同年12月1日から施行された。主な内容は以下のとおりである。

① 登録できない商標の取扱い等（第15条）

商標代理機構¹¹⁶は、委託者が登録申請を行おうとする商標の登録が認められない可能性が存在する場合、書面による通知等の方法により明確に委託者に通知しなければならない。また、商標代理機構は、委託者が登録申請を行おうとする商標が商標法第4条（使用を目的としない悪意の商標登録出願）、第15条（冒認出願）又は第32条（不正の手段による登録）の規定に該当することを知り、又は知るべきである場合、当該委託を受けてはならない。

② 商標代理市場の秩序をかく乱したとみなされる行為（第29条）

次の行為は、商標法第68条第1項第2号に規定する「その他不当な手段を用いて商標代理市場の秩序をかく乱する行為」に該当する¹¹⁷。

- 委託者が欺罔の手段若しくはその他不正な手段を用いて登録申請を行い、又は突発的な事件、著名人、最新の話題等の情報を利用し、悪意により登録申請を行って社会主義道徳を害し、若しくはその他の悪影響を及ぼすことを知り、又は知るべきであるにもかかわらず、受託する行為
- 譲渡された商標が悪意により出願された登録商標であることを知り、又は知るべきであるにもかかわらず、悪意の登録者を支援して譲渡手続をする行為
- 委託者が商標権を濫用していることを知り、若しくは知るべきであるにもかかわらず受託し、又は不当な利益のために商標権者をして商標権を濫用させる行為
- 委託者が偽造、変造若しくは捏造した虚偽の資料を使用していることを知り、若しくは知るべきであるにもかかわらず委託者による提出を支援し、又は委託者との間で悪意を通じて虚偽の商標申請資料等を作成若しくは提出する行為

③ 商標代理業務の停止処分等（第34条）

市場監督管理部門は、商標法第68条の規定に基づき商標代理機構の違法行為に対して調査を行い、国家知識産権局に報告する。国家知識産権局は、報告を受領し、又は商標代理機構が商標法第68条第1項に違反し、情状が重いことを発見した場合、6か月から無期限の範囲内で当該商標代理機構の商標代理業務の受理停止を決定することができ、公告する。

ウ 商標法改正草案

2023年1月13日、国家知識産権局より、商標法の改正草案（意見募集稿）¹¹⁸が公表され、2023年2月27日までパブリックコメントが募集された。今回の改正草案では、条文の構成が7章第73条から10章第101条となり大幅に増加している。主な改正内容は以下のとおりである。

① 悪意による商標登録の規制強化

中国では、先願主義を悪用して先に商標登録し高額の特許料や譲渡費用を要求するなどの

¹¹⁵ 中国語：商標代理監督管理規定

市場監督管理総局「商標代理監督管理規定」(http://www.gov.cn/xinwen/2022-11/29/content_5729397.htm)

¹¹⁶ 法に基づく登記を経て商標代理業務に従事するサービス機構及び商標代理業務に従事する法律事務所を指す（第2条第2項）。

¹¹⁷ 商標代理機構が同号に該当する行為を行った場合、是正命令及び警告を受け、1万元以上10万元以下の過料等に処せられる可能性がある（商標法第68条第1項）。

¹¹⁸ 中国語：中华人民共和国商標法修訂草案（征求意见稿）

国家知識産権局「中華人民共和國商標法修正草案（意見募集稿）公開意見募集の通知」(https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/1/13/art_75_181410.html)

悪意による商標登録が問題視されており、2019年の改正では対策がなされた。今回の改正草案では、悪意による商標登録を防止するための規制がさらに強化されている。悪意による商標登録出願を明確化してこれを禁止する規定を定める（第22条）とともに、悪意による商標登録出願がされた場合に、当該商標の名義移転を請求できる制度（第45条から第47条）を定めている。また、悪意による商標登録出願に対する罰則を強化しており、情状が重大な場合には5万元以上最高25万元以下の過料、違法所得がある場合には没収を定めている（第67条）。その他、悪意による商標登録出願によって損害を受けた場合に、損害賠償請求ができることを定める（第83条第1項）とともに、悪意による商標登録出願により国益、社会公共利益が損なわれた場合又は重大な悪影響を及ぼした場合には、検察機関が提訴できる公益訴訟制度を定めている（第83条第2項）。悪意による商標訴訟に対する損害賠償責任についても定めている（第84条）。

② 重複登録の防止

中国では、異議申立て、不使用審判、無効審判を防ぐために、同一の出願人が同一商標について同一の商品又は役務で重複して登録出願することがよく見られ、消費者に混乱を与えるこのような重複登録が問題視されている。そこで、重複登録禁止の基本原則により、出願人が元の登録商標の抹消に同意した場合や一定の場合を除いて、同一権利者による同一商品又は役務における同一商標の再登録出願を禁止する制度を定めている（第14条、第21条）。

③ 商標の使用義務の強化

中国では、商標登録に重きが置かれ、登録された商標が実際に使用されないことが多く、本来使用が必要な市場主体による商標登録が阻害されていることが問題視されている。そこで、商標の使用義務を強化する以下のような規制が定められている。まず、商標出願段階で商標の使用又は使用承諾を要件として追加する（第5条）とともに、商標登録が許可された日から5年後の12か月以内に、商標の使用状況又は使用しない正当な理由について説明させる義務を課している（第61条第1項）。期間が過ぎても説明がない場合には通知がなされ、通知受領から6か月以内に説明がない場合には、当該商標の放棄とみなされ当該商標が抹消される（第61条第2項）。使用状況の説明についてランダムで抜き打ち検査を行い、虚偽が発覚した場合には当該商標を取り消される（第61条第3項）。

④ 商標代理機構への規制強化

中国では、2003年の規制緩和により工商登記さえすれば商標代理業務を展開できるようになったが、監督管理が乏しかったために、一部の商標代理機構による悪意による商標登録取得や不正な権利保護等の信用失墜行為によって、依頼者の利益と商標代理市場の秩序を損なわれていることが問題視されていた。そこで、商標代理機構の監督管理を強化し、商標代理サービスの品質を高めるため、商標代理機構の参入要件を定める（第68条）とともに、商標代理従事者への規律を強化している（第69条第4項）。また、商標代理業界の自律組織に、業界の自律規範と懲戒規則を制定させ、教育指導や懲戒実施等の自律的な規制を強化している（第70条）。その他、商標代理違法行為の責任が強化され、違法な商標代理機構の責任者、直接の担当者及び管理責任を負う株主、組合員は、新たに商標代理機構の責任者、株主、組合員に就任できない制限が追加された（第86条第4項）。

(3) 著作権法

全国人民代表大会常務委員会の決定により、改正著作権法が2020年11月11日に公布され、2021年6月1日から施行された¹¹⁹。知的財産権保護との関係で重要な改正内容は以下のとおりである。

① 行政罰の強化（第53条）

無断複製等の一定の著作権侵害行為が公共の利益をも侵害する場合について、行政罰が強化され、停止命令、警告、違法所得の没収、権利侵害複製品及び主要な材料、工具、設備等の没収又は廃棄処理に加えて、違法売上額が5万元以上である場合には違法売上額の1倍以上5倍以下の過料、違法経営額がない場合、算定が困難である場合又は5万元未満である場合、25万元以下の過料に処することができることとされた¹²⁰。

② 損害賠償額の算定方法変更及び懲罰的損害賠償制度の導入（第54条）

著作権侵害による損害賠償額について、現行法では実際の損害額に基づいて算定することが原則

¹¹⁹ 中国中央人民政府「全人代常務委員会による著作権法改正の決定」

(http://www.gov.cn/xinwen/2020-11/11/content_5560583.htm)

¹²⁰ 改正前著作権法では、罰金額が明示されておらず、侵害品の没収等も情状が重い場合に限定されていた。

とされていたが、改正著作権法では実際の損害額又は侵害者が受けた利益の額に基づいて算定することが原則とされた。また、損害額及び利益額を算定することが困難である場合、ライセンス料を参考にして賠償額を決定することができることとされた。

さらに、懲罰的損害賠償制度が導入され、故意に著作権を侵害し、情状が重い場合、算定した損害額の1倍以上5倍以下で賠償額を算定することができることとされた。

また、損害額、利益の額及びライセンス料の算定がいずれも困難である場合に裁判所が専利権の性質等に応じて決定することができる賠償額が、現行法では50万元以下であるのに対し、改正著作権法では500万元以上500万元以下に引き上げられた。

さらに、権利者が立証を尽くしており、侵害行為に関する帳簿及び資料を侵害者が保有している場合、裁判所が侵害者に対して侵害行為に関連する帳簿及び資料の開示を命じることができ、開示を拒否した場合又は虚偽の帳簿若しくは資料を開示した場合には、権利者の主張及び提出した証拠を参考にして賠償額を判断することができる旨の規定が導入された。

(4) 知的財産の保護に関するその他の関連法令

ア 科学技術進歩法

全国人民代表大会常務委員会の決定により、改正科学技術進歩法が2021年12月24日に公布され、2022年1月1日から施行された¹²¹。同法は抽象的な方向性を示す基本法的性格を有する法律であるところ、知的財産保護との関係で重要な内容は以下のとおりである。

① 知的財産戦略等（第13条）

国家は、知的財産戦略を制定及び実施し、知的財産制度を設計して十分なものとし、知的財産権を尊重する社会環境を醸成し、知的財産権を保護し、自主的な創造を奨励する。企業、社会組織及び科学技術人員は知的財産権の意識を高め、自主創造能力を強化し、知的財産権の創造、運用、保護、管理及びサービス能力を高め、知的財産権の質を向上させる。

② 財政性資金を用いて発生した知的財産権の帰属等（第32条）

財政性資金を利用して設立された科学技術計画プロジェクトから生まれた科学技術成果については、国家の安全、利益及び重大な社会公共利益を棄損しないことを前提に、プロジェクト担当者に対して法に基づいて知的財産権を取得する権利が付与される。かかる知的財産については、国家の安全、利益及び重大な社会公共利益のために必要がある場合、国家は無償で実施し、第三者に対して有償又は無償で実施することを許可することができる。

③ 国内使用の奨励（第34条）

国家は、財政性資金を利用して設立された科学技術計画プロジェクトから生まれた知的財産権について、まず国内で使用することを奨励する。かかる知的財産権を国外の組織又は個人に対して譲渡し、又は独占的な実施を許諾する場合、当該プロジェクトの管理機構の認可を得なければならない。但し、法令に別段の定めがある場合には当該規定に従うものとする。

イ 知的財産権侵害民事事件での懲罰的損害賠償の適用に関する解釈

最高人民法院は、知的財産侵害に係る懲罰的損害賠償請求事件の審理に関して、「知的財産権侵害民事事件での懲罰的損害賠償の適用に関する解釈」¹²²（2021年3月2日公布、同月3日施行）という司法解釈を公表した。主な内容は以下のとおりである。

① 請求時期（第2条）

原告が懲罰的損害賠償を請求する場合、訴え提起時に明確な賠償額又は計算方法及び根拠となる事実及び理由を明確にしなければならない。

原告が第一審の弁論終結前に懲罰的損害賠償請求を追加した場合には人民法院はこれを許可するものとし、第二審で追加した場合は当事者に協議させることができ、協議が成立しない場合には別途訴えを提起するよう告知する。

② 故意の認定（第3条）

¹²¹ 中国語：「中华人民共和国科学技术进步法」

新華社「科学技術進歩法」

(http://www.gov.cn/xinwen/2021-12/25/content_5664471.htm)

¹²² 中国語：「最高人民法院关于审理侵害知识产权民事案件适用惩罚性赔偿的解释」

最高人民法院「知的財産権侵害民事事件での懲罰的損害賠償の適用に関する解釈」(<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-288861.html>)

知的財産権侵害に係る故意の認定について、以下の事由に該当する場合には人民法院は故意ありという初期的な認定をすることができる。

- 原告又は利害関係者から通知、警告を受けた後に、被告が権利侵害行為を継続した場合
- 被告又はその法定代表者若しくは管理人が、原告又は利害関係者の法定代表者、管理人若しくは実質的支配者である場合
- 被告と原告又は利害関係者の間に、労働、労務、合弁、許可、販売、代理、代表等の関係があり、かつ侵害対象の知的財産に接触している場合
- 被告と原告又は利害関係者の間に業務上のやり取りがあり、又は契約等の実行されたビジネスがあり、かつ侵害対象の知的財産に接触している場合
- 被告が海賊版を利用し、又は登録商標の侵害行為を行った場合
- その他故意を認定できる事情がある場合

③ 重大な情状の認定（第4条）

知的財産権侵害に係る重大な情状の認定について、以下の事由に該当する場合には人民法院は故意ありと認定することができる。

- 権利侵害を理由として行政処罰又は判決により責任を負った後、再び同様又は類似の侵害行為を行った場合
- 知的財産権侵害を業として行っている場合
- 権利侵害の証拠を偽造、毀損又は隠匿した場合
- 保全決定の履行を拒絶した場合
- 権利侵害によって得た利益又は被った損失が巨額である場合
- 権利侵害行為が国家安全、公共利益又は人身の健康に危害を及ぼすおそれがある場合
- その他情状が重大と認定することができる事情がある場合

（3）2022年版不正貿易報告書 P.52-54の「（3）特許・ノウハウ等のライセンス等への規制」＜措置の概要と懸念点＞＜最近の動き＞に記載の中国の措置について、関連する法令（中国契約法、技術輸出入管理条例、輸出禁止・輸出制限技術リスト）を中心に改正の動きの有無・状況を含めて2021年以降の最新情報を調査ください。

1. 民法典の制定

中国では、従来民法に関する法令が複数に分かれて制定されていたが¹²³、これらの法令を統合して若干の内容変更を行う形で、2020年5月28日に民法典が公布され、2021年1月1日に施行された¹²⁴。知的財産権のライセンスとの関係で重要な点は以下のとおりである。

① 技術提供者による保証義務（第870条）

民法第870条では、技術譲渡契約の譲渡人又は技術ライセンス契約のライセンサーは、自らが提供する全ての技術について合法的権利を有しており、当該技術が完全で、瑕疵がなく、有効であり、契約の目的を実現することができることを保証しなければならないとされている。

この規定は技術輸出入管理条例第25条と同一であり、民法典施行後は、少なくとも法令上は内国民待遇が実現されていると評価できる。但し、国外ライセンサーの保証義務を軽減する形で内国民待遇が実現されたわけではなく、内国民にも適用される保証義務を加重する方法によって内国民待遇が実現されたにとどまるため、日本企業が中国において技術ライセンスを行う場合に負う法的保証義務に実質的な影響はないものと考えられる。

② 改良した技術成果の分配（第875条）

民法第875条では、当事者が互恵の原則に基づいて、契約上で専利の実施、技術的秘密の使用後に改良した技術成果の分配方法を定めることができ、規定が存在又は不明確であって、民法第511条の規定によってもなお確定することができないときは、一方当事者が改良した技術成果について他方当事者はこれを享受する権利を有しないとされている。

この条項は、従来の契約法第354条の規定を引き継ぐものである。

¹²³ 具体的には、民法総則、民法通則、物権法、担保法、契約法、不法行為法、婚姻法、相続法、養子縁組法である。

¹²⁴ 全国人民代表大会「民法典」

(<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202006/75ba6483b8344591abd07917e1d25cc8.shtml>)

2. 輸入禁止・輸入制限技術リスト¹²⁵の改訂

商務部は、2021年11月2日に、対外貿易法及び技術輸出入管理条例を根拠とする輸入禁止・輸入制限技術リストの改訂版を公表し、同リストは即日施行¹²⁶され、同日付で2007年版の同リストは廃止された¹²⁷。

2007年版と2021年版を比較すると、2021年版では、輸入禁止又は制限の対象となる技術の項目数について、106項目（84%）が削除、4項目が追加、2項目が修正されており、輸入に関する規制は大きく緩和されたといえる。

新たに追加された4項目は、高病原性病原微生物、高度偽造技術、データ暗号技術、果物野菜鮮度保持技術（果物野菜の殺菌技術に用いるカルベンダジム技術）である。修正された2項目は、農業遺伝子組み換えバイオ応用テクノロジー（現代のバイオテクノロジーの手段によって改良された遺伝子エンジニアリング植物種子種苗、動物種畜種禽、水産種苗・微生物菌株）、電池生産技術（電池生産設備・技術の項目名から設備の文字が削除された。）である。その他の記載技術は以下のとおりである。

輸入禁止技術は、化学原料及び化学製品製造業（農医薬生産技術、シアン化ナトリウム生産工芸、石油化学工業用水処理製剤の配合成分）、非金属鉱物製品業（耐火材料技術）、有色金属製錬、圧延加工業（シアン化法電器めっき真鍮連続作業ライン技術）、自動車製造業（自動車フロン空調システム技術及び石綿摩擦材料製品技術）、電気機械及び機材製造業（鉛含有の絶縁塗料技術、ハロゲン族元素含有の銅張積層板技術、電池製造技術、フロン冷却技術）。

輸入制限技術は、紡績業（捺染技術）、化学原料及び化学製品製造業（硫酸生産技術、顔料生産技術）、汎用設備製造業（高速印刷機製造技術）、電気機械及び機材製造業（高エネルギー消費の家庭用電気機器製品製造技術）、電力、熱生産・供給業（超臨界発電技術、臨海前発電ユニット設計、製造技術）、貨幣金融サービス（人民元印刷特有の偽造防止技術、工芸）。

3. 輸出禁止・輸出制限技術リスト¹²⁸の改訂案

商務部は、2022年12月30日に、対外貿易法と技術輸出入管理条例を根拠とする輸出禁止・輸出制限技術リストの改訂案を公表し、パブリックコメントを募集した¹²⁹。

今回の改訂案では、32つの技術項目が削除、36つの技術項目が修正、7つの技術項目が新しく追加され、改訂後の技術の項目数は全部で139項目となる。商務部は、今回の修正により、技術項目が大幅に削除され、技術項目の規制要点が詳細にされ、国際的な技術協力を強化するための積極的な条件が新しく作られるとしている。

削除された技術項目は、農業、食品業、紡績業、化学工業、設備製造業等の伝統的な産業の技術項目が多く、このような伝統的な技術への規制は緩和されている傾向が見られる。

一方で、追加された技術項目は、クローン・遺伝子編集技術や合成生物技術等のバイオテクノロジー、アース採掘技術、太陽光発電のシリコンウェハー生成技術、車載用のレーザー、レーダー等の重要なハイテク産業の技術項目が多く、国の安全保障や社会公共の利益上重要なハイテク産業への規制は強化されている傾向が見られる。

（４）2022年版不正貿易報告書P.54の「（４）標準必須特許を巡る訴訟における禁訴令の発出」＜措置の概要＞および＜国際ルール上の問題点＞に記載の中国の措置について、2021年以降に禁訴令の請求がなされた訴訟に関する情報（禁訴令の請求の認否にかかわらず、禁訴令の請求がなされた中国国内の訴訟及び禁訴令の対象となった中国国外の訴訟に関する、事件番号、原告、被告、請求の理由、判決及び／又は裁定の概要及び全文、事件の経緯）、禁訴令に係る中国政府又は中国法院による指針等の情報を調査ください。

参考：ジェトロ北京事務所「中国裁判における標準必須特許（SEP）に係る法令・判例調査及び域外適用の影響に関する研究調査」2022年3月

¹²⁵ 中国語：中国禁止进口限制进口技术目录

¹²⁶ 商務部「《中国輸入禁止輸入制限技術リスト》の公布」 (<http://fms.mofcom.gov.cn/article/a/ae/202111/20211103215354.shtml>)

¹²⁷ 商務部「《中国輸入禁止輸入制限技術リスト》の廃止について」 (<http://www.mofcom.gov.cn/article/zcfb/zcwg/202202/202203280177.shtml>)

(<http://fms.mofcom.gov.cn/article/a/ae/201911/20191102909332.shtml>)

¹²⁸ 中国語：中国禁止出口限制出口技术目录

¹²⁹ 商務部「中国輸出禁止輸出制限技術リストの修正について 公開意見募集の通知」 (<http://www.mofcom.gov.cn/article/zq/yj/zqjy/202212/20221203376695.shtml>)

1. 概説

標準必須特許に関する下位法令やガイドラインの動向は見られるものの、禁訴令については、新たな訴訟事例や中国政府又は最高人民法院による指針等は確認されなかった。

なお、近時の動向として、2022年2月18日、EUの欧州委員会は、中国の禁訴令がTRIPS協定に整合的でないとしてWTOの紛争解決手続による紛争解決手続の協議を要請（DS611）していたところ、これについて2022年4月6、7、12日に協議が行われたものの解決にはならず、2022年12月7日、EUの欧州委員会は、紛争解決手続の次の段階として、パネル（小委員会）の設置を要請している¹³⁰。

2. 禁訴令がなされた訴訟に関する情報

「北大法宝¹³¹」、「中国裁判文书ネット¹³²」、百度でのネット検索により、禁訴令の事案を調査した。確認できたのは以下のような2020年以前の事案に関する民事裁定書のみとなっており、2021年以降に禁訴令の請求がなされた訴訟は確認されなかった。

裁定日時	裁定文番号	裁判所	原告（申請者）	被告（被申請者）
2020年8月28日	(2019)最高法知民終732、733、734号之一	最高人民法院	Huawei	Conversant
2020年9月23日	(2020)鄂01知民初169号之一	武汉市中级人民法院	Xiaomi	InterDigital
2020年9月	(2018)粤03民初335号之一	深圳市中级人民法院	ZTE	Conversant
2020年10月	(2020)粤03民初689号之一	深圳市中级人民法院	OPPO	Sharp
2020年12月25日	(2020)鄂01知民初743号之一	武汉市中级人民法院	Samsung	Ericsson

なお、上述のEUのパネル（小委員会）の設置要請の文書においても、禁訴令が発令されたとする事案として上述の5つの事案が挙げられている。

3. 禁訴令が請求されたが却下された訴訟に関する情報

2020年11月26日に禁訴令が申請された事案であるが、(2020)粤03民初5105号¹³³において、深圳市中级人民法院が、2021年1月27日に禁訴令の申請を却下する裁定を下している。詳細は以下のとおりである。

① 事件番号：(2020)粤03民初5105号

② 原告（申請者）：レノボ（北京）有限公司、レノボ情報製品（深圳）有限公司¹³⁴（以下「レノボ北京」、「レノボ深圳」という。）

③ 被告（被申請者）：ノキア科技（北京）有限公司、ノキア技術有限公司¹³⁵

④ 禁訴令の対象となった中国国外の訴訟に関する事件番号：

被申請者に対し、本案の終審判決が出されるまで、以下の権利侵害訴訟手続において獲得する可能性があるいかなる差止め判決又は決定も執行することができないことを命じることを請求している。

- ・ ドイツのミュウヘン地方裁判所 EP1433316（事件番号 21 O 5247/20）、EP1470724（事件番号 21 O 13025/19）
- ・ ドイツのマンハイム地方裁判所 EP1512115（事件番号 7 O 108/19）、EP1287705（事件番号 7 O

¹³⁰ CIRCABC “China — Enforcement of intellectual property rights (DS611)

Request for the establishment of a panel by the European Union” (<https://circabc.europa.eu/ui/group/cd37f0ff-d492-4181-91a2-89f1da140e2f/library/0fc22b54-0bfd-4804-b0aa-d59e23358af3/details>)

¹³¹ 北大法宝 (<https://www.pkulaw.com/>)

¹³² 中国語：中国裁判文书网

最高人民法院「中国裁判文书ネット」(<https://wenshu.court.gov.cn/website/wenshu/181029CR4M5A62CH/index.html>)

¹³³ 広東省深圳市中级人民法院「民事裁定书（2020）粤03民初5105号」(<https://ipc.court.gov.cn/zh-cn/news/view-1820.html>) 裁定の全文はこちらを参照。

¹³⁴ 中国語：联想（北京）有限公司、联想信息产品（深圳）有限公司

¹³⁵ 中国語：诺基亚科技（北京）有限公司、诺基亚技术有限公司

107/19)、カールスルーエ上訴裁判所で上訴中の 6 U120/20、EP1186177 (事件番号 2 O 111/19)

- ・ ドイツのデュッセルドルフ地方裁判所 EP1440515 (事件番号 4c O 53/19)
- ・ インドのニューデリー高等裁判所 IN241109、IN295753 以及 IN252965[事件番号 CS (COMM) 581/2019]
- ・ ブラジルのリオデジャネイロ州裁判所 P10211263-9 (事件番号: 0131462-77.2020.8.19.0001)
- ・ ノキア及びその関連会社は、本案の終審判決が出る前に、その他の法域の裁判所において、レノボの製品に対して提起する特許侵害訴訟手続において獲得する可能性のある仮に及び/又は永久に権利侵害を差し止める判決又は決定を執行することができない。

⑤ 請求の理由:

ノキア及びその関連会社は、ドイツ、アメリカ、インド、ブラジル等の裁判所で大規模にレノボに対する特許侵害訴訟を提起し、かつ禁止救済を得る可能性があり、これらは本案の審理において継続的な威圧となっている。もしノキア及びその関連会社がレノボに対して提起しているいずれかの特許侵害訴訟において、権利侵害の差し止め判決又は決定を執行した場合、レノボは現実に緊迫した威圧を受けることになり、レノボは、ノキアが提示する明らかに FRAND 原則に適合しないライセンス条件を受諾し、グローバルな和解に応じなければならなくなる。深圳市中級人民法院の本案審理も重大な妨害を受け、たとえ裁判所が判決をしても、当該判決を実際に執行できなくなる。2020 年 9 月 30 日、ドイツのミュウヘン裁判所は、事件番号 21 O 13026/19 の特許権侵害案件において、レノボに EP1433316 欧州特許の権利侵害の差し止めを命じる判決をした。2020 年 10 月 20 日、被申請者は、当該権利侵害差し止め判決の仮執行を申請した。しかし、2020 年 10 月 30 日、ミュウヘン高等裁判所は、ミュウヘン裁判所の判決理由が成立するのに十分ではない可能性があるとして判断し、当該仮執行判決は中止された。現在、レノボは、ノキアからのグローバルな訴訟に緊迫して直面しており、日に日にその圧力が増している。申請者がノキア及び関連会社に対して行為保全を申請することを支持していただきたい。

⑥ 裁定の概要:

深圳市中級人民法院は、禁訴令の申請を却下した。レノボとノキアは、H.264 標準必須特許のライセンス協議が合意に達することができず、多くの国で並行して訴訟が行われている。本件訴訟と両当事者がドイツ、アメリカ、インド、ブラジル等の国で行っている訴訟には一定程度の関連性がある。レノボ北京とレノボ深圳は、本裁判所に行為保全申請を提出し、ノキア及びその関連会社に対し、本案の終審判決が出される前に、ドイツのミュウヘン地方裁判所、マインハイム地方裁判所、デュッセルドルフ地方裁判所、インドのデリー¹³⁶高等裁判所、ブラジルのリオデジャネイロ州裁判所及びその他の法域の裁判所において、特許侵害訴訟手続で獲得する可能性があるいかなる仮の又は永久の差し止め判決又は決定を執行することができないことを請求している。上述の域外の裁判所の案件はいずれも判決が出ていない状態であり、これらの案件については、レノボ社が勝訴する又は双方が調停により紛争解決ができる可能性がある。言い換えれば、被申請者が執行して申請者の権益を害することができる域外の裁判所の判決又は決定はまだ存在しない。そのため、申請者の申請に対して、行為保全の法律規範に従い、判断することができないとして、深圳中級法院は、レノボ北京、レノボ深圳の行為保全申請を却下した。

4. 禁訴令に係る中国政府又は人民法院による指針等

「最高人民法院ウェブサイト¹³⁷」、「中国司法部ウェブサイト¹³⁸」、「北大法宝」、「中国知識産権情報ネット¹³⁹」、「国家知的財産権戦略ネット¹⁴⁰」や中国の検索エンジン百度のネット検索において調査を行ったが、禁訴令に係る中国政府又は人民法院による指針等は確認できなかった。

なお、禁訴令に対する規定ではないが、2019 年 1 月 1 日から施行されている「知的財産権紛争の行為保全案件の法律適用審査の若干問題に関する規定¹⁴¹」第 7 条では、行為保全の申し立ての審査に関する考

¹³⁶ 裁定では、デリーと書かれているが、ニューデリーの誤記と思われる。

¹³⁷ 最高人民法院ウェブサイト (<https://www.court.gov.cn/>)

¹³⁸ 中国司法部ウェブサイト (<http://www.moj.gov.cn/>)

¹³⁹ 中国語: 中国知识产权资讯网

中国知識産権報社「中国知識産権情報ネット」 (<http://www.iprchn.com/index.html>)

¹⁴⁰ 中国語: 国家知识产权战略网

中国知識産権報社「国家知識産権戦略ネット」 (<http://www.nipso.cn/>)

¹⁴¹ 中国語: 关于审查知识产权纠纷行为保全案件适用法律若干问题的规定

最高人民法院「知的財産権紛争の行為保全案件の法律適用審査の若干問題に関する規定」 (<https://www.court.gov.cn/zixun-x>)

慮要素を定めており、①申立人の請求が事実の基礎と法律の根拠を有しているか否か（保護を請求される知的財産権の効力が安定しているかを含む。）、②行為保全措置を講じないことにより、申立人の合法的権益に補填しがたい損害又は案件の裁決の執行が困難になるなどの障害を生じさせるか否か、③行為保全措置を講じないことにより申立人が被る損害が行為保全措置を講じることにより被申立人が被る損害を上回るか否か、④行為保全措置の実施が社会公共の利益を損なうか否か、⑤その他考慮すべき要素を総合考慮しなければならないと規定している¹⁴²。

なお、禁訴令ではなく、標準必須特許に関するものであるが、標準必須特許権利者の権利行使を制限する方向での下位法令案が出されている。2022年6月24日に、独占禁止法が改正され、同年8月1日より施行された。独占禁止法改正に際して、同年6月27日には独占禁止法の下位法令の改正案が公表され、そのうち「知的財産権の濫用により競争を排除・制限する行為に関する規定¹⁴³」では、知的財産領域の独占禁止法の適用について調整しており、標準必須特許権利者の権利行使を制限する方向の規定が追加されている（改正案第16条第2号、第3号）。

一方的措置・その他

（1）2022年版不公正貿易報告書P55の「（1）外国の法律と措置の不当な域外適用を阻止する弁法」と「（2）反外国制裁法」について、当該法令が具体的に適用された事例も含めて新たな動向があれば調査・報告ください。

1. 概説

2022年は、半導体の対中輸出規制の大幅な強化、ウイグル強制労働防止法による輸入規制の強化など米国による対中規制が強化され、これに対して中国の外交部の報道官からも抗議が数多くなされた。このため、中国において、外国の法律と措置の不当な域外適用を阻止する弁法（以下「阻止弁法」という。）及び反外国制裁法による対抗措置が行われる懸念が高まっているが、2022年は民間企業に直接的な影響が出る対抗措置は確認されていない。主な対抗措置は以下のとおりである。

2. 外国の法律と措置の不当な域外適用を阻止する弁法

（1）概説

阻止弁法の主管部門である商務部のウェブサイト¹⁴⁴にて、阻止弁法の適用事例を調査したが確認されなかった。また、阻止弁法が問題となった裁判例が2件確認されたが、阻止弁法による損害賠償請求を認めた事例は確認されなかった。

2022年10月7日、米国が半導体に関する中国の輸出規制を大幅に強化しているが、これらの措置は再輸出規制などの域外適用の範囲を広げるもので、この措置による中国の半導体産業への影響は大きく、中国において阻止弁法上の措置が採られる可能性があるため、今後の動向に注視する必要がある。

（2）裁判例

ア 概説

阻止弁法第9条第1項では、「中国の公民、法人又はその他組織は、関連する主体が禁止令の対象となる外国の法律及び措置を遵守したことによって自己の合法的な権利・利益が侵害されたとき、中国の法院に訴訟の提起及び強制執行の申立てを行うことができる」と定めている。阻止弁法について検討されている公表事例として、以下2つの裁判例が確認されたが、阻止弁法による損害賠償請求を認めた事例は確認できなかった。

jiangqing-135341.html)

¹⁴² 広州海自法院のウェブサイトで公表されている禁訴令に関する評論において、禁訴令の考慮要素として当該規定を参照し得ることが記載されている（<https://www.gzhsfy.gov.cn/hsmh/web/content?gid=93982>）。

¹⁴³ 中国語：禁止濫用知識產權排除、限制競爭行為規定（征求意见稿）

市場監督管理總局「知的財産権の濫用により競争を排除・制限する行為に関する規定」（https://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/202206/t20220627_348161.html）

¹⁴⁴ 商務部ウェブサイト（<http://search.mofcom.gov.cn/allSearch/?siteId=0&keyWordType=title&acSuggest=%E4%B8%8D%E5%8F%AF%E9%9D%A0%E5%AE%9E%E4%BD%93%E6%B8%85%E5%8D%95%E8%A7%84%E5%AE%9A>）（2023年2月21日確認）

イ 仲裁判断の承認に関する事例¹⁴⁵

上海金融裁判所に申し立てられたシンガポールの国際仲裁センターでの仲裁判断の承認と執行について、被申立人は承認と執行を否定する理由の1つとして阻止弁法を主張した。阻止弁法を主張する理由として以下を主張していた。

- ① 首席仲裁員の所属する法律事務所は中国から制裁を受けており、仲裁判断がそもそも公正ではないこと
- ② 被申立人が社会、民衆の生活に影響する液化ガスパイプライン業務に従事する中国企業であることから、阻止弁法の規定に該当し、裁判所は、審理において六穩六保¹⁴⁶政策及び民間企業の発展を保護する精神を考慮すべきこと

これに対し、上海金融裁判所は、被申立人の主張を認めず、仲裁判断を承認した。①の理由については、中国政府から制裁されたのが法律事務所であり仲裁員個人ではないこと、当該制裁が行われたときにすでに仲裁判断が成立していたこと、当該制裁はニューヨーク条約第5条が定める不承認の範囲に含まれていないこと、仲裁員選定時に、仲裁機構と申立人は告知義務を履行していたため、仲裁手続は不当とは言えないことを理由に、被申立人の主張を認めなかった。②の主張については、阻止弁法に定める外国法令の不当な域外適用とは関係がないとした。

ウ 表明保証の有効性に関する事例¹⁴⁷

売主である原告は、売買契約において、目的物がイラン、シリア、北朝鮮、キューバ、クリミア地区、ベネズエラ等の制裁対象国の石油、石油製品、石油化学製品に該当しないことについて表明保証を行っていた。買主である被告は対象商品が制裁対象国に由来することを疑い、売主に商品の原産地証明を要求したところ、売主がこれを拒否したことから、買主は契約を解除した。これに対し、売主は契約解除が不当であるとして買主に対して損害賠償を請求し、その根拠の一つとして、当該表明保証条項が、中国の反外国制裁法や阻止弁法に反するもので無効であると主張した。

裁判所は、表明保証は、売主が提供する商品がイラン等の国の石油、石油製品又は石油化学製品に該当しないことを約するものであり、中国の反外国制裁法、阻止弁法の適用範囲に当たらないとし、当該表明保証が無効であるという原告の主張を認めなかった。

この裁判例は、制裁対象国に中国が含まれていなかった事例であるが、中国の製品に該当しないことについて表明保証を行う事案であった場合には当該条項が無効にされ、損害賠償請求が認められた可能性があると考えられるため、今後の裁判例に注視する必要がある。

3. 反外国制裁法

中国の外交部より公表された2022年における反外国制裁法の制裁事例は以下のとおりである。反外国制裁法が立法化された当初は、米国で香港自治法、ウイグル人権政策法が成立し、米国と中国の間で、香港やウイグルに関して緊張が高まっていたことが理由として考えられるが、香港やウイグルに関連する制裁事例が多くみられた。

しかし、2022年の傾向は、台湾関係の制裁事例の増加である。2022年は、ロシアによるウクライナ侵攻、ペロシ下院議長の台湾訪問等により台湾海峡の緊張が高まった年であったが、台湾関係の制裁が多く行われた。制裁日時、制裁対象、制裁内容、制裁理由は以下のとおりである。

制裁日時	制裁対象	制裁内容	制裁理由
2022年 2月21日	米国の軍需企業であるロッキード・マーチンとレイセオン・テクノロジーズの2社 ¹⁴⁸	反外国制裁法の関連規定に基づき制裁を行うとされているが、具体的な制裁措置の内容は公開されていない。	2022年2月7日、米国が、台湾に対して総額約1億ドルの武器売却を行う計画を発表。

¹⁴⁵ (2021)沪74协外认1号

¹⁴⁶ 六穩六保とは、六つの安定（就職、金融、対外貿易、外資、投資、予測）と六つの確保（雇用、基本的な民衆生活、市場主体、食料・エネルギーの安全、サプライチェーンの安定、末端の運営）を意味する。

¹⁴⁷ (2021)粵01民初1365号

¹⁴⁸ 外交部「2022年2月21日記者会見」(https://www.mfa.gov.cn/web/fyrbt_673021/jzhsl_673025/202202/t20220221_10644054.shtml)

制裁日時	制裁対象	制裁内容	制裁理由
2022 年 8 月 5 日	ペロシ下院議長とその直系親族 ¹⁴⁹	具体的な制裁措置の内容は公開されていない。関連法令に基づきと制裁措置を採るとされており、反外国制裁法による制裁であるかは不明であるが、ペロシ及びその親族を制裁対象としていることから、親族への制裁を規定している反外国制裁法と考えられる。	2022 年 8 月 2 日、米国のペロシ下院議長が台湾を訪問。
2022 年 8 月 12 日	バイシウケビチウテ副大臣 ¹⁵⁰	具体的な制裁措置の内容は公開されていない。法的根拠の記載がなく、反外国制裁法による制裁であるかは不明である。	2022 年 8 月 7 日、リトアニアのバイシウケビチウテ運輸・通信副大臣が台湾を訪問。
2022 年 9 月 16 日	米国の軍需企業であるレイセオン・テクノロジーズのグレッグ・ヘイズ最高経営責任者（CEO）とボーイング防衛部門の関連会社ボーイング・ディフェンスのレッド・コルバート総裁兼最高経営責任者（CEO） ¹⁵¹	具体的な制裁措置の内容は公開されていない。法的根拠の記載がなく、反外国制裁法による制裁であるかは不明である。	2022 年 9 月 2 日、米国が台湾に対する総額 11 億 600 万ドル相当の武器売却計画を発表。
2022 年 12 月 23 日	余茂春氏（米国のマイク・ポンペオ前国務長官の中国問題顧問）とトッド・スタイン氏（米国議会中国委員会事務局副主任） ¹⁵²	・中国境内の動産、不動産、及びその他の各種財産の凍結。 ・中国境内の組織・個人と関連取引活動を行うことの禁止。 ・当該人及びその直系親族に対してビザを発給せず、入境を許可しないこと。	2022 年 12 月 9 日、米国がグローバル・マグニツキー人権問責法に基づき、中国の 8 つの漁業事業者や 2 人の関連人物、それらが所有する 157 隻の船舶を金融制裁対象の SDN リスト掲載。

なお、台湾海峡の緊張の高まりを背景に、2022年8月16日、国務院台湾事務弁公室は「台湾独立分子リスト」に7名の制裁対象者を追加したことを発表した¹⁵³。制裁措置として、本人と家族が大陸、香港、マカオ特別行政区に入ることを禁止し、その関連機構及び大陸の関連組織、個人との提携を制限し、その関連企業が大陸で利益をあげることを許さず、その他の必要な制裁措置を採るとしている。

台湾独立分子への制裁措置について、国務院台湾事務弁公室は、「十分な法律根拠がある」としているが、正確な法律の根拠は明らかにされていないと考えられる¹⁵⁴。（なお、親族が制裁対象とされていることから、親族への制裁を規定している反外国制裁法による制裁であると推測することはできるが、その限度までしか確認できていない。）

¹⁴⁹ 外交部「米国下院議長ペロシ氏への制裁実施」 (https://www.fmprc.gov.cn/fyrbt_673021/dhdw_673027/202208/t20220805_10735491.shtml)

¹⁵⁰ 外交部「リトアニア運輸・通信副大臣バイシウケビチウテ氏への制裁実施」 (https://www.fmprc.gov.cn/fyrbt_673021/dhdw_673027/202208/t20220812_10742446.shtml)

¹⁵¹ 外交部「2022 年 9 月 16 日記者会見」 (https://www.fmprc.gov.cn/fyrbt_673021/202209/t20220916_10767035.shtml)

¹⁵² 外交部「余茂春氏、トッド・スタイン氏への反制裁措置実施に関する決定」 (https://www.fmprc.gov.cn/web/wjb_673085/zfxgk_674865/gknrlb/fzcqdc/202212/t20221222_10993979.shtml)

¹⁵³ 国務院台湾事務弁公室「極少数の台湾独立頑固分子への懲戒実施」 (http://www.gwytb.gov.cn/xwdt/xwfb/wyly/202111/t20211105_12389168.htm)

¹⁵⁴ 国務院台湾事務弁公室「台湾独立頑固分子に対する懲戒措置が十分な法律根拠を有すること」 (http://www.gwytb.gov.cn/xwdt/xwfb/wyly/202208/t20220817_12463118.htm)

2. ASEAN 諸国（タイ、ベトナム、インドネシア、マレーシア、フィリピン）

2-1. タイ

サービス貿易

（1）ASEAN 各国のサービス貿易に対する措置のうち、電子商取引に係る措置（外国メディア・コンテンツ規制、OTT 規制、データ流通規制等）に関して、新たな規制の導入や既存措置への変更等があれば調査・報告ください。特にタイ、インドネシア（データローカライゼーション政策）及びベトナムで導入・検討されている政策について、調査・報告ください。

1. 海外のデジタルプラットフォーム（OTT）に対する規制

タイでは、Google、Facebook、Alibabaなどの外国のデジタルサービスプロバイダーに付加価値税の支払いを義務づける法令が2021年2月11日に発効された¹⁵⁵。同法令により、タイ国内においてインターネットサービスを提供する非居住会社及びプラットフォーム（年間180万バーツ（約54,400米ドル）以上の利益を上げるものに限る。）は、同年9月1日以降の売上の7%のVATを支払う必要がある。なお、インターネットサービスには、ゲーム、Eコマース、ホテル予約、メディアストリーミングプラットフォームが含まれる。

また、OTTサービス提供者は、インターネットを通じて映像等を提供する場合には、タイの国家放送通信委員会（National Broadcasting and Telecommunications Commission : NBTC）から認可を得る必要がある（the Notification of the NBTC re: Criteria and Procedures for Permitting Radio or Television Broadcasting Network Services）ほか、OTTコンテンツについても、コンテンツの種類ごとに関連する法令（著作権法、個人データ保護法、コンピュータ犯罪法等）を遵守する必要がある。

なお、NBTC及びTIME Consulting Co., Ltd.が公表した「OTTの競争条件と規制に関する報告書」においては、イギリスのBritbox、シンガポールのHOOQ、韓国のWavveなどの先行事例を参考に、国産コンテンツ振興のための国産コンテンツプラットフォームの立ち上げや、OTT事業者に対してローカルコンテンツ枠の確保を課すことなど、ローカルコンテンツの推進のための各種施策を提言しており、今後も継続的に検討されるものと考えられる。

2. タイの個人情報保護法（PDPA）の施行

PDPAは2019年5月27日に官報に掲載され、当初は2020年5月27日に全面的に適用が開始される予定であったが、COVID-19の影響によりPDPAの適用開始日は2度延期され、2022年6月1日に全面的に適用が開始された。また、PDPAの規制対象及び適用される地理的範囲は以下の通りである。PDPAは、①タイ所在の情報管理者¹⁵⁶・情報処理者¹⁵⁷が、個人データの収集、使用又は開示をする場合（当該行為をタイ国内で行うか否かを問わない。）、又は②タイ国外所在の情報管理者・情報処理者が、（i）タイ所在者に商品又はサービスを提供する場合（対価の有無を問わない。）、若しくは（ii）タイ国内における行動の監視を行う場合に適用される。②のとおりタイ国外の法人（外国法人）にもPDPAの適用があり得る。情報管理者は、原則、本人から事前に個人データの収集、使用又は開示について同意を取得した場合にのみ、当該収集、利用又は開示を行うことができること、個人に対して個人データの消去請求権や修正の権利を認めることなどが法令によって定められており、当該法令に違反した場合は、

¹⁵⁵ タイ政府（http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2564/A/011/T_0001.PDF）（2023年1月31日確認）

¹⁵⁶ 個人データの収集、使用及び開示に係る決定権限を有する個人又は法人

¹⁵⁷ 情報管理者に代わって又はその指示で、個人データの収集、使用及び開示を行う個人又は法人

違反事項によっては、罰金や禁固、過料が課される場合がある¹⁵⁸¹⁵⁹¹⁶⁰。

¹⁵⁸ タイ政府個人情報保護委員会（PDPC）（<https://www.mdes.go.th/mission/82>）（2023年1月31日確認）

¹⁵⁹ タイ政府個人情報保護委員会（PDPC）「個人情報保護法の告示、準則等」（<https://www.mdes.go.th/mission/detail/2319-%E0%B8%81%E0%B8%8E%E0%B8%AB%E0%B8%A1%E0%B8%B2%E0%B8%A2%E0%B8%84%E0%B8%B8%E0%B9%89%E0%B8%A1%E0%B8%84%E0%B8%A3%E0%B8%AD%E0%B8%87%E0%B8%82%E0%B9%89%E0%B8%AD%E0%B8%A1%E0%B8%B9%E0%B8%A5%E0%B8%AA%E0%B9%88%E0%B8%A7%E0%B8%99%E0%B8%9A%E0%B8%B8%E0%B8%84%E0%B8%84%E0%B8%A5>）（2023年1月31日確認）

¹⁶⁰ タイ政府個人情報保護委員会（PDPC）「個人情報保護法に関するインフォグラフィック」（<https://www.mdes.go.th/mission/detail/2317-%E0%B9%80%E0%B8%AD%E0%B8%81%E0%B8%AA%E0%B8%B2%E0%B8%A3%E0%B9%80%E0%B8%9C%E0%B8%A2%E0%B9%81%E0%B8%9E%E0%B8%A3%E0%B9%88%E0%B8%9B%E0%B8%A3%E0%B8%B0%E0%B8%8A%E0%B8%B2%E0%B8%AA%E0%B8%B1%E0%B8%A1%E0%B8%9E%E0%B8%B1%E0%B8%99%E0%B8%98%E0%B9%8C>）（2023年1月31日確認）

（１）2022年度版不公正貿易報告書 P.65,66 の「関税構造」＜措置の概要＞、＜懸念点＞に記載のある関税率や、「最近の動き」の内容（新型コロナウイルスの影響による関税措置や、露のウクライナ侵攻による関税に係る制裁措置などの具体的な内容（目的、品目、関税率、実施期間、根拠法）を含む）に変更・アップデート情報があれば報告ください。また、高関税の品目があれば、その品目名及び実行関税率、譲許税率を報告ください。特に、デジタルサイネージ・プロジェクターについて、ITA の対象品目で無税であるにもかかわらず有税として通関されたという事例を聞いております。現地税関の方針や通達等でそのような現状があるのか、可能な範囲で調査ください。

1. 関税構造

2022年度のWTOの資料¹⁶¹によれば、2021年のタイの非農産品の譲許税率は71.5%、平均実行税率は8.4%、そして単純平均譲許税率は25.7%となっている。また、衣料品及び輸送機械の平均実行税率は29.6%と22.8%となっており、2019年から変化はない。

その他記載されている高関税品目（洗濯機・冷蔵庫（HSコード8418）：最高 30%、自動車部品（HSコード8708）：最高30%、自転車（HSコード8712）：最高：30%）の税率には変更は見られない。また、その他の高関税品目（平均実行税率 35%以上）として、10人以上の人員（運転手を含む。）の輸送用の自動車（HSコード8702、平均実行税率：40%、最高：40%）、貨物自動車（HSコード8704、平均実行税率：36%、最高：40%）、車体（HSコード8707、平均実行税率：54%、最高：80%）、モーターサイクル、補助原動機付きの自転車及びサイドカー（HSコード8711、平均実行税率60%、最高：60%）がある¹⁶²。

2. デジタルサイネージ・プロジェクターに係る関税

デジタルサイネージの HS コードとしては、8529.90が考えられる。8529.90 の詳細は、8529.90.20、8529.90.40、8529.90.51、8529.90.53、8529.90.54、8529.90.55、8529.90.59、8529.90.91、8529.90.94、8529.90.99 が含まれいずれの品目も関税は賦課されない。プロジェクター（HSコード8528.59）も上述のデジタルサイネージ同様、輸入関税は賦課されない。なお、物品の輸入目的によっては、関税がかかることがある¹⁶³。

3. タイにおける関税体系について

タイにおいては、関税法 B.E.2560（2017 年）及びその関税率布告によって、関税体系が規律されている。

基本的な体系としては、一般税率及びASEAN 共通効果特惠関税（CEPT）税率、自由貿易協定（FTA）の適用税率、一般特惠関税制度（GSP）税率、世界的貿易特惠関税制度（GSTP）税率から構成されており、関税の種類としては、基本的に従価税となっているが、一部の品目には重量税が課されており、このほかにも付加価値税（VAT）、個別物品税が課されることがある¹⁶⁴。

対日輸入適用税率については、基本的には一般税率であるが、経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定（JTEPA）若しくは日・ASEAN 包括的経済連携（AJCEP）に基づく原産地規則を満たせば、それら協定のタイ国譲許表に定める条件に従って関税を撤廃、又は引き下げられることになる。JTEPA の下では、ギアボックス、クラッチ、シートベルトなど 80 品目で輸入関税が撤廃された。但し、対象品目はHS8702~8705（乗用車、貨物自動車、バスなど）に限られ、かつ輸入者は自動車製造

¹⁶¹ WTO "WORLD TARIFF PROFILES 2022"（https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/world_tariff_profiles22_e.pdf）178 頁（2022 年 12 月 25 日確認）

¹⁶² FedEx 「WorldTariff オンラインデータベース」,（<https://ftn.fedex.com/wtonline/jsp/navframe.jsp?pageName=wtoMain.jsp¤t=Search%20Options>）（2022 年 12 月 25 日確認）

¹⁶³ 例えば、空気分離フィルター（8529.90.20）については、基本的には無関税であるが、ラジオやテレビに使用される場合には、10%の関税がかかることになる。

¹⁶⁴ JETRO 「関税制度」（https://www.jetro.go.jp/world/asia/th/trade_03.html）（2022 年 12 月 25 日確認）

会社若しくは自動車部品製造会社に限定されており、タイ工業省工業経済局の輸入証明書を取得する必要がある¹⁶⁵¹⁶⁶。

4. 新型コロナウイルスの影響による関税措置

(1) COVID-19への対処又は防止のため輸入される物品に対する関税の免除に関する財務省の通達¹⁶⁷

関税を免除される医療品及び医療機器には、医薬品が12品目（医薬品の完成品11品目、医薬品用化学製品1品目）、医療機器が38品目（検査機器やマスクなど）、洗浄・消毒用有毒物質が2品目（次亜塩素酸ナトリウム濃縮液、過酸化水素濃縮液）が含まれており¹⁶⁸、本措置は、2021年4月28日付けで、1年間の延長が公表された（2021年4月1日から2022年3月31日まで有効）¹⁶⁹。本措置は、延長されず現在においては失効している。

(2) COVID-19発生の影響を受けたタイ国内輸入業者のための原産地証明書の表示に関するタイ税関の通知（No 81/2563）¹⁷⁰

一般的に、タイ国内輸入業者は、FTAに基づく関税の減免の主張を裏付けるために、輸入申告時に原産地証明書の原本の提出を求められている。2020年3月4日、税関は、輸入時に原本が入手できない場合に限り、ASEAN-中国FTAに基づく輸入についてのみ、輸入者が原産地証明書のコピーを提出することを認める暫定措置を発表した。様式Eの原本は、物品が税関から通関された日から30日以内に提出しなければならない。

その後、上述の措置は2020年4月16日に取り消され、既存の全てのFTAに基づく原産地証明書に適用される新たな措置に取って代わった。新制度では、輸入日から30日以内に原産地証明書の原本を提出できない場合、輸入業者が期限を30日延長できるようにした。本措置は、2021年9月21日付け税関通達により、原産地証明書（C/O）の受け付け要件を緩和する措置を2022年3月31日まで延長した¹⁷¹。本措置は、その後延長されたものの2022年9月で失効している。

5. 露のウクライナ侵攻による関税に係る制裁措置

タイとロシアの伝統的友好関係の影響もあり、特段制裁措置は取られていない。

¹⁶⁵ JETRO「EPAの原産品判定基準と特惠関税：タイ向け輸出」（<https://www.jetro.go.jp/world/qa/04E-080302.html>）（2022年12月25日確認）

¹⁶⁶ 外務省「Agreement between Japan and the Kingdom of Thailand for an Economic Partnership」（<https://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/thailand/epa0704/op.pdf>）（2022年12月25日確認）

¹⁶⁷ タイ財務省“Announcement Link”（http://www.customs.go.th/data_files/0b00bf21584cec58a888af12ec45917b.pdf）（2022年12月25日確認）タイ財務省“Notification Link”（http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2563/E/083/T_0019.PDF）（2022年12月25日確認）

タイ財務省“List of exertion good”（http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2563/E/092/T_0015.PDF）（2022年12月25日確認）

¹⁶⁸ JETRO「2021年5月11日付保健省公表リスト（医療用品・医療機器の輸入関税免除品目）」（https://www.jetro.go.jp/iew_interface.php?blockId=31881983）（2022年12月25日確認）

¹⁶⁹ タイ財務省“Announcement Link”（http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2564/E/090/T_0005.PDF）（2022年12月25日確認）

¹⁷⁰ タイ財務省“Announcement Link”（http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2563/E/101/T_0007.PDF）（2022年12月25日確認）

¹⁷¹ JETRO（<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/09/4ffb1d77188ec490.html>）（2022年12月25日確認）

知的財産

(1) 2022 年版不正貿易報告書 P.68-69 の「模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題」について、最新情報を調査ください。具体的には、TRIPS 協定第 41 条第 1 項（効果的な権利行使実現）の履行状況を評価する視点から、産業財産権登録のための審査期間や、推定被害総額（可能であれば日系企業・日本製品の被害額）、取締り件数や不正商品の押収額（機関別（税関や警察、市場管理機関などの別）の件数、金額）の推移（過去 5 年程度）、民事・刑事・行政救済の内容などを調査ください。

1. 模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題

① 産業財産権登録のための審査期間

以下は 2022 年における平均的な実際の所要期間である¹⁷²。

産業財産権	申請から登録まで（拒絶通知無し）	内容審査（拒絶通知あり）
特許	62.25 か月（但し、通知の有無を問わない。）	不明
小特許	21.24 か月	不明
意匠	24.68 か月	7.83 か月
商標	13.84 か月 ファストトラック制度の場合は 8.37 か月	44.86 か月

② 取締り件数の推移¹⁷³

機関名	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年 ¹⁷⁴
警察	5884	3870	1685	1381	5320
税関	1029	1006	1541	484	498
特別捜査局	25	4	4	4	9

③ 民事裁判の件数^{175 176}

機関名	特許 ¹⁷⁷			意匠特許 ¹⁷⁸			商標		
	2020 年	2021 年	2022 年	2020 年	2021 年	2022 年	2020 年	2021 年	2022 年
知的財産及び	進行 中：27	進行 中：19	進行 中：5	進行 中：19	進行 中：18	進行 中：13	進行 中：130	進行 中：63	進行中： 81

¹⁷² 別添の知的財産局（Department of Intellectual Property）への照会に対する書面での回答結果による。

¹⁷³ 2018 年から 2020 年までの取扱い件数は、昨年度以前の報告書の情報に従っている。

¹⁷⁴ Department of Intellectual Property ”Statistics on the suppression of intellectual property violations by month of the National Police Agency Department of Special Investigation and the Customs Department of the year 2022 (January - December)” (https://www.ipthailand.go.th/images/26669/2566/Pangpam/staticpp_dipmonth%20Oct%20TH.pdf)（2023 年 1 月 26 日確認）

¹⁷⁵ 別添の知的財産及び通商裁判所提供資料を参照。なお、知的財産及び通商裁判所におけるシステムに基づく情報なので、特別事件控訴裁判所及び最高裁判所についての件数は正確でない可能性がある。

¹⁷⁶ 2020 年及び 2021 年の件数は、昨年度以前の報告書の情報に従っている。

¹⁷⁷ あらゆる種類の特許（発明特許、意匠特許、小特許）を含む。以下同様。

¹⁷⁸ タイでは現時点で独立した意匠法は規定されておらず、特許法 III 章に「意匠特許」として意匠制度が規定されている。

機関名	特許 ¹⁷⁷			意匠特許 ¹⁷⁸			商標		
	2020 年	2021 年	2022 年	2020 年	2021 年	2022 年	2020 年	2021 年	2022 年
通商裁判所	判決：20 提訴：30	判決：6 提訴：25	判決：7 提訴：9	判決：13 提訴：22	判決：2 提訴：20	判決：20 提訴：19	判決：80 提訴：127	判決：9 提訴：72	判決：102 提訴：98
特別事件控訴裁判所	進行中：3 判決：11 提訴：11	進行中：6 判決：2 提訴：8	進行中：0 判決：2 提訴：3	進行中：2 判決：3 提訴：5	進行中：4 判決：2 提訴：6	進行中：4 判決：2 提訴：12	進行中：14 判決：72 提訴：50	進行中：32 判決：32 提訴：64	進行中：31 判決：40 提訴：89
最高裁判所	進行中：7 判決：3 提訴：7	進行中：8 判決：0 提訴：8	進行中：5 判決：1 提訴：1	進行中：2 判決：2 提訴：2	進行中：3 判決：0 提訴：3	進行中：3 判決：0 提訴：2	進行中：45 判決：9 提訴：50	進行中：34 判決：0 提訴：34	進行中：45 判決：3 提訴：54

④ 刑事裁判の件数^{179 180}

機関名	特許			意匠特許			商標		
	2020 年	2021 年	2022 年	2020 年	2021 年	2022 年	2020 年	2021 年	2022 年
知的財産及び通商裁判所	進行中：3 判決：6 提訴：4	進行中：3 判決：7 提訴：10	進行中：1 判決：3 提訴：5	進行中：2 判決：2 提訴：2	進行中：1 判決：5 提訴：6	進行中：4 判決：3 提訴：3	進行中：37 判決：1311 提訴：1312	進行中：55 判決：784 提訴：839	進行中：75 判決：836 提訴：777
特別事件控訴裁判所	進行中：1 判決：7 提訴：6	進行中：1 判決：1 提訴：2	進行中：0 判決：0 提訴：0	進行中：0 判決：5 提訴：4	進行中：1 判決：0 提訴：1	進行中：0 判決：1 提訴：1	進行中：13 判決：29 提訴：29	進行中：6 判決：13 提訴：19	進行中：11 判決：13 提訴：27
最高裁判所	進行中：2 判決：1	進行中：2 判決：0	進行中：0 判決：0	進行中：0 判決：1	進行中：1 判決：0	進行中：1 判決：0	進行中：2 判決：4	進行中：1 判決：0	進行中：3 判決：1

ここでは特許の件数のうち、意匠特許のみの件数を記載している。以下同様。（S&I International Bangkok Office「タイにおける意匠出願制度概要」1 頁（<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2019/04/a368312a2fa15e06bcd98c0d8efbe184.pdf>）及び別添の現地法律事務所提供資料を参照。）

¹⁷⁹ 別添の知的財産及び通商裁判所提供資料を参照。なお、知的財産及び通商裁判所におけるシステムに基づく情報なので、特別事件控訴裁判所及び最高裁判所についての件数は正確でない可能性がある。

¹⁸⁰ 2020 年及び 2021 年の件数は、昨年度以前の報告書の情報に従っている。

機関名	特許			意匠特許			商標		
	2020 年	2021 年	2022 年	2020 年	2021 年	2022 年	2020 年	2021 年	2022 年
	提訴：2	提訴：2	提訴：0	提訴：0	提訴：1	提訴：4	提訴：3	提訴：1	提訴：5

⑤ 民事・刑事・行政救済の内容

救済類型	内容 ¹⁸¹	平均所要期間 ¹⁸²
民事救済	知的財産及び通商裁判所（損害賠償、差止）	提訴から判決：14 か月から 16 か月程度
刑事救済	知的財産及び通商裁判所による刑事裁判。権利者が直接知的財産及び通商裁判所に訴えを提起する方法（私的刑事訴訟）と、警察又は特別調査局への告訴状提出により提起する方法（公的刑事訴訟）がある。	私的刑事訴訟： 起訴から判決まで 12 か月から 14 か月程度。 公的刑事訴訟： 捜査から起訴まで、事案の複雑さ、当局の対応状況により 10 か月から 12 か月程度、又はそれ以上。 起訴から判決まで 10 か月から 12 か月程度。
行政救済	知的財産局による、紛争を裁判所に持ち込む前段階の調停及び和解業務、並びに仲裁業務 そのほか、水際措置として税関差止がある。	調停：相手方への書面の送付から、1 日から 1 か月程度。 仲裁：提起から仲裁判断まで 3 か月から 4 か月程度。

¹⁸¹ JETRO バンコク事務所「タイにおける模倣品流通実態調査 2020 年 3 月」30-40 頁 (https://www.jpo.go.jp/resources/report/mohohin/document/shogaikoku/b_thailand_chousa.pdf)

¹⁸² 民事救済及び刑事救済については、別添の知的財産及び通商裁判所に、行政救済については、別添の知的財産局に、口頭で確認した情報による。

2-2. ベトナム

サービス貿易

(1) ASEAN 各国のサービス貿易に対する措置のうち、電子商取引に係る措置（外国メディア・コンテンツ規制、OTT 規制、データ流通規制等）に関して、新たな規制の導入や既存措置への変更等があれば調査・報告ください。特にタイ、インドネシア（データローカライゼーション政策）及びベトナムで導入・検討されている政策について、調査・報告ください。

1. 公安省がデータ保護政令（Data Protection Decree）の草案公表

2019年4月から、個人及び組織の法的権利及び利益を保護するために、個人データ保護に関する政府法令をベトナムの公安省が検討しているが¹⁸³、2021年2月に個人データ保護に関する政令ドラフト（Draft Decree on Personal Data Protection）が公表され¹⁸⁴、2022年3月7日に草案を承認する決議を政府が採択した。なお、公安省大臣が国会に提出した草案は国会常務委員会の反対を受けて、現在は修正中である。2021年2月以降の草案については公表されていない。

草案の具体的な構成としては、以下のとおりである（一部抜粋）¹⁸⁵。

第1章 一般規定

第2章 個人データの取り扱い

第3章 個人データを保護するための措置

第4章 個人データ保護委員会

第5章 機関・組織・個人の責任

第6章 法令の発効と実施責任

また合わせて、政府直属機関として公安省内に個人データ保護委員会（Personal Data Protection Commission）を設置することとしている¹⁸⁶。

もっとも、2021年2月草案と2022年3月7日草案は以下の点において相違点がある。

2021年2月草案（第10条）	2022年3月7日付決議（第1条）
1. データ主体の同意なしに個人データを処理できる場合： ➢ 法令に基づく場合。 ➢ 国家の利益とセキュリティ、社会安全秩序に使用する場合。 ➢ データ主体の生命を脅かす緊急事態、又はデータ主体又はコミュニティの健康を重大な影響を与える事態であると法令に従って定められる。 ➢ 法令違反行為の捜査処理に使用する場合。 ➢ ベトナムが署名している国際協定に基づく場合。 ➢ 科学研究又は統計目的に使用する場合。 2. データ主体の同意なしに第三者に共有又は個人データへのアクセスを許可できる場合： ➢ 法令又はベトナムが署名している国際協定に基づく場合。 ➢ データ主体の生命、健康又は自由の保護に使用する場合。	以下の場合においてデータ主体の同意なしに個人データを処理できることを承認する。 ➢ 法令に基づく個人データの公開。 ➢ 国防、国家安全上で必要であり、法令に定められる所轄当局に処理される場合。 ➢ データ主体又はその他個人の生命、健康又は安全を脅かす緊急事態への対応に必要である場合。データ制御当事者、データ処理当事者、関連第三者はその必要性を証明する必要がある。 ➢ 所轄当局が法令に従って法令違反行為に対して捜査として処理する。 ➢ 所轄当局が法令に従って自分の国家管理活動に使用する場合。

¹⁸³ Viet Nam News “Government decree drafted to protect personal data” (<https://vietnamnews.vn/economy/571075/government-decree-drafted-to-protect-personal-data.html>)（2022年1月24日確認）

¹⁸⁴ ベトナム公安省 「個人データ保護法案に関するパブリックコメントの募集」 (<http://bocongan.gov.vn/vanban/Pages/van-ban-moi.aspx?ItemID=519>)（2022年1月24日確認）

¹⁸⁵ ベトナム公安省 「個人データ保護法案に関するパブリックコメントの募集」 (<http://bocongan.gov.vn/vanban/Pages/van-ban-moi.aspx?ItemID=519>)（2022年1月24日確認）

¹⁸⁶ 個人データ保護政令第23条

2021年2月草案（第10条）	2022年3月7日付決議（第1条）
➤ データ主体の同意取得が不可であり、主体の権利利益に害しない限りである。 ➤ 科学研究又は統計目的に使用する場合。	

2. サイバーセキュリティ法施行政令の公表

2018年に可決され、2019年1月1日から施行されているサイバーセキュリティ法に関する施行政令案が、2022年8月15日に政令53/2022/ND-CP号（以下「政令53号」という。）として公布され、10月1日に発効した。

同政令の具体的な中身としては、国家安全保障に関する重要な情報システムの確立、国家安全保障に関する重要な情報システムの評価、検査、監督の調整、国家安全保障にとって重要な情報システムのネットワークセキュリティの条件、ネットワークセキュリティを保護するための対策を適用するための順序と手続、ベトナムにおけるデータストレージの要件に関する規制、ベトナムの支店・駐在員事務所の設立の要件等である¹⁸⁷。

3. インターネットサービス及びオンライン情報の管理、提供及び利用に関する政令に関する改正案

ベトナム情報通信省は、2021年7月、インターネットサービス及びオンライン情報の管理、提供及び利用に関する政令¹⁸⁸（以下「政令72号」という。）に関する改正案¹⁸⁹（以下「本改正案」という。）を、パブリックコメント募集のために公表した¹⁹⁰。主な改正内容は、以下のとおりである。

- ・ 政令72号の規制対象となるオフショアサービスプロバイダーの拡大（月間10万アクセスされるサイトは適用対象となること（従来は月間100万アクセス）。）
- ・ サイバーセキュリティ法に基づき、データローカライゼーション措置を実施し、ベトナム国内に拠点を設置すること（具体的な内容は定まっていない。）。
- ・ 情報通信省に届け出たプロバイダーのみ、①ライブストリーミング、②収益機能の付帯が可能となること。
- ・ ベトナムのユーザーからの苦情や当局の要請を受けてから 24 時間以内に当該苦情等に対応すること。
- ・ 当局の要請を受けてから 24 時間以内に、違法コンテンツを定期的（月に 5 回以上）に提供しているSNSのアカウント、ファンページ、コンテンツチャンネルを一時的に（場合によって 7 日から 30 日間）凍結すること。
- ・ 年に一度、また臨時に、提供したサービス内容を情報通信省に報告すること（サービスプロバイダーは、報告の際に、提供したサービスの内容の詳細を法定の書式に記載する必要がある）。

また、本改正案は、上述の義務のほか、オフショアサービスプロバイダーの行為やオフショアサービスプロバイダーが取得する情報について、当局の行政処分の対象となる範囲を拡大している。

2023年1月現在、これら以降の進展はない。

4. 政令71/2022/ND-CP号の発効

OTTテレビサービス事業者に対する規制に関する政令71/2022/ND-CP号（以下「政令71号」という。）が、従来の政令06/2016/ND-CP号を修正、補足する形で2022年10月1日に公布され、2023年1月1日に発効した。政令71号は、全ての外国OTTテレビサービス事業者に対して、ベトナムでOTTテレビサービスを行うためのライセンス取得を求めるとともに、ニュースやニュース速報、政治、国防、安全保障、経済、社会に関する番組は、ラジオやテレビの運用免許を持つ報道機関がコンテンツを制作、編集しなければならないもの、と定めている¹⁹¹。

¹⁸⁷ ベトナム公安省「法令普及教育」セクション

(<https://bocongan.gov.vn/KND/vb/vbqp/Lists/VBQP/Attachments/2665/Ngh%E1%BB%8B%20%C4%91%E1%BB%8Bnh%20s%E1%BB%91%2053.pdf>)（2023年1月13日確認）

¹⁸⁸ 情報通信省ウェブサイト (<https://mic.gov.vn/Upload/Store/VanBan/7931/72-2013-nd.pdf>)（2022年2月14日確認）

¹⁸⁹ 情報通信省ウェブサイト (https://www.mic.gov.vn/Pages/DuThaoVanBan/XemYKienDongGop.aspx?iDDTVB_DuThaoVanBan=2065&replyUrl=/pages/duthaovanban/danh sachduthaovanban.aspx)（2022年2月14日確認）

¹⁹⁰ 情報通信省ウェブサイト (https://www.mic.gov.vn/Pages/DuThaoVanBan/XemYKienDongGop.aspx?iDDTVB_DuThaoVanBan=2065&replyUrl=/pages/duthaovanban/danh sachduthaovanban.aspx)（2022年2月14日確認）

¹⁹¹ ベトナム情報通信省 (https://mic.gov.vn/mic_2020/Pages/TinTuc/155343/Nghi-dinh-71-2022-Nd-CP-dam-bao-quyen-can-h-tranh-binh-dang-voi-cac-doanh-nghiep-OTT-TV-xuyen-bien-gioi.html%E3%80%91)（2023年1月1日確認）

5. 電気通信法の改正

2022年10月下旬、OTT通信サービスに対して、通信サービスの提供条件、サービスプロバイダーの責任、国内及び国外のサービスプロバイダーの登録、消費者保護に関する規定を定めた改正電気通信法の草案が公開され¹⁹²、パブリックコメントに付された。当該法律は、国内だけでなく、国外の事業者にも適用がある。

¹⁹² 電気通信法 (https://mic.gov.vn/Pages/DuThaoVanBan/XemYKienDongGop.aspx?iDDTVB_DuThaoVanBan=2137&replyUrl=/pages/duthaovanban/danh sachduthaovanban.aspx) (2023年1月1日確認)

(1) 2022 年版不正貿易報告書 P.72-73 の「模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題」について、最新情報を調査ください。具体的には、TRIPS 協定第 41 条第 1 項（効果的な権利行使実現）の履行状況を評価する視点から、刑事罰の適用事例や推定被害総額（可能であれば日系企業・日本製品の被害額）、取締り件数や不正商品の押収額（機関別（税関や警察、市場管理機関などの別）の件数、金額）の推移（過去 5 年程度）、民事・刑事・行政救済の内容などを調査ください

① 模倣品・海賊版に対する最近の主な刑事罰適用事例

2017 年改正後の刑法は、知的財産権侵害行為を罰する罪として、著作権等を侵害する罪（同法第 225 条）、工業所有権（商標又は地理的表示）を侵害する罪（同法第 226 条）を規定しており、工業所有権（商標又は地理的表示）を侵害する罪に問われた近時の刑事罰適用事例として以下の事例 1 が存在する¹⁹³。

また、刑法上、偽造品がもたらす健康被害を防止するなどの観点から、偽造品の製造、売買を処罰する罪も規定されており（同法第 192～第 195 条）、模倣品・海賊版の販売に関し、偽造品を製造、売買する罪に該当するものとして刑事罰を科された事例が、以下の事例 2, 3 のとおり存在する¹⁹⁴。

事例 1：Bac Ninh 省人民裁判所の第一審判決（工業所有権（商標又は地理的表示）を侵害する罪）¹⁹⁵

2021 年 8 月 12 日、Bac Ninh 省警察は Bac Ninh 省市場監督局と協力し、中国人 M が所有する倉庫の臨時捜査を実施した結果、Gillette 及び Bic の各ブランド名が付された剃刀及びブランド名が付された各種ペンを大量に発見した。

第一審である Bac Ninh 省人民裁判所は 2022 年 3 月 25 日、M を刑法 226 条 2 項 dd 号に基づき懲役 9 か月、刑罰執行後の強制出国処分に処した。

事例 2：ホーチミン市人民裁判所の第二審判決（偽造品を製造・売買する罪）¹⁹⁶

2020 年 9 月 5 日、ホーチミン市警察は D の運搬車の臨時捜査を実施した結果、適切なインボイスがない、Honda ブランド名が付されたバイク部品を発見した。さらに、当該バイク部品の出荷元の施設である K 所有の事業所の臨時捜査を実施した結果、Honda、Yamaha、Suzuki、D.I.D など各ブランド名が付された部品が大量に発見された。

第一審であるホーチミン市人民裁判所は 2022 年 2 月 23 日に、K を刑法 192 条 3 項 a 号・4 項に基づき懲役 8 年、300 万ドンの罰金に処した。

その後、K が刑罰の軽減を求めて控訴したが、第二審であるホーチミン市高等人民裁判所は 2022 年 6 月 21 日、第一審判決を維持した。

¹⁹³ 別添の現地法律事務所提供資料を参照

¹⁹⁴ 別添の現地法律事務所提供資料を参照

¹⁹⁵ 最高人民裁判所 (<https://congboanan.toaan.gov.vn/2ta970346t1cvn/chi-tiet-ban-an>) (2023 年 1 月 26 日確認)

¹⁹⁶ 最高人民裁判所 (<https://congboanan.toaan.gov.vn/2ta955337t1cvn/chi-tiet-ban-an>) (2023 年 1 月 26 日確認)

事例 3 : Hai Duong 省人民裁判所第二審判決（食品である偽造品を製造・売買する罪）¹⁹⁷

M は C 社の副社長兼製造所所長である。Hai Duong 省食品安全局は栄養食品・特定用途食品 50 種の製品公表書の登録を行ったにもかかわらず、M は登録された製品公表書に従わず栄養食品・特定用途食品の製造方法を勝手に作成し、C 社に製造させた結果、製造した製品の少なくとも一つの仕様が、登録された製品公表書及び製品ラベルに公表された品質基準を満たさないことが判明した。

第一審である Hai Duong 市人民裁判所は 2022 年 7 月 19 日に、M を刑法 193 条 3 項 a 号・5 項に基づき懲役 7 年に処した。

その後、犯罪に関する追加証拠を自ら積極的に提供したこと、偽造品の製造停止・回収に寄与したこと、追加刑として科された罰金を早期に納付したことを理由として、K が刑罰の軽減を求めて控訴し、第二審である Hai Duong 省人民裁判所は 2022 年 9 月 27 日、7 年懲役の刑罰を懲役 5 年に軽減した。

② 警察、税関、市場監督局、監査局（科学技術監査局（STI）、情報通信監査局（ICI）、文化スポーツ観光監査局（CSTI））における過去 5 年分の取締り件数^{198 199}

組織名	2017	2018	2019	2020	2021
警察	805	467	N/A	N/A	N/A
税関	32 ²⁰⁰	28	N/A	N/A	N/A
市場監督局 ²⁰¹	90135	91867	90000	~90000 ²⁰²	41375 ²⁰³
監査局（STI、ICI、CSTI）	CSTI: 2	CSTI: 40	STI: 27 ²⁰⁴	N/A	STI: 1134 ²⁰⁵
行政処罰件数総数	2956 ²⁰⁶	1811 ²⁰⁷	3293 ²⁰⁸	2457 ²⁰⁹	N/A

¹⁹⁷ 最高人民裁判所（<https://congbobanan.toaan.gov.vn/2ta1066940t1cvn/chi-tiet-ban-an>）（2023 年 1 月 26 日確認）

¹⁹⁸ 警察、税関、市場監督局、監査局の 2017 年及び 2018 年の取扱い件数は、2017 年の税関に係る件数、市場監督局に係る件数を除き、昨年度以前の報告書の情報に従っている。

¹⁹⁹ 調査対象項目のうち、推定被害総額及び不正商品の押収額については、公式データは見当たらなかった。

²⁰⁰ オンライン人民警察電子雑誌（<https://cand.com.vn/Kinh-te/Nam-2017-bat-va-xu-ly-32-vu-hang-hoa-vi-pham-so-huu-tri-tue-i460614/>）（2023 年 1 月 26 日確認）

²⁰¹ 商工省が毎年公表する「商工分野における所轄業務概要」に基づく。なお、件数には模倣品、海賊版、工業所有権を侵害した製品のみではなく、販売禁止、インボイスなど適切な書類がない製品に対する取締り件数も含まれる。

²⁰² 2017 年から 2020 年までは、商工省公式サイト「2020 年及び 2015 年から 2020 年までの商工分野における所轄業務概要」（21 頁）（<https://moit.gov.vn/thong-ke/bao-cau-tong-hop/phu-luc-bao-cau-tong-ket-cong-tac-nam-2020-va-5-nam-2016-2021.html>）（2023 年 1 月 31 日確認）

²⁰³ 商工省公式サイト「2021 年度の商工分野における所轄業務概要」（17 頁）（<https://moit.gov.vn/thong-ke/bao-cau-tong-hop/bao-cau-tinh-hinh-san-xuat-cong-nghiep-va-hoat-dong-thuong-mai-thang-12-va-12-thang-nam-2021.html>）（2023 年 1 月 31 日確認）

²⁰⁴ 科学技術省監査局「知的財産権保護データベース」（<https://www.most.gov.vn/thanhtra/pages/csdl.aspx>）（2023 年 1 月 26 日確認）

²⁰⁵ 科学技術省知的財産局“2021 Intellectual Property Activities Annual Report”（47 頁）（<https://ipvietnam.gov.vn/documents/20195/1374148/BCTN+SHTT+2021.pdf/3a4c5101-caee-4856-8641-3442693272e0>）（2023 年 1 月 31 日確認）

²⁰⁶ 科学技術省知的財産局“2017 Intellectual Property Activities Annual Report”（64 頁）（<https://ipvietnam.gov.vn/noip/resource.nsf/vwResourceList/86BBBF8742DE6D34725834600148D08/Bao%20cao%20SHTT%202017.pdf>）（2023 年 1 月 26 日確認）

²⁰⁷ 科学技術省知的財産局“2018 Intellectual Property Activities Annual Report”（59 頁）（<http://ipvietnam.gov.vn/documents/20182/687634/Baocaothuongnien+2018+.pdf/aa49c9cf-0436-4a27-bd15-c811fa43c94c>）（2023 年 1 月 26 日確認）

²⁰⁸ 科学技術省知的財産局“2019 Intellectual Property Activities Annual Report”（57 頁）（<https://www.ipvietnam.gov.vn/document/s/20182/931677/IP+Annual+Report+2019.+A3.pdf/ed7d5ab7-ef28-4b48-ae42-6351856fd69f>）（2023 年 1 月 26 日確認）

²⁰⁹ 科学技術省知的財産局“2020 Intellectual Property Activities Annual Report”（61 頁）（<https://ipvietnam.gov.vn/documents/20182/1102438/IP+Annual+Report+2020.pdf/39e2a220-9bd1-4c7f-a865-4464192ef739>）（2023 年 1 月 26 日確認）

③ 市場監督局における過去5年分の不正商品の押収額

(単位：ドン)	2017	2018	2019	2020	2021
押収額	NA	NA	~1500 億 ²¹⁰	NA	~1860 億 ²¹¹

④ 民事・刑事・行政救済の内容

現行法上のベトナムにおける知的財産権侵害に対する措置については、それぞれ以下のような特徴がある^{212 213}。

措置内容	管轄機関	メリット	デメリット
民事措置	裁判所	・ 損害賠償請求が可能	・ 高コスト ・ 長期化する傾向 (案件受理から通常 2～3 年) ・ 公平な裁判が期待できない場合がある ・ 判決の執行が事実上困難
刑事措置	経済警察 ²¹⁴ 裁判所	・ 捜査権限が強い ・ 厳罰を科され、再犯性が低い	・ 高コスト ・ 長期化する傾向 (案件受理から通常 2～3 年) ・ 重大事件でないと取り扱われない ・ 証拠の認定等の手続が厳格
行政措置	市場管理局 ²¹⁵ 科学技術監査局 ²¹⁶ 人民委員会 ²¹⁷ 等	・ 低コスト ・ 比較的短期	・ 罰則が比較的軽く、再犯率が高い

²¹⁰ 商工省公式サイト「2019 年の商工分野の所轄業務要約」(15 頁) (<https://moit.gov.vn/thong-ke/bao-cao-tong-hop/bao-cao-tong-ke-cong-tac-nam-2019-va-trien-khai-nhiem-vu-na2.html>) (2023 年 1 月 26 日確認)

²¹¹ 商工省公式サイト「2021 年の商工分野の所轄業務要約」(17 頁) (<https://moit.gov.vn/thong-ke/bao-cao-tong-hop/bao-cao-tinh-hinh-san-xuat-cong-nghiep-va-hoat-dong-thuong-mai-thang-12-va-12-thang-nam-2021.html>) (2023 年 1 月 26 日確認)

²¹² JETRO・ホーチミン事務所「ベトナムにおける模倣品流通実態調査」(22 頁) (https://www.jpo.go.jp/resources/report/mohohin/document/shogaikoku/c_vietnam_chousa.pdf) (2023 年 1 月 26 日確認)

²¹³ 別添の現地法律事務所提供資料を参照

²¹⁴ 経済警察が捜査の過程で行政措置をすべき事件と判断した場合には、その事件は関係書類・証拠とともに該当する行政機関に移送される。反対に、行政機関が取り扱う事件が刑事事件相当である、又はその兆候があると判断した場合、その事件は関係書類・証拠とともに経済警察に移送される。

JETRO・ホーチミン事務所「ベトナムにおける模倣品流通実態調査」(16 頁) (https://www.jpo.go.jp/resources/report/mohohin/document/shogaikoku/c_vietnam_chousa.pdf) (2023 年 1 月 26 日確認)

²¹⁵ 市場で流通している商標や地理的表示を模倣した商品等、高度な専門性を有しない事件について行政措置を行う。

JETRO・ホーチミン事務所「ベトナムにおける模倣品流通実態調査」25 頁 (https://www.jpo.go.jp/resources/report/mohohin/document/shogaikoku/c_vietnam_chousa.pdf) (2023 年 1 月 26 日確認)

²¹⁶ 特許、意匠及び商標等の産業財産権のうち、高度な専門性が要求される複雑な事件について行政措置を行う。

JETRO・ホーチミン事務所「ベトナムにおける模倣品流通実態調査」25 頁 (https://www.jpo.go.jp/resources/report/mohohin/document/shogaikoku/c_vietnam_chousa.pdf) (2023 年 1 月 26 日確認)

²¹⁷ 管轄地域で行政措置を行う権限を広く有している。同権限は、市場管理局など他の執行機関が行う行政措置の範囲と重複する。もっとも、多くの場合、地方行政を広く監督する立場にある人民委員会が、直接、知的財産権侵害事件に対して行政措置を行うことは珍しい。人民委員会が登場する場面としてよく見られるのは、複数の機関が関与するような案件で

措置内容	管轄機関	メリット	デメリット
		(案件受理から通常 1～2 か月) ・ 手続が比較的簡易	・ 損害賠償請求はできない
	税関	・ 低コスト ・ 比較的短期 ・ 水際での阻止が可能	・ 差止頻度が低い ・ 真贋鑑定等を短期間で 行う必要があり、権利者の負担が大きい

⑤ 知的財産法改正法案

2020 年に公表された知的財産法の改正草案は、意見公募期間を経た後、2021 年 10 月に第 15 期第 2 回国会にて審議が行われた。不正商品に対する行政罰の対象（知的財産法第 211 条）、CPTPP・EVFTA 等のベトナムが新たに加盟した条約との整合性、著作権及び著作隣接権の詳述、著作権の例外使用の拡張等について審議がなされ、当該審議を踏まえ、不正商品に対する行政罰の対象（知的財産法第 211 条）を維持する改正草案の見直しを経て、2022 年 6 月 16 日に可決された。改正法は、2023 年 1 月 1 日より施行されている²¹⁸。

サービス貿易

サイバーセキュリティ法（施行細則となる政令53号を含む）と個人情報保護政令案、政令72号について、ベトナムにおける自由な企業活動および自由な越境データ移転に影響しうる内容（個人データ・非個人データの越境移転規制、データの国内保存義務・国内処理義務、ガバメントアクセス条項等）や、その他日本企業に（法令上又は事実上）不利益に働く内容（国内支店等開設義務、サーバー設置義務等）について、法令の最新情報、調査・報告ください。

① ベトナム人個人の個人データに関する越境移転規制

個人データ保護政令草案によると、個人データの越境移転については、個人データ保護委員会の書面による同意等が必要とされている。

② データローカライゼーション規制

※ サイバーセキュリティ法と政令53号の規定

サイバーセキュリティ法上、ベトナムにおいて電気通信ネットワーク・インターネット上のサービス及びサイバー空間上の付加価値サービスを提供する国内外企業が、ベトナムにおけるサービス利用者の個人情報に関するデータ、サービス利用者の関係に関するデータ、サービス利用者が作成したデータの収集・利用・分析・処理作業を行う場合、一定期間、当該データをベトナムで保管し、これに該当する国外企業は、ベトナムにおいて支店又は駐在員事務所を設立しなければならないと規定されている。

この点について、政令53号は以下の通り規定した。

- 国外企業につき、▽テレコムサービス、▽サイバーにおけるデータ保存・共有、▽ベトナム国内ユーザーへの国内外ドメイン名提供、▽電子商取引、▽オンライン決済、▽支払仲介、▽サイバーによる輸送接続サービス、▽SNS及びソーシャルメディア、▽オンライン電子ゲーム、▽ショートメッセージ・電話・ビデオ電話・Eメール・オンライン対話によるサイバー上のその他情報提供・管理・運営サービスのいずれかの事業分野にベトナムにおいて従事する国外企業は、①提供するサービスが、サイバーセキュリティに関する法令の違反行為の実行に利用され、かつ②公安省サイバーセキュリティハイテク利用犯罪防止局から書面による通知及び協力・阻止・調査・処理の要求を受けたにもかかわらず、その要求に従わない又は適切に従わない若しくは当局のサイバーセキュリティ保護措置を阻止・妨害・無効化した場合に規制対象に該当す

あるとき、人民委員会の委員長が、関係機関の意見を集約した上で行政措置の判断を下すという場面である。

JETRO・ホーチミン事務所「ベトナムにおける模倣品流通実態調査」25 頁 (https://www.jpo.go.jp/resources/report/mohohin/document/shogaikoku/c_vietnam_chousa.pdf)（2023 年 1 月 26 日確認）

²¹⁸ 別添の現地法律事務所提供資料を参照

る、と規定した。

※ 国内保存対象データ：

ベトナムにおけるサービス利用者の個人情報に関するデータ、ベトナムにおけるサービス利用者が作成したデータ（サービス利用アカウント名、サービス利用時間、クレジットカード情報、Eメールアドレス、直近のログイン・ログアウトのIPアドレス、登録電話番号）、ベトナムにおけるサービス利用者の関係（友人、利用者が接続又は交流するグループ）。

※ 保存方式、期間等

政令53号で以下の通り規定された。

- 保管方式：対象企業が決定する。
- 保管期間：要求通知を受けてから少なくとも24か月
- ベトナムで支店・駐在員事務所を維持する期間：要求通知を受けてからベトナムにおける事業がなくなるまで

※ ガバメントアクセス

所轄当局は、国家の安全保障を害し、社会秩序・安寧に重大な影響を生じるサイバーセキュリティ法令上の違反行為があった場合、その裁量により、データの開示要請、データ収集、削除要請等を含む措置を講じることができる。

2-3. インドネシア

サービス貿易

（１）ASEAN 各国のサービス貿易に対する措置のうち、電子商取引に係る措置（外国メディア・コンテンツ規制、OTT 規制、データ流通規制等）に関して、新たな規制の導入や既存措置への変更等があれば調査・報告ください。特にタイ、インドネシア（データローカライゼーション政策）及びベトナムで導入・検討されている政策について、調査・報告ください。

1. 電子システム及び電子取引の運営に関する政府規則2019年71号

インドネシアでは、データローカライゼーションに関して、2019年10月10日に、政府規則2012年82号のデータセンター設置義務の内容を変更する政府規則2019年71号が施行された²¹⁹。政府規則2019年71号に基づき、公的分野における電子システム運営者は、インドネシア国内にデータセンターを設立し、個人データを処理する必要があるが、他方で、民間分野における電子システム運営者は、金融業等個別法で異なる規制が行われる事業分野を除き、インドネシア国内にデータセンターを設置する義務はなく、国外でデータを処理することも認められている。なお、法令上は、一定の場合に、監督機関によるガバメントアクセスが認められていることに留意が必要である。

2. OTT規制

現行のインドネシアにおけるOTT規制は、郵便、テレコミュニケーション及び放送に関する政府規則2021年46号²²⁰、電子システム及び電子取引の運営に関する政府規則2019年71号、電子システムを通じた取引に関する政令2019年80号²²¹、電子システムを通じた取引における事業関係者の事業ライセンス、広告、発展及び監督に関する商業大臣規則2020年50号²²²、及び民間電子システム運営者に関する通信情報大臣規則2020年5号²²³（同2021年10号により改正²²⁴）等が存在する。主な内容は、インドネシアで事業活動を行っているOTT事業者に対して、通信情報省に対する登録義務等が存在する。また、インドネシア国外からOTT事業を行う場合に、一定の要件を満たすとインドネシア国内における駐在員事務所の任命義務等が発生する点にも留意が必要である。電子システムの維持に関する規制、苦情処理手続及びコンテンツ規制等も定められている。

3. インドネシアの個人情報保護法（PDP法）

個人データの保護に関する法律2022年27号はインドネシアで初の網羅的な個人情報保護法として2022年10月17日に成立し、同日に施行されている²²⁵。PDP法は、個人及び法人等が、インドネシア国内に所在し個人データの処理等を行う場合並びにインドネシア国外に所在しインドネシア国籍者である個人データ主体に法的影響を及ぼす場合等に適用される。個人データの処理における、個人データ主体の同意や、修正の権利等、GDPRを参考とした規定となっている。

²¹⁹ インドネシア法務人権省「政府規則 2019 年 71 号」（<https://peraturan.go.id/common/dokumen/ln/2019/LN185-PP71.pdf>）（2023 年 1 月 31 日確認）

²²⁰ インドネシア政府「郵便、テレコミュニケーション及び放送に関する政府規則 2021 年 46 号」（<https://peraturan.go.id/common/dokumen/ln/2021/pp46-2021bt.pdf>）（2023 年 1 月 31 日確認）

²²¹ インドネシア政府「電子システムを通じた取引に関する政令 2019 年 80 号」（<https://peraturan.go.id/common/dokumen/ln/2019/pp80-2019bt.pdf>）（2023 年 1 月 31 日確認）

²²² インドネシア政府「電子システムを通じた取引における事業関係者の事業ライセンス、広告、発展及び監督に関する商業大臣規則 2020 年 50 号」（<https://peraturan.bpk.go.id/Home/Details/160273/permendag-no-50-tahun-2020>）（2023 年 1 月 31 日確認）

²²³ インドネシア政府「民間電子システム運営者に関する通信情報大臣規則 2020 年 5 号」（<https://peraturan.bpk.go.id/Home/Details/203049/permenkomininfo-no-5-tahun-2020>）（2023 年 1 月 31 日確認）

²²⁴ インドネシア政府「民間電子システム運営者に関する通信情報大臣規則 2020 年 5 号の 2021 年 1 号改正」（<https://peraturan.bpk.go.id/Home/Details/203121/permenkomininfo-no-10-tahun-2021>）（2023 年 1 月 31 日確認）

²²⁵ 個人情報保護法（https://jdih.setkab.go.id/PUUdoc/176837/Salinan_UU_Nomor_27_Tahun_2022.pdf）（2023 年 1 月 31 日確認）

(1) 2022 年度版不公正貿易報告書 P.78,79 の「関税構造」＜措置の概要＞、＜懸念点＞に記載のある関税率や、「最近の動き」（新型コロナウイルスの影響による関税措置や、露のウクライナ侵攻による関税に係る制裁措置などの具体的な内容（目的、品目、関税率、実施期間、根拠法）を含む）の内容に変更・アップデート情報があれば報告ください。また、高関税の品目があれば、その品目名及び実行関税率、譲許税率を報告ください。IT 製品（特に 85 類 17 項の携帯電話関連）で関税が引き上げられた品目は無いか、追加関税引上げ品目があった場合は、品目番号（HS コード）、品目名、どのくらい税率が引き上げられたのか、また譲許税率の範囲内か調査ください。また、関税が引き上げられた背景について、現地報道など可能な範囲で調査ください。またタイと同様に、デジタルサイネージ・プロジェクターについて、ITA の対象品目で無税であるにもかかわらず有税として通関されたという事例を聞いております。現地税関の方針や通達等でそのような現状があるのか、可能な範囲で調査ください。

1. 関税構造

2021年におけるインドネシアの非農産品の譲許率は95.5%、単純平均譲許税率は35.8%であり、昨年と比べて大きな変化はない。また、非農産品の平均実効税率は8.0%であり、衣類（平均23.9%）、輸送機械（平均13.5%）と、2018年から変化はない²²⁶。

なお、2017年2月27日に財務大臣令2017年第31号において、日本インドネシア経済連携協定（JIEPA）に基づく特定用途免税制度（USDFS）により関税が0%となる品目数（HSコードで251品目＋12品目）に変更はない。また、2018年1月22日付の工業大臣規定2018年第3号において指定した、特定用途免税制度を通じた特別便宜の利用が可能な工業分野に変化はない。

また、関税が引き上げられた IT 製品（特に 8517 類の携帯電話関連）はない。

2. デジタルサイネージ・プロジェクターに関する関税

インドネシアでは、テレビに組み込まれないカラーのモニター・プロジェクター（HS コード 8528.59.10）がデジタルサイネージ・プロジェクターに該当する。テレビに組み込まれないカラーのモニター・プロジェクター（HS コード 8528.59.10）の輸入関税率は、10.0%であり、そのほかに VAT 及び源泉徴収税（withholding tax）として、それぞれ 10.0%の税率がかけられている²²⁷。

²²⁶ WTO “WORLD TARIFF PROFILES 2022”（107 頁）（https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/world_tariff_profiles22_e.pdf）（2022 年 12 月 26 日確認）

²²⁷ FedEx 「WorldTariff オンラインデータベース」（<https://ftn.fedex.com/wtonline/jsp/navframe.jsp?pageName=wtoMain.jsp¤t=Search%20Options>）（2022 年 12 月 25 日確認）

Gibraltar	10%	MFN Applied
Greece	10%	MFN Applied
Greenland	10%	MFN Applied
Grenada	10%	MFN Applied
Guadeloupe	10%	MFN Applied
Guam	10%	MFN Applied
Guatemala	10%	MFN Applied
Guinea	10%	MFN Applied
Guinea-Bissau	10%	MFN Applied
Guyana	10%	MFN Applied
Haiti	10%	MFN Applied
Honduras	10%	MFN Applied
Hong Kong	10%	MFN Applied
Hungary	10%	MFN Applied
Iceland	8%	Comprehensive Economic Partnership Agreement between the Republic of Indonesia and the EFTA States
India	5%	ASEAN-India Free Trade Agreement
Ireland	10%	MFN Applied
Israel	10%	MFN Applied
Italy	10%	MFN Applied
Jamaica	10%	MFN Applied
Japan	Free ^{13,18}	Agreement between Japan and the Republic of Indonesia for an Economic Partnership
Jordan	10%	MFN Applied
Kazakhstan	10%	MFN Applied
Kenya	10%	MFN Applied
Kosovo	10%	MFN Applied
Kuwait	10%	MFN Applied
Kyrgyzstan	10%	MFN Applied
Laos	Free ³¹	ASEAN-Japan Comprehensive Economic Partnership
Latvia	10%	MFN Applied
Lebanon	10%	MFN Applied
Lesotho	10%	MFN Applied
Liberia	10%	MFN Applied
Libya	10%	MFN Applied
Lithuania	10%	MFN Applied
Luxembourg	10%	MFN Applied
Macau	10%	MFN Applied
Madagascar	10%	MFN Applied
Malawi	10%	MFN Applied
Malaysia	Free	ASEAN China Free Trade Agreement
Maldives	10%	MFN Applied
Mali	10%	MFN Applied
Malta	10%	MFN Applied
Marshall Islands	10%	MFN Applied
Martinique	10%	MFN Applied
Mauritania	10%	MFN Applied
Mauritius	10%	MFN Applied
Mexico	10%	MFN Applied

3. インドネシアにおける関税体系について

インドネシアにおいては、1995年第10号通関法（2006年11月15日付法律第17号）によって、関税体系が規律されている。その他にも、輸入関税、罰金、追徴金の還付手順（2005年5月26日付財務大臣規定2005年第38号（No.38/PMK.04/2005））といった規定により規律される。

基本的な体系としては、一般税率（輸入関税、輸出関税）、ASEAN 共通効果特惠関税（CEPT）税率、自由貿易協定（FTA）の適用税率、一般特惠関税制度（GSP）税率、世界的貿易特惠関税制度（GSTP）税率から構成されており、関税の種類としては、基本的に従価税となっている。

対日輸入適用税率については、日本インドネシア経済連携協定（JIEPA）、ASEAN 日本包括的経済連携（AJCEP）を利用することで関税の減免が受けられる。例えば、JIEPA に基づく、特定用途免税制度（USDFS）を利用することで、自動車、電気電子、重機・建機、エネルギーなど特定の用途のための輸入に対して、関税が免除される²²⁸。

4. 新型コロナ対策の輸入品免税措置の改定

インドネシア政府は、新型コロナウイルス対策の目的で輸入する物品の輸入税等、諸税を免除する財務大臣規則第34/PMK.04/2020を2020年4月に制定して²²⁹、2020年7月（財務大臣規則第

²²⁸ JETRO「関税制度」（https://www.jetro.go.jp/world/asia/idn/trade_03.html）（2022年12月25日確認）

²²⁹ インドネシア政府「財務大臣規程2020年第34号」（<http://repository.beacukai.go.id/download/2020/04/24b0a4122ce259f620158035bc24c42e-salinan-pmk-34.pdf>）（2022年12月25日確認）

83/PMK.04/2020)²³⁰、2020年10月（財務大臣規則第149/PMK.04/2020）²³¹、2021年7月（財務大臣規則第92/PMK.04/2021）²³²及び2022年11月（財務大臣規則第164/PMK.04/2022）²³³の4回にわたり改正した。2020年10月及び2022年11月の改正により、ハンドサニタイザーや消毒剤、マスク（N95マスク以外）、医薬品（モルヌピラビル・ニルマトレルビル等以外）、保育器等が免税対象から外れ、他方で2021年7月の改正により酸素濃縮器や酸素生成器が新たに免税対象となった。

免税措置を受けたい物品が輸入規制対象品の場合は、国家防災庁（BNPB）の推薦状を取得する必要があり、輸入時に税関へ推薦状を提出すれば、同庁や所管省庁が定めた一定の枠内で当該輸入規制や諸税の免除を受けることができる。推薦状の取得や免税申請の手続は、「インドネシア・ナショナル・シングルウィンドウ（INSW）」から行うことができる。

5. 露のウクライナ侵攻による関税に係る制裁措置等の具体的な内容 特段制裁措置は取られていない。

6. インドネシア政府による原材料の輸出禁止措置

インドネシア政府は、加工産業の発展を意図して、一部の原材料については輸出禁止措置を取っている。2019年に1.7%未満の品位のニッケルの輸出禁止が規定された²³⁴ほか（なお、当該措置についてはWTOパネルが設置され、1994年GATT協定に反することが認定されている²³⁵）、2023年6月にはボーキサイト鉱石の輸出禁止を行うことが大統領より発表されている²³⁶。報道ベースの情報ではあるが、銅やすずについても輸出禁止の可能性が取り沙汰されている^{237 238}。

²³⁰ インドネシア政府「財務大臣規則第83/PMK.04/2020」（<https://peraturan.bpk.go.id/Home/Details/140493/pmk-no-83pmk0420>）（2023年1月31日確認）

²³¹ インドネシア政府「財務大臣規則第149/PMK.04/2020」（<https://peraturan.bpk.go.id/Home/Details/148019/pmk-no-149pmk042020>）（2023年1月31日確認）

²³² インドネシア政府「財務大臣規則第92/PMK.04/2021」（<https://peraturan.bpk.go.id/Home/Details/172512/pmk-no-92pmk042021>）（2023年1月31日確認）

²³³ インドネシア政府「財務大臣規則第164/PMK.04/2022」（<https://peraturan.bpk.go.id/Home/Details/231872/pmk-no-164pmk042022>）（2023年1月31日確認）

²³⁴ インドネシア政府「エネルギー鉱物資源大臣規則2019年第11号」（<https://peraturan.bpk.go.id/Home/Details/142232/perme-n-esdm-no-11-tahun-2019>）（2023年1月31日確認）

²³⁵ WTO“DS592: Indonesia — Measures Relating to Raw Materials”（https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds592_e.htm）（2023年1月31日確認）

²³⁶ インドネシア内閣官房局“2023年6月よりボーキサイト鉱石の輸出禁止を行う旨の大統領声明”（<https://setkab.go.id/pemerintah-putuskan-larang-ekspor-bijih-bauksit-mulai-juni-2023/>）（2023年1月31日確認）

²³⁷ CNBCIndonesia“Jokowi Setop Ekspor Tembaga, Hal Ini Bisa Terjadi Pada RI”（<https://www.cnbcindonesia.com/news/20230112130741-4-404975/jokowi-setop-ekspor-tembaga-hal-ini-bisa-terjadi-pada-ri>）（2023年1月31日確認）

²³⁸ REUTERS“Explainer: What is Indonesia's proposed tin export ban about?”（<https://www.reuters.com/markets/commodities/what-is-indonesias-proposed-tin-export-ban-about-2022-10-20/>）（2023年1月31日確認）

(1) 2022 年版不公正貿易報告書 P.85 の「(1) 水際での侵害差止め措置」に関して、TRIPS 協定第 4 節(税関措置)の整合性の観点から、インドネシア関税法の下位法令等(例えば、関税法 64 条 1 および 2 項に関する施行令、差止命令についての最高裁規則)の整備状況や実際の運用状況等、最新情報を調査ください。

(2) 2022 年版不公正貿易報告書 P.87 の「(5) 模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題」について、最新情報を調査ください。具体的には、TRIPS 協定第 41 条第 1 項(効果的な権利行使実現)の履行状況を評価する観点から、産業財産権登録のための審査期間や、推定被害総額(可能であれば日系企業・日本製品の被害額)、取締り件数や不正商品の押収額(機関別(税関や警察、市場管理機関などの別)の件数、金額)の推移(過去 5 年程度)、民事・刑事・行政救済の内容などを調査ください。

(3) 2022 年版不公正貿易報告書 P.86 の「(3) インドネシア改正特許法」に関して、最新の情報について調査ください。特に同法 20 条における国内実施義務については、オムニバス法の施行や国内実施義務の適用猶予を求めることができる大臣令の廃止等の動きの他、20 条自体の更なる法改正が検討されているところ、TRIPS 協定第 27 条との整合性懸念について、最近のインドネシア政府の動向を調査ください。

(4) 日尼 EPA 第 114 条パラ 2 には、国内のみならず外国で周知の商標についても保護することが規定されているものの、日本で周知の商標がインドネシアにおいて十分に保護されていない懸念がある。当該 EPA の規定に関し、運用上、どのような対応がなされているのか、審査ガイドラインや具体的な案件に基づいて、実務の実体を説明してほしい。特に、日本で周知であるが、インドネシアで周知でなくかつ登録もされていない先行の商標が存在する場合、インドネシアの審査において後の商標出願が拒絶されるのか否か、可能な限り具体的な情報を提供していただきたい。また、2022 年版不公正貿易報告書 P.85 記載の「(2) 日インドネシア EPA の履行問題」における、包括委任状の最新状況も調査ください。

(5) 2022 年版不公正貿易報告書 P.86 記載の「(4) 医薬品等の特許保護(既知の化合物の新規形態・用途)」につき、最新の状況を調査ください。特に、特許法第 4 条(f)の運用状況につき、変更やアップデート情報があれば報告ください。

1. インドネシア関税法の下位法令(例えば、関税法 64 条 1 及び 2 項に関する施行令、差止命令についての最高裁規則)の整備状況や実際の運用状況等

2018 年 6 月 16 日に施行された財務大臣規則²³⁹第 40 号は、インドネシアにおいて知的財産権侵害疑義物品の差止めを実施するためには、商標権又は著作権を税関に登録する必要がある旨規定しており、同規則第 3 条第 5 項は、税関登録ができる者の要件をインドネシア国内に所在する法人に限定している。

2021 年 12 月時点において、インドネシア税関総局(DGCE)は、6 社(インドネシア法人 4 社及び多国籍企業 2 社)の知的財産権を登録している。詳細は以下のとおりである²⁴⁰。

会社名	法人格	登録内容	登録状況
PT SBA	インドネシア法人	商標 1	承認済み
PT Djaja Harapan	インドネシア法人	商標 3	承認済み
PT Standarpen Industries	インドネシア法人	商標 3	承認済み
PT Proctor & Gamble Indonesia	アメリカ法人のインドネシア子会社	商標 12	承認済み
PT Paragon Indonesia	インドネシア法人	商標 5	承認済み
PT 3M Indonesia	アメリカ法人のインドネシア子会社	不明	承認済み

²³⁹ Indonesia Government Regulation No.40 of 2018

²⁴⁰ 別添の Rouse 法律事務所提供資料を参照

前述の財務大臣規則第 40 号の第 3 条第 5 項を含め、関税法第 64 条に関連する法規制及び最高裁判所規則については、昨年度の調査以降の特段の改正はなく、現時点における改正の予定もない²⁴¹。

2. 模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題

① 産業財産権登録のための審査期間

産業財産権登録のための平均的な所要時間は下表のとおりである²⁴²。

産業財産権	出願から登録まで（拒絶通知なし）	内容審査（拒絶通知あり）
特許	1 年	1 年
簡易特許 ²⁴³	1-2 年	6 か月
意匠	8-12 か月	6 か月
商標	12-18 か月	90 日

② 推定被害総額

2022 年 12 月時点において、商務裁判所においては、20 件の知的財産権侵害訴訟（商標 9 件、著作権 8 件、特許 3 件）が係属しているが、いずれも日本企業に関連するものではない。警察による取締り案件に関する被害総額については、入手可能なデータが存在しない²⁴⁴。

2021 年 4 月に、多額の損害賠償金が認められた著作権侵害訴訟として、以下の事例（事件番号：6/Pdt.Sus-HKI/2021/PN Smg）がある²⁴⁵。

原告 SIEMENS INDUSTRY SOFTWARE INC は、2021 年 10 月 4 日、被告 PT KING MANUFACTURE に対して訴えを提起した。原告は、NX6.0 及び NX8.0 というコンピュータプログラムの権利者であり、被告は原告の同意なく当該プログラムを使用した。L2ei（ライセンス教育及びイネーブルメント・イニシアティブ）という、原告が著作権侵害から自らの権利を保全するために全世界的に実施しているプログラムによる監査の結果、被告のエンジニアのコンピュータに原告のコンピュータプログラム 3 件がライセンスなくインストールされ、被告の事業のために活用されていたことが判明した。

この事実に基づき、スマラン商務裁判所は、原告の請求を一部認容し、被告に対して 15 億 7763 万 1103.62 インドネシア・ルピア（約 10 万 1189 米ドル）の損害賠償と訴訟費用の支払いを命じた（原告による無形損害の請求は棄却した。）。

被告は、最高裁判所への上告を行ったが、認められなかった。本件については、現在、異議申立てが行われている。

③ 取締り件数の推移²⁴⁶

²⁴¹ 別添の Rouse 法律事務所提供資料を参照

²⁴² 別添の Rouse 法律事務所提供資料を参照

²⁴³ 簡易特許とは、新規であって既存の物又は方法の改良である発明に対して与えられる知的財産権であり、日本法における実用新案に相当する（工業所有権情報・研修館「インドネシアにおける実用新案出願制度概要」（<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/laws/17467/>）（2023 年 1 月 26 日確認））。

²⁴⁴ 別添の Rouse 法律事務所提供資料を参照

²⁴⁵ 別添の Rouse 法律事務所提供資料を参照

²⁴⁶ 別添の Rouse 法律事務所提供資料を参照

知財総局（DGIP）の年次報告²⁴⁷によると、DGIP が取り扱った知的財産権侵害事件の件数は以下のとおりである。

	2018	2019	2020	2021
報告件数	35 件	41 件	不明	不明（2019 年から 2021 年の合計は 114 件）
解決件数	8 件	4 件	不明	22 件
継続中	27 件	37 件	不明	不明
ウェブサイト・テイクダウン	0 件	199 件	不明	不明

また、DGIP は、2022 年 7 月の時点における、各関係当局の IP タスクフォースと共同して取り扱った知的財産侵害事件についての状況を以下のとおり公表している²⁴⁸。

- ・インドネシア国家警察（POLRI）：直近 7 年間で、POLRI は、1123 件の知的財産侵害事件についてのエンフォースメントを行った。2022 年には、41 件の商標権侵害事件と 28 件の著作権侵害事件を扱っている。
- ・国家食品医薬品監督庁（BPOM）：2022 年に、BPOM は、医薬品、麻薬、伝統的医薬品、化粧品、加工食品の流通に関して、134 件の知的財産権侵害を取り締まった。
- ・情報通信省（MOCI）：2022 年 7 月時点において、MOCI が取り扱った知的財産権侵害事件は 769 件である。そのうち、ソーシャルメディアとファイル共有に関する件数は合計 265 件である。

財務大臣規則第 40 号が施行されてから、税関総局は、以下の 6 件と、東ジャワのスマランで現在行われているジレットの剃刀のケースの、合計 7 件の取り締まりを実施した。

NHI HKI における番号と日付	PIB における番号と日付	事務所	商品の種類	商品の量
1/BC.101/2019 2019 年 12 月 5 日	141352 2019 年 2 月 3 日	KPPBC TMP A Tanjung Perak	ボールペン Standarpen	85 万 8240 個
1/BC.101/2020 2020 年 1 月 15 日	028847 2020 年 1 月 15 日	KPU BC Tipe A Tanjung Pirok	研磨紙/サンドペーパー JB-5	160 本
2/BC.101/2020 2020 年 10 月 7 日	045233 2020 年 10 月 5 日	KPPBC TMP Tanjung Emas	剃刀 Gillette	91 万 1280 個
01/WBC.10/KPP.MP.0 101/2021 2021 年 9 月 10 日	052983 2021 年 10 月 11 日	KPPBC TMP Tanjung Emas	研磨紙/サンドペーパー JB-5	890 箱
02/WBC.10/KPP.MP.0 102/2021 2021 年 10 月 13 日	052983 2021 年 10 月 11 日	KPPBC TMP Tanjung Emas	ボールペン Standarpen	28 万 8000 個
01/KPU.109/2022 2022 年 8 月 1 日	405851 2022 年 8 月 1 日	KPU BC Tipe A Tanjung Pirok	剃刀 Gillette	74 万 8800 個

2022 年 12 月 13 日、インドネシアは、DGIP の文民国家公務員捜査官（PPNS）とインドネシア国家警察（POLRI）を通じて、インターポールの常任理事国として加盟することを正式に宣言した²⁴⁹。

²⁴⁷ DGIP 「年次報告」（<https://www.dgip.go.id/unduh/laporan-tahunan?tahun=2021>）（2023 年 1 月 26 日確認）

²⁴⁸ DGIP “DJKI Bersama IP Task Force Lakukan Update Report ke Perwakilan USTR”（<https://www.dgip.go.id/artikel/detail-artikel/djki-bersama-ip-task-force-lakukan-update-report-ke-perwakilan-ustr?kategori=liputan-humas>）（2023 年 1 月 26 日確認）

²⁴⁹ DGIP “Indonesia Resmi Bergabung Menjadi Anggota Tetap Interpol”（<https://www.dgip.go.id/artikel/detail-artikel/indonesia-resmi-bergabung-menjadi-anggota-tetap-interpol?kategori=liputan-humas>）（2023 年 1 月 26 日確認）

④ 民事・刑事・行政救済の内容

各救済の内容と平均所要期間は以下のとおりであり、ジャカルタ商務裁判所の裁判件数を除き、昨年度の報告からの変更はない²⁵⁰。

救済類型	内容 ²⁵¹	平均所要期間 ²⁵²
民事救済	・知的財産権に関する民事訴訟は、国内に 5 か所ある商務裁判所の管轄となっている。 ・通常は被告所在地の商務裁判所の管轄となるが、当事者のいずれかがインドネシア国外に所在する場合は、ジャカルタの商務裁判所の管轄となる。 ・件数としては、ジャカルタの商務裁判所が年間約 85 件で、他の裁判所における件数は若干数である。また、ほとんどの訴訟は登録に関するもので、侵害に関する訴訟は年間 10 件程度である。 ・差止請求、損害賠償請求、廃棄請求、侵害品作成のための道具及び素材の没収が救済として認められている。仮差止の制度もあるが、裁判手続のスピードが速いのであまり用いられない。	・ 4-6 か月を要する。
刑事訴追	・商標権や著作権の侵害は親告罪となっており、警察か PPNS への告訴が必要となる。 ・告訴後、捜査がなされ、検察官により刑事訴追を行うかが判断される。 ・警察における手続の不透明性等の問題もあり、実際に刑事訴追に至る例は多くない。	・警察のスケジュールにもよるが、事前の捜査には約 1-2 か月を要する。 ・刑事訴追には 6-18 か月を要する。
行政救済	・（１）で述べた、関税法に基づく税関での没収手続がある。 ・それ以外の行政救済は存在しない。	・裁判所による留置命令がない場合、税関は商品を 10 日間を超えて保持することはできない。 ・商務裁判所は 2 営業日以内に請求を認容又は棄却し、1 日以内に税関に通知しなければならない。 ・税関は留置命令を受領してから 10 日後まで商品を保有する。但し、運用コストを追加で支払うことにより、さらに 10 日間の延長が可能である。

また、DGIP は、2022 年を通して、市場における模倣品の問題に対処するためのいくつかのプログラムを実施した。

- ・既存の組織（POLRIの犯罪捜査庁、DGCE、MOCI、BPOM）と協働したIPタスクフォース

²⁵⁰ 別添の Rouse 法律事務所提供資料を参照

²⁵¹ BRITCHAM INDONESIA” INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS ENFORCEMENT MANUAL FOR INDONESIA” (https://britcham.or.id/wp-content/uploads/2020/12/FSIP_IP-Enforcement-Manual_BritCham-Indonesia_05-08-2020_printed-version.pdf) (2023 年 1 月 26 日確認)。民事救済については 15-17 頁、刑事訴追については 8-9 頁、行政救済については 20-21 頁。

²⁵² 別添の Rouse 法律事務所提供資料を参照

- ・DGIPと地方局における文民国家公務員捜査官（PPNS）の構成員の増強
- ・モールの認証
- ・プラットフォーム及び国際企業との基本合意書
- ・知的財産意識の向上を図るための、主要地域での移動式知的財産クリニック
- ・知的財産に関する電子商取引規則の起草

それぞれ、詳細は以下のとおりである。

- ・IP タスクフォース²⁵³

インドネシア政府は、2020 年に、オフライン市場及びオンライン市場で流通する模倣品に対抗するため、知的財産タスクフォース（Satgas Ops）を立ち上げた。インドネシアは、2022 年においても、米国通商代表部（USTR）の報告書²⁵⁴における優先監視リスト（PWL）に掲載されているところ、その状況を解消することが IP タスクフォース立ち上げの主な目的である。2022 年においては、IP タスクフォースのプログラムは、知的財産分野の法執行能力を高めるための能力強化と育成に重点を置いて実施された。IP タスクフォースは、①法務人権省の知財総局（DGIP）、②インドネシア国家警察（POLRI）の犯罪捜査庁（Bareskrim）、③財務省の税関総局（DGCE）、④通信情報省（MOCI）の情報アプリケーション総局（Ditjen Aptika）、⑤食品医薬品監督庁（BPOM）、⑥商業省（MOT）、⑦外務省、⑧保健省、⑨教育・文化・研究・技術省の 9 つの法執行機関及び関係省庁で構成されている。

IP タスクフォースの成果は、「③取締り件数の推移」で前述したとおりである。

- ・文民国家公務員捜査官（PPNS）の構成員の増強

2020 年から 2022 年にかけて、知的財産権侵害の報告件数は 46 件にのぼった。このような件数の増加に対応するため、2022 年 12 月 8 日に、DGIP 及び法務人権省のインドネシア全域の地方局を網羅する、61 名の知的財産 PPNS が任命され、知的財産保護の法執行の最適化が図られた²⁵⁵。

- ・モールの認証

DGIP は、ショッピングセンター認証の主要プログラムを実施し、25 の州にある 77 のショッピングセンターを認証した²⁵⁶。この認証は、その施設が真正商品の販売業者を受け入れていることを保証するためのものである。実店舗とオンラインモールの両方がこの認証の対象となるが、オンラインモールの認証手続はまだ策定されていない。実店舗のショッピングセンター及びモールの場合、申請者が認証を得るためには、テナントの少なくとも 70% が DGIP に登録された商標と一致する商品を販売しているという証拠を示す必要がある。

- ・プラットフォーム及び国際企業との基本合意書

DGIP は、法執行の強化のためには教育と積極的な協業が必要であるとの認識のもと、2022 年において、以下の取組みを行った。

➤ 世界知的所有権機関（WIPO）との基本合意書

²⁵³ DGIP “Indonesia Komitmen Lindungi Kekayaan Intelektual Melalui Satgas Ops” (<https://www.dgip.go.id/artikel/detail-artikel/indonesia-komitmen-lindungi-kekayaan-intelektual-melalui-satgas-ops?kategori=liputan-humas>)（2023 年 1 月 26 日確認）

²⁵⁴ 米国通商代表部 “2022 Special 301 Report” (<https://ustr.gov/sites/default/files/IssueAreas/IP/2022%20Special%20301%20Report.pdf>)（2023 年 1 月 26 日確認）

²⁵⁵ DGIP “61 PPNS KI Dilantik, Bantu Optimalkan Penegakkan Hukum Pelindungan KI” (<https://www.dgip.go.id/artikel/detail-artikel/61-ppns-ki-dilantik-bantu-optimalkan-penegakkan-hukum-pelindungan-ki?kategori=liputan-humas>)（2023 年 1 月 26 日確認）

²⁵⁶ DGIP “Tahun Tematik Merek 2023, Program DJKI, Bangun Kesadaran Cinta dan Bangga Buatan Indonesia” (<https://www.dgip.go.id/artikel/detail-artikel/tahun-tematik-merek-2023-program-djki-bangun-kesadaran-cinta-dan-bangga-buatan-indonesia?kategori=liputan-humas>)（2023 年 1 月 26 日確認）

2022年9月5日、DGIPは、スイス知的財産庁との知的財産法執行分野での協力に関する駐スイス・インドネシア大使との会談で、11月にジュネーブでDGIPとWIPO間の協力協定（MoU）に署名することを計画した²⁵⁷。

DGIPは、WIPOと共同して、国家知的財産研修センター（IPアカデミー）の設立準備も行っている。その準備に当たり、DGIPとWIPOは、協力実施へのコミットメントとして、趣意書に署名する予定である²⁵⁸。

➤ Tokopedia との基本合意書

海賊版の流通を撲滅するための努力は、政府及び民間部門によって継続的に行われている。DGIPは、2022年9月29日付け基本合意書に基づき、インドネシア最大の電子商取引プラットフォームの一つであるTokopediaと協力し、マーケットプレイス・プラットフォーム上の模倣品を撲滅するための活動を行った²⁵⁹。

➤ 国際的なブランドオーナー及びインドネシアの電子商取引プラットフォームとの間の基本合意書

DGIPは、オンライン売買サイトでの取引件数の多さを踏まえ、韓国²⁶⁰と日本のブランドオーナーの代表者を招聘し、電子商取引における知的財産の執行に関する協力協定（MoU）を締結した²⁶¹。

➤ DGIP の CODA との協力

インドネシア政府は、2022年12月8日、IPタスクフォースを通じて、著作権侵害をコントロールするための取組みの一環として、日本の一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構（CODA）の事務所を訪問した²⁶²。

➤ 日本特許庁からの知見の獲得

DGIPは、2022年12月6日、調査紛争解決総局を通して、インドネシア国家警察庁の犯罪捜査庁（Bareskrim POLRI）とともに日本の特許庁を訪問し、海賊版の撲滅に向けた日本政府の活動について知見を得た²⁶³。

・ 移動式知的財産クリニック及びIPツーリズム活動

DGIPは、インドネシアの33州で37回、MIC（移動式知的財産クリニック）を開催し、9000人以上の人々が知的財産登録のコンサルテーションと援助を受けた。また、DGIPは、2022年6月14日

²⁵⁷ DGIP "Delegasi DJKI Lakukan Courtesy Call dengan Dubes RI Bahas Persiapan Kerja Sama dengan Kantor KI Swiss" (<https://www.dgip.go.id/artikel/detail-artikel/delegasi-djki-lakukan-courtesy-call-dengan-dubes-ri-bahas-persiapan-kerja-sama-dengan-kantor-ki-swiss?kategori=liputan-humas>) (2023年1月26日確認)

²⁵⁸ DGIP "DJKI dan WIPO Persiapkan IP Academy di Indonesia" (<https://www.dgip.go.id/artikel/detail-artikel/djki-dan-wipo-persiapkan-ip-academy-di-indonesia?kategori=liputan-humas>) (2023年1月26日確認)

²⁵⁹ DGIP "Kolaborasi Tokopedia dan DJKI Perangi Peredaran Barang Bajakan" (<https://www.dgip.go.id/artikel/detail-artikel/kolaborasi-i-tokopedia-dan-djki-perangi-peredaran-barang-bajakan?kategori=liputan-humas>) (2023年1月26日確認)

²⁶⁰ DGIP "Lindungi Masyarakat dari Peredaran Barang Palsu, DJKI Inisiasi Kerja Sama dengan KOTRA" (<https://www.dgip.go.id/artikel/detail-artikel/lindungi-masyarakat-dari-peredaran-barang-palsu-djki-inisiasi-kerja-sama-dengan-kotra?kategori=liputan-humas>) (2023年1月26日確認)

²⁶¹ DGIP "DJKI Rencanakan Benchmarking ke Negara dengan Indeks KI Terbaik di Asia" (<https://www.dgip.go.id/artikel/detail-artikel/djki-reencanakan-benchmarking-ke-negara-dengan-indeks-ki-terbaik-di-asia?kategori=agenda-ki>) (2023年1月26日確認)

²⁶² DGIP "Tingkatkan Penanggulangan Pembajakan Hak Cipta, DJKI Kunjungi CODA Jepang" (<https://www.dgip.go.id/artikel/detail-artikel/tingkatkan-penanggulangan-pembajakan-hak-cipta-djki-kunjungi-coda-jepang?kategori=liputan-humas>) (2023年1月26日確認)

²⁶³ HUKUM ONLINE "Bahas Pemberantasan Barang Bajakan, DJKI Lakukan Transfer Pengetahuan Bersama JPO" (<https://www.hukumonline.com/berita/a/bahas-pemberantasan-barang-bajakan-djki-lakukan-transfer-pengetahuan-bersama-jpo-lt6390c8f893cd3/?page=1>) (2023年1月26日確認)

にバリ島で IP ツーリズム活動を実施した。バリ州は IP ツーリズムプログラムの初期プロジェクトで、IP を観光の一部とし、観光の魅力と地域経済の活力を向上させることを目的としている。

・ DGIP による、マーケットプレイスでの模倣品の流通を阻止するための規則の起草

DGIP は、現在、USTR が発行した優先監視リストからの除外に向けたインドネシアの取組みを支援するため、市場内での模倣品流通の防止と撲滅のための規則を起草している。当該規則の目的は、知的財産権を侵害する模倣品が市場内において違法に流通することへの対応に特化した効果的な規制であり、DGIP は、2022 年 10 月に同規制の策定に向けた計画に関するディスカッションを行った²⁶⁴。

3. 改正特許法に関する最新動向²⁶⁵

特許法第 20 条に関する状況は以下のとおりであり、昨年度の報告から変更はない。

2020 年 11 月 2 日、特許法第 20 条を含む 79 の法律を改正する雇用創出オムニバス法（2020 年法律第 11 号）が施行された。

2021 年 11 月に、インドネシア憲法裁判所は、雇用創出オムニバス法は、法律の制定手続の正式な要求事項に違反していたため、瑕疵があり、憲法に適合しないとして、2023 年 11 月 25 日までに改正される必要があるとの判断を下した。

それまでの 2 年間、雇用創出オムニバス法は効力を有し続けるが、インドネシアの政府は、同法に基づく戦略的及び広範な影響のある措置・政策については差し控えることが求められており、また、同法に関する新しい施行規則を制定することも禁止されている。但し、アイルランガ・ハルタルト経済問題調整相は、既存の施行規則は存続すると述べている²⁶⁶。

特許法第 20 条については、特許権の国内実施に係る 2018 年大臣令第 15 号²⁶⁷及びこれに代わり制定された 2019 年大臣令第 30 号²⁶⁸により、インドネシア国内で発明を実施することができない特許権者に対し、一定の手続を経ることにより 5 年間の猶予を与えることとされていたが、特許庁は、2020 年 11 月 2 日に雇用創出オムニバス法が施行されてから、同大臣令に基づく猶予申請を受理していない。

また、2021 年 2 月、インドネシア政府は、雇用創出オムニバス法による法改正について、45 の大臣令と 4 の大統領令を発したが^{269 270}、知的財産に関しては、法務人権省により、雇用創出オムニバス法の改正を反映し、3 つの大臣令（2021 年大臣令第 12 号、第 13 号、第 14 号）が発せられている。

2021 年大臣令第 14 号²⁷¹により、強制特許ライセンスの手続に関する前掲 2019 年大臣令第 30 条は、以下のとおり改正されることとなった。

(ア)特許権者が雇用創出オムニバス法第 107 条第 2 項に定める義務（インドネシアでの特許の再実施）に関する義務を履行できなかった場合に、法務人権大臣は強制ライセンスを行うことができる。

²⁶⁴ DGIP “DJKI Susun Peraturan untuk Hentikan Peredaran Barang Palsu di Lokapasar” (<https://www.dgip.go.id/artikel/detail-artikel/djki-susun-peraturan-untuk-hentikan-peredaran-barang-palsu-di-lokapasar?kategori=agenda-ki>)（2023 年 1 月 26 日確認）

²⁶⁵ 別添の Rouse 法律事務所提供資料を参照

²⁶⁶ Kompas.com “UU Cipta Kerja Inkonstitusional Bersyarat, Menko Airlangga: Aturan Pelaksana Tetap Berlaku” (<https://money.kompas.com/read/2021/11/25/165641026/uu-cipta-kerja-inkonstitusional-bersyarat-menko-airlangga-aturan-pelaksana?page=all>)（2023 年 1 月 26 日確認）

²⁶⁷ Ministerial Regulation No.15 of 2018

²⁶⁸ Ministerial Regulation No.30 of 2019

²⁶⁹ Rouse 法律事務所 “Indonesia: Regulations on implementation of Job Creation Law” (<https://rouse.com/insights/news/2020/indonesia-the-new-omnibus-law-on-job-creation-and-amendments-to-ip-laws>)（2023 年 1 月 26 日確認）

²⁷⁰ TEMPO.CO “Pemerintah Terbitkan Aturan Turunan UU Cipta Kerja, Berikut Daftarnya” (<https://nasional.tempo.co/read/1435018/pemerintah-terbitkan-aturan-turunan-uu-cipta-kerja-berikut-daftarnya>)（2023 年 1 月 26 日確認）

²⁷¹ Minister of Law and Human Rights Regulation No 14 of 2021 on the Amendment to Minister of Law and Human Rights Regulation No. 30 of 2019 on Procedures for the Granting of Compulsory Patent Licensing

(イ)2019 年大臣令第 30 号において、特許の実施の猶予に関して定める第 39 条から第 44 条を削除する。

(ウ)2021 年 2 月 3 日までに提出された全ての猶予申請については、2019 年大臣令第 30 号に従って処理される。

これらの規則は、2021 年 1 月 29 日に成立し、2021 年 2 月 3 日から施行されている。

4. 周知商標並びに包括委任状

① 周知商標²⁷²

インドネシアの商標局における審査において、周知の先行商標を理由に商標登録を拒絶することは依然として一般的ではないが、商標局が周知の先行商標を理由に商標登録を拒絶した近時の例がいくつか存在する。そのような判断がなされるのは、①世界的な使用、人口の多い国での登録、他の法域での周知性を認める決定等、相当な量の周知商標の証拠を示し、かつ、②出願人の不正の目的が明らかであること（例えば、標章が周知商標の完全なコピー又はほぼ完全なコピーであることが明らかであること）が条件となっている。

但し、前述の通り、周知商標を理由に登録を拒絶する決定はまだ珍しく、また、一貫性がない。ほとんどの決定は、不正の目的や先行登録商標との類似性等、他の根拠を伴っている。

他方、裁判実務では、周知の先行商標が先に存在することを理由に、インドネシアにおける商標登録を取り消した裁判例が存在している。裁判所が外国における周知性を理由にインドネシアにおける登録商標を取り消した 2022 年の裁判例のうち、日本企業が関係しているものとしては、以下の 1 件が存在する²⁷³。

裁判例番号	概要
当事者	
商務裁判所：35/Pdt.Sus-Merek/2019/PN Niaga.Jkt.Pst; 最高裁判所（上告審）：790 K/Pdt.Sus-HKI/2020; 最高裁判所（再審査）：8 PK/Pdt.Sus-HKI/2022 原告：株式会社はくばく 被告：PT. Tona Morawa Prima	最高裁判所が、PT Tona Morawa Prima の第 30 類の商標「HAKUBAKU」について、株式会社はくばくの「HAKUBAKU」商標と明確な類似性があり、原告の商標は周知商標であるため、被告は不正の目的に基づいて出願したとして、商務裁判所の判決を破棄し、PT Tona Morawa Prima による商標登録を取り消した事例である。 まず、株式会社はくばくは、PT Tona Morawa Prima の第 30 類の商標（登録番号：IDM000483240）に対して、不正の目的と、原告の周知商標である HAKUBAKU との類似性を根拠に、商務裁判所に商標登録の取消しを求める訴訟を提起した。被告は、現在進行中の別の紛争があるため、原告の訴えは時期尚早であると主張し、手続上の異議を申し立てた。商務裁判所は、被告の主張を認め、原告の主張は認められないと判断した。 その後、原告は最高裁判所に上告を申し立てたが、最高裁判所は、商務裁判所の判決を維持し、上告を退けた。事件番号「No.35/Pdt.Sus-Merek/2019/PN.Niaga.Jkt.Pst.」の事件と、事件番号

²⁷² 別添の Rouse 法律事務所提供資料を参照

²⁷³ 別添の Rouse 法律事務所提供資料を参照

裁判例番号	概要
当事者	
	「No. 08/Pdt.Sus-Merek/2018/PN.Niaga.Jkt.Pst.」の事件は請求の目的と趣旨が同一であり、後者はまだ事件番号「No.16 K/Pdt.Sus-HKI/2019/PN.Niaga.Jkt.Pst.」の事件として上訴手続中であり、判断が相反する可能性を避ける必要があることがその理由である。 その後、再審査手続において、最高裁判所は、株式会社はくばくの「HAKUBAKU」商標がインドネシアを含む様々な国で登録されていることを指摘し、周知商標であるとの見解を示した。最高裁判所は、周知性の判断において、どの国での登録が考慮に値するかについては特に述べていないが、株式会社はくばくの商標が様々な国で登録されていることを示すために、オーストラリア、米国、シンガポール、タイ及び日本で登録されていることに言及している。

② 包括委任状の最新状況について

「包括委任状」制度について昨年度の調査からアップデートはなく、現在においても、出願手続に当たっては個別的な委任状が必要となっている²⁷⁴。

5. 医薬品等の特許保護（既知の化合物の新規形態・用途）²⁷⁵

医薬品等の特許保護（既知の化合物の新規形態・用途）に関する状況は以下のとおりであり、昨年度の報告から変更はない。

2016年8月28日に施行された改正特許法第4条(f)は、「発見」(discovery)のうち、「既存の及び／又は既知の製品の新規用法」(同条(f)(1))又は「既存の化合物の新たな形態であって、有意な効能の改善が認められず、その化合物の既知の関連する化学構造との差異がないもの」(同条(f)(2))については「発明」(invention)に該当しないと規定し、特許による保護の対象から除外している²⁷⁶。

特許法第4条(f)については、ガイドラインが策定されており、2021年11月に開催された特許庁のセミナーで公開されたが、ウェブ上での公開は行われていない。

²⁷⁴ 別添の Rouse 法律事務所提供資料を参照

²⁷⁵ 別添の Rouse 法律事務所提供資料を参照

²⁷⁶ JETRO「ジェトロ仮訳」(https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/idn/ip/pdf/tokkyo_2016.pdf) (2023年1月26日確認)

2-4. マレーシア

関税

(1) 2022年度版不公正貿易報告書 P.88,89 の「関税構造」＜措置の概要＞、＜懸念点＞に記載のある関税率や、＜最近の動き＞の内容（新型コロナウイルスの影響による関税措置や、露のウクライナ侵攻による関税に係る制裁措置などの具体的な内容（目的、品目、関税率、実施期間、根拠法）を含む）に変更・アップデート情報があれば報告ください。また、高関税の品目があれば、その品目名及び実行関税率、譲許税率を報告ください。特にデジタルサイネージ・プロジェクターについて、ITA の対象品目で無税であるにもかかわらず有税として通関されたという事例を聞いております。現地税関の方針や通達等でそのような現状があるのか、可能な範囲で調査ください。

1. 関税構造

2022年度のWTOの資料²⁷⁷によれば、2021年のマレーシアの非農産品の譲許税率は81.9%、平均実行税率は14.9%、そして単純平均譲許税率は5.2%となっている。

2. デジタルサイネージ・プロジェクターに係る関税²⁷⁸

マレーシアでは、昨年度から変更なく、パネルディスプレイ（HSコード8529.90.5300）がデジタルサイネージに該当するものと考えられ、輸入関税率はないが、別途GST（物品サービス税）が10.0%賦課されることになる。もっとも、プロジェクター（HSコード8528.59.1000）については、輸入関税率が25.0%であり、別途GSTが5.0%賦課されることになる。

3. マレーシアにおける関税体系について

マレーシアにおいては、関税法（Custom Acts (1967, Act 235)）によって、関税体系が規律されており、国際貿易産業省（The Ministry of International Trade and Industry）の大臣による通達によって、その時々関税率等を公表することになっている²⁷⁹。その他にも、相殺関税及びアンチダンピング関税法（Countervailing and Anti-Dumping Duties Act 1993）、物品税法（Excise Act 1976）及びフリーゾーン法（Free Zone Act 1990）が存在する。

基本的な体系としては、一般税率及び各FTA並びにEPAによる優遇税率から構成されており²⁸⁰、関税の種類としては、基本的に従価税となっているが、一部の品目には重量税が課されており、この他にも2018年からは一部の製品には物品サービス税（The Goods and Service Tax）が課されることもある²⁸¹。

日本とマレーシア間における対日輸入適用税率については、主に2006年7月13日に発効された日本-マレーシア経済連携協定（JMEPA）及び2008年4月に署名されたASEAN-日本経済連携協定（AJCEP）が大きく影響を与えている。JMEPAにおいては、2016年までに全ての農産物及び工業製品に対する段階的な引き下げ、又は撤廃が行われている²⁸²。他方、AJCEPにおいては、ノーマル・トラックに課せられていた93.57%の関税を撤廃している。

²⁷⁷ WTO "WORLD TARIFF PROFILES 2022" (127 頁) (https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/world_tariff_profiles22_e.pdf) (2022 年 12 月 26 日確認)

²⁷⁸ FedEx 「WorldTariff オンラインデータベース」, (<https://ftn.fedex.com/wtonline/jsp/navframe.jsp?pageName=wtoMain.jsp¤t=Search%20Options>) (2022 年 12 月 26 日確認)

²⁷⁹ Custom Acts (1967, Act 235) 第 12 条 (<http://www.customs.gov.my/ms/PERUNDANGAN%20GAZETTE/CUSTOMS%20ACT%201967.pdf>)

²⁸⁰ JETRO 「関税制度」 (https://www.jetro.go.jp/world/asia/my/trade_03.html) (2023 年 1 月 31 日確認)

²⁸¹ 米国商務省 "Malaysia - Import Tariffs" (<https://www.privacyshield.gov/article?id=Malaysia-Import-Tariffs#>) (2023 年 1 月 31 日確認)

²⁸² JMEPA に基づくマレーシアの関税減免実行表 (<https://fta.miti.gov.my/miti-fta/resources/auto%20download%20images/55828d>)

4. 新型コロナウイルスの影響による関税措置

(1) ASEAN 経済会合において、152 品目の非関税に合意

2020 年 11 月 10 日に開催された東南アジア諸国連合（ASEAN）の経済閣僚が出席する第 19 回 ASEAN 経済共同体において、マレーシア貿易産業省のアズミン・アリ上級相（経済担当）兼貿易産業相は、新型コロナウイルス感染症対策で域内の貿易が低迷する中、生活必需品の流通を円滑化するため、医薬品や医療機器のほか、個人防護具（PPE）や食品等を非関税にすることに合意し、覚書を締結した²⁸³。

(2) COVID-19 の影響による関税の一時撤廃

2020 年 3 月 24 日付けで、マレーシア財務省は、同年 3 月 25 日から COVID-19 が終息したと政府が宣言するまでの間、医療機器、検査機器、個人用防護具、使い捨ての製品の関税及び売上税等を免除する旨を発表した。具体的に関税撤廃の影響を受けた製品の関税分類番号は 8418.50.91.00、6307.90.40.00、3926.20.90.00、4818.90.00.00、3917.33.91.00、3926.90.39.00 である。

5. 露のウクライナ侵攻による関税に係る制裁措置等の具体的な内容

特段制裁措置は取られていない。

[cd657f2.pdf](#))

²⁸³ マレーシア国際貿易産業局 “MEDIA RELEASE 37th ASEAN SUMMIT AND RELATED MEETINGS: 19th ASEAN ECONOMIC COMMUNITY (AEC) COUNCIL MEETING SIGNING OF THE MEMORANDUM OF UNDERSTANDING (MoU) ON THE IMPLEMENTATION OF NON-TARIFF MEASURES ON ESSENTIAL GOODS ASEAN ECONOMIC MINISTERS’ TROIKA OPEN-ENDED DIALOGUE WITH TRADE MINISTER” ([https://www.miti.gov.my/miti/resources/Media%20Release/Media_Release_-_37th_ASEAN_Summit_and_Related_Meetings_19th_ASEAN_Economic_Community_\(AEC\)_Council_Meeting_Signing_of_the_Memorandum_of_Understanding_\(MoU\)_on_the_Implementation_of_Non-Tariff_Measures_on_Essential_Goods.pdf](https://www.miti.gov.my/miti/resources/Media%20Release/Media_Release_-_37th_ASEAN_Summit_and_Related_Meetings_19th_ASEAN_Economic_Community_(AEC)_Council_Meeting_Signing_of_the_Memorandum_of_Understanding_(MoU)_on_the_Implementation_of_Non-Tariff_Measures_on_Essential_Goods.pdf))（2022 年 12 月 25 日確認）

2-5. フィリピン

関税

（１）2022年度版不公正貿易報告書 P90.91 の「関税構造」について、＜措置の概要＞、＜懸念点＞に記載のある関税率や、＜最近の動き＞の内容（新型コロナウイルスの影響による関税措置や、露のウクライナ侵攻による関税に係る制裁措置などの具体的な内容（目的、品目、関税率、実施期間、根拠法）を含む。）に変更・アップデート情報があれば報告ください。また、高関税の品目があれば、その品目名及び実行関税率、譲許税率を報告ください。

1. 関税構造

非農産品の単純平均譲許税率は 23.5%（2021 年）で、前年比 0.1%上昇している。非農産品の単純平均実行税率は 5.5%（2021 年）で、前年から変更はない。非農産品の譲許税率は、61.8%となり前年比 0.1%下落した²⁸⁴。高関税品目については、2021 年の税率で、繊維製品、電気機器の最高譲許税率が共に 50%のまま維持されている。また、繊維製品、電気機器の最高実行税率についても、繊維製品が 20%、電気機器が 30%と変更はなかった²⁸⁵。その他、自動車の最高実行税率は 30%で変更はない²⁸⁶。

2. 新型コロナウイルスの影響による関税措置

現在において、特段の措置なし。

3. 露のウクライナ侵攻による関税に係る制裁措置等の具体的な内容

特段制裁措置は取られていない。

²⁸⁴ WTO “World Tariff Profiles 2022” (https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/world_tariff_profiles22_e.pdf)（2023 年 1 月 13 日確認）

²⁸⁵ WTO “World Tariff Profiles 2022” (https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/world_tariff_profiles22_e.pdf)（2023 年 1 月 13 日確認）

²⁸⁶ フィリピン関税委員会 “Tariff Search Facility” (<https://finder.tariffcommission.gov.ph/index.php?page=tariff-finder3>)（2023 年 1 月 13 日確認）

3. 米国

内国民待遇

(1) 港湾維持税につき、2022年版不公正貿易報告書 P.97記載の状況以降について、最新情報を調査ください。

2022年版の記載から変化がなく、商業貨物 (commercial cargo) に対する0.125%の従価税を賦課する制度が継続している²⁸⁷。

(2) ジョーンズ法につき、2022年版不公正貿易報告書 P.97における状況について最新情報を調査ください。

2022年9月、バイデン大統領は、テキサス州の港から、ハリケーンの被害を受けた米国自治領プエルトリコに向けた石油の緊急輸送に関して、ジョーンズ法の適用除外を承認した²⁸⁸。

また、2022年12月23日、ジョーンズ法の適用除外に関して変更を加える法律が成立した。当該法律による主な変更点は、①ジョーンズ法の適用除外を判断する際、米国船舶の稼働率を遡及的に調査することが禁止された点、②国土安全保障省 (Department of Homeland Security) ではなく大統領に対して、ジョーンズ法の適用除外を単独で判断する権限が付与された点、及び③ジョーンズ法の適用除外に関する情報の透明性及び伝達性の向上が求められた点、の3点である²⁸⁹。

²⁸⁷ Office of the Federal Register “Electronic Code of Federal Regulations” (https://www.ecfr.gov/cgi-bin/text-idx?node=se19.1.24_124&rgn=div8) (2021年12月30日確認)

²⁸⁸ U.S. Department of Transportation Maritime Administration “Domestic Shipping” (<https://www.maritime.dot.gov/ports/domestic-shipping/domestic-shipping>) 及び Reuters “BP-chartered diesel tanker docks in Puerto Rican after U.S. waiver” (<https://www.reuters.com/world/us/foreign-tanker-enters-puerto-rican-port-after-us-waives-shipping-rule-2022-09-29/>) (2023年1月23日確認)

²⁸⁹ CONGRESS.GOV “Public Law 117-263” (<https://www.congress.gov/bill/117th-congress/house-bill/7776/text>) 及び White House “Press Release: Bill Signed: H.R. 7776” (<https://www.whitehouse.gov/briefing-room/legislation/2022/12/23/press-release-bill-signed-h-r-7776/>) (2023年1月23日確認)

（１）2022 年版不公正貿易報告書 P.112-113 「（１）商標制度（オムニバス法第 211 条）」について、2021 年以降の最新情報を調査ください。

1998 年オムニバス法第 211 条を WTO のルールに適合させる方法については、2 つの考え方の対立が存在する²⁹⁰。

1 つの考え方は、同条を改正し、キューバ政府に接収された資産に関連する商標について権利を主張する全ての人々について、国籍と関係なく適用されるようにすることで、キューバ国民のみに適用されるという同条の問題点を解消するものである。

もう一つの考え方は、同条を全て削除するものである。

第 117 回衆国議会（2021 年 1 月 3 日から 2023 年 1 月 3 日まで）において、前者の考え方に基づく法案として No Stolen Trademarks Honored in America Act²⁹¹ ²⁹²、後者の考え方に基づく法案として United States-Cuba Relations Normalization Act²⁹³、United States-Cuba Trade Act of 2021²⁹⁴が提出されているが、いずれの法案も成立には至っていない。

（２）2022 年版不公正貿易報告書 P.113 の「（２）著作権制度」について、2020 年以降の最新情報を調査ください。具体的には、ビデオゲーム貸与権と著作権例外について、TRIPS 協定違反が疑われる点における進捗を確認ください。

ビデオゲームのプログラムを貸与権付与の対象から除外する米国著作権法第 109 条(b)(1)(B)(ii)と、ロイヤルティを支払うことなく公共の場所（一、店舗、レストラン等）でラジオやテレビの音楽を流すことを一定の条件下で認めている同法第 110 条(5)(B)については、現行法でも残存しており、改正は行われていない²⁹⁵。また、第 117 回衆国議会に提出された法案にも、これらの規定の改正に関するものは見当たらない²⁹⁶。

なお、同法第 110 条第 5 項については、米国は、DSU 第 21 条第 6 項に基づき、「合衆国政府は、合衆国議会と協力するとともに、EU との間で、本件について相互に満足できる結論に達することができるように協議を続ける。」という内容を含む報告書を、毎月 WTO に提出し続けている²⁹⁷。

²⁹⁰ Congressional Research Service “Cuba: U.S. Policy in the 115th Congress” (<https://fas.org/sgp/crs/row/R44822.pdf>) 58 頁

²⁹¹ CONGRESS.GOV “S.1748 - No Stolen Trademarks Honored in America Act” (<https://www.congress.gov/bill/117th-congress/senate-bill/1748>)（2023 年 1 月 26 日確認）

²⁹² CONGRESS.GOV “H.R.3455 - No Stolen Trademarks Honored in America Act” (<https://www.congress.gov/bill/117th-congress/house-bill/3455>)（2023 年 1 月 26 日確認）

²⁹³ CONGRESS.GOV “H.R.3625 - United States-Cuba Relations Normalization Act” (<https://www.congress.gov/bill/117th-congress/house-bill/3625>)（2023 年 1 月 26 日確認）

²⁹⁴ CONGRESS.GOV “S.249 - United States-Cuba Trade Act of 2021” (<https://www.congress.gov/bill/117th-congress/senate-bill/249>)（2023 年 1 月 26 日確認）

²⁹⁵ U.S. Copyright Office “Copyright Law of the United States” (<https://www.copyright.gov/title17/>)（2023 年 1 月 26 日確認）

²⁹⁶ U.S. Copyright Office “Legislative Developments” (<https://www.copyright.gov/legislation/>)（2023 年 1 月 26 日確認）

²⁹⁷ WTO 「WT/DS160/24 に関する提出文書の検索結果一覧」 ([https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/FE_Search/FE_S_S006.aspx?Query=\(%20wt/ds160/*\)&Language=ENGLISH&Context=FomerScriptedSearch&languageUIChanged=true](https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/FE_Search/FE_S_S006.aspx?Query=(%20wt/ds160/*)&Language=ENGLISH&Context=FomerScriptedSearch&languageUIChanged=true))（2023 年 1 月 26 日確認）

関税

(1) 2022年度版不公正貿易報告書 P.98, 99 の「(1)関税構造」＜措置の概要＞、＜懸念点＞に記載のある関税率や、「最近の動き」の内容（新型コロナウイルスの影響による関税措置や、露のウクライナ侵攻による関税に係る制裁措置などの具体的な内容（目的、品目、関税率、実施期間、根拠法）を含む）に変更・アップデート情報があれば報告ください。また、他に高関税の品目があれば、その品目名及び実行関税率、譲許税率を報告ください。

1. 関税率

2021年の非農産品単純平均譲許税率は3.2%で、2020年から変更はない。非農産品について、2021年の譲許率は100%、単純平均実行関税率は3.1%で、2020年から変更はない²⁹⁸。

不公正貿易報告書記載の非農産品に関する譲許税率は、履物（最高48%を維持）、ガラス製品（最高38%を維持）、アパレル製品（最高32%を維持）、ほうき・ブラシ類（最高32%を維持）、陶磁器（最高28%を維持）、毛織物（最高25%を維持）、トラック（最高25%を維持）、鞆類（最高20%）、皮革製品（最高20%を維持）、綿織物（最高16.5%を維持）、チタン（最高15%を維持）となっている²⁹⁹。

2. 最近の動き

「最近の動き」について、ITA拡大交渉及び日米貿易協定のいずれも変更はない³⁰⁰。

一方、2020年3月10日、USTRは、スーパー301条に基づき2019年9月1日から課税されていた追加関税（2019年9月1日から2020年2月13日までは15%、2020年2月14日からは7.5%）につき、その対象から一部製品（8品目）を一時的に除外すると公表した。なお、当該措置は、2019年9月1日に遡って発効した³⁰¹。上述の措置の根拠法はスーパー301条である。上述の措置の実施期間は、当初は2019年9月1日から2020年9月1日までであったが、度重なる延長を経て、2023年2月28日まで延長された³⁰²。上述の措置の対象品目には、医療用衣類、紙製病院用ベッドシート、医療用ゴム手袋、外科用被布等、医療関連の品目が多く含まれている。当初、USTRは上述の措置の目的を説明していなかったが、期間延長の際に、COVID-19の感染拡大防止が目的である旨を説明している。

また、ロシアによるウクライナ侵攻に対する制裁措置として、米連邦議会は、2022年4月7日、ロシアに対する最恵国待遇を撤廃すること、並びにロシア及びベラルーシに対して2024年1月1日まで追加関税を課す権限を大統領に付与することなどを内容とする法案を可決し、2022年4月8日、バイデン大統領が当該法案に署名した³⁰³。一方、侵攻によって特に打撃を受けているウクライナの鉄鋼産業に対する支援を目的として、商務省は、2022年5月9日、ウクライナ産の鉄鋼製品に対する関税を同年6月1日から1年間免除する旨を公表し、同年同月27日、バイデン大統領が当該免除措置を決定した³⁰⁴。

²⁹⁸ WTO “World Tariff Profiles 2021” (https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/tariff_profiles21_e.pdf) 及び WTO “World Tariff Profiles 2022” (https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/world_tariff_profiles22_e.pdf)

²⁹⁹ WTO “Tariff Download Facility” (<http://tariffdata.wto.org/default.aspx>) （2023年1月23日確認）

³⁰⁰ USTR “2022 Trade Policy Agenda and 2021 Annual Report” ([https://ustr.gov/sites/default/files/2022%20Trade%20Policy%20Agenda%20and%202021%20Annual%20Report%20\(1\).pdf](https://ustr.gov/sites/default/files/2022%20Trade%20Policy%20Agenda%20and%202021%20Annual%20Report%20(1).pdf)) 及び USTR “U.S.-Japan Trade Agreement Negotiations” (<https://ustr.gov/countries-regions/japan-korea-apec/japan/us-japan-trade-agreement-negotiations>)

³⁰¹ USTR “Notice of product exclusions: China's acts, policies, and practices related to technology transfer, intellectual property, and innovation” (<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2020-03-10/pdf/2020-05000.pdf>)

³⁰² USTR “Notice of Product Exclusion Extensions: China's Acts, Policies, and Practices Related to Technology Transfer, Intellectual Property, and Innovation” (<https://ustr.gov/sites/default/files/2022-11/COVID%20extensions%20FRN.pdf>)

³⁰³ Congressional Research Service “Russia's Trade Status, Tariffs, and WTO Issues” (<https://crsreports.congress.gov/product/pdf/IF/IF12071>) 及び Public Law 117-110 (04/08/2022) (<https://www.congress.gov/117/plaws/publ110/PLAW-117publ110.pdf>)

³⁰⁴ 商務省 “Raimondo Announces Temporary Suspension of 232 Tariffs on Ukraine Steel” (<https://www.commerce.gov/news/press-releases/2022/05/raimondo-announces-temporary-suspension-232-tariffs-ukraine-steel>) 及び White House “A Proclamation: Adjusting Imports of Steel Into the United States (Ukraine)” (<https://www.whitehouse.gov/briefing-room/presidential-actions/2022/05/27/a-proclamation-adjusting-imports-of-steel-into-the-united-states-ukraine/>) （2023年1月23日確認）

（２）2022 年度版不公正貿易報告書 P.99 の「(2)時計の関税算定方法」について、最近の動きについて何らかの変化があるかどうか調査・報告ください。

ITCにおいて2022年の改定項目に時計の関税算定方法は含まれておらず、時計の算定方法は、従前どおり、部品ごとに関税額を計算して合算する方法である³⁰⁵。よって、昨年から変化はない。

³⁰⁵ ITC “Harmonized Tariff Schedule (2022 Preliminary Edition)” (<https://hts.usitc.gov/view/release?release=2022HTSAPrelimC>) 乃至 ITC “Harmonized Tariff Schedule (2022 Revision 11)” (<https://hts.usitc.gov/view/release?release=2022HTSARev11>)

（１）【外国投資リスク審査現代化法（FIRRMA）（2019年国防権限法）、エクソン・フロリオ条項】CFIUSの審査等の実施状況のアップデート、および最近１年の動き（法令改正関連の動き含む）を調査ください。

1. FIRRMA及びCFIUS

2020年5月21日、財務省は、2020年2月13日に施行されたFIRRMAの一部条項に対する改正案を公表した。従前、FIRRMAに基づくCFIUSへの事前申告（notification）義務の対象は、特定27産業分野における重要技術（critical technologies）に関する一定の投資に限られていた。上述の改正案は、「特定27産業分野における」という限定を削除し、CFIUSへの事前申告義務について、当該重要技術を当該投資者へ輸出したならば、米国政府の許可が必要になるであろう場合は、原則として事前申告義務が生じると変更するものである³⁰⁶。なお、「重要技術（critical technologies）」の意義自体に変更はない。

2020年9月15日、財務省は、CFIUSへの事前申告義務の要件について、北米産業分類システム（NAICS）コードに基づく要件を米国輸出管理規則（EAR）に基づく要件に変更した最終規則を公表した。この最終規則は2020年10月15日に施行されたが、2020年5月21日公表の上述の改正案を若干修正したものの、概ね上述の改正案に沿った内容となっている³⁰⁷。

また、2022年9月15日、バイデン大統領は、CFIUSに対し、申告内容を審査する際、以下の5点を考慮するよう命じる大統領令を発令した。すなわち、①米国の国家安全保障に影響しうる、米国の重要なサプライチェーンの回復力に対する影響、②マイクロエレクトロニクス、人工知能、バイオテクノロジー及びバイオマニュファクチャリング、量子コンピューティング、先端クリーンエネルギー、気候適応技術など、米国の国家安全保障に影響する分野における米国の技術的リーダーシップに対する影響、③米国の国家安全保障に影響しうる業界の投資動向、④米国の国家安全保障を損なうおそれのあるサイバーセキュリティリスク、並びに⑤US Personの機密情報に対するリスクの5点である³⁰⁸。

なお、最近確認できた公表事例としては、2022年、スイス企業Viston United Swiss AGのカナダ子会社が、オイルサンド抽出及び浄化技術の開発及び実施を行う米国上場企業Petroteq Energy Inc.の発行済普通株式全部を公開買付にて取得するのに際してCFIUSに任意で申告したところ、同年8月22日、CFIUSは当該申告を棄却した³⁰⁹。当該棄却決定を受け、Viston United Swiss AGは、同年同月29日、当該公開買付を取り下げる旨を発表した³¹⁰。

³⁰⁶ 財務省 “Provisions Pertaining to Certain Investments in the United States by Foreign Persons” (<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2020-05-21/pdf/2020-10034.pdf>)

³⁰⁷ 財務省 “Provisions Pertaining to Certain Investments in the United States by Foreign Persons” (<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2020-09-15/pdf/2020-18454.pdf>)

³⁰⁸ White House “Executive Order on Ensuring Robust Consideration of Evolving National Security Risks by the Committee on Foreign Investment in the United States” (<https://www.whitehouse.gov/briefing-room/presidential-actions/2022/09/15/executive-order-on-ensuring-robust-consideration-of-evolving-national-security-risks-by-the-committee-on-foreign-investment-in-the-united-states/>)

³⁰⁹ Petroteq Energy Inc. “CFIUS Rejects Joint Voluntary Notice Concerning Viston Tender Offer” (<https://ir.petroteq.com/news-presentations/press-releases/detail/444/cfius-rejects-joint-voluntary-notice-concerning-viston>)（2023年1月23日確認）

³¹⁰ Petroteq Energy Inc. “Viston United Swiss AG has Announced the Withdrawal of Takeover Bid to Acquire Shares of Petroteq” (<https://ir.petroteq.com/news-presentations/press-releases/detail/446/viston-united-swiss-ag-has-announced-the-withdrawal-of>)（2023年1月23日確認）

(参考)「外国投資・国家安全保障法」に基づく CFIUS の審査等の実施状況³¹¹

対象取引、取下げ、大統領の決定の件数 (2019～2021 年)						
対象年	申告件数		審査期間中 の申告取下 げ件数	審査件数	審査中の申告 取下げ件数	大統領決定数
	うち日本が取得者となる対象取引に関するもの					
2019 年	231	46	0	113	30	1
2020 年	187	19	1	88	28	1
2021年	272	26	2	130	72	0
合計	690	91	3	331	130	2
日本法人が取得者である場合の通知対象取引件数 (セクター別) (2019～2021 年)						
製造業	鉱業、公共事業、 建設業		卸売業、小売業、 運輸業	金融業、情報通信 業、サービス業		合計
38	8		9	36		91

(“CFIUS ANNUAL REPORT TO CONGRESS, Report Period: CY 2021, PUBLIC / UNCLASSIFIED VERSION”より、TMI総合法律事務所作成)

2. CHIPS and Science Act

2022年8月9日、バイデン大統領は、米国における半導体製造及び研究開発に対して総額527億米ドルの経済支援を実施することなどを盛り込んだCHIPS and Science Actに署名した。同法に基づく経済支援を受ける企業は、中国その他の懸念国において一定の施設を建設しないことが要求され、ホワイトハウスは、同法が中国への対抗を念頭に置いていることを認めている。また、同法の成立に際して、2022年8月、Micron Technologiesがメモリーチップの製造に400億米ドルを投資すること、並びにGlobalFoundries及びQualcomm Technologiesが新たなパートナーシップを通して42億米ドルを投資し、GlobalFoundriesのニューヨーク工場を拡張してチップを製造することが発表された。さらに、バイデン政権は、同法に基づく経済支援を迅速かつ円滑に実施するため、対象プロジェクトの審査等に関するセクター別の専門家ワーキンググループを設置することを発表した。また、米国大統領科学技術諮問委員会³¹²は、バイデン大統領に対し、同法の施行に向けた勧告を提出した³¹³。

³¹¹ CFIUS “ANNUAL REPORT TO CONGRESS, Report Period: CY 2021, PUBLIC / UNCLASSIFIED VERSION” (<https://home.treasury.gov/system/files/206/CFIUS-Public-AnnualReporttoCongressCY2021.pdf>)

³¹² President's Council of Advisors on Science and Technology (PCAST)

³¹³ White House “FACT SHEET: CHIPS and Science Act Will Lower Costs, Create Jobs, Strengthen Supply Chains, and Counter China” (<https://www.whitehouse.gov/briefing-room/statements-releases/2022/08/09/fact-sheet-chips-and-science-act-will-lower-costs-create-jobs-strengthen-supply-chains-and-counter-china/>)

(2) 【電子商取引】以下の事項について調査・報告ください。また、可能な範囲で関連する米・有力シンクタンク（例：CFR や CSIS）の分析等も共有ください。

2020 年 9 月に発表された、EU との「大西洋プライバシーフレームワーク」実施に向けた大統領令について、関係省庁における具体的な履行状況をはじめとした公的機関による政策動向や、大統領令以後の、米 EU 間・米英間（注：英国は同大統領令を踏まえ米英十分性認定を進めるとの声明を発表）での越境データ移転に関する米産業界（例：Business Software Alliance や ITI）の反応や対応状況。

また、2022 年 3 月の「大西洋プライバシーフレームワーク」基本合意時に、米側の措置として EU が発表した、「EU から移転されたデータの処理事業者に対して、「大西洋プライバシーフレームワーク」の原則遵守の商務省を介した自己認証を求める規定を含む強力な義務」に関する連邦政府の対応状況。

その他、（もしそうした動向があれば）カリフォルニアなど州レベルで導入及び検討されているデータ流通規制に関する公的機関の政策動向や、米産業界の反応や対応状況。

1. EU・米国間のデータ移転枠組み構築に向けた取り組み

(1) Schrems II 判決に至る経緯

欧州一般データ保護規則（GDPR）は、EU 域外への個人データの移転を原則として禁止しているが、GDPR の前身であるデータ保護指令においてもそうであったように、欧州委員会が十分性認定を行った移転先に対しては移転を行うことができる³¹⁴。米国と EU の間では、「プライバシー・シールド」と呼ばれる枠組みが合意され、EU 域内からプライバシー・シールドに参加する米国企業に対しては、十分性認定に基づく移転が認められていた。しかし、2020 年 7 月 16 日、欧州司法裁判所は、いわゆる Schrems II 判決の中で、プライバシー・シールドが無効であるとの判断を示した³¹⁵。Schrems II 判決に至るまでの経緯は以下のとおりである。

① セーフ・ハーバー協定の締結と Schrems I 判決

EU と米国の間において大量の個人データ移転が行われてきた経緯から、EU 及び米国の間では、2000 年 7 月、「セーフ・ハーバー協定」が締結され、EU 域内から、当該協定に定められた基準を遵守している米国企業への個人データの越境移転が認められることとなった。

しかし、2013 年 6 月、元米国中央情報局員（CIA）のスノーデン氏が、米国の国家安全保障当局による個人データの取得に問題があることを公けに指摘したことを契機に、米国内での個人データの取扱いに問題があるという意見が強まった。そのような中で、2015 年 10 月、欧州司法裁判所は、いわゆる Schrems I 判決の中で、セーフ・ハーバー協定が無効であるとの判断を示した³¹⁶。

② プライバシー・シールドの採用

Schrems I 判決を受け、米国及び EU が、EU 域内から米国への個人データの越境移転の方策について政府間交渉を重ねた結果、欧州委員会は、2016 年 7 月、セーフ・ハーバー協定に代わる枠組みとして、プ

³¹⁴ GDPR 45 条

³¹⁵ Court of Justice of the European Union in Case C-311/18 – Data Protection Commissioner v Facebook Ireland Ltd and Maximilian Schrems (<http://curia.europa.eu/juris/document/document.jsf?text=&docid=228677&pageIndex=0&doclang=en&mode=lst&dir=&occ=first&part=1&cid=11388612>)（2023 年 1 月 28 日確認）

³¹⁶ Court of Justice of the European Union in Case C-362/14 – Maximilian Schrems v Data Protection Commissioner (<http://curia.europa.eu/juris/document/document.jsf?text=&docid=169195&pageIndex=0&doclang=en&mode=lst&dir=&occ=first&part=1&cid=22606640>)（2023 年 1 月 28 日確認）

ライバシー・シールドを認めた³¹⁷。

③ Schrems II判決

2020年7月16日、欧州司法裁判所によって、Schrems II判決が下された。

(2) Schrems II判決の影響

① プライバシー・シールドの終焉

欧州司法裁判所は、Schrems II判決において、EU域内から移転された個人データが第三国の法律に基づき当該国の政府機関による監視の対象になる場合においても、移転される個人データはGDPRの適用を受け、適切な保護措置によりGDPRにより保障される保護と同等の水準の保護が提供される必要があることを確認した。その上で、同判決は、EU域内から米国に越境移転された個人データへ米国当局が安全保障目的でアクセスすることを可能とする米国の法上の枠組みは、米国当局による個人データの監視に何らの制限が課せられておらず、米国当局を相手取った訴えの提起が認められていない点等において、個人データの保護水準がGDPR上求められている水準と実質的に同等の水準を満たしていないと判示し、プライバシー・シールドは無効であると判断した。

② SCCに基づく越境移転への影響

個人データのEU域内からの越境移転をGDPRに基づき適法に行うための手段の1つとして、欧州委員会が定める越境移転のための標準契約条項（Standard Contractual Clauses、SCC）に基づく契約を、移転先との間で締結する方法がある。Schrems II判決においては、欧州委員会が定めたSCCは引き続き有効であると判断されたため、同判決以降のEU域内から米国への個人データの越境移転については、SCCを利用することにより適法に行うことが可能である。

しかしながら、Schrems II判決においては、SCCを利用して適法に個人データを越境移転させるためには、移転先である第三国の法律に基づく保護及びSCCに基づく保護措置がGDPR上の保護と同等の水準か否かを事案ごとに確認し、検証の結果、十分でないとの結論にいたった場合には、GDPR上の保護水準を満たす実効的な追加措置を講じなければならないとされた。同判決においては、米国当局の監視権限を認める米国の法の問題点が指摘されているため、EU域内から米国に対してSCCを用いて個人データを移転しようとする場合には、この指摘を踏まえて、GDPR上の保護水準をどのように満たすかを検討する必要がある。この点に関しては、米国政府が、EU域内から米国への個人データの越境移転を行おうとしている事業者向けに、米国の法等に関する情報提供を行うことを目的として、ホワイトペーパーを公表している³¹⁸。また、同判決を踏まえ、欧州委員会により、EU域内から第三国へ個人データの域外移転を行おうとしている事業者による当該第三国の個人データ保護水準の検証方法やGDPR上の保護水準を満たすための追加措置の具体例等についてのガイドラインが公表された³¹⁹。

その後、欧州委員会は、2021年6月4日に、Schrems II判決の内容も踏まえた新たなSCCを発表した³²⁰。新たなSCC発表以前の古いSCCを用いて締結された契約は、移行期間の終了時である2022年12月27日までに新たなSCCを用いた契約に変更することが求められていた。このため、現在、SCCに基づく越境移転を行うためには、新たなSCCに基づく契約を締結している必要がある。

③ 拘束的企業準則（BCRs）に基づく越境移転への影響

個人データのEU域内からの越境移転をGDPRに基づき適法に行うための手段の1つとして、拘束的企

³¹⁷ 欧州委員会 “Commission Implementing Decision (EU) 2016/1250 of 12 July 2016 pursuant to Directive 95/46/EC of the European Parliament and of the Council on the adequacy of the protection provided by the EU-U.S. Privacy Shield” (https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv%3AOJ.L_.2016.207.01.0001.01.ENG) （2023年1月28日確認）

³¹⁸ 米国商務省 “Information on U.S. Privacy Safeguards Relevant to SCCs and Other EU Legal Bases for EU-U.S. Data Transfers after Schrems II” (<https://www.privacyshield.gov/servlet/servlet.FileDownload?file=015t0000000kyhX>) （2023年1月28日確認）

³¹⁹ 欧州委員会 “Recommendations 01/2020 on measures that supplement transfer tools to ensure compliance with the EU level of protection of personal data, Adopted on 10 November 2020” (https://edpb.europa.eu/sites/edpb/files/consultation/edpb_recommendations_202001_supplementarymeasurestransferstools_en.pdf) （2023年1月28日確認）

³²⁰ 欧州委員会 “European Commission adopts new tools for safe exchanges of personal data” (https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_21_2847) （2023年1月28日確認）

業準則（BCRs）³²¹を定める方法がある。Schrems II判決の考え方はBCRsにも適用される³²²。したがって、BCRsに基づく個人データ移転が可能かどうかは、移転先が所在する第三国の法律に基づく保護及びBCRsに含まれる保護措置がGDPR上の保護と同等の水準か否かによって判断されることになり、検証の結果、十分ではないとの結論にいたった場合には、GDPR上の保護水準を満たす実効的な追加措置を講じる必要がある。

(3) 大西洋間データ・プライバシー・フレームワーク（DPF）の実施に向けた取組み

① 2022年3月—原則合意

米国及びEUの間では、Schrems II判決を受け、2020年8月以降、同判決の要求を満たす、プライバシー・シールドの代わりとなる枠組みについての政府間交渉が行われた^{323 324}。

当該政府間交渉の末、米国政府及び欧州委員会は、2022年3月、プライバシー・シールドに代わる枠組みとして、「大西洋間データ・プライバシー・フレームワーク」（Trans-Atlantic Data Privacy Framework, DPF）という枠組みを設けること及びその基本的な内容について合意した^{325 326}。

米国は、DPFにおいて、米国のシグナルインテリジェンス（signals intelligence、シグント（SIGINT））活動に関する以下のような施策を実施することを約束した³²⁷。

- ・プライバシー及び市民的自由を保護するため、米国のシグント活動を規制する措置の強化
- ・拘束力のある独立した権限をもつ救済メカニズムの確立
- ・シグント活動に関する既存の厳格かつ重層的な監視制度の強化

また、米国は上述の施策の具体例として、DPFが以下の各点を保証するものであることを表明した。

- ・シグント活動は、国家安全保障上の目的を促進するために必要な場合にのみ可能となり、個人のプライバシーや市民的自由の保護に過大な影響を与えるものとなってはいけないこと
- ・EUの個人は、新たな重層構造の救済メカニズムによって救済を求めることができ、当該メカニズムには、請求に対する判断を行い、必要な救済策を提示する完全な権限を有する米国政府外から選定された者により構成される独立したデータ保護審査裁判所による救済を含むこと
- ・米国諜報機関が、新たなプライバシー及び市民的自由に係る基準について、効果的な監視を行えるような手段を導入すること

② 2022年10月—大統領令への署名

その後も上述の各点を踏まえて政府間交渉が重ねられ、バイデン大統領は、DPFの導入に向けて、2022年10月7日、シグント活動に関するプライバシー及び市民的自由の保護を強化するための大統領令

³²¹ EU内の企業が同一企業内で個人データを越境移転する際に、当該移転を適法ならしめるために遵守されるべき当該企業内部における個人データ保護方針のことをいう（GDPR第4条第20号）。

³²² 欧州委員会 “Frequently Asked Questions on the judgment of the Court of Justice of the European Union in Case C-311/18 - Data Protection Commissioner v Facebook Ireland Ltd and Maximillian Schrems, Adopted on 23 July 2020, 6)及び9)” (https://edpb.europa.eu/sites/edpb/files/files/file1/20200724_edpb_faqoncjeuc31118.pdf)（2023年1月28日確認）

³²³ 欧州委員会 “Joint Press Statement by European Commissioner for Justice Didier Reynders and U.S. Secretary of Commerce Wilbur Ross” (https://commission.europa.eu/news/joint-press-statement-european-commissioner-justice-didier-reynders-and-us-secretary-commerce-wilbur-2020-08-10_en)（2023年1月28日確認）

³²⁴ 欧州委員会 “Intensifying Negotiations on transatlantic Data Privacy Flows: A Joint Press Statement by European Commissioner for Justice Didier Reynders and U.S. Secretary of Commerce Gina Raimondo” (https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/STATEMENT_21_1443)（2023年1月28日確認）

³²⁵ 欧州委員会 “European Commission and United States Joint Statement on Trans-Atlantic Data Privacy Framework” (https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_22_2087)（2023年1月28日確認）

³²⁶ ホワイトハウス “United States and European Commission Joint Statement on Trans-Atlantic Data Privacy Framework” (<https://www.whitehouse.gov/briefing-room/statements-releases/2022/03/25/united-states-and-european-commission-joint-statement-on-trans-atlantic-data-privacy-framework/>)（2023年1月28日確認）

³²⁷ ホワイトハウス “FACT SHEET: United States and European Commission Announce Trans-Atlantic Data Privacy Framework” (<https://www.whitehouse.gov/briefing-room/statements-releases/2022/03/25/fact-sheet-united-states-and-european-commission-announce-trans-atlantic-data-privacy-framework/>)（2023年1月28日確認）

に署名した³²⁸。同大統領令においては、主に以下の事項が定められている³²⁹。

- ・シグント活動に対する更なる保護措置を導入すること（この保護措置には、シグント活動について、規定された国家安全保障上の目的を追求するためにのみ実施すべきこと、国籍及び居住国に関わらず全ての人々のプライバシー及び市民的自由を考慮すべきこと、並びに、検証済みの諜報上の優先事項を促進するために必要な場合に限り、それに見合った程度と方法で実施すべきことを含む。）
- ・シグント活動により取得した個人情報の取り扱いに関する要件を定め、法務、監督及びコンプライアンス担当の公務員の責任を拡大して、コンプライアンス違反の事態を是正するための適切な措置が確実に採られるようにすること
- ・米国諜報機関に対して、本大統領令に含まれている新たなプライバシー及び市民的自由の保護措置を反映する形で、同機関の規則及び手続を改定すること
- ・米国のシグント活動において収集又は取り扱われた個人情報が、本大統領令を含む米国法に違反して収集又は取り扱われたと主張する個人のために、独立した拘束力のある審査と救済を受けられる重層的なメカニズムを導入すること³³⁰
- ・プライバシー・市民的自由監視委員会は、諜報機関の規則及び手続が本大統領令に沿った内容であることを確認し、是正手続を年に1度見直すべきこと（諜報機関が市民的自由保護官（Civil Liberties Protection Officer、CLPO）及びデータ保護審査裁判所（Data Protection Review Court、DPRC）の判断に従った対応を行っているかどうかの見直しを含む。）

③ 2022年12月—欧州委員会による、DPFの十分性を認定する決定案の発表

欧州委員会は、上述の大統領令に盛り込まれた保護措置が十分か検討し、DPFがEUにおける個人データの保護と同等の保護を提供していると結論付けた上で、2022年12月13日、DPFの十分性を認定する決定案を発表するとともに、決定案の正式な採択に向けた手続を開始したと発表した³³¹。DPFにおいては、プライバシー・シールドと同様に、DPFの枠組みに参加して所定の義務を遵守することを誓約した米国企業への移転が認められることとなる。

今後欧州委員会は、EU加盟国の代表者で構成される委員会の承認を求め、承認を得た後に欧州議会の審査を受けた上で最終的な十分性を認定する決定を採択する。

十分性を認定する決定が正式に採択された後1年以内に、欧州委員会、EUのデータ保護当局及び米国の管轄当局により、十分性認定の前提となった保護措置の実施状況が確認され、その後も定期的な検証がなされることになる。

④ 米国産業界等における反応

プライバシー・シールドの代わりとなる枠組みとしてのDPFの実施については、米国情報技術産業協議会（Information Technology Industry Council）³³²がこれを歓迎する声明を出しているほか、Amazon

³²⁸ ホワイトハウス “Executive Order On Enhancing Safeguards For United States Signals Intelligence Activities” (<https://www.whitehouse.gov/briefing-room/presidential-actions/2022/10/07/executive-order-on-enhancing-safeguards-for-united-states-signals-intelligence-activities/>)（2023年1月28日確認）

³²⁹ ホワイトハウス “FACT SHEET: President Biden Signs Executive Order to Implement the European Union-U.S. Data Privacy Framework” (<https://www.whitehouse.gov/briefing-room/statements-releases/2022/10/07/fact-sheet-president-biden-signs-executive-order-to-implement-the-european-union-u-s-data-privacy-framework/>)（2023年1月28日確認）

³³⁰ 具体的には、まず、国家情報長官室の市民的自由保護官（Civil Liberties Protection Officer、CLPO）が大統領令を含む米国法違反の事実の有無について調査を行い、法令違反が認められた場合に適切な救済措置を決定する。次に、CLPOによる決定に対して、個人又は諜報機関から異議申し立てがあった場合、司法長官が設立するデータ保護審査裁判所（Data Protection Review Court、DPRC）が、法令違反の有無について独立した審査を行い、法令違反が認められた場合には適切な救済措置について拘束力を伴う最終決定を行う。

³³¹ 欧州委員会 “Data protection: Commission starts process to adopt adequacy decision for safe data flows with the US” (https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_22_7631)（2023年1月28日確認）

³³² <https://www.itic.org/news-events/news-releases/iti-european-commission-s-draft-adequacy-decision-on-data-transfers-to-the-u-s-will-ensure-citizens-privacy-provide-business-certainty>

Web Services³³³、Google³³⁴及びMicrosoft³³⁵などもこれを歓迎する旨の声明を出している。

(4) 今後の動向

欧州裁判所は、Schrems II判決において、EU域内から第三国への個人データの越境移転に関してSCCが利用可能であると判示しており、当該判決の考え方はBCRsにも適用される。したがって、今後、DPFの十分性を認定する決定が正式に採択されるまでの期間については、EUから米国企業へ個人データを移転する場合には、SCCやBCRsによる適切な対応をとることが考えられる^{336 337}。

2. 米国外への個人データの移転に関する規制

米国には、個人データの米国外への移転を一般的に規制する法令は存在しない。

米国においては、米国初の包括的なデータ保護法と言われるカリフォルニア州消費者プライバシー法（California Consumer Privacy Act, CCPA）をはじめ、複数の州で包括的なデータ保護法が制定されているものの、連邦レベルでの包括的なデータ保護法は現時点において存在せず、制定に向けた議論が行われている段階である。最近では、米国データプライバシー保護法案（American Data Privacy and Protection Act, ADPPA）が、2022年7月に、米下院のエネルギー・商業委員会において超党派の賛成を受け、米下院本会議に上程されることが決定された³³⁸。各州の包括的データ保護法及びADPPAのいずれも、米国外への個人データの移転を制限するものではない。但し、ADPPAの法案（2022年7月時点）では、適用のある事業者は、収集した個人データが、中国、ロシア、イラン又は北朝鮮に移転され、これらの国で処理若しくは保存され、又はその他の方法でこれらの国からアクセスできるか否かをプライバシーポリシーにおいて公表することを義務付けられている³³⁹。

また、2022年6月に米上院の銀行・住宅・都市委員会に法案として提出された「米国民データを国外監視から保護する法律」（Protecting Americans' Data From Foreign Surveillance Act of 2022）は、米国輸出管理改革法（Export Control Reform Act of 2018, ECRA）を改正し、米国外へのセンシティブな個人データの大量輸出等を規制することをその内容としている^{340 341}。同法案においては、米国商務長官が規制対象となる個人データの類型と量的基準を定めるものとされており、事業者は、規制対象となる個人データを外国に（再）輸出し、又は外国内で移転する場合には、米国当局の許可を得ることが義務付けられている。但し、輸出等を行う外国が、米国商務長官が作成する国家安全保障の侵害リスクが低い国のリストに含まれる場合には、許可は不要とされている。また、米国商務長官は高リスク国のリストも作成するものとされており、当該リストに含まれる国への輸出等については、原則として許可を与えないこととされている。

³³³ <https://aws.amazon.com/jp/blogs/security/aws-welcomes-new-trans-atlantic-data-privacy-framework/>（2023年1月28日確認）

³³⁴ <https://blog.google/outreach-initiatives/public-policy/trans-atlantic-data-privacy-framework-building-long-term/>（2023年1月28日確認）

³³⁵ <https://blogs.microsoft.com/eupolicy/2022/03/25/eu-us-data-agreement-an-important-milestone-for-data-protection-microsoft-is-committed-to-doing-our-part/>（2023年1月28日確認）

³³⁶ なお、EU域内及び日本の間の個人データの越境移転に関しては、2019年1月に相互に十分性認定をしていることから、EU域内から日本に個人データの越境移転を行う企業は、SCCを利用することなく適法に個人データを越境移転することが可能である（GDPR第45条第1項）。EU離脱後の英国についても、相互の十分性認定は維持されている。なお、個人情報保護委員会は、十分性認定によりEU域内又は英国から移転を受けた個人データについて事業者が遵守すべきルールとして、「個人情報の保護に関する法律に係るEU及び英国域内から十分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/Supplementary_Rules.pdf）を公表している。

³³⁷ この点は、欧州委員会が2022年10月7日に公表したQ&A（https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_22_6045）においても触れられている。

³³⁸ 議会調査局“Overview of the American Data Privacy and Protection Act, H.R. 8152”（<https://www.google.com/url?sa=t&rct=j&q=&esrc=s&source=web&cd=&cad=rja&uact=8&ved=2ahUKEwi-vZv426D8AhVHRd4KHcWfBNMQFnoECA4QAw&url=https%3A%2F%2Fcrsreports.congress.gov%2Fproduct%2Fpdf%2FSLB%2FSLB10776%23%3A~%3Atext%3DThe%2520bill%2520would%2520prohibit%2520most%2520conduct%2520algorithm%2520impact%2520assessments.&usq=AOvVaw0ny262Vu00eeXBDg3HaQwk>）（2023年1月28日確認）

³³⁹ ADPPA Sec. 202(b)(9)

³⁴⁰ 米国議会図書館“S.4495 - Protecting Americans' Data From Foreign Surveillance Act of 2022”（<https://www.congress.gov/bill/117th-congress/senate-bill/4495/text?r=27&s=1>）（2023年1月28日確認）

³⁴¹ ロン・ワイデン上院議員“Wyden, Lummis, Whitehouse, Rubio and Hagerty Introduce Bipartisan Legislation to Protect Americans' Private Data from Hostile Foreign Governments”（<https://www.wyden.senate.gov/news/press-releases/wyden-lummis-whitehouse-rubio-and-hagerty-introduce-bipartisan-legislation-to-protect-americans-private-data-from-hostile-foreign-governments>）（2023年1月28日確認）

一方的措置・域外適用

(1) USTRが301条（スーパー301条またはスペシャル301条より開始されたものを含む）に基づいて調査開始した案件の最新状況について教示ください。また、2016年版不正貿易報告書図表 I-3-7 に関し、アップデート情報があれば教示ください。（2016年版不正貿易報告書 P 147－149 を参照）

中国の技術移転・知財等に関する案件において、USTRは、2020年3月25日から同年6月25日まで、COVID-19対策として、医療関連製品に関する対中追加関税の適用除外に向けたパブリックコメントを募集した³⁴²。これは、上述の「関税（1）」にて述べた措置への追加措置として検討されたものである。なお、上述の「関税（1）」で述べたとおり、上述の追加関税適用除外措置の実施期間は、当初は2019年9月1日から2020年9月1日までであったが、度重なる延長を経て、2023年2月28日まで延長された³⁴³。

ベトナムの違法木材の輸入及び使用に関する案件、並びに為替評価に関する案件について、USTRは、2020年10月2日、調査を開始すると発表した³⁴⁴。その後、違法木材の輸入及び使用に関する案件において、USTRは、2021年10月1日にベトナム農業農村開発省³⁴⁵との間で問題解決に向けた合意に達したため、ベトナム政府による当該合意の履行状況を注視しつつ、当面は貿易措置を取らない旨を発表した³⁴⁶。また、為替評価に関する案件において、財務省は、2021年7月28日、ベトナム国家銀行³⁴⁷との間で問題解決に向けた合意に達したため、同銀行による当該合意の履行状況を注視しつつ、当面は貿易措置を取らない旨を発表した³⁴⁸。

(2) 2022年度版のスペシャル「301条報告書」において、「優先監視国」、「監視国」、または「306条監視国」に指定した国の数を教示ください。なお、2021年から追加・削除等あれば、国名を明示下さい。

2022年4月にUSTRより公表された「2022年スペシャル301条報告書」において、スペシャル301条リストに入っている国は27か国であった。その内「優先監視国」は、サウジアラビア及びウクライナがスペシャル301条リストから削除される形で除外され、7か国となっている（アルゼンチン、チリ、中国、インド、インドネシア、ロシア、ベネズエラ）。なお、ロシアによるウクライナ侵攻を受け、ウクライナに対するスペシャル301条レビューは中断されている。

また、監視国からは、クウェート、パノン及びブルーマニアが削除された。これにより、監視国には20か国（アルジェリア、バルバドス、ボリビア、ブラジル、カナダ、コロンビア、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、グアテマラ、メキシコ、パキスタン、パラグアイ、ペルー、タイ、トリニダード・トバゴ、トルコ、トルクメニスタン、ウズベキスタン、ベトナム）が指定された。なお、引き続き中国が306条監視国に指定されている（1か国のみ）³⁴⁹。

³⁴² USTR “Request for Comments on Additional Modifications to the 301 Action To Address COVID-19: China’s Acts, Policies, and Practices Related to Technology Transfer, Intellectual Property, and Innovation” ([https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/Additional Modifications to Address COVID-19.pdf](https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/Additional%20Modifications%20to%20Address%20COVID-19.pdf))

³⁴³ USTR “Notice of Product Exclusion Extensions: China’s Acts, Policies, and Practices Related to Technology Transfer, Intellectual Property, and Innovation” (<https://ustr.gov/sites/default/files/2022-11/COVID%20extensions%20FRN.pdf>)

³⁴⁴ USTR “Initiation of Section 301 Investigation: Vietnam’s Acts, Policies, and Practices Related to the Import and Use of Illegal Timber” ([https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/Vietnam Timber Initiation Notice October 2020.pdf](https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/Vietnam%20Timber%20Initiation%20Notice%20October%202020.pdf)) 及び USTR “Initiation of Section 301 Investigation: Vietnam’s Acts, Policies, and Practices Related to Currency Valuation” ([https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/Vietnam Currency Initiation Notice October 2020.pdf](https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/Vietnam%20Currency%20Initiation%20Notice%20October%202020.pdf))

³⁴⁵ Ministry of Agriculture and Rural Development

³⁴⁶ USTR “Determinations and Ongoing Monitoring: Investigation Concerning Vietnam’s Acts, Policies and Practices Related to Illegal Timber” (<https://ustr.gov/sites/default/files/files/Notices/2021-21809.pdf>)

³⁴⁷ State Bank of Vietnam

³⁴⁸ USTR “Determination on Action and Ongoing Monitoring: Vietnam’s Acts, Policies, and Practices Related to Currency Valuation” ([https://ustr.gov/sites/default/files/files/Press/Releases/Vietnam Currency 301 Notice FRN.pdf](https://ustr.gov/sites/default/files/files/Press/Releases/Vietnam%20Currency%20301%20Notice%20FRN.pdf))

³⁴⁹ USTR “2022 Special 301 Report” (<https://ustr.gov/sites/default/files/IssueAreas/IP/2022%20Special%20301%20Report.pdf>)

（３）再輸出管理制度につき、2021 年版不公正貿易報告書 P100-P.102 記載の状況について、最新情報を調査ください。また、輸出管理改革法（ECRA）（2019 年国防権限法）、輸出管理規則（EAR）、エンティティ・リスト、輸出管理に関する運用・個別措置について、最新情報を調査ください。

1. ECRA

ECRAにおいて、エマージング技術及び基盤的技術は、米国の国家安全保障上重要な技術と規定されるのみで、明確な定義が存在しない。エマージング技術及び基盤的技術の意義を明確化する規則が施行される予定であるものの、現時点でこれに関する規制（案）は公表されていない。但し、既に37品目のエマージング技術がECRAに基づく規制の対象となっており、また、産業安全保障局（BIS）は、基盤的技術の規制案を発表し、パブリックコメントを募集した³⁵⁰。

また、BISは、2020年10月5日、ワッセナー・ア ンジメント（Wassenaar Arrangement）の2019年12月本会議において合意されたエマージング技術につき、その輸出管理を履行するため、EAR及び規制品目リスト（Commerce Control List）を改定する最終規則を施行した³⁵¹。

また、2022年10月7日、BISは、中国に対する輸出に関して、①一定の半導体製造装置、並びに②一定の先端コンピューティングチップ及びこれを組み込んだコンピューター並びにこれらに関連する技術及びソフトウェアを規制品目リストに追加し、①を同日に、②を同年同月21日に施行した³⁵²。さらに、2022年10月7日、BISは、反テロリズムを根拠とする輸出規制に関して、より低いレベルのコンピューティング集積回路及びこれを組み込んだコンピューター並びにこれらに関連する技術及びソフトウェアを規制品目リストに追加し、同年同月21日に施行した³⁵³。

2. EAR

(1) 直接製品規制

BISは、2020年5月15日及び2020年8月17日にEARを改正した³⁵⁴。これらの改正により、Huawei及びその関連企業にのみ適用される特殊な輸出制限が追加された。

2020年5月15日の改正により、①一定の米国原産の技術又はソフトウェアを用いて米国外で製造された直接製品が、②Huawei又はその関連企業によって製造又は設計されている場合、Huawei等に輸出、再輸出又は国内移転するときは、（当該事実を知り又は知りうるときは）事前にBISの許可が必要となった。

さらに、2020年8月17日の改正により、①一定の米国原産の技術若しくはソフトウェアを用いて米国外で製造された直接製品又はそのような直接製品である米国外の工場、施設、設備等により生産

³⁵⁰ DOC “Fiscal Year 2022 President’s Budget Submission” (https://www.commerce.gov/sites/default/files/2021-06/fy2022_bis_congressional_budget_justification.pdf)

³⁵¹ DOC “Implementation of Certain New Controls on Emerging Technologies Agreed at Wassenaar Arrangement 2019 Plenary” (<https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/regulations-docs/federal-register-notices/federal-register-2020/2632-85-fr-62583/file>)

³⁵² BIS “Commerce Implements New Export Controls on Advanced Computing and Semiconductor Manufacturing Items to the People’s Republic of China (PRC)” (<https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/about-bis/newsroom/press-releases/3158-2022-10-07-bis-press-release-advanced-computing-and-semiconductor-manufacturing-controls-final/file>) 及び DOC “Implementation of Additional Export Controls: Certain Advanced Computing and Semiconductor Manufacturing Items; Supercomputer and Semiconductor End Use; Entity List Modification” (<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2022-10-13/pdf/2022-21658.pdf>)

³⁵³ BIS “Commerce Implements New Export Controls on Advanced Computing and Semiconductor Manufacturing Items to the People’s Republic of China (PRC)” (<https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/about-bis/newsroom/press-releases/3158-2022-10-07-bis-press-release-advanced-computing-and-semiconductor-manufacturing-controls-final/file>) 及び DOC “Implementation of Additional Export Controls: Certain Advanced Computing and Semiconductor Manufacturing Items; Supercomputer and Semiconductor End Use; Entity List Modification” (<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2022-10-13/pdf/2022-21658.pdf>)

³⁵⁴ DOC “Commerce Addresses Huawei’s Efforts to Undermine Entity List, Restricts Products Designed and Produced with U.S. Technologies” (<https://2017-2021.commerce.gov/news/press-releases/2020/05/commerce-addresses-huaweis-efforts-undermine-entity-list-restricts.html>) 及び DOC “Commerce Department Further Restricts Huawei Access to U.S. Technology and Adds Another 38 Affiliates to the Entity List” (<https://2017-2021.commerce.gov/news/press-releases/2020/08/commerce-department-further-restricts-huawei-access-us-technology-and.html>)（2023 年 1 月 23 日確認）

された製品が、②Huawei又はその関連企業が、(i)生産、購入若しくは注文する部品又は装置の開発若しくは製造に使用される場合、又は(ii)購入者、中間荷受人、最終荷受人、若しくはエンドユーザー等となる場合、Huawei等に輸出、再輸出又は国内移転するときは、事前にBISの許可が必要となった。なお、Huawei等への輸出について、BISに許可申請した場合、BISは原則として許可しない方針で審査すると述べている³⁵⁵。2021年10月21日、下院は、Huawei及びSemiconductor Manufacturing International Corporation (SMIC) に対する輸出許可データを公表した³⁵⁶。当該データによれば、2020年11月9日から2021年4月20日までの期間に、Huawei向けについては合計約614億ドル、113件の輸出許可が、また、SMIC向けについては合計約419億ドル、188件の輸出許可が与えられている。商務省は、Huawei向けの輸出許可については、2019年6月のG20サミット後に公表されたトランプ政権の方針に基づいていると説明しており、また、SMIC向けの輸出許可については、2020年12月18日に発効した輸出許可方針に基づいていると説明している。また、Huawei向けの輸出許可のうち直接製品規制に基づくものは、5G 未満の通信関連品目に限ってケース・バイ・ケースで判断するという基準を示している。

また、2022年10月7日、BISは、上述したHuawei向け直接製品規制に加え、以下の3種類の直接製品規制を新設し、同年同月21日に施行した³⁵⁷。

第1に、上述した2020年8月17日の改正によるHuawei向け直接製品規制と同様の規制を、先端コンピューティング又はスーパーコンピューターに関連する28の中国企業等にも導入した。規制対象となる28の中国企業等は、エンティティ・リスト³⁵⁸掲載者のうち脚注4が付された者である。

第2に、①一定の米国原産の技術又はソフトウェアを用いて米国外で製造された直接製品が、②一定の先端コンピューティングに関連する製品であって、③中国向けであること若しくはEAR99に該当しない中国向けコンピューター、部品等に組み込まれること、又はマスク、半導体のウェハー若しくは半導体のダイ (die) のために中国に本店を置く企業によって開発された技術であることを認識し又は認識しうるとき、当該直接製品の輸出、再輸出及び同一国内移転を許可制とした。

第3に、①一定の米国原産の技術又はソフトウェアを用いて米国外で製造された直接製品が、②(i)中国向けのスーパーコンピューターの開発、製造若しくは修理等の用に供されること又は(ii)中国向けのスーパーコンピューターの部品等に組み込まれ若しくは部品等の開発若しくは製造の用に供されることを認識し又は認識しうるとき、当該直接製品の輸出、再輸出及び同一国内移転を許可制とした。

(2) 軍事エンドユース及び軍事エンドユーザー規制の拡大

BISは、2020年4月28日、軍事エンドユース及び軍事エンドユーザー規制を拡大する改正EARを発表し、同年6月29日に施行した³⁵⁹。主な変更点は、以下の5つである。

³⁵⁵ DOC “Huawei Entity List Frequently Asked Questions (FAQs)” (<https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/pdfs/2447-huawei-entity-listing-faqs/file>) (2023年1月23日確認)

³⁵⁶ U.S. House of Representatives “Export Control Licensing Decisions for Huawei (November 9, 2020-April 20, 2021)” (<https://docs.house.gov/meetings/FA/FA00/20211021/114149/HMKP-117-FA00-20211021-SD001.pdf>) 及び U.S. House of Representatives “Export Control Licensing Decisions for SMIC (November 9, 2020-April 20, 2021)” (<https://docs.house.gov/meetings/FA/FA00/20211021/114149/HMKP-117-FA00-20211021-SD002.pdf>)

³⁵⁷ BIS “Commerce Implements New Export Controls on Advanced Computing and Semiconductor Manufacturing Items to the People’s Republic of China (PRC)” (<https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/about-bis/newsroom/press-releases/3158-2022-10-07-bis-press-release-advanced-computing-and-semiconductor-manufacturing-controls-final/file>) 及び DOC “Implementation of Additional Export Controls: Certain Advanced Computing and Semiconductor Manufacturing Items; Supercomputer and Semiconductor End Use; Entity List Modification” (<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2022-10-13/pdf/2022-21658.pdf>)

³⁵⁸ BIS “Supplement No. 4 to Part 744 - ENTITY LIST” (<https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/regulations-docs/2326-supplement-no-4-to-part-744-entity-list-4/file>) (2023年1月23日確認)

³⁵⁹ DOC “Expansion of Export, Reexport, and Transfer (in-Country) Controls for Military End Use or Military End Users in the People’s Republic of China, Russia, or Venezuela” (<https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/regulations-docs/federal-register-notices/federal-register-2020/2545-85-fr-23459/file>) 及び DOC “Expansion of Export, Reexport, and Transfer (In-Country) Controls for Military End Use or Military End Users in the People’s Republic of China, Russia, or Venezuela; Correction” (<https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/regulations-docs/federal-register-notices/federal-register-2020/2556-85-fr-34306/file>)

第1に、軍事エンドユーザー規制の対象として、従前のロシア及びベネズエラに加え、中国が追加された。その結果、中国に対する輸出、再輸出及び国内移転については、その時点で、中国の軍事エンドユーザー（陸海空軍、沿岸警備隊、警察、政府諜報機関、及び偵察組織などが含まれる。）が最終需要者であることを知り又は知りうる場合は、たとえ民生用途であっても、BISの許可が必要となった。

第2に、軍事エンドユース規制における「エンドユース」（最終用途）について、従来は、直接用途（兵器その他の防衛物資の部品等）及び間接用途（兵器の設計、開発、試験、修理及び保守）という区分が存在したが、より広い範囲を含めるため、防衛物資の稼働、設置、保守、修理、オーバーホール及び分解修理のいずれかを用途とすれば足りることとなった。

第3に、中国、ロシア及びベネズエラに対する輸出、再輸出及び国内移転が軍事エンドユース規制又は軍事エンドユーザー規制に該当する場合、原則として輸出許可申請は拒絶されることとなった（15CFR§744.21(e））。

第4に、中国、ロシア及びベネズエラに輸出される一定品目につき、地域の安定を理由とした新たな規制が導入された。

第5に、中国、ロシア及びベネズエラに対する輸出について、電子輸出申告書の提出を要する範囲を拡大した。従前は貨物価額が2,500米ドル未満であれば原則として電子輸出申告書の提出が免除されていたが、中国、ロシア及びベネズエラに対する輸出については、貨物価額にかかわらず、原則として電子輸出申告書の提出を要することとなった。

2021年12月9日、BISは、軍事エンドユーザーのリストを公表した³⁶⁰。同リストによって追加された軍事エンドユーザーは、全て中国又はロシアの法人である。

(3) 武器禁輸国に関する許可例外の厳格化

BISは、2020年4月28日、武器禁輸国に関する許可例外に関して改正EAR及びEAR改正案を発表した。具体的な変更点は、以下の2つである。

第1に、武器禁輸国に対して、安全保障上の輸出規制対象のうち比較的機微度が低い品目を輸出、再輸出又は国内移転する場合に、エンドユーザー及びエンドユース双方が民生のときはBISの許可を不要とするというCIV制度を廃止した。CIV制度は、中国を含む安全保障上の懸念がある国々を対象としていたが、BISは、この改正の理由として、これらの国々において民生技術開発及び軍事技術開発の統合が進んでいる点を指摘している。この改正は、2020年6月29日に施行された³⁶¹。

第2に、APR制度から、中国を含む安全保障上の懸念がある国々を除外するという改正案を発表した。APR制度の下では、安全保障上の懸念が最も小さいグループに属する国から第三国に対して、安全保障上の輸出規制対象のうち一定の品目を再輸出又は同一国内移転する場合で、当該再輸出元の国の許可方針に従って、輸出先の国への再輸出又は同一国内移転が認められるときには、BISの許可を不要とするものである。BISは、この改正案の理由として、輸出元の安全保障及び外交政策が米国と同様とは限らない点を指摘している。この改正案は、2020年6月29日までパブリックコメントの対象とされたが、現時点で施行されていない³⁶²。

(4) 半導体製造関連及びスーパーコンピューター関連エンドユース規制の新設

2022年10月7日、BISは、上述した軍事エンドユース規制とは別に、半導体製造関連に特化したエンドユース規制及びスーパーコンピューター関連に特化したエンドユース規制を新設し、前者を同

³⁶⁰ BIS “Supplement No. 7 to part 744 – ‘Military End User’ (MEU) List” (<https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/regulations-docs/2714-supplement-no-7-to-part-744-military-end-user-meu-list/file>)

³⁶¹ DOC “Elimination of License Exception Civil End Users (CIV)” (<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2020-04-28/pdf/2020-07240.pdf>)

³⁶² DOC “Modification of License Exception Additional Permissive Reexports (APR)” (<https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/regulations-docs/federal-register-notices/federal-register-2020/2547-85-fr-23496/file>)

日に、後者を同年同月21日に施行した。今回新設された半導体製造関連及びスーパーコンピューター関連エンドユース規制は、以下のいずれかに該当する貨物であることを認識し又は認識しうるとき、当該貨物の輸出、再輸出及び同一国内移転を例外なく許可制とするものである³⁶³。

- ① 中国向けのスーパーコンピューターの開発、製造又は修理等の用に供される集積回路、コンピューター及び電子部品等
- ② 一定の集積回路を製造する中国の半導体工場において、集積回路の開発又は製造に使用されるEAR対象品目全般
- ③ 中国の半導体工場（一定の集積回路を製造している場合、又はそのような集積回路を製造することができるか不明な場合。）において、集積回路の開発又は製造に使用される材料、ソフトウェア及び技術等
- ④ 中国において集積回路の開発又は製造に用いられる物の開発、製造又は修理等の用に供される材料、ソフトウェア及び技術等

なお、上述の貨物の輸出、再輸出及び同一国内移転は許可制ではあるが、米国又はカンントリー・グループA:5若しくはA:6に属する国に本店を置く企業の中国拠点向けの輸出等を除き、原則として不許可とされている。

(5) BISによる公告を通じたEAR対象外品目の提供等に対する規制

2022年10月7日、BISは、EAR改正公告を通して、US PersonによるEAR対象外品目の提供等を一定の場合に許可制にする規制を導入し、同年同月12日に施行した。ここにいう“US Person”とは、米国籍又は米国永住権を有する者、米国法に基づき又は米国内において設立された法人（外国法人の米国支店を含む。）、及び米国内に所在する法人、団体又は自然人等をいう³⁶⁴。当該規制は、以下のいずれかに該当することを認識し又は認識しうるとき、当該行為を許可制とするものである³⁶⁵。

- ① 中国向け又は中国国内におけるEAR対象外品目の出荷、移送若しくは移転又はそれらの支援若しくは役務提供であって、当該行為が、一定の性能を有する集積回路の開発又は製造の支援となること
- ② 中国向け又は中国国内におけるEAR対象外品目の出荷、移送若しくは移転又はそれらの支援若しくは役務提供であって、当該行為が、一定の性能を有するか否か明らかではない集積回路の開発又は製造の支援となること

なお、上述の行為は許可制ではあるが、米国又はカンントリー・グループA:5若しくはA:6に属する国に本店を置く企業の中国拠点向けの輸出等を除き、原則として不許可とされている。

3. エンティティ・リスト

2020年8月27日、BISは、中国企業24社をEARのエンティティ・リストに追加した。BISの下部組織であるエンドユーザー検討委員会（End-User Review Committee）は、リストへの追加理由として、これら

³⁶³ BIS “Commerce Implements New Export Controls on Advanced Computing and Semiconductor Manufacturing Items to the People’s Republic of China (PRC)” (<https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/about-bis/newsroom/press-releases/3158-2022-10-07-bis-press-release-advanced-computing-and-semiconductor-manufacturing-controls-final/file>) 及び DOC “Implementation of Additional Export Controls: Certain Advanced Computing and Semiconductor Manufacturing Items; Supercomputer and Semiconductor End Use; Entity List Modification” (<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2022-10-13/pdf/2022-21658.pdf>)

³⁶⁴ BIS “FAQs for Interim Final Rule - Implementation of Additional Export Controls: Certain Advanced Computing and Semiconductor Manufacturing Items; Supercomputer and Semiconductor End Use; Entity List Modification” (<https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/product-guidance/3181-2022-10-28-bis-faqs-advanced-computing-and-semiconductor-manufacturing-items-rule-2/file>)

³⁶⁵ BIS “Commerce Implements New Export Controls on Advanced Computing and Semiconductor Manufacturing Items to the People’s Republic of China (PRC)” (<https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/about-bis/newsroom/press-releases/3158-2022-10-07-bis-press-release-advanced-computing-and-semiconductor-manufacturing-controls-final/file>) 及び DOC “Implementation of Additional Export Controls: Certain Advanced Computing and Semiconductor Manufacturing Items; Supercomputer and Semiconductor End Use; Entity List Modification” (<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2022-10-13/pdf/2022-21658.pdf>)

の企業が南シナ海における人工島及び軍事拠点の建設を支援していることを挙げている³⁶⁶。

また、国防総省は、2020年6月、国防権限法（NDAA1999）に基づき、中国軍に所有又は管理されている中国企業20社のリストを作成して公表し、2020年8月28日に追加のリストを公表した³⁶⁷。当該リストはエンティティ・リストとは異なるものの、大統領は、当該リストに掲載された企業に対して、資産凍結等の制裁を与える権限を有している³⁶⁸。なお、当該リストの記載されている企業の一部は、既にエンティティ・リストにも掲載されている。

バイデン政権下でも、少数民族に対する強制労働等の人権侵害に関与していること等を理由に、中国企業がエンティティ・リストに追加されている³⁶⁹。2021年12月17日、BISは、新たなエンティティ・リストを公表した³⁷⁰。同リストに掲載された法人の大半は中国及びロシアの法人であり、SIMC及びその関連企業も含まれている。同リストに掲載された法人に対する規制対象品目の輸出許可申請は、原則として拒絶される。また、2022年2月24日、BISは、ロシアによるウクライナ侵攻に対する制裁措置として、ロシア軍に関連するエンドユーザー49社をエンティティ・リストに追加し、その後も随時ロシアの法人をエンティティ・リストに追加している³⁷¹。

なお、上述2.(1)のとおり、2022年10月7日、BISは、エンティティ・リスト掲載者のうち脚注4が付された者であり、先端コンピューティング又はスーパーコンピューターに関連する28の中国企業等に対する規制を導入し、同年同月21日に施行した。

また、2022年10月7日、BISは、31の中国企業等を未検証エンドユーザーリスト（Unverified List）に追加し、同日施行した。未検証エンドユーザーリスト掲載者に対するEAR対象品目の輸出等は、許可例外の適用を受けられず、輸出等の許可が不要な場合でも未検証エンドユーザーリスト掲載者から供述書（UVL statement）を取得する必要があるといった規制が適用される。なお、未検証エンドユーザーリスト掲載者の所属国政府が米国当局による調査への協力を拒否した場合、エンティティ・リストにも追加される可能性がある³⁷²。その後、2022年12月16日、BISは、36の中国企業等（中国企業の日本子会社1社を含む。）をエンティティ・リストに追加する一方で、エンドユーザー・チェックにより懸念のないことが確認された25の中国企業等を未検証エンドユーザーリストから除外しつつ、エンドユーザー・チェックを完了できなかった9のロシア企業等を未検証エンドユーザーリストからエンティティ・リストに移すことを発表し、いずれも同日施行した³⁷³。

4. その他

2020年5月15日、トランプ大統領（当時）は、情報・通信技術及びサービスのサプライチェーン保全

³⁶⁶ DOC “Addition of Entities to the Entity List, and Revision of Entries on the Entity List” (<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2020-08-27/pdf/2020-18909.pdf>)

³⁶⁷ DOD “DOD Releases List of Additional Companies, in Accordance with Section 1237 of FY99 NDAA” (<https://www.defense.gov/Newsroom/Releases/Release/Article/2328894/dod-releases-list-of-additional-companies-in-accordance-with-section-1237-of-fy/>)（2023年1月23日確認）

³⁶⁸ 国際緊急経済権限法（International Emergency Economic Powers Act, IEEPA）第203条（50 U.S.C. §1702）

³⁶⁹ DOC “Commerce Department Adds Five Chinese Entities to the Entity List for Participating in China’s Campaign of Forced Labor Against Muslims in Xinjiang” (<https://www.commerce.gov/news/press-releases/2021/06/commerce-department-adds-five-chinese-entities-entity-list>)（2023年1月23日確認）

³⁷⁰ BIS “Supplement No. 4 to Part 744 – Entity List” (<https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/regulations-docs/2326-supplement-no-4-to-part-744-entity-list-4/file>)

³⁷¹ BIS “Implementation of Sanctions Against Russia Under the Export Administration Regulations (EAR)” (<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2022-03-03/pdf/2022-04300.pdf>) 及び BIS “Rules Affecting the Export Administration Regulations” (<https://www.bis.doc.gov/index.php/federal-register-notices#fr20295>)（2023年1月23日確認）

³⁷² BIS “Commerce Implements New Export Controls on Advanced Computing and Semiconductor Manufacturing Items to the People’s Republic of China (PRC)” (<https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/about-bis/newsroom/press-releases/3158-2022-10-07-bis-press-release-advanced-computing-and-semiconductor-manufacturing-controls-final/file>) 及び DOC “Revisions to the Unverified List; Clarifications to Activities and Criteria That May Lead to Additions to the Entity List” (<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2022-10-13/pdf/2022-21714.pdf>)

³⁷³ BIS “Commerce Adds 36 to Entity List for Supporting the People’s Republic of China’s Military Modernization, Violations of Human Rights, and Risk of Diversion” (<https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/about-bis/newsroom/press-releases/3196-2022-12-15-bis-press-release-entity-list-additions-and-unverified-list-modifications-1/file>)（2023年2月16日確認）

のための大統領令³⁷⁴を発令した³⁷⁵。これにより、外国の敵対勢力が関与する情報通信技術及びサービスに関する取引につき、それが米国内の情報通信技術、サービス、米国のインフラ若しくはデジタル経済に過度のリスクをもたらす、又は米国の安全保障上容認しがたいリスクをもたらすと認定された取引が禁止される。

さらに、2020年8月6日、トランプ大統領（当時）は、TikTok及びWeChatに関する取引を禁止する大統領令³⁷⁶を発令した³⁷⁷。しかし、同大統領令は、2021年6月23日、バイデン大統領により撤回された³⁷⁸。

2020年9月14日、新疆ウイグル自治区で製造された一部の商品の輸入を禁止する違反商品保留命令³⁷⁹が発令された³⁸⁰。これは、強制労働等により製造された貨物及び商品等の米国への輸入を禁止する1930年関税法第307条³⁸¹をウイグル族の人権問題に適用するものである。

また、2022年11月25日、連邦通信委員会（FCC）は、国家安全保障に対して受け入れがたいリスクが生じるとして、中国企業であるHuawei、ZTE、Hytera、Hikvision及びDahua並びにそれらの子会社及び関連会社が製造する通信機器及び監視カメラの輸入及び国内販売を禁止する規則を採択したと発表した。FCCは、2021年11月にバイデン大統領が署名して成立した2021年安全機器法³⁸²における指令に基づき、かかる規則を採択することが義務づけられていた³⁸³。

³⁷⁴ Securing the Information and Communications Technology and Services Supply Chain (Executive Order 13873)

³⁷⁵ U.S. President “Presidential Documents” (<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2019-05-17/pdf/2019-10538.pdf>)

³⁷⁶ Addressing the Threat Posed by TikTok, and Taking Additional Steps To Address the National Emergency With Respect to the Information and Communications Technology and Services Supply Chain (Executive Order 13942)及び Addressing the Threat Posed by We Chat, and Taking Additional Steps To Address the National Emergency With Respect to the Information and Communications Technology and Services Supply Chain (Executive Order 13943)

³⁷⁷ U.S. President “Presidential Documents” (<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2020-08-11/pdf/2020-17699.pdf>) 及び U.S. President “Presidential Documents” (<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2020-08-11/pdf/2020-17700.pdf>)

³⁷⁸ The White House “Executive Order on Protecting Americans’ Sensitive Data from Foreign Adversaries” (<https://www.whitehouse.gov/briefing-room/presidential-actions/2021/06/09/executive-order-on-protecting-americans-sensitive-data-from-foreign-adversaries/>) (2023年1月23日確認)

³⁷⁹ Withhold Release Order, WRO

³⁸⁰ U.S. Customs and Border Protection “DHS Cracks Down on Goods Produced by China’s State-Sponsored Forced Labor” (<https://www.cbp.gov/newsroom/national-media-release/dhs-cracks-down-goods-produced-china-s-state-sponsored-forced-labor>) (2023年1月23日確認)

³⁸¹ 19 U.S.C. 1307

³⁸² Secure Equipment Act of 2021 (Public Law 117-55)

³⁸³ FCC “FCC BANS EQUIPMENT AUTHORIZATIONS FOR CHINESE TELECOMMUNICATIONS AND VIDEO SURVEILLANCE EQUIPMENT DEEMED TO POSE A THREAT TO NATIONAL SECURITY” (<https://docs.fcc.gov/public/attachments/DOC-389524A1.pdf>) 及び FCC “Protecting Against National Security Threats to the Communications Supply Chain through the Equipment Authorization Program” (<https://docs.fcc.gov/public/attachments/FCC-22-84A1.pdf>)

4. EU・英国

関税（EU・英国について、それぞれ調査ください）

（1）2022年度版不公正貿易報告書P.124,130,131の「関税構造」＜措置の概要＞、＜懸念点＞に記載のある関税率や、＜最近の動き＞（新型コロナウイルスの影響による関税措置や、露のウクライナ侵攻による関税に係る制裁措置などの具体的な内容（目的、品目、関税率、実施期間、根拠法）を含む）の内容に変更・アップデート情報があれば報告ください。また、高関税の品目があれば、その品目名及び実行関税率、譲許税率を報告ください。

【EU】

（1）高関税の品目等の関税率及び譲許税率

高関税品目について、2022年版の不公正貿易報告書に記載されている品目の最高譲許税率は、貨物自動車は変化なし（最高22%）、履物類は変化なし（最高17%）、陶磁器は変化なし（最高12%）、ガラス製品は変化なし（最高11%）、乗用車は変化なし（最高10%）である³⁸⁴。また、実効税率は、電気機器（最高14%、単純平均1.9%）、繊維（最高12%、単純平均6.5%）である³⁸⁵。なお、2021年のEUの非農産品に関する譲許率は100%、単純平均譲許税率は4.1%である³⁸⁶。

（2）新型コロナウイルスの影響による関税措置

EUでは、“COMMISSION DECISION (EU) 2020/491 of 3 April 2020 -- on relief from import duties and VAT exemption on importation granted for goods needed to combat the effects of the COVID-19 outbreak during 2020(notified under document C(2020) 2146)”（以下、「2020年/491欧州委員会決定」という。）に基づき、新型コロナウイルスに対応するための物品に関して、一定の条件の下で輸入関税及び付加価値税の免除措置が取られた³⁸⁷。措置の目的は、公的機関や加盟国の関連当局が承認した団体等がこれらの物資を新型コロナウイルスの影響を受けている又はその危険にさらされている人に対して、無償で配布したり、利用できるようにすることである（2020年/491欧州委員会決定1条）。関税免除の対象とされる品目や関連当局が承認する団体等の決定は、各加盟国に委ねられており、各加盟国は、その内容について2020年11月30日までに欧州委員会へ報告することになっていた（2020年/491欧州委員会決定2条）。また、当該措置は、当初2020年1月30日から7月31日までに輸入された対象品目について適用されると規定されていたが（2020年/491欧州委員会決定3条）、その後2020年7月23日³⁸⁸、同年10月28日³⁸⁹、及び2021年4月19日³⁹⁰の欧州委員会決定により改正され、各加盟国は、遅くとも同年4月31日までに欧州委員会に報告をして、

³⁸⁴ WTOの「関税データベース」及びFedEx World Tariffの8704 - Motor vehicles for the transport of goods、64 - FOOTWEAR, GAITERS AND THE LIKE; PARTS OF SUCH ARTICLES、69 - CERAMIC PRODUCTS、70 - GLASS AND GLASSWARE、8703 - Motor cars and other motor vehicles principally designed for the transport of persons (other than those of heading 87.02), including station wagons and racing carsの項目を確認。WTO「関税データベース」(<http://tariffdata.wto.org/default.aspx>)、FedEx World Tariff (<https://ftn.fedex.com/wtonline/jsp/hsns/HSFrame.jsp?pageName=Output.jsp&putcursor=text>)（2022年12月26日確認）

³⁸⁵ WTO “WORLD TARIFF PROFILES 2022” 89 頁 (https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/world_tariff_profiles22_e.pdf)（2022年12月26日確認）

³⁸⁶ WTO “WORLD TARIFF PROFILES 2022” 89 頁 (https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/world_tariff_profiles22_e.pdf)（2022年12月26日確認）

³⁸⁷ EUR-LEX “Commission Decision (EU) 2020/491 of 3 April 2020 on relief from import duties and VAT exemption on importation granted for goods needed to combat the effects of the COVID-19 outbreak during 2020 (notified under document C(2020) 2146)” (<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32020D0491>)（2022年12月29日確認）

³⁸⁸ EUR-LEX “Commission Decision (EU) 2020/1101 of 23 July 2020 amending Decision (EU) 2020/491 on relief from import duties and VAT exemption on importation granted for goods needed to combat the effects of the COVID-19 outbreak during 2020 (notified under document number C(2020) 4936)” (<https://eur-lex.europa.eu/eli/dec/2020/1101/oj/eng>)（2022年12月29日確認）

³⁸⁹ EUR-LEX “Commission Decision (EU) 2020/1573 of 28 October 2020 amending Decision (EU) 2020/491 on relief from import duties and VAT exemption on importation granted for goods needed to combat the effects of the COVID-19 outbreak during 2020 (notified under document C(2020) 7511)” (<https://eur-lex.europa.eu/eli/dec/2020/1573/oj/eng>)（2022年12月29日確認）

³⁹⁰ EUR-LEX “Commission Decision (EU) 2021/660 of 19 April 2021 amending Decision (EU) 2020/491 on relief from import duties and VAT exemption on importation granted for goods needed to combat the effects of the COVID-19 outbreak during 2020 (notified un

同年12月31日まで適用が延長されていた。さらに、“COMMISSION DECISION (EU) 2021/2313 of 22 December 2021 on relief from import duties and VAT exemption on importation granted for goods needed to combat the effects of the COVID-19 outbreak during 2022”³⁹¹に基づき、同様の措置が一部の加盟国において、引続き適用され、2022年9月7日付け欧州員会決定³⁹²により当該措置は、同年12月31日までその適用が延長されている。

また、2021年1月30日、欧州委員会は、“Commission Implementing Regulation (EU) 2021/111 of 29 January 2021 making the exportation of certain products subject to the production of an export authorisation”³⁹³を採択し、EU規則2015/479の第5条に基づき、新型コロナウイルスのワクチン並びにこれらのワクチン製造に使用するマスター細胞バンク及びワーキング細胞バンクを含む活性物質を輸出許可の対象とした。当該措置は、当初6週間実施されるものとされていたが、その後、2021年3月11日³⁹⁴、6月29日³⁹⁵、及び9月29日³⁹⁶、欧州委員会は、実施（改正）規則を採択し、同年12月31日まで実施されていた。2022年以降は、輸出許可の対象とはせず、新たな監視措置で対応している³⁹⁷。

(3) 露のウクライナ侵攻による関税に係る制裁措置などの具体的な内容（目的、品目、関税率、実施期間、根拠法を含む）

最恵国待遇の撤回を行ったのみであって、高関税措置などの関税に係る制裁措置は取っていない。輸入禁止や輸出禁止、金融制裁、個人に対する渡航禁止と資産凍結などの措置を取っている³⁹⁸。

【英国】

Brexit移行期間満了後の2021年1月1日より、英国は、EUとは異なる独自の関税体系を原則として適用している。具体的には、英国の歳入関税庁（His Majesty’s Revenue and Customs）を監督当局として、2018年租税法（クロスボーダー貿易）法（Taxation (Crossborder) Trade Act 2018）及び関連する下位規範により設定されるUK グローバルタリフ税率が適用される。また、EUや日本を含む英国が貿易協定を締結した国や地域との間では特惠税率が適用される³⁹⁹。なお、EUと北アイルランドの貿易については、EU離脱協定及び北アイルランド議定書に基づき、グレートブリテン島とは別の関税が適用されている⁴⁰⁰。

der document C(2021) 2693)” (<https://eur-lex.europa.eu/eli/dec/2021/660/oj/eng>)（2022年12月29日確認）

³⁹¹ EUR-LEX “Commission Decision (EU) 2021/2313 of 22 December 2021 on relief from import duties and VAT exemption on importation granted for goods needed to combat the effects of the COVID-19 outbreak during 2022 (notified under document C(2021) 9852)” (<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32021D2313>)（2022年12月29日確認）

³⁹² EUR-LEX “Commission Decision (EU) 2022/1511 of 7 September 2022 on relief from import duties and VAT exemption on importation granted, for goods needed to combat the effects of the COVID-19 outbreak during 2022 (notified under document C(2022)6284)” (<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32022D1511>)（2022年12月29日確認）

³⁹³ EUR-LEX “Commission Implementing Regulation (EU) 2021/111 of 29 January 2021 making the exportation of certain products subject to the production of an export authorisation” (<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32021R0111>)（2022年12月29日確認）

³⁹⁴ EUR-LEX “Commission Implementing Regulation (EU) 2021/442 of 11 March 2021 making the exportation of certain products subject to the production of an export authorisation” (https://eur-lex.europa.eu/eli/reg_impl/2021/442/oj)（2022年12月29日確認）

³⁹⁵ EUR-LEX “Commission Implementing Regulation (EU) 2021/1071 of 29 June 2021 amending Implementing Regulation (EU) 2021/442 and Implementing Regulation (EU) 2021/521 related to the mechanism making certain products subject to the production of an export authorisation” (<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32021R1071>)（2022年12月29日確認）

³⁹⁶ EUR-LEX “Commission Implementing Regulation (EU) 2021/1728 of 29 September 2021 amending Implementing Regulation (EU) 2021/442 and Implementing Regulation (EU) 2021/521 related to the mechanism making certain products subject to the production of an export authorisation” (<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32021R1728&qid=1672321799484>)（2022年12月29日確認）

³⁹⁷ 欧州委員会 “EU replaces COVID-19 vaccines export authorisation mechanism with new monitoring tool” (https://ec.europa.eu/communication/presscorner/detail/en/ip_21_6283)（2022年12月29日確認）

³⁹⁸ <https://www.consilium.europa.eu/en/policies/sanctions/restrictive-measures-against-russia-over-ukraine/sanctions-against-russia-explained/>

³⁹⁹ 個別の輸入品についての税率については、次の英政府のウェブサイトをご参照。Gov.UK, Trade Tariff: look up commodity codes, duty and VAT rates “ (<https://www.gov.uk/trade-tariff>)（2022年12月21日確認）

⁴⁰⁰ 北アイルランドで適用される税率については、次の英政府のウェブサイトをご参照。Gov.UK, “Northern Ireland Online Tariff

Look up commodity codes, import duties, taxes and controls” (https://www.trade-tariff.service.gov.uk/xi/find_commodity)（2022年

2022年版の不正貿易報告書に記載されている品目の最高譲許税率について、特に変化はない⁴⁰¹。また、実効税率は、電気機器（最高14%、単純平均1.9%）、繊維（最高12%、単純平均6.5%）とされている⁴⁰²。さらに非農産品について、譲許率は、100%で、単純平均除去税率は4.1%とされている⁴⁰³。

英国では、新型コロナウイルスへの対応に重要な多くの医療品目について、2021年1月1日より関税停止措置を実施し、同年10月には新型コロナウイルスのワクチン成分14品目について、追加的な関税停止措置を実施していた。2022年12月7日、英国政府は、これまで輸入実績がなかった3品目を除いて、2023年12月31日まで関税停止措置を継続することを公表している⁴⁰⁴。

基準・認証制度

（1）2022年版不正貿易報告書P.126~127,132~133のEU及び英国の化学品規制（REACH・CLP）の＜措置の概要＞＜最近の動き＞に関して、新たな動向等があれば調査・報告ください。

【EU】

欧州グリーン・ディール⁴⁰⁵の一環として2020年10月14日に公表された“Chemicals Strategy for Sustainability”⁴⁰⁶を受けて、EUでは欧州委員会が化学品規制の改正に取り組んでいる。

CLPに関して、2021年8月9日から同年11月15日にかけて実施されたパブリックコンサルテーションを踏まえ、2022年12月19日、欧州委員会は、CLP規制の改訂案を公表している⁴⁰⁷。同改訂案に関して、2022年12月20日から2023年2月23日までの間、一般からのフィードバックを受け付けて、欧州議会及び関係理事会における立法過程の議論に利用されることが予定されている⁴⁰⁸。なお、CLP規則Annex VIのPart 3に関して、2021年3月11日に改正され、2022年12月17日から発効している⁴⁰⁹。

REACHに関して、2021年5月4日から6月1日にかけてInception Impact Assessmentに対するフィードバックを受け付けられ、2022年1月20日から同年4月15日にかけてオープンパブリックコンサルテーションを実施された。これらを踏まえ、2023年第1四半期に欧州委員会は、REACHの改訂案を採択することが予定されている⁴¹⁰。なお、REACH規則Annex VI乃至Xに関して、2022年3月24日に改正され、同年10月14日か

12月21日確認)

⁴⁰¹ Gov.UK, “SCHEDULE XIX - UNITED KINGDOM”, (https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/762822/UKs_Goods_Schedule_at_the_WTO.pdf) (2022年12月21日確認)

⁴⁰² WTO, “WORLD TARIFF PROFILES 2022” (https://www.wto.org/english/res_e/publications_e/world_tariff_profiles22_e.htm) 18頁のElectrical machinery、Textilesの項目を確認。(2022年12月21日確認)

⁴⁰³ WTO “WORLD TARIFF PROFILES 2022” (https://www.wto.org/english/res_e/publications_e/world_tariff_profiles22_e.htm) 18頁。(2022年12月21日確認)

⁴⁰⁴ Gov.UK, “List of tariff suspensions on COVID-19 critical goods and vaccine components” (https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1122203/tariff-suspensions-on-covid-19-critical-goods-and-vaccine-components.odt) (2022年12月21日確認)

⁴⁰⁵ 欧州委員会 “A European Green Deal” (https://commission.europa.eu/strategy-and-policy/priorities-2019-2024/european-green-deal_en) (2022年12月29日確認)

⁴⁰⁶ 欧州委員会 “Chemicals Strategy for Sustainability Towards a Toxic-Free Environment” (<https://circabc.europa.eu/ui/group/8ee3c69a-bccb-4f22-89ca-277e35de7c63/library/dd074f3d-0cc9-4df2-b056-dabcacfc99b6/details?download=true>) (2022年12月29日確認)

⁴⁰⁷ 欧州委員会 “Commission sets up rules to identify endocrine disruptors and long-lasting chemicals and to improve labelling” (https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_22_7775) (2022年12月29日確認)

⁴⁰⁸ 欧州委員会 “Revision of EU legislation on hazard classification, labelling and packaging of chemicals” (https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12975-Revision-of-EU-legislation-on-hazard-classification-labelling-and-packaging-of-chemicals_en) (2022年12月29日確認)

⁴⁰⁹ EUR-LEX “amending, for the purposes of its adaptation to technical and scientific progress, Part 3 of Annex VI to Regulation (EC) No 1272/2008 of the European Parliament and of the Council on classification, labelling and packaging of substances and mixtures” (<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32021R0849&qid=1672141927953>) (2022年12月27日最終確認)

⁴¹⁰ 欧州委員会 “Chemicals legislation – revision of REACH Regulation to help achieve a toxic-free environment” (https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12959-Chemicals-legislation-revision-of-REACH-Regulation-to-help-achieve-a-toxic-free-environment_en) (2022年12月29日確認)

ら発効している⁴¹¹。

【英国】

Brexit の離脱移行期間終了後、EU 及び英国で製品を上市するためにはそれぞれの国において化学物質を登録する必要があるが、EU REACH の下で登録をしていた事業者の UK REACH での登録手続の負担を軽減する目的で UK REACH では移行手続が設けられている。すなわち、事業者は、当初データを提出後、一定の期限までに登録のための完全な技術的データを提供することが認められている。完全な技術データを提供する期限は、化学物質のトン数と危険有害性の程度によって異なるが、離脱移行期間終了の際の英国法の下では 2023 年 10 月、2025 年 10 月及び 2027 年 10 月と定められていた。もっとも、2022 年 11 月、英国環境・食料・農村地域省（Department for Environment, Food and Rural Affairs、以下「Defra」）は、2022 年 7 月に実施したパブリックコンサルテーションを受けて、上述の期限をそれぞれ 3 年間延期することを公表している⁴¹²。

2022 年 2 月、Defra は、Brexit 後の CLP 体制を含む化学品及び農薬に関する英国での規制体制に関して、英国政府と自治政府との役割分担を示す枠組み概要についての合意を示す文書を公表した（Chemicals and Pesticides Provisional Common Framework, Framework Outline Agreement and Concordat）⁴¹³。同書面によれば、スコットランドではスコットランド政府が、ウェールズではウェールズ政府が、北アイルランドでは北アイルランド執行部が政策責任を担当することになる。

⁴¹¹ EUR-LEX“amending Annexes VI to X to Regulation (EC) No 1907/2006 of the European Parliament and of the Council concerning the Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals (REACH)”（<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32022R0477>）（2022 年 12 月 27 日最終確認）

⁴¹² Gov.UK, “Consultation outcome Summary of responses and government response”（<https://www.gov.uk/government/consultations/uk-reach-extending-submission-deadlines-for-transitional-registrations/outcome/summary-of-responses-and-government-response#next-steps>）（2022 年 12 月 21 日確認）

⁴¹³ Gov.UK, “Chemicals and Pesticides Provisional Common Framework, Framework Outline Agreement and Concordat”（https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1052055/chemicals-pesticides-provisional-common-framework.pdf）（2022 年 12 月 21 日確認）

（１）2020年版不公正貿易報告書P.111のオーディオ・ビジュアル（AV）分野の規制について、＜措置の概要＞＜最近の動き＞に関して、新たな動向等があれば調査・報告ください。

【EU】

欧州委員会は、2020年7月7日、改正された“DIRECTIVE (EU) 2018/1808 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 14 November 2018 -- amending Directive 2010/13/EU on the coordination of certain provisions laid down by law, regulation or administrative action in Member States concerning the provision of audiovisual media services (Audiovisual Media Services Directive) in view of changing market realities (AVMSD)⁴¹⁴”の下、2つのガイドラインを採択した⁴¹⁵。1つ目のガイドラインは、動画共有プラットフォームサービスの定義に関する本質的な機能性の基準の実際の適用に関するガイドラインであり、各国当局が適用の際に（１）視聴覚コンテンツとサービスの主要な経済活動との関係、（２）サービスで利用可能な視聴覚コンテンツの量的・質的関連性、（３）視聴覚コンテンツの収益化、又は視聴覚コンテンツからの収益生成、（４）視聴覚コンテンツの知名度や魅力を高めることを目的としたツールの利用可能性という4つの指標を考慮すべきと規定している⁴¹⁶。2つ目のガイドラインは、AVMSD第13条（７）に基づき、（１）第13条（１）に規定されたオンデマンド提供者のカタログにおける欧州著作物のシェアの算出、（２）第13条（６）に規定する除外事項における低視聴率・低売上高の定義を定めている⁴¹⁷。

2020年11月、欧州委員会は、23の加盟国に対して、AVMSDを国内法に移行することを怠っているとして、正式な通知を送付したが⁴¹⁸、さらに2021年9月23日、欧州委員会は、チェコ、エストニア、アイルランド、スペイン、クロアチア、イタリア、キプロス、スロベニア、及びスロバキアに対して、AVMSDに対応する国内法の整備を十分に行っていないとして意見書を送付した⁴¹⁹。2022年5月19日、欧州委員会は、これらの加盟国のうち、チェコ、アイルランド、ルーマニア、スロバキア、及びスペインについて、欧州機能条約第260条3項に従い制裁を課すことを欧州司法裁判所に対して要請をすることを決定した⁴²⁰。

【英国】

EUの視聴覚メディアサービス指令（AVMSD）を英国内で実施する英国法Audiovisual Media Services Regulations 2020に関連して、英国情報通信庁（Office of Communications）は、2022年9月、オンデマンド・サービス提供者に対して、欧州作品の要件についてガイダンスを公表している⁴²¹。

また、英国政府は、2022年3月、オンラインでの有害コンテンツから特に子供を保護することを目的とするオンライン安全法案（Online Safety Bill）を議会に提出した。同法案は、2023年中に可決されることが見込まれている。

⁴¹⁸ 欧州委員会 “Audiovisual Media: Commission opens infringement procedures against 23 Member States for failing to transpose the Directive on audiovisual content” (https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/IP_20_2165)（2022年12月29日確認）

⁴¹⁹ 欧州委員会 https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/IP_20_2165 (<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/news/audiovisual-media-commission-calls-member-states-fully-transpose-eu-rules-audiovisual-content>)（2022年12月29日確認）

⁴²⁰ 欧州委員会 “Audiovisual Media Services Directive: Commission refers five Member States to the Court of Justice of the EU” (<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/news/audiovisual-media-services-directive-commission-refers-five-member-states-court-justice-eu>)（2022年12月29日確認）

⁴²¹ Ofcom, “On-demand programme services guidance Statement on guidance for ODPS providers on obligations relating to European works” (https://www.ofcom.org.uk/data/assets/pdf_file/0023/243770/statement-ODPS-European-works.pdf)（2022年12月21日確認）

(1) スペアパーツの議論を巡っては、ドイツにおいては、修理条項を追加した改正 意匠法が 2020 年 12 月に公布され、フランスにおいては、2020 年 10 月に「公共行動の加速化及び簡素化に関する法案」に組み込まれる形で、自動車に関する修理条項を意匠法に追加する改正案が議会で採択されたが、法案の合憲性審査の結果、成立には至らなかった等、EU の主要国（英国含む）において動きが見られるところ、EU 並びに主要国（英国含む）の法制度や主要判例の動向についてご調査ください。

1. フランスにおける意匠法改正

フランスにおいては、2021 年 8 月 22 日に成立した「気候変動への対策及びその影響に対する回復力強化に関する法律」(Law No. 2021-1104)⁴²²第 32 条により、知的財産法に修理条項を自動車関連の一部のスペアパーツに限定して新設するとともに、他の自動車関連のスペアパーツについては保護期間を短縮する改正がなされた。同条 IV により、この改正法は 2023 年 1 月 1 日から施行されている。なお、改正法の詳細については、昨年度の報告のとおりである。

2. 欧州委員会による「EU 意匠保護の近代化」に係る法案の採択

欧州委員会は、2022 年 11 月 28 日、「意匠に関する EU 法（規則）の見直し」⁴²³及び「意匠に関する EU 法（指令）の見直し」⁴²⁴の 2 つのイニシアチブに関して、共同体意匠規則を改正する規則の法案⁴²⁵及び意匠の法的保護に関する指令の法案⁴²⁶を採択した⁴²⁷。これらの法案は、欧州委員会が採択・公表した知的財産行動計画（intellectual property action plan）で示された行動⁴²⁸のうちの「EU 意匠保護の近代化」に沿ったもので、EU 全体での「修理条項」の導入を内容としている（共同体意匠規則を改正する規則の法案 20a 条、意匠の法的保護に関する指令の法案 19 条）。但し、この「修理条項」は、新たな意匠に対してのみ法的効果を有し、既に保護が与えられている意匠については 10 年間の移行期間中、引き続き保護されることになっている。欧州委員会は、2021 年にパブリック・コンサルテーション（2021 年 4 月 29 日-2021 年 7 月 22 日）を実施し、同年 9 月 3 日付けで、そのサマリーレポートをウェブページにて公表していた⁴²⁹。この二つの法案は、欧州議会及び EU 理事会に送付され、通常立法手続に付される予定である。

3. 英国における修理条項⁴³⁰

英国における修理条項に関しては、従前から、登録意匠制度に関しては修理条項が設けられており、

⁴²² Legifrance“LOI n° 2021-1104 du 22 août 2021 portant lutte contre le dérèglement climatique et renforcement de la résilience face à ses effets (1)” (<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000043956924>)（2023 年 1 月 26 日確認）

⁴²³ 欧州委員会“Intellectual property – review of EU rules on industrial design (Design Regulation)” (<https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12610-Intellectual-property-review-of-EU-rules-on-industrial-design-Design-Regulation-en>)（2023 年 1 月 26 日確認）

⁴²⁴ 欧州委員会“Intellectual property – review of EU rules on industrial design (Design Directive)” (<https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12609-Intellectual-property-review-of-EU-rules-on-industrial-design-Design-Directive-en>)（2023 年 1 月 26 日確認）

⁴²⁵ 欧州委員会“Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council amending Council Regulation (EC) No 6/2002 on Community designs and repealing Commission Regulation (EC) No 2246/2002” (<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52022PC0666>)（2023 年 1 月 26 日確認）

⁴²⁶ 欧州委員会“Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on the legal protection of designs (recast)” (<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=COM%3A2022%3A667%3AFIN>)（2023 年 1 月 26 日確認）

⁴²⁷ 欧州委員会“Intellectual property: New rules will make industrial designs quicker, cheaper and more predictable” (https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_22_7216)（2023 年 1 月 26 日確認）

⁴²⁸ 欧州委員会“An intellectual property action plan to support the EU’s recovery and resilience” (<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52020DC0760>)（2023 年 1 月 26 日確認）

⁴²⁹ 欧州委員会“Public consultation” (<https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12609-Intellectual-property-review-of-EU-rules-on-industrial-design-Design-Directive-public-consultation-en>)（2023 年 1 月 26 日確認）

⁴³⁰ 社団法人 日本国際知的財産保護協会「各国における意匠保護の及ばない範囲の実態調査研究報告書」(https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/document/zaisanken_kouhyou/h20_report_03.pdf)

非登録意匠制度に関しては、いわゆるMust Fit意匠⁴³¹、Must Match意匠⁴³²については保護が及ばないものとする定めが置かれている。昨年度の報告以降、この点について特段の変更はない。

⁴³¹ 機能的観点からその形状以外に選択の余地のない部品がこれに該当し、一般に、自動車の排気管やカップリングスリーブ等が挙げられる。1988 年英国著作権・意匠・特許法 第 213 条(3)(b)(i)では、「いずれかの物品がその機能を果たすことができるように、ある物品が他の物品に結合され又はその中、周囲若しくはこれに対して配置されることを可能にする物品の形状又は輪郭の特徴」と定義されている。

⁴³² 複合製品全体の外観・形状によって形状が定まるような構成部品がこれに該当し、一般に、自動車のドアパネルや外装パネル等が挙げられる（Ford Motor Company Limited and Iveco Fiat Spa's Design Application [1993] RPC 339 参照）。1988 年英国著作権・意匠・特許法 第 213 条(3)(b)(ii)では、「意匠創作者が他の物品の外観の不可欠の一部をなすものと意図し、当該他の物品の外観に依存している物品の形状又は輪郭の特徴」と定義されている。

5. 韓国

関税

(1) 2022年度版不公正貿易報告書P.137に記載のある「高関税品目」について、「措置の概要」、「懸念点」、「最近の動き」(新型コロナウイルスの影響による関税措置や、露のウクライナ侵攻による関税に係る制裁措置などの具体的な内容(目的、品目、関税率、実施期間、根拠法)を含む)において、関税率やその内容に変更・アップデート情報があれば報告ください。また、高関税の品目があれば、その品目名及び実行関税率、譲許税率を報告ください。

1. 措置の概要

2022年の非農産品の単純平均譲許税率は9.9%であり、2021年から大きな変更はない⁴³³。2022年の非農産品について、譲許率は92.5%であり、2021年から大きな変更はなく、平均実行関税率は6.6%であり、2018年から変更がない⁴³⁴。

不公正貿易報告書記載の非農産品に関する譲許税率は、織物(最高51.7%)、衣類(最高35%)、魚及びその加工製品(最高32%)等、譲許税率の高い品目が存在する⁴³⁵。

2. 懸念点

高関税そのものは譲許税率を超えない限りWTO協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済の効率性を高めるというWTO協定の精神に照らして、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

3. 最近の動き

IT製品の関税撤廃対象品目の拡大を目指して、2012年5月からITA拡大交渉が開始され、2015年12月に妥結した。対象品目201品目の関税撤廃は2016年7月から順次開始され、2020年7月時点で約90%の関税が撤廃され、2024年1月には、全201品目の関税が55メンバーについて完全に撤廃されることになる(詳細は、第II部第5章2.(2)ITA(情報技術協定)拡大交渉を参照)。韓国については、2016年12月から関税撤廃を開始した。例えば、韓国が関税撤廃する品目のうち関税が高い品目としては、ポリッシングパッド(30%)、無線操作制御機器(20%)、マイクロホン(16%)等が挙げられる。これらを含む全対象品目について、関税が段階的に撤廃され、2023年に完全に撤廃されることになる。

また、新型コロナウイルスの影響に鑑み、サバ等の冷凍魚類、石油・ガス(比重に関する基準あり)、生きている家禽類、新鮮卵等には割当関税が適用され、これらは、品目に応じて、2023年3月31日又は2023年6月30日までに輸入申告する物品について、0%の関税率が適用される⁴³⁶。

なお、露のウクライナ侵攻による関税に係る制裁措置は特に存在しない⁴³⁷。

4. 韓国における関税体系について

韓国においては、関税法によって、関税体系が規律されている。

⁴³³ WTO “Tariff Profiles 2021” (https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/tariff_profiles21_e.pdf) 及び WTO “Tariff Profiles 2022” (https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/world_tariff_profiles22_e.pdf) (2022年12月1日確認)

⁴³⁴ WTO “Tariff Profiles 2019” (https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/tariff_profiles19_e.pdf)、WTO “Tariff Profiles 2020” (https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/tariff_profiles20_e.pdf)、WTO “Tariff Profiles 2021” (https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/tariff_profiles21_e.pdf)、及び WTO “Tariff Profiles 2022” (https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/world_tariff_profiles22_e.pdf) (2022年12月1日確認)

⁴³⁵ WTO “Tariff Profiles 2022” (https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/world_tariff_profiles22_e.pdf)、<https://unipass.customs.go.kr/clip/index.do> (2022年12月1日確認)

⁴³⁶ 関税法第71条による割当関税の適用に関する規定附則(大統領令第32988号)第2条第5項及び同条第6項

⁴³⁷ WTO ウェブサイト (https://www.wto.org/english/tratop_e/covid19_e/covid_details_by_country_e.htm?country=KOR)、PIIE ウェブサイト (<https://www.piie.com/blogs/realtime-economics/russias-war-ukraine-sanctions-timeline>) (2022年12月1日確認)

基本的な体系としては、基本税率、暫定税率及び弾力関税率により構成される⁴³⁸。また、弾力関税率は、ダンピング防止関税⁴³⁹、相殺関税⁴⁴⁰、報復関税⁴⁴¹、緊急関税⁴⁴²、調整関税⁴⁴³、割当関税⁴⁴⁴、季節関税⁴⁴⁵、国際協力関税⁴⁴⁶、便益関税⁴⁴⁷及び一般特惠関税⁴⁴⁸により構成される。関税の種類としては、従価税、従量税及び混合税である。

対日輸入適用税率には、EPA特惠税率も存在する⁴⁴⁹。

⁴³⁸ 関税法第 49 条

⁴³⁹ 関税法第 51 条乃至第 56 条

⁴⁴⁰ 関税法第 57 条乃至第 62 条

⁴⁴¹ 関税法第 63 条及び第 64 条

⁴⁴² 関税法第 65 条乃至 67 条の 2

⁴⁴³ 関税法第 69 条及び第 70 条

⁴⁴⁴ 関税法第 71 条

⁴⁴⁵ 関税法第 72 条

⁴⁴⁶ 関税法第 73 条

⁴⁴⁷ 関税法第 74 条及び第 75 条

⁴⁴⁸ 関税法第 76 条及び第 77 条

⁴⁴⁹ 地域的な包括的経済連携（RCEP）協定。外務省ウェブサイト参照（<https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/gaiyou.htm>）（2022 年 12 月 1 日確認）

6. 台湾

関税

(1) 2022 年度版不公正貿易報告書 P.135 の「関税構造」＜措置の概要＞、＜懸念点＞に記載のある関税率や、「最近の動き」の内容（新型コロナウイルスの影響による関税措置や、露のウクライナ侵攻による関税に係る制裁措置などの具体的な内容（目的、品目、関税率、実施期間、根拠法）を含む）に変更・アップデート情報があれば報告ください。また、高関税の品目があれば、その品目名及び実行関税率、譲許税率を報告ください。

1. 措置の概要、懸念点

＜措置の概要＞、＜懸念点＞に記載されている以下の関税率について、「WTO “World Tariff Profiles 2022”⁴⁵⁰」で調査を行ったが、変更は、現行の全品目の最終譲許における単純平均譲許税率が 6.9% となった箇所のみである。

「2021年時点での全品目の譲許率は100%である。また、2021年時点での現行の全品目の最終譲許における単純平均譲許税率は 6.9%⁴⁵¹であり、非農産品については 5.0%⁴⁵²であるが、鉱工業品分野でも貨物自動車（最大25%）⁴⁵³、普通・小型乗用車（最大17.5%）⁴⁵⁴、特殊用途自動車（最大30%）⁴⁵⁵等の高関税品目が存在する⁴⁵⁶。」

2. 最近の動き

＜最近の動き＞に記載されている関税率について、「台湾の財政部関務署のウェブサイト⁴⁵⁷」にて調査を行った。

新型コロナウイルスの防疫対策について、台湾行政院は2020年から、関税法71条に基づき、薬用アルコール原料の関税率を20%から10%に引き下げた。2022年3月3日の財務部公告で、2022年2月26日までとなっていた上述の調整を2022年8月26日までに延長することとされ⁴⁵⁸、さらに2022年8月31日の財務部公告で2023年2月26日までに延長することとされた⁴⁵⁹。

ロシアのウクライナ侵攻について、関税に係る制裁措置は採られておらず、ロシア及びベラルーシに対して、ハイテク製品の輸出禁止措置が採られている^{460 461}。

制裁措置とは異なるが、台湾行政院は、2022年3月1日に、「ロシアのウクライナ侵攻関連事項プロジェクト報告⁴⁶²」を公表し、物価の安定を図るための減税・免税措置について方向性を示している。

台湾行政院は、2022年2月18日の財政部公告で、ベーキング用ミルクパウダー、クリーム及び無水クリーム等4品目の関税率の一時半減措置を2022年2月7日から同年4月30日まで実施すること、2021年12月1日から2022年3月31日まで実施していた牛肉の関税率の一時半減及び小麦の関税率の一時免税等の

⁴⁵⁰ WTO “World Tariff Profiles 2022” (https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/world_tariff_profiles22_e.pdf)

⁴⁵¹ WTO “World Tariff Profiles 2022” (https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/world_tariff_profiles22_e.pdf) 175 頁

⁴⁵² WTO “World Tariff Profiles 2022” (https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/world_tariff_profiles22_e.pdf) 24 頁

⁴⁵³ 税則コード 87043200005 等

⁴⁵⁴ 税則コード 87032110007 等

⁴⁵⁵ 税則コード 87059022、87059012

⁴⁵⁶ 税則税率総合照会システム (<https://portal.sw.nat.gov.tw/APGQO/GC411>)

⁴⁵⁷ <https://web.customs.gov.tw/>

⁴⁵⁸ 財政部関務署「中華民國 111 年 3 月 3 日財政部公告」 (<https://web.customs.gov.tw/singlehtml/40?cntId=daaf75620d25403e88f9841a16935e75>)

⁴⁵⁹ 財政部関務署「中華民國 111 年 8 月 31 日財政部公告」 (<https://web.customs.gov.tw/singlehtml/40?cntId=4e205f2c336248c8ba264daa579fc8dd3>)

⁴⁶⁰ 經濟部国際貿易局「中華民國 111 年 4 月 6 日經濟部公告」 (https://www.trade.gov.tw/Pages/Detail.aspx?nodeID=4599&pid=740243&dl_DateRange=all&txt_SD=&txt_ED=&txt_Keyword=&pageIndex=1&history=)

⁴⁶¹ 經濟部国際貿易局「中華民國 111 年 5 月 6 日經濟部公告」 (https://www.trade.gov.tw/Pages/Detail.aspx?nodeID=4599&pid=742121&dl_DateRange=all&txt_SD=&txt_ED=&txt_Keyword=&pageIndex=1&history=)

⁴⁶² 中国語：我國因應俄羅斯入侵烏克蘭相關事項專案報告

經濟部国際貿易局「ロシアのウクライナ侵攻関連事項プロジェクト報告」 (<https://www.ev.gov.tw/File/E16C6F5C0ED70478>)

措置⁴⁶³を同年4月30日まで延長することを公表した⁴⁶⁴。

これらの措置は、2022年4月11日の財政部公告で同年5月1日から同年6月30日まで延長⁴⁶⁵、同年6月9日の財政部公告により同年7月1日から同年9月30日に延長⁴⁶⁶、同年9月23日の財政部公告で同年10月1日から同年12月31日まで延長⁴⁶⁷、同年12月28日の財政部公告で同年1月1日から同年3月31日までに延長されている⁴⁶⁸。

⁴⁶³ 財政部関務署「中華民国 110 年 12 月 9 日財政部公告」 (<https://web.customs.gov.tw/singlehtml/40?cntId=1f0453dfb35740bc836b411769214e25>)

⁴⁶⁴ 財政部関務署「中華民国 111 年 2 月 18 日財政部公告」 (<https://web.customs.gov.tw/singlehtml/40?cntId=1f377a898c1e455aa9096e6d0f94e738>)

⁴⁶⁵ 財政部関務署「中華民国 111 年 4 月 11 日財政部公告」 (<https://web.customs.gov.tw/singlehtml/40?cntId=c9678f6145e5407ca02077b1a97b08d0>)

⁴⁶⁶ 財政部関務署「中華民国 111 年 6 月 9 日財政部公告」 (<https://web.customs.gov.tw/singlehtml/40?cntId=6ce0b223e34749b789dd69215eca7a7f>)

⁴⁶⁷ 財政部関務署「中華民国 111 年 9 月 23 日財政部公告」 (<https://web.customs.gov.tw/singlehtml/40?cntId=d684d6ffd4ba40b3b542dc96719b9893>)

⁴⁶⁸ 財政部関務署「中華民国 111 年 12 月 28 日財政部公告」 (<https://web.customs.gov.tw/singlehtml/40?cntId=0cada71e42f949a08435393e91092f9c>)

7. 豪州

関税

(1) 2022年度版不公正貿易報告書 P.141, 142 の「関税構造」＜措置の概要＞、＜懸念点＞に記載のある関税率や、「最近の動き」の内容（新型コロナウイルスの影響による関税措置や、露のウクライナ侵攻による関税に係る制裁措置などの具体的な内容（目的、品目、関税率、実施期間、根拠法）を含む）に変更・アップデート情報があれば報告ください。また、高関税の品目があれば、その品目名及び実行関税率、譲許税率を報告ください。

1. 関税率

2021年の非農産品単純平均譲許税率は10.5%で、2020年から0.2%低下した。非農産品について、2020年の譲許率は96.8%で、2020年から0.1%上昇した。一方、2021年の非農産品単純平均実行関税率は2.6%で、2020年から変更はない⁴⁶⁹。

不公正貿易報告書記載の非農産品等に関する譲許税率は、アパレル製品（最高55%を維持）、エンジン類（最高50%を維持）、電気機器（最高45%を維持⁴⁷⁰）、乗用車（最高40%を維持）となっているが、2020年と同様、全ての品目において実行関税率は5%以下である⁴⁷¹。

2. 最近の動き

「最近の動き」について、ITA拡大交渉及び日豪EPAにおける変更はない⁴⁷²。

2020年5月1日、オーストラリア国境警備隊（ABF）は、1995年関税定率法⁴⁷³別表4第57号に基づき、COVID-19対策に必要な物品の輸入を容易にする目的で、所定の衛生・医療品に対する関税を一時的に免除すると発表した⁴⁷⁴。

当該措置により、フェイスマスク、手袋、ガウン／衣類、ゴーグル、消毒剤製剤（手指消毒剤を除く）、石鹼、COVID-19検査キット及び試薬、並びにウィルス輸送媒体等の実行関税率は最大5%から0%に引き下げられた。この措置は、2020年2月1日から2020年7月31日まで実施される予定だったが、2020年12月31日まで延長され、さらに2021年6月30日まで再延長され、2022年6月30日まで再々延長された⁴⁷⁵。なお、2020年2月1日以降に輸入された対象品に関して支払われた関税は返金される。

3. 新型コロナウイルスの影響による関税措置

2020年5月1日、オーストラリア国境警備隊（ABF）は、1995年関税定率法⁴⁷⁶別表4第57号に基づき、COVID-19対策に必要な物品の輸入を容易にする目的で、所定の衛生・医療品に対する関税を一時的に免除すると発表した⁴⁷⁷。当該措置により、フェイスマスク、手袋、ガウン 衣類、ゴーグル、消毒剤製剤（手指消毒剤を除く）、石鹼、COVID-19検査キット及び試薬、並びにウィルス輸送媒体等の実行関税率は最大5%から0%に引き下げられた。この措置は、2020年2月1日から2020年7月31日まで実施される予定だったが、度重なる延長を経て、2022年6月30日まで延長されたが、その後は延長されていない⁴⁷⁸。なお、

⁴⁶⁹ WTO “World Tariff Profiles 2021” (https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/tariff_profiles21_e.pdf) 及び WTO “World Tariff Profiles 2022” (https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/world_tariff_profiles22_e.pdf)

⁴⁷⁰ なお、冷蔵庫類（電気駆動式か否かを問わない。）の譲許税率は最高47.5%を維持している。

⁴⁷¹ WTO “Tariff Download Facility” (<http://tariffdata.wto.org/default.aspx>) （2023年1月23日確認）

⁴⁷² DFAT “Information Technology Agreement” (<https://www.dfat.gov.au/trade/organisations/wto/Pages/information-technology-agreement>) 及び DFAT “JAIPA news” (<https://www.dfat.gov.au/trade/agreements/in-force/jaipa/news>) （2023年1月23日確認）

⁴⁷³ Customs Tariff Act 1995

⁴⁷⁴ ABF “Australian Customs Notice No. 2020/20” (<https://www.abf.gov.au/help-and-support-subsite/CustomsNotices/2020-20.pdf>)

⁴⁷⁵ ABF “Australian Customs Notice No. 2020/30” (<https://www.abf.gov.au/help-and-support-subsite/CustomsNotices/2020-30.pdf>)、ABF “Australian Customs Notice No. 2020/53” (<https://www.abf.gov.au/help-and-support-subsite/CustomsNotices/2020-53.pdf>) 及び ABF “Australian Customs Notice No. 2021/26” (<https://www.abf.gov.au/help-and-support-subsite/CustomsNotices/2021-26.pdf>)

⁴⁷⁶ Customs Tariff Act 1995

⁴⁷⁷ ABF “Australian Customs Notice No. 2020/20” (<https://www.abf.gov.au/help-and-support-subsite/CustomsNotices/2020-20.pdf>)

⁴⁷⁸ ABF “Australian Customs Notice No. 2020/30” (<https://www.abf.gov.au/help-and-support-subsite/CustomsNotices/2020-30.pdf>)、ABF “Australian Customs Notice No. 2020/53” (<https://www.abf.gov.au/help-and-support-subsite/CustomsNotices/2020-53.pdf>) 及び

2020年2月1日以降に輸入された対象品に関して支払われた関税は返金される。

また、ロシアによるウクライナ侵攻に対する制裁措置として、2022年4月13日、ABFは、1901年関税法⁴⁷⁹第273EA条に基づき、ロシアに対する最恵国待遇を撤廃し、ロシア及びベラルーシの産品に対して一律35%の追加関税を課すと発表した⁴⁸⁰。これらの制裁措置のうち追加関税は、2022年4月25日から2022年10月24日まで実施される予定だったが、2023年10月24日まで延長された⁴⁸¹。一方、ウクライナに対する支援を目的として、2022年7月11日、ABFは、1901年関税法第273EA条に基づき、ウクライナの産品に対する関税を一時的に免除すると発表した⁴⁸²。この支援措置は、2022年7月4日から12か月間実施される予定である。

ABF “Australian Customs Notice No. 2021/26” (<https://www.abf.gov.au/help-and-support-subsite/CustomsNotices/2021-26.pdf>)

⁴⁷⁹ Customs Act 1901

⁴⁸⁰ ABF “Australian Customs Notice No. 2022/21” (<https://www.abf.gov.au/help-and-support-subsite/CustomsNotices/2022-21.pdf>)

⁴⁸¹ ABF “Australian Customs Notice No. 2022/45” (<https://www.abf.gov.au/help-and-support-subsite/CustomsNotices/2022-45.pdf>)

⁴⁸² ABF “Australian Customs Notice No. 2022/32” (<https://www.abf.gov.au/help-and-support-subsite/CustomsNotices/2022-32.pdf>)

8. カナダ

関税

(1) 2022年度版不公正貿易報告書 P.144, 145 の「関税構造」＜措置の概要＞、＜懸念点＞に記載のある関税率や、＜最近の動き＞の内容（新型コロナウイルスの影響による関税措置や、露のウクライナ侵攻による関税に係る制裁措置などの具体的な内容（目的、品目、関税率、実施期間、根拠法）を含む）に変更・アップデート情報があれば報告ください。また、高関税の品目があれば、その品目名及び実行関税率、譲許税率を報告ください。

1. 関税率

2021年の非農産品単純平均譲許税率は5.1%で、2020年から変更はない。非農産品について、2021年の譲許率は99.7%で、2020年から変更はない。また、2021年の非農産品単純平均実行関税率は2.1%で、2020年から変更はない⁴⁸³。

不公正貿易報告書記載の非農産品等に関する譲許税率は、履物（最高20%を維持）、アパレル製品（最高18%を維持）、鞆類（最高18%を維持）、ほうき・ブラシ類（最高15.7%を維持）、パラシュート（最高15.7%を維持）、プレハブ建物（最高15.7%を維持）、船舶（最高15.7%を維持）、毛織物（最高14%を維持）、鉄道関連製品（最高11.3%を維持）、刃物類（最高11.3%を維持）等がある。但し、船舶の一部は非譲許品目で、最高実行税率は25%と2020年から変更はない⁴⁸⁴。

2. 最近の動き

2020年3月16日、カナダ国境サービス庁（CBSA）は、緊急物資免税令⁴⁸⁵第2条に基づき、同日よりさらに通知があるまでの間、COVID-19への対応を支援する目的で、公衆衛生機関、病院、並びに第一次対応機関（例：警察、消防、及び医療対応チームを含む地方の民間防衛グループ）等によって、又はその代理人によって輸入される緊急物資（疫病・災害等に対応するための物資をいう。）に対する関税等を一時的に免除した。また、2020年4月6日より、高齢者向け住宅、老人ホーム、シェルター等の公的又は民間の介護用住宅施設によって、又はその代理人によって輸入される緊急物資についても、関税等を一時的に免除した⁴⁸⁶。その後、CSBAは、2022年5月7日付で上述の関税免除措置を終了した⁴⁸⁷。

また、2020年5月5日、CSBAは、特定物資免税令⁴⁸⁸第1条に基づき、COVID-19への対応を支援する目的で、個人用防護具（PPE）を含む一定の医療用品の輸入に対する関税を一時的に免除した⁴⁸⁹。この免税措置は、企業、流通業者、個人のカナダ人を含む、対象品の全ての輸入者が対象となる。免税対象となる主な製品には、診断検査キット、顔と目の保護具、手袋、防護服、消毒・殺菌用品、医療機器、体温計、ワイプ、医療用消耗品、その他の製品（石鹸等）が含まれる。上述の免税対象は、COVID-19に対応するために重要であると世界保健機関（WHO）及び世界税関機構（WCO）が共同で特定した医療用品及びPPEのリスト、並びにCSBAによる関連分類ガイダンスに基づく⁴⁹⁰。この免税措置は、COVID-19対策と

⁴⁸³ WTO “World Tariff Profiles 2021” (https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/tariff_profiles21_e.pdf) 及び WTO “World Tariff Profiles 2022” (https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/world_tariff_profiles22_e.pdf)

⁴⁸⁴ WTO “Tariff Download Facility” (<http://tariffdata.wto.org/default.aspx>) （2023年1月23日確認）

⁴⁸⁵ Goods for Emergency Use Remission Order (C.R.C., c. 768)

⁴⁸⁶ CBSA “Customs Notice 20-08, Imported Goods for Emergency Use in Response to COVID-19” (<https://www.cbsa-asfc.gc.ca/publications/cn-ad/cn20-08-eng.html>)

⁴⁸⁷ CSBA “Customs Notice 22-09, Expiry of Customs Notice 20-08 Imported Goods for Emergency Use in Response to COVID-19” (<https://www.cbsa-asfc.gc.ca/publications/cn-ad/cn22-09-eng.html>)

⁴⁸⁸ Certain Goods Remission Order (COVID-19) (SOR/2020-101)

⁴⁸⁹ Minister of Justice “CONSOLIDATION Certain Goods Remission Order (COVID-19): SOR/2020-101” (<https://laws-lois.justice.gc.ca/PDF/SOR-2020-101.pdf>)、Government of Canada “Certain Goods Remission Order (COVID-19): SOR/2020-101” (<http://www.gazette.gc.ca/rp-pr/p2/2020/2020-05-27/html/sor-dors101-eng.html>)、及び CBSA “Certain Goods Remission Order (COVID-19) Customs Notice 20-19” (<https://www.cbsa-asfc.gc.ca/publications/cn-ad/cn20-19-eng.html>)

⁴⁹⁰ Government of Canada “Certain Goods Remission Order (COVID-19): SOR/2020-101” (<http://www.gazette.gc.ca/rp-pr/p2/2020/2020-05-27/html/sor-dors101-eng.html>)

して必要である限り継続する予定だったが、2022年5月7日付で終了した⁴⁹¹。

また、ロシアによるウクライナ侵攻に対する制裁措置として、CSBAは、2022年3月2日付で、関税表⁴⁹²第31項(1)(b)及びこれに基づく勅令⁴⁹³P.C. 2022-0182, SOR / 2022-0035に基づき、ロシア及びベラルーシに対する最恵国待遇を撤廃し、ロシア及びベラルーシの産品に対して最低35%の関税を課した⁴⁹⁴。但し、CSBAは、2022年10月8日付で、ロシア及びベラルーシ産の一定の放射性物質に関する限度で上述の制裁措置を撤回し、その限度で最恵国待遇を再び適用した⁴⁹⁵。これらの制裁措置の期限は定められていない。

一方、ウクライナに対する支援を目的として、2022年6月9日、CSBAは、関税表第115条に基づき、ウクライナの産品に対する関税を一時的に免除した⁴⁹⁶。この支援措置は、2022年6月9日から1年間実施される予定である。

⁴⁹¹ Government of Canada “Certain Goods Remission Order (COVID-19): SOR/2020-101” (<http://www.gazette.gc.ca/rp-pr/p2/2020/2020-05-27/html/sor-dors101-eng.html>) 及び CSBA “Customs Notice 22-08, Order Repealing the Certain Goods Remission Order (COVID-19)” (<https://www.cbsa-asfc.gc.ca/publications/cn-ad/cn22-08-eng.html>)

⁴⁹² Customs Tariff

⁴⁹³ Order in Council

⁴⁹⁴ CSBA “Customs Notice 22-02, Order withdrawing the Most-Favoured-Nation status from Russia and Belarus” (<https://www.cbsa-asfc.gc.ca/publications/cn-ad/cn22-02-eng.html>)

⁴⁹⁵ CSBA “Customs Notice 22-20, Withdrawal of benefit of the Most-Favoured-Nation Tariff in respect of goods that originate in Belarus and goods that originate in Russia” (<https://www.cbsa-asfc.gc.ca/publications/cn-ad/cn22-20-eng.html>)

⁴⁹⁶ CSBA “Customs Notice 22-12, Ukraine Goods Remission Order” (<https://www.cbsa-asfc.gc.ca/publications/cn-ad/cn22-12-eng.html>)

9. ロシア

関税

(1) 2022 年度版不公正貿易報告書 P.147,148 の「関税構造」＜措置の概要＞、＜懸念点＞に記載のある関税率や、＜最近の動き＞の内容（新型コロナウイルスの影響による関税措置や、露のウクライナ侵攻による関税に係る制裁措置などの具体的な内容（目的、品目、関税率、実施期間、根拠法）を含む）に変更・アップデート情報があれば報告ください。また、高関税の品目があれば、その品目名及び実行関税率、譲許税率を報告ください。加えて、ユーラシア関税同盟の最近の動きについて調査ください。

2021年のロシアの非農産品の譲許率は100%、単純平均譲許税率は7.1%、平均実行税率は6.1%で、前年度報告書から変更はない⁴⁹⁷。

高関税品目としては、いずれも譲許税率に変化がない（乗用車20%、衣料品17.5%、家具17.5%、玩具15%、ゴム製品15%⁴⁹⁸）。

アルメニア・ベラルーシ・カザフスタン・キルギス・ロシア・ユーラシア経済連合（EAEU）の規制機関であるユーラシア経済委員会（ユーラシア関税同盟・EEC）は、2018年には、EAEU関税コードに関する条約の制定、モルドバ共和国にEAEUのオブザーバー国としての地位を与え、EAEUと中国の貿易・経済協力に関する協定の調印、EAEUとイランの自由貿易圏の創設に向けた中間協定の調印を行った。2019年には、EAEU条約の5周年、労働者の年金給付に関する協定書の締結、EAEUとシンガポールの自由貿易協定の締結、EAEUとセルビアの自由貿易協定の調印、EAEUと中国の貿易経済協力に関する協定の締結、EAEUとイランの自由貿易圏の創設につながる暫定協定の発効を行った。2020年には、EECは、新型コロナウイルス感染症対策の主要措置及び決定を採択し、ウズベキスタン共和国及びキューバ共和国にEAEUのオブザーバーとしての地位を認めた。EAEU加盟国は、2025年までのユーラシア経済統合発展のための戦略的指針を承認し、イランとのFTAに関する協議を開始することに同意した⁴⁹⁹。また、2022年、EECは、インドネシアとの自由貿易協定締結に向けた共同声明を採択し、2023年の第1四半期において交渉の第1ラウンドを行うことが決定された⁵⁰⁰。

ロシアにおける関税体系については、ユーラシア関税連合統一関税基本法、ロシア連邦政府決定2013年8月30日No.754、ロシア連邦税法⁵⁰¹等によって、規律されている。

基本的な体系としては、輸入関税、輸出関税、季節関税、特殊関税（アンチダンピング関税、相殺関税、特別セーフガード関税）により構成される。関税の種類としては、従価税、従量税及び混合税である⁵⁰²。対日輸入適用税率は、MFN適用税率である⁵⁰³。

⁴⁹⁷ WTO “WORLD TARIFF PROFILES 2022” 156 頁 (https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/world_tariff_profiles22_e.pdf)

及び WTO “WORLD TARIFF PROFILES 2021” 155 頁 (https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/tariff_profiles21_e.pdf) (2022 年 12 月 25 日確認)

⁴⁹⁸ FedEx World Tariff の 8703 - Motor cars and other motor vehicles principally designed for the transport of persons (other than those of heading 87.02), including station wagons and racing cars, 61 - ARTICLES OF APPAREL AND CLOTHING ACCESSORIES, KNITTED OR CROCHETED, 62 - ARTICLES OF APPAREL AND CLOTHING ACCESSORIES, NOT KNITTED OR CROCHETED, 94 - Furniture; bedding, mattresses, mattress supports, cushions and similar stuffed furnishings; lamps and lighting fittings, not elsewhere specified or included; illuminated signs, illuminated name-plates and the like; prefabricated buildings, 95 - TOYS, GAMES AND SPORTS REQUISITES; PARTS AND ACCESSORIES THEREOF, 40 - RUBBER AND ARTICLES THEREOF の項目を確認。FedEx World Tariff (<https://ftn.fedex.com/wtonline/jsp/hsns/HSFrame.jsp?pageName=Output.jsp&putcursor=text>) (2022 年 12 月 25 日確認)

⁴⁹⁹ EAEU ウェブサイト (<http://www.eaeunion.org/?lang=en#about-history>) (2022 年 12 月 25 日確認)

⁵⁰⁰ EEC ウェブサイト (<https://eec.eaeunion.org/en/news/eaes-i-indoneziya-dali-start-peregovorom-po-soglasheniyu-o-svobodnoy-torgovle/>) (2022 年 12 月 25 日確認)

⁵⁰¹ WTO へのロシアの貿易円滑化協定 1.4 条等に基づく通報 (G/TFA/N/RUS/1) 及び当該通報で引用されている各法令等、JETRO 資料 (https://www.jetro.go.jp/world/russia_cis/ru/trade_03.html) (2022 年 12 月 25 日確認)

⁵⁰² JETRO 資料 (https://www.jetro.go.jp/world/russia_cis/ru/trade_03.html) (2022 年 12 月 25 日確認)

⁵⁰³ JETRO 資料 (https://www.jetro.go.jp/world/russia_cis/ru/trade_03.html) (2022 年 12 月 25 日確認)

10. インド

関税

（1）2022年度版不公正貿易報告書 P.151,152の「(1)高関税品目」＜措置の概要＞、＜懸念点＞」に記載のある関税率や、＜最近の動き＞の内容（新型コロナウイルスの影響による関税措置や、露のウクライナ侵攻による関税に係る制裁措置などの具体的な内容（目的、品目、関税率、実施期間、根拠法）を含む）に変更・アップデート情報があれば報告ください。また、高関税の品目があれば、その品目名及び実行関税率、譲許税率を報告ください。加えて、日インド包括的経済連携協定（CEPA）の発効（2011年8月1日）に伴う市場アクセスの改善の進捗についても教示ください。

1. 非農産品の単純平均譲許税率は36.0%（2021年）で変更はない。非農産品の譲許率は70.1%と2021年度からの変更はない。非農産品の単純平均実行関税率は14.9%に引き上げられた⁵⁰⁴。
2. 高関税品目について、最高譲許税率は、油糧種子及び油脂が300%、飲料及びタバコが150%、並びに、穀物及び調製品が150%のまま維持されているが、木材及び紙等は91%に引き下げられた。最高実行税率については、果物、野菜及び植物が120%、穀物及び調製品が150%、化学薬品が100%、繊維製品が328%、並びに、衣料品が119%に引き上げられ、飲料及びタバコが150%のまま維持されている⁵⁰⁵。
3. 2022年度版不公正貿易報告書 P.151,152の「(1)高関税品目」＜措置の概要＞に記載の品目の関税率としては、自動車（8703）が125%⁵⁰⁶、モーターサイクル（8711）が100%⁵⁰⁷、衣類（61及び62）が基本的に25%⁵⁰⁸に設定されている。
4. 最近の動きとして、2022年5月13日、インド政府は、小麦の輸出を禁止する通知を出した⁵⁰⁹。インド政府は、当該通知の中で、当該禁止の措置は、小麦の世界的な価格上昇に対し国内の食料価格を抑制するものであり、インドの食料安全保障を強める措置にあたると説明している。
5. 日本・インド経済連携協定（Comprehensive Economic Partnership Agreement between Japan and the Republic of India）に伴う市場アクセスの改善の進捗について、2020年8月21日付けで、インド政府が、日本・インド経済連携協定に関する原産地証明に係る新たなルールとして、貿易協定に基づく原産地規則に関する関税規則（Customs (Administration of Rules of Origin under the Trade Agreements) Rules, 2020。以下「CAROTAR2020」という。）を制定し、同年9月21日から適用する旨の通達を発出した⁵¹⁰。インド政府は、自由貿易協定（FTA）締結国を介した迂回輸入による特惠関税の不正利用が横行している現状を踏まえ、2020年2月に公表した予算案の中で、関税法を改正し、原産地証明の手続を

⁵⁰⁴ WTO “World Tariff Profiles 2022” (https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/world_tariff_profiles22_e.pdf)（2023年1月1日確認）

⁵⁰⁵ WTO “World Tariff Profiles 2022” (https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/world_tariff_profiles22_e.pdf)（2023年1月1日確認）

⁵⁰⁶ Central Board of Indirect Taxes & Customs “Tariff (as on 31.03.2022) CHAPTER 87” (<https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cst2022-200422/chap-87.pdf>)（2023年1月13日確認）

⁵⁰⁷ Central Board of Indirect Taxes & Customs “Tariff (as on 31.03.2022) CHAPTER 87” (<https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cst2022-200422/chap-87.pdf>)（2023年1月13日確認）

⁵⁰⁸ Central Board of Indirect Taxes & Customs “Tariff (as on 31.03.2022) CHAPTER 61” (<https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cst2022-200422/chap-61.pdf>)（2023年1月13日確認）及び Central Board of Indirect Taxes & Customs “Tariff (as on 31.03.2022) CHAPTER 62” (<https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cst2022-200422/chap-62.pdf>)（2023年1月13日確認）

⁵⁰⁹ Ministry of Commerce & Industry “Notification No.06/2015-2020” (<https://content.dgft.gov.in/Website/dgftprod/9032ac12-29a8-4a67-8e3b-bd0dc07c39a5/Noti%2006%20Eng.pdf>)（2023年1月13日確認）

⁵¹⁰ Central Board of Indirect Taxes & Customs “Notification No. 81/2020 - Customs (N.T.)” (<https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2020/cs-nt2020/csnt81-2020revised.pdf;jsessionid=166D0B84D997254C7169A5C9AE0AFBFB>)（2023年1月1日確認）

強化する方針を打ち出しており、CAROTAR2020はこのような背景に基づき制定されたものである。従前、インドの税関職員には、輸入者に対して、原産地証明書が提出された場合に追加情報を求める権限がなく、原産地基準を満たしていないと信ずるに値する理由がある場合にも特惠関税の適用を否認することができなかった。そこで、CAROTAR2020により税関職員の権限が大幅に強化された。具体的には、税関職員は、輸入者が関連情報の保管を義務付けられる5年間に於いて、原産地証明書に関する追加情報の開示を請求することが可能となり、また、原産地証明の内容に不備がある場合には、特惠税率の適用を否認することが可能となった。さらに、税関職員は、輸入者が期限内に必要な情報を提供できなかった場合や、輸入品の原産性に疑いが残る場合は、特惠税率による輸入の停止及び輸出国の当局に対して検認を要請することができることとなった⁵¹¹。また、CAROTAR2020の運用を改善する目的で、間接税関税中央局は、2021年8月17日付で、税関職員は正当な理由がある場合にのみ当該理由を具体的に示した上で検認を要請し、かつCAROTAR2020に規定されている期限内に検認を要請すべきである旨の通達を出した⁵¹²。

6. 新型コロナウイルスの影響による関税措置については次の通りである。

- (1) 2021年4月20日から同年10月31日までの期間について、以下の輸入関税を一時的に免除した⁵¹³。
 - (i) レムデシビル原薬 (API)
 - (ii) 輸入者がCustoms (Import of Goods at Concessional Rate of Duty) Rules, 2017に定められた手続に従うことを条件に、レムデシビルの製造に使用されるベータシクロデキストリン (SBEB CD)
 - (iii) 注射用レムデシビル
- (2) 2021年4月24日から同年7月31日までの期間について、COVID-19 ワクチン、酸素濃縮器、医療用酸素、酸素ポンプ、酸素充填装置、酸素貯蔵タンク、酸素発生装置、酸素輸送用 ISO 容器、極低温シリンダー及びタンクを含む酸素ポンプ並びにベンチレーター等の COVID-19 対策商品の輸入関税を一時的に免除した⁵¹⁴。その後、当該措置は同年9月30日まで期間延長された⁵¹⁵。
- (3) 2021年4月30日から、炎症診断 (マーカー) キット (IL6、D-ダイマー、CRP (C-Reactive Protein)、LDH (Lactate De-Hydrogenase)、フェリチン、プロカルシトニン (PCT)、血液ガス試薬) の輸入関税を一時的に免除した⁵¹⁶。

⁵¹¹ Central Board of Indirect Taxes & Customs “Customs (Administration of Rules of Origin under Trade Agreements) Rules, 2020 (CAROTAR, 2020)” (https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/CarotarBrochure_8thOct2020.pdf) (2023年1月1日確認)

⁵¹² Central Board of Indirect Taxes & Customs “Instruction No. 18/2021-Customs” (<https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cs-instructions/cs-instructions-2021/cs-ins-18-2021.pdf>) (2023年1月1日確認)

⁵¹³ WTO “REPORT ON G20 TRADE MEASURES (MID-OCTOBER 2020 TO MID-MAY 2021)” (https://www.wto.org/english/news_e/news21_e/report_trdev_jun21_e.pdf) (2023年1月1日確認) 及び Ministry of Finance - Department of Revenue “Notification No. 27/2021- Customs” (<https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2021/cs-tarr2021/cs27-2021.pdf>) (2023年1月1日確認)

⁵¹⁴ WTO “REPORT ON G20 TRADE MEASURES (MID-OCTOBER 2020 TO MID-MAY 2021)” (https://www.wto.org/english/news_e/news21_e/report_trdev_jun21_e.pdf) (2023年1月1日確認) 及び Ministry of Finance - Department of Revenue “Notification No. 28/2021- Customs” (<https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2021/cs-tarr2021/cs28-2021.pdf>) (2023年1月1日確認)

⁵¹⁵ WTO “COVID-19: Measures affecting trade in goods” (https://www.wto.org/english/tratop_e/covid19_e/trade_related_goods_measures_e.htm) (2023年1月1日確認)、Ministry of Finance - Department of Revenue “Notification No. 31/2021- Customs” (<https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2021/cs-tarr2021/cs31-2021.pdf>) (2023年1月1日確認) 及び Ministry of Finance - Department of Revenue “Notification No. 41/2021- Customs” (<https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2021/cs-tarr2021/cs41-2021.pdf>) (2023年1月1日確認)

⁵¹⁶ WTO “REPORT ON G20 TRADE MEASURES (MID-OCTOBER 2020 TO MID-MAY 2021)” (https://www.wto.org/english/news_e/news21_e/report_trdev_jun21_e.pdf) (2023年1月1日確認) 及び Ministry of Finance - Department of Revenue “Notification No. 29/2021- Customs” (<https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2021/cs-tarr2021/cs29-2021.pdf>) (2023年1月1日確認)

- (4) 2021年5月1日から同年6月30日までの期間について、個人使用目的で輸入される酸素濃縮器の物品サービス総合税（IGST）を一時的に12%に引き下げた⁵¹⁷。
- (5) 2021年5月3日から同年6月30日までの期間について、以下の条件を満たしている場合、上述(1)及び(2)の物品の物品サービス総合税（IGST）を一時的に免除した⁵¹⁸。
- (i) 当該物品が州政府又は州政府によって権限を与えられた団体、救済機関若しくは法定機関によってCOVID対策目的で無償でインドに輸入されていること
 - (ii) 当該物品がCOVID対策目的でインド国内で無償配布するために海外から受け取っていること
 - (iii) 所定の手続に従っていること
- (6) 2021年5月31日から同年8月31日までの期間について、以下の条件を満たしている場合、上述(1)及び(2)の物品の物品サービス総合税（IGST）を一時的に免除した⁵¹⁹。
- (i) 輸入された当該物品が、中央政府若しくは州政府に、又は州当局の推薦する救済機関等は無償で提供されること
 - (ii) 当該物品がCOVID救済のための無償配布を意図している旨の証明書を提出することその他所定の手続に従っていること
7. 露のウクライナ侵攻による関税に係る制裁措置については、確認されなかった⁵²⁰。

⁵¹⁷ WTO “REPORT ON G20 TRADE MEASURES (MID-OCTOBER 2020 TO MID-MAY 2021)” (https://www.wto.org/english/news_e/news21_e/report_trdev_jun21_e.pdf)（2023年1月1日確認）及び Ministry of Finance - Department of Revenue “Notification No. 30/2021– Customs” (<https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2021/cs-tarr2021/cs30-2021.pdf>)（2023年1月1日確認）

⁵¹⁸ WTO “REPORT ON G20 TRADE MEASURES (MID-OCTOBER 2020 TO MID-MAY 2021)” (https://www.wto.org/english/news_e/news21_e/report_trdev_jun21_e.pdf)（2023年1月1日確認）及び Ministry of Finance - Department of Revenue “Ad hoc Exemption Order No. 4/2021-Customs” (<https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2021/cs-tarr2021/AdHoccs04-2021.pdf>)（2023年1月1日確認）

⁵¹⁹ WTO “COVID-19: Measures affecting trade in goods” (https://www.wto.org/english/tratop_e/covid19_e/trade_related_goods_measures_e.htm)（2023年1月1日確認）及び Ministry of Finance - Department of Revenue “Notification No. 32/2021– Customs” (<https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2021/cs-tarr2021/cs32-2021.pdf>)（2023年1月1日確認）。なお、WTOのHP上では「No. 33/2021-Customs」と記載されているが、「No. 32/2021-Customs」の誤記と思われる。

⁵²⁰ Peterson Institute for International Economics “Russia’s war on Ukraine: A sanctions timeline” (<https://www.piie.com/blogs/realtime-economics/russias-war-ukraine-sanctions-timeline>)（2023年1月1日確認）

(2) P.152,153の「(2) 特別追加関税等」＜措置の概要＞、 国際ルール上の問題点＞ の内容に変更・アップデート情報があれば報告ください。また、GST 導入に伴い追加関税 (CVD 等) が廃止されたとの情報もあることから他の税との関係について調査・整理ください。

1. 2017年7月1日の物品及びサービス税 (GST) の導入以降、GST 評議会会議が定期的開催されている。一昨年の報告以降、次の各 GST 評議会会議にて、複数品目の税率の変更について決定された。

会議の名称	開催日	主な品目及び改正前税率	改正後税率
第 38 回 GST 評議会会議 ⁵²¹	2019 年 12 月 18 日	・ 商品包装用のポリエチレン又はポリプロピレン等の織布及び不織布製の袋又はバッグ 12%	18%
第 39 回 GST 評議会会議 ⁵²²	2020 年 3 月 14 日	・ 携帯電話及び特定部品 12% ・ 手製マッチ 5% ・ その他のマッチ 18%	18% 12% 12%
第 40 回 GST 評議会会議 ⁵²³	2020 年 6 月 12 日	該当なし	該当なし
第 41 回 GST 評議会会議 ⁵²⁴	2020 年 8 月 27 日	該当なし	該当なし
第 42 回 GST 評議会会議 ⁵²⁵	2020 年 10 月 5 日及び 12 日	目立った改正なし	該当なし
第 43 回 GST 評議会会議 ⁵²⁶	2021 年 5 月 28 日	・ 医療用酸素、酸素濃縮器、COVID-19 ワクチン等の COVID-19 関連商品	免除
第 44 回 GST 評議会会議 ⁵²⁷	2021 年 6 月 12 日	・ レムデシビル 12% ・ 医療用酸素 12% ・ Covid-19 検査キット 12%	5% 5% 5%
第 45 回 GST 評議会会議 ⁵²⁸	2021 年 9 月 17 日	・ 鉄、銅、アルミニウム、鉱石及び精鉱 5% ・ 特定再生可能エネルギー機器及び部品 5% ・ 紙製カートン、箱、袋、包装容器等 12%	18% 12% 18%

⁵²¹ Goods and Services Tax Council “Minutes of the 38th GST Council Meeting held on 18th December, 2019” (<https://gstcouncil.gov.in/sites/default/files/Signed%20Minutes%20-%2038th%20GST%20Council%20Meeting.pdf>) (2023 年 1 月 1 日確認)

⁵²² Goods and Services Tax Council “Minutes of the 39th GST Council Meeting held on 14th March, 2020” (<https://gstcouncil.gov.in/sites/default/files/Signed%20Minutes%2039th%20GSTCM.pdf>) (2023 年 1 月 1 日確認)

⁵²³ Goods and Services Tax Council “40th GST Council Meeting held on 12th June, 2020 by Video Conferencing” (<https://gstcouncil.gov.in/40th-gst-council-meeting>) (2023 年 1 月 1 日確認)

⁵²⁴ Goods and Services Tax Council “41st GST Council Meeting held on 27th August, 2020 by Video Conferencing” (<https://gstcouncil.gov.in/41st-gst-council-meeting>) (2023 年 1 月 1 日確認)

⁵²⁵ Goods and Services Tax Council “42nd GST Council Meeting held on 5th & 12th October, 2020 by Video Conferencing” (<https://gstcouncil.gov.in/42nd-gst-council-meeting>) (2023 年 1 月 1 日確認)

⁵²⁶ Goods and Services Tax Council “43rd GST Council Meeting held on 28th May 2021 in New Delhi.” (<https://gstcouncil.gov.in/43rd-gst-council-meeting#>) (2023 年 1 月 1 日確認)

⁵²⁷ Goods and Services Tax Council “44th GST Council Meeting held on 12th June 2021 in New Delhi.” (<https://gstcouncil.gov.in/44th-gst-council-meeting>) (2023 年 1 月 1 日確認)

⁵²⁸ Goods and Services Tax Council “45th Meeting of the GST Council, Lucknow 17th September, 2021 PRESS RELEASE” (https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/press-release/PRESS_RELEASE_45.pdf) (2023 年 1 月 1 日確認)

会議の名称	開催日	主な品目及び改正前税率	改正後税率
		/18%	
		・ ポリウレタン等のプラスチックの廃棄物及びスクラップ 5%	18%
		・ 各種ペン類 12%	18%
		/18%	
第 46 回 GST 評議会会議 ⁵²⁹	2021 年 12 月 31 日	該当なし	該当なし
第 47 回 GST 評議会会議 ⁵³⁰	2022 年 6 月 29 日	・ 印刷用及び筆記用のインク 12%	18%
		・ 刃付きナイフ、ペーパーナイフ、鉛筆削り及びその刃、スプーン、フォーク、お玉、網杓子、ケーキサーバー等 12%	18%
		・ LED ランプ、ライト及び器具、それらの金属プリント回路基板 12%	18%
		・ タール（石炭、石炭ガス化プラント、生産ガスプラント、コークス炉プラントのいずれかからのもの） 5%/18%	18%
		・ 印刷された地図帳、壁地図、地形図、地球儀を含む、あらゆる種類の地図、水路図又は類似の図表 なし	18%
第 48 回 GST 評議会会議 ⁵³¹	2022 年 12 月 17 日	・ チルカを含む豆類の粗穀、チュニ・チュリ・カンダを含む精製品 5%	なし
		・ 自動車用燃料（ガソリン）に混合するために製油所に供給されるエチルアルコール 18%	5%

2. 次の品目は、現在も GST の対象外となっているため、引き続き、付加価値税（VAT）・中央販売税（CST）、相殺関税（CVD）、追加関税（ADC）・特別追加関税（SAD）が課される（2017 年 GST 法（Integrated Goods and Services Tax Act, 2017）第 5 条第 1 項、第 2 項）⁵³²。

- 原油、高速ディーゼル、ガソリン、天然ガス、航空タービン燃料、人が消費するアルコール

3. 2021 年 2 月 1 日、2021 年度予算案において、特定輸入品又は特定物品に対して追加関税として、農業等の開発を目的として徴収される農業インフラ開発税（Agriculture Infrastructure and Development Cess : AIDC）の導入が公表された⁵³³。

1975 年関税率法（Customs Tariff Act, 1975）第一附則に規定された物品に対し、基本関税率を超えない税率で課される。AIDC は、様々な項目に分類される特定の商品に対して、2.5～100%の税率で

⁵²⁹ Goods and Services Tax Council “Minutes of the 46th Meeting GST Council held on 31st December, 2021” (https://gstcouncil.gov.in/sites/default/files/Minutes/46TH_MEETING_MINUTES.pdf)（2023 年 1 月 1 日確認）

⁵³⁰ Press Information Bureau Government of India Ministry of Finance “Recommendations of 47th GST Council Meeting” (<https://pib.gov.in/Pressreleaseshare.aspx?PRID=1838020>)（2023 年 1 月 13 日確認）

⁵³¹ Central Board of Indirect Taxes & Customs “48th Meeting of the GST Council 17th December, 2022 PRESS RELEASE” (<https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/press-release/Press%20Release%2048th%20GSTC%2017.12.2022.pdf>)（2023 年 1 月 13 日確認）

⁵³² JETRO 「関税制度（インド）」 (https://www.jetro.go.jp/world/asia/in/trade_03.html)（2023 年 1 月 1 日確認）

⁵³³ GOVERNMENT OF INDIA “BUDGET 2021-2022 SPEECH OF NIRMALA SITHARAMAN MINISTER OF FINANCE” (https://www.indiabudget.gov.in/doc/Budget_Speech.pdf)（2023 年 1 月 1 日確認）

通知されている。結果として基本関税率は引き下げられ、税負担は変わらない。AIDC は、基本関税と同様の取引額に基づいて計算される。自由貿易協定、事前認可制度、又は輸出指向型企業による関税免除を利用して輸入された物品に対しては、AIDC は免除される。特定の場合を除き、AIDC には社会福祉課徴金が課される⁵³⁴。

⁵³⁴ 日本貿易振興機構（ジェトロ）「関税制度（インド）」（https://www.jetro.go.jp/world/asia/in/trade_03.html）（2023 年 1 月 1 日確認）

(3) P.153,154の「(3) ICT 製品に対する関税引上げ」＜最近の動き＞において、2021年5月以降に関税率が引き上げられた品目はないか、追加関税引上げ品目があった場合は、その通達番号、品目番号（HSコード）、品目名、どのくらい税率が引き上げられたのか、また譲許税率の範囲内であるか調査ください。また、関税が引き上げられた背景について、GST 導入や CVD 廃止との関係が噂されていますが、現地報道など可能な範囲で調査ください。

2020年5月以降、主に以下の品目に対する関税が変更された。

HS コード	製品概要	関税率 (%)	譲許税率との関係 ⁵³⁵
73072900、73079990、 73089090、73102990、 73209090、73259999、 73261990 及び 73269099 ⁵³⁶	携帯電話用 SIM ソケット／その他の機械製品（金属）（73269099）を除く全ての製品	10%	HS7307、HS7308 及び HS7310 の譲許税率は 40% であり、左記関税率はその範囲に含まれる。その他の HS コードについては譲許税率は設定されていない。
8544（85443000 及び 854470 を除く） ⁵³⁷	全ての製品（携帯電話用 USB ケーブルを除く）	10%	HS8544 の最高譲許税率は 40% であり、左記関税率はその範囲に含まれる。
全ての章 ⁵³⁸	リチウムイオン電池及び電池パックのプリント基板アセンブリ（PCBA）（関税項目 85079090）の製造に使用するための部品又は副部品	2.5%	—
85076000 ⁵³⁹	S. Nos. 527A 及び 527B で言及しているものを除く電池又は電池パックの製造に使用するリチウムイオン電池	5%	譲許税率は設定されていない。
85076000 ⁵⁴⁰	携帯電話のバッテリー又はバッテリーパックの製造に使用されるリチウムイオン電池	5%	譲許税率は設定されていない。
85076000 ⁵⁴¹	電気自動車又はハイブリッド車のバッテリー又はバッテリーパックの製造に使用されるリチウムイオン電池	5%	譲許税率は設定されていない。
85076000 ⁵⁴²	リチウムイオン電池又は携帯電話用電池パック	15%	譲許税率は設定されていない。

⁵³⁵ WTO “Welcome to the Tariff Download Facility” (<http://tariffdata.wto.org/default.aspx>) (2023 年 1 月 13 日確認)

⁵³⁶ Central Board of Indirect Taxes & Customs “Notification No. 2/2021-Customs” (<https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2021/cs-tarr2021/cs02-2021.pdf>) (2023 年 1 月 1 日確認)

⁵³⁷ Central Board of Indirect Taxes & Customs “Notification No. 2/2021-Customs” (<https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2021/cs-tarr2021/cs02-2021.pdf>) (2023 年 1 月 1 日確認)

⁵³⁸ Central Board of Indirect Taxes & Customs “Notification No. 2/2021-Customs” (<https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2021/cs-tarr2021/cs02-2021.pdf>) (2023 年 1 月 1 日確認)

⁵³⁹ Central Board of Indirect Taxes & Customs “Notification No. 2/2021-Customs” (<https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2021/cs-tarr2021/cs02-2021.pdf>) (2023 年 1 月 1 日確認)

⁵⁴⁰ Central Board of Indirect Taxes & Customs “Notification No. 2/2021-Customs” (<https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2021/cs-tarr2021/cs02-2021.pdf>) (2023 年 1 月 1 日確認)

⁵⁴¹ Central Board of Indirect Taxes & Customs “Notification No. 2/2021-Customs” (<https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2021/cs-tarr2021/cs02-2021.pdf>) (2023 年 1 月 1 日確認)

⁵⁴² Central Board of Indirect Taxes & Customs “Notification No. 2/2021-Customs” (<https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2021/cs-tarr2021/cs02-2021.pdf>) (2023 年 1 月 1 日確認)

HS コード	製品概要	関税率 (%)	譲許税率との関係 ⁵³⁵
85076000 ⁵⁴³	以下の製品を除く全ての製品 (i) S.No.528A 及び 528B に記載された製品 (ii) モバイルバッテリー	10%	譲許税率は設定されていない。
85049090 ⁵⁴⁴	以下の製品を除く全ての製品 (a) 充電器又は電源アダプタのプリント基板アセンブリ (b) 充電器又は電源アダプタのプラスチック成形品	10%	HS850490 の最高譲許税率は 25%であり、左記関税率はその範囲に含まれる。
8501 ⁵⁴⁵	手首に装着するウェアラブル機器（通称スマートウォッチ）の製造に使用されるパイプ ーターモーター	10%	HS8501 の最高譲許税率は 40%であり、左記関税率はその範囲に含まれる。
85076000、85078000 ⁵⁴⁶	手首に装着するウェアラブル機器（通称スマートウォッチ）の製造に使用される電池	0%/5% /10%/15%	HS850760 の譲許税率は設定されていない。 HS850780 の譲許税率は 40%であり、左記関税率はその範囲に含まれる。
85177910 ⁵⁴⁷	手首に装着するウェアラブル機器（通称スマートウォッチ）の製造に使用されるプリント基板アセンブリ（PCBA）	0%/10% /15%	譲許税率は設定されていない。
85076000、85078000 ⁵⁴⁸	ウェアラブル機器の製造に使用される電池	0%/5% /10%/15%	HS850760 の譲許税率は設定されていない。 HS850780 の譲許税率は 40%であり、左記関税率はその範囲に含まれる。
85189000 ⁵⁴⁹	ウェアラブル機器の製造に使用されるプリント基板アセンブリ（PCBA）	0%/10% /15%	HS851890 の譲許税率は 0%であり、左記関税率の一部はその範囲外の可能性がある。

⁵⁴³ Central Board of Indirect Taxes & Customs “Notification No. 2/2021-Customs” (<https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2021/cs-tarr2021/cs02-2021.pdf>) (2023 年 1 月 1 日確認)

⁵⁴⁴ Central Board of Indirect Taxes & Customs “Notification No. 3/2021-Customs” (<https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2021/cs-tarr2021/cs03-2021.pdf>) (2023 年 1 月 1 日確認)

⁵⁴⁵ Central Board of Indirect Taxes & Customs “Notification No. 11/2022-Customs” (<https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2022/cs-tarr2022/cs11-2022.pdf>) (2023 年 1 月 1 日確認)

⁵⁴⁶ Central Board of Indirect Taxes & Customs “Notification No. 11/2022-Customs” (<https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2022/cs-tarr2022/cs11-2022.pdf>) (2023 年 1 月 1 日確認)

⁵⁴⁷ Central Board of Indirect Taxes & Customs “Notification No. 11/2022-Customs” (<https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2022/cs-tarr2022/cs11-2022.pdf>) (2023 年 1 月 1 日確認)

⁵⁴⁸ Central Board of Indirect Taxes & Customs “Notification No. 12/2022-Customs” (<https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2022/cs-tarr2022/cs12-2022.pdf>) (2023 年 1 月 1 日確認)

⁵⁴⁹ Central Board of Indirect Taxes & Customs “Notification No. 12/2022-Customs” (<https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2022/cs-tarr2022/cs12-2022.pdf>) (2023 年 1 月 1 日確認)

HS コード	製品概要	関税率 (%)	譲許税率との関係 ⁵³⁵
85189000 ⁵⁵⁰	ヒアラブル機器の製造に使用されるスピーカーアセンブリ	0%/5% /10%	HS851890 の譲許税率は40%であり、左記関税率の一部はその範囲外の可能性がある。
85065000 ⁵⁵¹	スマートメーターに使用される電池	0%/5% /10%	HS850650 の譲許税率は40%であり、左記関税率はその範囲に含まれる。
85176990 ⁵⁵²	スマートメーターの製造に使用される通信モジュール	0%/5% /10%	HS851769 の最高譲許税率は40%であり、左記関税率はその範囲に含まれる。
85177100 ⁵⁵³	スマートメーターの製造に使用されるアンテナ	0%/5% /10%	譲許税率は設定されていない。
85171110、85171190、 85171300、85171400、 85171810、85171890、 85176210、85176220、 85176230、85176240、 85176250、85176260、 85176270、85176910、 85176920、85176940、 85176950、85176960、 85176970、85177910 ⁵⁵⁴	全ての製品	0%	譲許税率は設定されていない又は設定されていてもその範囲内である。

譲許税率については、WTOのデータベースにおいて譲許税率の記載が無いため、譲許税率の範囲内であるかは不明である。

日本政府は、インド政府によるICT製品の関税引上げに関して、インド政府に対し、2019年5月10日、WTO協定に基づく二国間協議を要請したが、協議による解決には至らなかったことから、2020年3月19日、WTO協定に基づきパネル（第1審）での審理を要請し、同年7月29日、紛争解決機関（DSB）会合において、パネルが設置された⁵⁵⁵。なお、パネルによれば、COVID-19の流行等が原因で審理に時間を要していたものの、2023年の第1四半期中に最終報告を提出する予定とのことである⁵⁵⁶。

また、2021年2月1日、2021年度予算案において、携帯電話部品及び携帯電話充電器部品の関税の引上

⁵⁵⁰ Central Board of Indirect Taxes & Customs “Notification No. 12/2022-Customs” (<https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2022/cs-tarr2022/cs12-2022.pdf>)（2023年1月1日確認）

⁵⁵¹ Central Board of Indirect Taxes & Customs “Notification No. 13/2022-Customs” (<https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2022/cs-tarr2022/cs13-2022.pdf>)（2023年1月1日確認）

⁵⁵² Central Board of Indirect Taxes & Customs “Notification No. 13/2022-Customs” (<https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2022/cs-tarr2022/cs13-2022.pdf>)（2023年1月1日確認）

⁵⁵³ Central Board of Indirect Taxes & Customs “Notification No. 13/2022-Customs” (<https://www.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/customs/cs-act/notifications/notfns-2022/cs-tarr2022/cs13-2022.pdf>)（2023年1月1日確認）

⁵⁵⁴ Central Board of Indirect Taxes & Customs “Notification No. 22/2022-Customs” (<https://taxinformation.cbic.gov.in/view-pdf/1009295/ENG/Notifications>)（2023年1月1日確認）

⁵⁵⁵ 経済産業省「インドによるICT製品の関税引上げ措置についてWTO協定に基づくパネルが設置されました」（<https://www.meti.go.jp/press/2020/07/20200730006/20200730006.html>）（2023年1月1日確認）

⁵⁵⁶ WTO “INDIA - TARIFF TREATMENT ON CERTAIN GOODS COMMUNICATION FROM THE PANEL WT/DS584/13” (<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/584-13.pdf&Open=True>)（2023年1月18日確認）

げが公表された⁵⁵⁷。

⁵⁵⁷ GOVERNMENT OF INDIA “BUDGET 2021-2022 SPEECH OF NIRMALA SITHARAMAN MINISTER OF FINANCE ” (https://www.indiabudget.gov.in/doc/Budget_Speech.pdf) (2023 年 1 月 1 日確認)

（１）インドのサービス貿易に対する措置のうち、電子商取引に係る措置（外国メディア・コンテンツ規制、OTT規制、データ流通規制等）に関して、新たな規制の導入や既存措置への変更等があれば調査・報告ください。（電子商取引政策案、非個人情報ガバナンス枠組み報告書等）

1. 個人情報保護法案（The Personal Data Protection Bill, 2019）の策定

インド政府設立の専門家委員会は2018年7月27日、電子情報技術省に最終報告書⁵⁵⁸と個人情報保護法案の原案⁵⁵⁹を提出した。その後、電子情報技術省内での1年以上にわたる検討を経て、2019年12月、同省大臣から同法案（以下「2019年法案」という。）が国会に提出された⁵⁶⁰。また、国会の審議の過程においても、複数の修正が提案され、2021年個人情報保護法案（The Personal Data Protection Bill, 2021）として制定されることが期待されていた。2019年法案の概要は以下のとおりである。しかし、2019年法案は2022年8月3日に白紙撤回され、その後、（２）の質問に対する回答に記載のとおり、これに代わるものとして2022年デジタル個人データ保護法案（The Digital Personal Data Protection Bill, 2022）が公表された。

（1）適用主体

EU の一般データ保護規則（GDPR）と同様に域外適用され、インド国内に所在する法人・個人のみならず、インド国内に物理的な拠点を持たない企業であっても、インド国内で商品又はサービスを提供する全ての法人及び個人による個人情報⁵⁶¹の取扱いに適用される。

（2）罰則

違反の種類に応じて、全世界売上高の2～4%又は5～15千万インドルピー（約7,000万円～2.1億円）の何れか高い方の罰金が予定されている⁵⁶²。罰則の内容に、現行法にはない「全世界売上高の2～4%」が加わったことから、違反時には極めて高額な罰金を支払う可能性が生じることとなった。

（3）個人情報の取扱いが認められる場合の限定

個人情報の取扱いが認められる場合を一定の場合に限定している⁵⁶³。

（4）データ管理者（data fiduciary）の義務

データ管理者⁵⁶⁴が、データ主体の最善の利益に則して個人情報を取り扱うよう、一定の義務をデータ管理者に課している⁵⁶⁵。

⁵⁵⁸ Ministry of Electronics & Information Technology “A Free and Fair Digital Economy Protecting Privacy, Empowering Indians” (https://meity.gov.in/writereaddata/files/Data_Protection_Committee_Report-comp.pdf)（2023年1月1日確認）

⁵⁵⁹ Ministry of Electronics & Information Technology “THE PERSONAL DATA PROTECTION BILL, 2018” (https://meity.gov.in/writereaddata/files/Personal_Data_Protection_Bill%2C2018_0.pdf)（2023年1月1日確認）

⁵⁶⁰ PRS Legislative Research “THE PERSONAL DATA PROTECTION BILL, 2019” (<https://prsindia.org/billtrack/the-personal-data-protection-bill-2019>)（2023年1月1日確認）

⁵⁶¹ 「個人情報」とは、自然人を識別可能な特徴又はかかる特徴の組み合わせにより、直接的又は間接的に当該自然人を識別可能な自然人に関する情報をいう。

⁵⁶² 但し、違反の内容によっては3年以下の懲役が科される場合もある。

⁵⁶³ 例として、（i）個人情報の取扱いの開始時にデータ主体の同意がある場合、（ii）当局・法令又は裁判所の命令を遵守するために必要な場合、（iii）データ主体が契約当事者となっている労働契約の履行のために必要となる場合等が定められている。

⁵⁶⁴ 単独又は共同で個人情報の利用目的及び取扱いの方法を決定する個人、政府組織、会社その他の主体をいう。

⁵⁶⁵ 例として、（i）特定され、明確で、適法な目的以外で個人情報を取り扱わないこと、（ii）取扱いの目的に必要な限度においてのみ個人情報を取得すること、（iii）取扱いの目的、取り扱う個人情報等の種類、取扱いの根拠等を、当該個人情報等の取得時にデータ主体に明確かつわかりやすい方法により速やかに通知することなどが定められている。

(5) センシティブ個人情報⁵⁶⁶ (sensitive personal information) に関する規制

センシティブ個人情報については、データ主体の同意を取得する際により明確な同意を取得する必要があることや、国外移転を行うためには一定の要件を満たす必要があるなど、より厳しい規制が設けられている。

(6) データ主体の権利の明示

GDPR と同様、データポータビリティ権や、データ削除権などの権利を明示しており、データ主体が自らの意向で自らの個人情報をコントロールできるよう定めている。

(7) データローカライゼーションに関する規制

センシティブ個人情報については、インド国内のサーバーでその写しを保管しなければならないとしており、さらに、政府が別途指定する重要個人情報 (critical personal data) については、原則としてインド国内のサーバーでのみ処理することができるとしている。これは GDPR よりも厳しい規制といえ、クラウドで一括してデータを管理する企業等へのインパクトは大きい。

インド電子情報技術省により構成された専門家委員会は、2020 年 7 月及び 12 月に非個人データに関する規律についての報告書 (Non-Personal Data Governance Framework) を公表した。非個人データ一般につき、域外移転規制及びローカライゼーション規制を新たに設ける旨の提案は記載されていないが、個人データから派生した非個人データは、元の個人データの機密性 (sensitivity) を受け継ぐものとされている⁵⁶⁷。

2019 年法案が法律として成立した場合、非個人データの元となるデータが、2019 年法案上の域外移転規制 (上述(5)参照) 及びローカライゼーション規制 (上述(7)参照) に服するセンシティブ個人情報に該当するときには、匿名化された非個人データであっても域外移転規制やローカライゼーション規制に服すると解される可能性が否定できない。

2. 電子商取引政策案 (Draft National e-Commerce Policy) の策定

インドにおいては、2017年以降、WTOでの電子商取引交渉の開始や、国内市場における大型買収や政策文書を2018年にまとめた。その後政策文書の更なる精緻化を経て、2019年2月に「国家電子商取引政策案 (Draft National e-Commerce Policy)」が公表された⁵⁶⁸。現時点で確定した政策は公表されていないが、2020年10月の現地報道によれば2020年末までに確定した文書が公表される見込みであるとのことであるが、本調査基準日においてまだ公表されていない⁵⁶⁹。

3. 消費者保護 (Eコマース) 規則2020 (Consumer Protection (E-Commerce) Rules, 2020)

(1) 消費者保護 (Eコマース) 規則2020の公表

2020年 7月23日、インド中央政府は、消費者保護 (Eコマース) 規則2020 (Consumer Protection (E-Commerce) Rules, 2020。以下「EC規則」という。) を公表し、同日施行した。EC規則は、EC取引における、詐欺、不公正な取引慣行を防止し、消費者の正当な権利と利益を保護するための指針であり、EC事業者の責任等について規定している。EC規則の概要は、以下のとおりである。

⁵⁶⁶ 「センシティブ個人情報」とは、個人情報に該当する情報のうち、金融情報、健康情報、公的識別番号、性生活、性的指向、生体情報、遺伝情報、性同一性障害、インターセックス、カースト・種族、宗教・政治的信条、その他政府が別途指定する情報をいう。

⁵⁶⁷ Ministry of Electronics and Information Technology “Report by the Committee of Experts on Non-Personal Data Governance Framework” (https://static.mygov.in/rest/s3fs-public/mygov_160922880751553221.pdf) (2023 年 1 月 1 日確認)

⁵⁶⁸ Department for Promotion of Industry and Internal Trade PRS Legislative Research “Draft National e-Commerce Policy” (https://dippp.gov.in/sites/default/files/DraftNational_e-commerce_Policy_23February2019.pdf) (2023 年 1 月 1 日確認)

⁵⁶⁹ FINANCIAL EXPRESS “Govt: E-commerce policy in ‘final stages’ of drafting; retail trade policy to benefit 65m small traders” (<https://www.financialexpress.com/industry/sme/govt-e-commerce-policy-in-final-stages-of-drafting-retail-trade-policy-to-benefit-65m-small-traders/2115990/>) (2023 年 1 月 1 日確認)

① 適用対象

EC 規則は、インド国内の消費者を対象とする全ての EC 取引に適用される。なお、EC 規則は、インド国外の事業者がインド国内の消費者に対して商品又はサービスを提供する場合にも原則的に適用されるため、日本に所在する企業にも適用され得る点に留意されたい。

② EC 事業者の主な義務

- ・ EC 事業者の名称・所在地・連絡先等の情報を表示すること
- ・ 不公正な取引を行わず、又は、行わせないこと
- ・ 適切な苦情処理手続を定め、また、苦情処理に関する責任者を選任すること
- ・ 輸入品を提供する場合、輸入元に関する情報を表示すること
- ・ EC 事業者による一方的な解約の場合、消費者に対してキャンセル料金を課してはならないこと
- ・ 商品又はサービスの購入に関する消費者の明示的な同意を記録すること
- ・ 消費者による返金の申し出があった場合、合理的な期間内に返金を行うこと 他

③ 出品者の義務

- ・ 不公正な取引を行わないこと
- ・ 自らが出品した商品等について消費者であると偽って自ら評価しないこと
- ・ 商品の到着遅延、商品の瑕疵、誤った商品の配送、広告に記載された商品の性質と実際の商品の性質の不一致等を理由とする返品を拒否してはならないこと
- ・ EC 事業者と書面による契約を締結すること
- ・ 広告に記載された商品の性質と実際の商品の性質を一致させること・商品や配送方法に関して適切な情報を EC サイト上にて表示すること 他

(2) 改正の動き

近時、EC 規則を改正しようとする動きがある。インド政府の改正案における主な変更点としては、電子商取引事業者は産業内貿易促進局（DPITT）に登録をすることが必要となることや、コンプライアンス責任者等の選任が必要となることが挙げられる⁵⁷⁰。

5. 2021 年消費者保護（直接販売）規則（Consumer Protection (Direct Selling) Rules, 2021）の施行

2020 年 7 月 23 日、インド中央政府は、2021 年消費者保護（直接販売）規則（Consumer Protection (Direct Selling) Rules, 2021。以下「消費者保護規則」という。）を公表し、同日施行した。消費者保護規則は、直接販売事業者及び直接販売者による、ねずみ講及び資金循環スキームの推進の禁止について規定している⁵⁷¹。

⁵⁷⁰ AZB & PARTNERS ADVOCATES & SOLICITORS “Proposed Amendment to the E-Commerce Rules – Keeping E-commerce Entities on a Tight Leash” (<https://www.azbpartners.com/bank/proposed-amendment-to-the-e-commerce-rules-keeping-e-commerce-entities-on-a-tight-leash/>)（2023 年 1 月 1 日確認）

⁵⁷¹ Ministry of Consumer Affairs, Food & Public Distribution (<https://pib.gov.in/PressReleasePage.aspx?PRID=1785873>)（2023 年 1 月 1 日確認）

(2) 本年8月、2019年に公表されたインドの個人情報保護法案が取り下げとなりましたが、本年中に個人情報に留まらないより包括的な法案ドラフトのパブリックコメントが開始されるとの観測があります。法案が公表された場合、インドにおける自由な企業活動および自由な越境データ移転に影響しうる内容（個人データ・非個人データの越境移転規制、データの国内保存義務・国内処理義務、ガバメントアクセス条項等）や、その他日本企業に（法令上又は事実上）不利益に働く内容（国内支店等開設義務、サーバー設置義務等）国内について、法令の最新情報、調査・報告ください。

2022年11月18日、電子情報技術省は、2022年デジタル個人データ保護法案（The Digital Personal Data Protection Bill, 2022。以下、「2022年法案」という。）を公表した⁵⁷²。2022年法案は、2022年8月3日に白紙撤回となった2019年法案に代わるものである。2022年法案の概要は以下のとおりである。

(1) 適用範囲

- ・ 2022年法案は、2019年法案に存在した、個人データ（personal data）、センシティブ個人データ（sensitive personal data）、及び重大個人データ（critical personal data）という区分を廃止した。
- ・ 2019年法案は、個人データ以外の情報も適用対象としていたが、2022年法案では、個人データ以外の情報を適用対象外としている。
- ・ さらに、個人データのうち、(a)自動的に処理されない個人データ、(b)オフラインの個人データ、(c)私的に又は家庭内で利用される個人データ、及び(d)100年以上存在している記録に含まれる個人データについても、2022年法案の適用対象外としている。また、匿名化された個人データに関する規定は設けられていない。
- ・ 域外適用に関する規定は、2019年法案と類似しており、インドのデータ主体（Data Principal）に関するプロファイリング又は同人への物品サービスの提供のために当該データ主体の個人データを処理する場合には、インド国外であっても2022年法案が適用される旨定めている。

(2) 同意の取得プロセスに関する規定

- ・ 2022年法案は、個人データをデータ主体の同意により取得しようとする者は、取得しようとする個人データ及びその取得目的を明確かつ平易な言葉で、取得しようとする個人データ毎に、データ主体に対し個別に通知しなければならない旨規定している。また、2022年法案施行前に取得された個人データについても、可及的速やかに、上述の通知をしなければならないとしている。
- ・ EU一般データ保護規則（GDPR）と同様に、同意は個別具体的なものである必要があるなど、同意の有効性に関する要件も規定されている。また、個人データの提供が合理的に期待される場合（例：レストランで予約をする際に提供する名前と携帯電話番号）等、同意があったとみなされる場合について、具体例とともに列記されている。なお、上述の通知義務の履行及び同意の取得が、2022年法案に基づいて有効に行われていることの立証責任は、個人データの取得者側にあるとされている。
- ・ 2022年法案は、政府が、データ主体が被る不利益とデータ処理により得られる利益の比較、公共の利益、及びデータ主体の合理的な期待の程度を考慮の上、公正かつ合理的であると判断した目的での個人データの取得については、下位法令・通達等に定めることで、同意があったとみなす（すなわち、個別の同意は不要）旨規定している。この点については政府による濫用の危険性を孕むものであるため、留意する必要がある。

(3) 重要なデータ受託者（Significant Data Fiduciary）の義務

- ・ データ受託者（Data Fiduciary）に対しては、適切な技術的かつ組織的措置を講ずる義務やデータ主体の苦情を処理するための体制を整備する義務等複数の義務が規定されている。加えて、政府が指定する重要なデータ受託者には、追加的な義務として、独立の監査人による監査、インパクトアセスメント、データ保護責任者（DPO）の設置義務等が課されるが、その内容は2019年法案の内容を概ね維持している。
- ・ 2022年法案では、重要なデータ受託者の義務が課されるデータ処理に該当するか否かの判断基準に

⁵⁷² Ministry of Electronics & Information Technology (<https://www.meity.gov.in/content/digital-personal-data-protection-bill-2022>) (2023年1月1日確認)

関し、処理されるデータの量及び機微性、データ主体への危害のリスク、民主的な選挙へのリスク等が追加される一方で、売上高（turnover）が判断基準から削除された。

(4) 国外移転とデータローカライゼーション

- ・ 2022 年法案においては、複雑なデータの国外移転に関する規定や一定の重要な個人データをインド国内でのサーバーのみで処理すべきとするデータローカライゼーションの規定が削除された。これらは全て下位法令・通達等に移譲される建付けとなっているため、政府の裁量が大きく運用リスクのある規定であるといえる。下位法令・通達等及び運用ガイドラインの早期の整備が望まれるところである。

(5) 罰則

- ・ 2022 年法案においては、個人データ侵害（personal data breach）に対し、その重大性等に基づき、25 億ルピーまでの金銭的ペナルティ（financial penalty）が予定されており、違反者の売上の最大 4%を上限額とする 2019 年法案の罰則規定と異なる。
- ・ 2019 年法案に規定されていた禁固刑は削除され、金銭的ペナルティのみに統一されている。

（１）2022年版不正貿易報告書P.162-164「（１）模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題」について、最新情報を調査ください。具体的には、TRIPS 協定第 41 条第 1 項（効果的な権利行使実現）の履行状況を評価する視点から、推定被害総額（可能であれば日系企業・日本製品の被害額）、取締り件数や不正商品の押収額（機関別（税関や警察、市場管理機関などの別）の件数、金額）の推移（過去 5 年程度）、民事・刑事・行政救済の内容などを調査ください。

1. 模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題

(1) 産業財産権登録のための審査期間

平均的な所要期間は、下表のとおりである。なお、平均的な所要期間は、公表されていないため、下表の数値は別添の現地の法律事務所の弁護士の所感である⁵⁷³。

知的財産権	申請から登録までの所要期間（内容審査／拒絶通知無し）	申請から登録までの所要期間（内容審査／拒絶通知あり）
特許	該当なし ⁵⁷⁴ （インドにおいて特許の付与のためには拒絶通知が必須であるため）	3~4 年
意匠	2~3 か月	8~12 か月
商標	6~8 か月	2 年

(2) 取締り件数の推移

取締り件数は公表されていない。

2021 年 6 月に、インドにおいて様々な認証手段に基づき模倣品対策に取り組む非営利組織である認証ソリューションプロバイダ協会（Authentication Solution Providers' Association）は、インド国内における模倣品による被害額は毎年 1 兆ルピー（約 1.4 兆円）以上であり、2018 年から毎年平均 20%増加したとの報告書（The State of Counterfeiting In India – 2021）を公開している⁵⁷⁵。なお、2022 年度の報告書は不見当であり、昨年度の報告書からのアップデートは特にない。

新型コロナウイルスの感染拡大以降、消毒液、マスク、検査薬等の新型コロナウイルスに関連する製品の需要が高まったことに伴い、これらの模倣品が増加したとの現地報道がされている^{576 577}。各流通経路における、政府の対応は以下のとおりである。

ア 警察におけるレイドの実施による模倣品の押収

著名な製薬企業の商品ラベルを貼付し、実際には消毒効果がないにも関わらず、消毒効果があると宣伝されている消毒液の模倣品の地元市場への流通が増加した⁵⁷⁸。2020 年 3 月に入り、当局及び地元警察が市民より通報を受けて、消毒液の模倣品の製造業者の工場の閉鎖措置や、販売業者が保有する偽物の消毒液のレイドを実施した。レイドとは、地元市場における模倣品の販売を根

⁵⁷³ 別添の現地法律事務所提供資料を参照

⁵⁷⁴ 1970 年特許法第 11B 条

⁵⁷⁵ Authentication Solution Providers' Association “The State of Counterfeiting in India Report 2021” (<https://www.aspaglobal.com/pre-upload/nation/1623216858-4730baa0efdb83aba174859af0a3a6a5-Report%20The%20State%20of%20Counterfeiting%20in%20India%202021.pdf>)（2023 年 1 月 11 日確認）

⁵⁷⁶ The Times of India “Fake Covid-19 products, including unapproved herbal products from India, available on Twitter, Instagram” (<https://timesofindia.indiatimes.com/india/fake-covid-19-products-including-unapproved-herbal-products-from-india-available-on-twitter-in-instagram/articleshow/77909210.cms>)（2023 年 1 月 11 日確認）

⁵⁷⁷ New18 “Overpriced N95 Face Masks That You Bought on Shopping Sites Could Be Fake” (<https://www.news18.com/news/tech/overpriced-n95-face-masks-that-you-bought-on-shopping-sites-could-be-fake-exclusive-2596551.html>)（2023 年 1 月 11 日確認）

⁵⁷⁸ The Tribune “Crackdown on fake sanitiser units” (<https://www.tribuneindia.com/news/crackdown-on-fake-sanitiser-units-53949>)（2023 年 1 月 11 日確認）

絶させることを目的として、警察が、模倣品が販売されている疑いのある地元市場の店舗を一斉摘発し、模倣品の販売者の逮捕や模倣品の押収を行うものである。

イ 税関における模倣品取締りの強化

新型コロナウイルス関連の医薬品・検査キット、呼吸器、マスクなどの模倣品の輸入が増加した。現地報道によると、インドの税関当局は、これらの物品の輸入を防ぐための水際対策を積極的に行っている⁵⁷⁹。

(3) 民事・刑事・行政救済の内容

民事・刑事・行政の各救済方法は下表のとおりである。

救済類型	裁判所等
民事救済	各個別法に基づき損害賠償請求（懲罰的損害賠償制度あり）及び差止請求が可能である。
刑事救済	各個別法に基づき刑事罰が科される。 ● 特許権⁵⁸⁰ ● 商標⁵⁸¹ ● 著作権⁵⁸² ● 植物品種⁵⁸³ ● 地理的表示⁵⁸⁴
行政救済	没収、輸入差止等の措置が採られる。 ● 関税法⁵⁸⁵（商標、著作権、意匠、地理的表示）

主要な知的財産権である特許、商標、意匠について、行政救済までに要する平均的な所要期間は、下表のとおりである。なお、平均的な所要期間は、公表されていないため、下表の数値は別添の現地の法律事務所の弁護士の所感である⁵⁸⁶。

救済類型	特許	商標	意匠
民事救済	2～3 年	18 か月～2 年	18 か月～2 年
刑事救済	該当なし	レイド又は逮捕まで：被害届提出より 1 週間～10 日程度 刑事処分まで：3 年	該当なし
行政救済	該当なし	該当なし	該当なし

⁵⁷⁹ The Times of India “Customs sleuths on alert to prevent import of fake medicines” (<https://timesofindia.indiatimes.com/city/hyderabad/customs-sleuths-on-alert-to-prevent-import-of-counterfeit-medicines/articleshow/74992185.cms>)（2023 年 1 月 11 日確認）

⁵⁸⁰ 1970 年特許法第 118 条～第 120 条

⁵⁸¹ 1999 年商標法第 101 条～第 120 条

⁵⁸² 1957 年著作権法第 63 条～第 70 条

⁵⁸³ 2001 年植物品種の保護及び農家の権利法第 71 条～第 77 条

⁵⁸⁴ 1999 年地理的表示（登録及び保護）法第 37 条～第 54 条

⁵⁸⁵ 1962 年関税法第 11 条 2 項 n 号

⁵⁸⁶ 別添の現地法律事務所提供資料を参照

また、税関当局による救済について、税関当局への申請により没収、輸入差止めなどの保護を受けることができる。かかる申請に対する決定は、法律上、申請を受領してから 30 営業日以内になされることが求められているが⁵⁸⁷、実際の救済に係る平均的な所要期間は 6～7 か月程度である⁵⁸⁸。

(2) 2022年版不公正貿易報告書 P.164の「(2) 医薬品等の特許保護」について、＜措置の概要＞＜最近の動き＞における内容の変更・アップデート情報があれば報告ください。

1. 医薬品等の特許保護

ここで問題とされているのは、いわゆるエバーグリーニングを禁止する特許法第3条(d)と特許法の強制実施についてであるため、これらについて記載する。

(1) 特許法第3条(d)

昨年度の報告書からのアップデートは特にない。

(2) 強制実施

インド政府は、特に先進国との関係悪化を理由として、引き続き強制実施に消極的な姿勢を見せている。

2020年7月5日に、インド共産党 (Communist Party of India) が、中央政府に対して、新型コロナウイルスの患者への治療薬の一つであるレムデシビルの特許権について、強制実施権を発動することを要請したとの報道もあり⁵⁸⁹、新型コロナウイルスの感染拡大以降、強制実施権の発動に関する議論が再燃している。

2021年4月30日、インド最高裁判所は、中央政府に対し、レムデシビル等の医薬品について、特許法第92条に基づく特許の強制実施権の発動の可否について検討するよう提案した⁵⁹⁰。また、2021年7月、議会商事委員会関係部会は、中央政府に対し、新型コロナウイルス関連の医療用製品について、特許の強制実施権を発動するよう提案した⁵⁹¹。しかし、中央政府は現在に至るまで強制実施権を発動していない。

(3) 各種手続の期限延長の終了

COVID-19の流行を受け、2020年3月23日、インド最高裁判所は、2020年3月15日以降に期限が到来する法律上の各種手続については、その制限期間を延長するよう指示していた⁵⁹²。しかし、2021年9月23日、インド最高裁判所は、期間の延長措置を終了する旨の命令を出した⁵⁹³。

⁵⁸⁷ Central Board of Indirect Taxes & Customs “Intellectual Property Rules (Imported Goods) Enforcement Rules, 2007 第4条第1項” (<https://www.cbic.gov.in/htdocs-cbec/customs/cs-act/formatted-htmls/ipr-enforcementrules>) (2023年1月11日確認)

⁵⁸⁸ 別添の現地法律事務所提供資料を参照

⁵⁸⁹ THE WEEK “Issue compulsory license to Indian manufacturers to produce generic Remdesivir CPI M to govt” (<https://www.theweek.in/wire-updates/national/2020/07/05/del56-left-virus-remdesivir.html>) (2023年1月11日確認)

⁵⁹⁰ SUPREME COURT OF INDIA “Re-Distribution of Essential Supplies and Services During Pandemic Suo Motu Writ Petition (Civil) No.3 of 2021” (https://main.sci.gov.in/supremecourt/2021/11001/11001_2021_35_301_27825_Judgement_30-Apr-2021.pdf) (2023年1月11日確認)

⁵⁹¹ DEPARTMENT RELATED PARLIAMENTARY STANDING COMMITTEE ON COMMERCE “Review of the Intellectual Property Rights Regime in India” (https://rajyasabha.nic.in/rsnew/Committee_site/Committee_File/ReportFile/13/141/161_2021_7_15.pdf) (2023年1月11日確認)

⁵⁹² SUPREME COURT OF INDIA “SUO MOTU WRIT PETITION (CIVIL) No(s).3/2020” (https://districts.ecourts.gov.in/sites/default/files/10787_2020_1_12_21570_Order_23-Mar-2020_0.pdf) (2023年1月11日確認)

⁵⁹³ SUPREME COURT OF INDIA “Miscellaneous Application No. 665 of 2021 In SMW(C) No. 3 of 2020” (https://main.sci.gov.in/supremecourt/2021/10651/10651_2021_31_301_30354_Judgement_23-Sep-2021.pdf) (2023年1月11日確認)

1 1. ブラジル

知的財産

(1) 2022 年版不正貿易報告書 P166-167 の「特許・ノウハウ等のライセンス等への規制」について、特に、ライセンス契約のブラジル産業財産権庁への登録制度の改善に向けた動きとして、2017 年 7 月に施行された登録審査の簡素化に関する規則 70/2017 号や、同月に公表された審査ガイドライン（決議第 199/2017 号）等のような、2017 年以降アップデートされた情報があれば報告ください。2021 年 12 月 29 日に法律第 14.286/2021 号が交付され、特許やノウハウのライセンスに関するロイヤリティの海外送金に関する改正が行われておりますので、本改正に伴い、特に以下の 2 点を含め、具体的にどのようなアップデートがされたのかの調査をお願いいたします。

- ・法律第 4.131/1962 号第 9 条の修正により中央銀行への書類の提出が不要になったが、今後具体的にどのような手続きが必要になるのか。

- ・法律第 4.131/1962 号第 14 条と法律第 8.383/1991 号第 50 条補項の削除によりロイヤリティ海外送金の可能な範囲の制限が撤廃されたが、法律第 3.470/1958 号第 74 条においてロイヤリティの税額控除は 5% 上限があるため、実質的に 5% に制限されるか否か、またその点についての評価。

1. 特許・ノウハウ等のライセンス等への規制

(1) 技術移転契約のブラジル産業財産権庁（INPI）への登録制度は現在も存続している。

但し、INPI は、2022 年 12 月 28 日、技術移転契約の登録手続を簡素化する新たな審議⁵⁹⁴を公表し、規則第 70/2017 号や決議第 199/2017 号による登録手続簡素化をさらに推し進め、INPI が関係会社間の支払額（すなわち、海外へのロイヤリティ送金額）の上限を定める権限を持たないことを強調した。関係会社ではない会社間においては、既に上限規制が撤廃されているが、新しい規定のもとでは、全ての会社が上限規制の対象外となる。

2023 年 1 月 17 日時点の現地法律事務所の報告によると、当該審議については規準を定めるための修正が予定されており、今後数週間で修正後のものが公表される見込みであるとのことである。技術移転契約の登録手続の簡潔化については、審議において、以下の考え方が示されたため、このような考え方に基づいて規則が定められることが予想される⁵⁹⁵。

- ・署名：INPI は、従来ブラジルの公開鍵基盤（ICP-Brasil）に関する基準で認められていなかった電子署名を、技術移転契約の署名として用いることを承認する。また、INPI は、署名当事者が契約書の全てのページに署名する必要はないと定める。但し、代表者は、情報と文書の正確性を保証しなければならない。
- ・立会人：INPI は、私法上の契約が 2 人の立会人により署名される必要がないという考え方を示す。
- ・法人文書：INPI への登録申請において、申請者が内規やその他の法人文書を申請書に添付することは不要となる。
- ・ノウハウのライセンス：2022 年までは、INPI は、技術は完全な移転のみが可能であり、技術のライセンスは認められず、技術をライセンスするために定められた条件は無効であると解していた。しかし、登録手続の簡素化に伴い、INPI はノウハウや技術をライセンスできることを認め、今後は、ライセンス契約を登録する際に、「技術のライセンスのために定められた条件については無効とする」といった否認条項を定めないこととする。
- ・出願中商標のロイヤリティ：INPI は、登録済み商標のみならず、出願中の商標についても、ロイヤリティを設定できるという考え方を示す。

⁵⁹⁴ INPI ウェブサイト「Deliberações a respeito de contratos de transferência de tecnologia」 (<https://www.gov.br/inpi/pt-br/central-d-e-conteudo/noticias/deliberacoes-a-respeito-de-contratos-de-transferencia-de-tecnologia>)（2023 年 1 月 25 日確認）

⁵⁹⁵ 別添の Cescon, Barrieu, Flesch & Barreto Advogados 法律事務所提供資料を参照

- (2) 法律第 14.286/2021 号（改正外国為替法）に基づき、2023 年 1 月 1 日からはブラジル中央銀行への契約の登録が不要となったため、銀行や外国為替機関は、税金の支払いが完了した旨の証憑のみを求めることになる。また、ロイヤリティの海外送金については、ブラジル中央銀行や同行により規制される銀行その他の機関の定める規則に従って行われることとなる。

ブラジル中央銀行は、2022 年 12 月 31 日に、決議第 277 号、第 278 号、第 279 号、第 280 号及び第 281 号を公表した。ロイヤリティの海外送金において要求される主な手続としては、以下のようなものがある。

- ・ 支払いは、為替市場での業務が認可されている指定機関を通して行われなければならない。
- ・ 指定機関は、外国為替業務の目的を分類するためのコードを、顧客が明確に理解できるような任意の形式で、顧客が利用できるようにしなければならない。
- ・ 指定機関は、それぞれの支払指示書が、支払代理人及び受取人に関する情報（たとえば、以下の情報）が含まれることを確認しなければならない。
 - ① 支払代理人の名称、住所、口座識別子、個人納税者登録簿（CPF）又は法人納税者登録簿（CNPJ）の登録番号
 - ② 受取人の名称、口座識別子、取引に関する固有の識別子

さらに、①外国為替市場での業務を認可された機関（及び該当する場合は、仲介機関）の法人納税者登録簿（CNPJ）における身元、名称、登録番号は、当該機関の顧客に通知されなければならないほか、②為替システムにおける外国為替取引番号、③事象発生日と、その事象が契約締結、修正、解除に関係するものであるか、④該当する為替業務が外国通貨の売買であるかの情報、⑤外貨、⑥外貨建て金額、⑦為替レート、⑧ブラジルレアル建て金額、⑨必要がある場合は合計有効価額（VET）、⑩業務の目的、といった最小限の情報も、外国為替業務の過程において要求される。

なお、法律第 3.470/1958 号は、税額控除との関係でのみ適用され、ロイヤリティの海外送金については適用されないため、ロイヤリティの海外送金については実質的にも 5%に制限されるわけではないと考えられる⁵⁹⁶。

⁵⁹⁶ 別添の Cescon, Barrieu, Flesch & Barreto Advogados 法律事務所提供資料を参照